

1 第177回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第176回国会の会期末、平成22年11月26日から27日にかけて、仙谷内閣官房長官、馬淵国土交通大臣それぞれの問責決議案が参議院本会議で可決された。第177回国会（常会）の召集に当たって、菅内閣総理大臣は、平成23年1月14日、両大臣を退任させ、枝野官房長官、大畠国土交通大臣などを選任する内閣改造を行った。なお、この改造の中で、経済財政政策担当大臣に、たちあがれ日本を離党した与謝野馨衆議院議員が任命された。

第177回国会（常会）は、1月24日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。

国会の会期は、当初、6月22日までの150日間であったが、会期終了日の6月22日、衆議院本会議において、8月31日までの70日間延長することが議決され、最終的な会期は220日間となった。

（院の構成）

参議院では、1月24日の召集日当日の本会議で、議席の指定が行われた後、6特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題）が設置された。また、6月13日の本会議で東日本大震災復興特別委員会が設置された。

衆議院では、1月24日の召集日当日の本会議で、8特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、青少年問題、海賊・テロ、拉致問題、消費者問題、科学技術）

が設置された。また、4月12日の本会議で郵政改革特別委員会が、5月19日の本会議で東日本大震災復興特別委員会が設置された。

（施政方針演説・質疑）

召集日当日の1月24日、衆参両院の本会議で、菅内閣総理大臣の施政方針演説、前原外務大臣の外交演説、野田財務大臣の財政演説、与謝野経済財政政策担当大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）は、衆議院で26日及び27日、参議院で27日及び28日にそれぞれ行われた。

（平成二十三年度予算及び予算関連法案）

平成二十三年度予算を審査する衆議院予算委員会は、1月31日に、基本的質疑が開始された。

近年、予算と並行して、公債発行特例法案、税制改正関連法案などいわゆる予算関連法案が各委員会で審査され、予算と同時に参議院に送付されることが多く、政府・与党は、平成二十三年度予算及び関連法案についても、同時成立を目指し野党に働きかけを行ったが、予算が衆議院通過後30日で自然成立するのとは異なり、法律案はいわゆるねじれ状態の中で成立の見通しが立たないことなどから、平成二十三年度予算のみ、2月28日、衆議院予算委員会で可決し、翌3月1日未明、衆議院本会議において可決され、参議院に送付された。

同日、参議院において、政府・与党が

衆議院において予算関連法案の採決を先送りしたことに對し議論が起こったことなどにより、2日の予算委員会での審査は見送られた。

その後、参議院予算委員会は、4日より、基本的質疑に入ったが、同日の審査の中で、前原外務大臣の外国人献金が問題となり、7日、前原外務大臣は辞任した。

（東日本大震災）

3月11日、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の巨大地震が発生した。

これにより発生した大津波は、東日本太平洋岸一帯に甚大な被害をもたらし、さらに、地震、津波によって引き起こされた東京電力福島第一原子力発電所事故とあいまって、未曾有の複合的な災害に至った。

地震発生時には、参議院決算委員会で平成二十一年度決算の審査を行っていたが、地震を受け休憩の後、散会となった。

政府は、この東日本大震災への対応として、災害応急活動、被災者救援活動等に取り組むとともに、国会では、11日以降に予定されていた平成二十三年度予算を審査する参議院予算委員会を始め、すべての会議が中止された。

17日、衆議院において今回の大震災に関連した衆議院災害対策特別委員長提出の地震防災対策特措法案及び内閣提出の東北沖地震選挙期日特例法案の審査が行われ、国会審議が再開された。

参議院予算委員会も22日に平成二十三年度予算の審査を再開し、29日、平成二十三年度予算は、予算委員会とこれに続く本会議で否決後、衆議院に返付され

たが、両院協議会において議が整わず、衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十三年度予算は成立した。また、年度末の30日、31日には、税制改正関連法案や子ども手当法案など、与野党間の調整がつかず年度内成立のめどが立たない法案について、与野党合意の下で、暫定的に期限を延長することを内容とするいわゆる「つなぎ法案」が成立するとともに、震災の復興財源に充てるため国会議員の歳費を6か月間減額する歳費減額特例法案も成立した。

（第1次補正予算）

4月28日、東日本大震災の当面の復旧、復興対策を盛り込んだ平成二十三年度第1次補正予算とこれに関連する財源確保特措法案などが提出され、同日、衆参の本会議で財政演説（野田財務大臣）及びこれに対する質疑が行われた。

同日、衆議院予算委員会で趣旨説明聴取が行われ、29日から5月2日にかけて、連休期間中ではあったが、衆参の予算委員会、関連法案を審査する各委員会、本会議が開会され、平成二十三年度第1次補正予算及び関連法案が成立した。

その後、震災復興に係る第2次補正予算、震災復興基本法案や審査が中断している公債発行特例法案などの取り扱いが焦点となったが、5月13日に、政府から震災復興基本法案が、18日には、自民から震災復興再生基本法案がそれぞれ提出された。19日、衆議院本会議で、両法案に対する趣旨説明及び質疑が行われ、翌20日より委員会審査が始まった。

（内閣不信任決議案）

6月1日、野党より菅内閣不信任決議

案が衆議院に提出された。

翌2日、菅内閣総理大臣から、辞意を表明したと受け止められる発言がなされたことなどのため、衆議院本会議で内閣不信任決議案は否決された。しかし、菅内閣総理大臣は、その後、退陣について明言を避け、第2次補正予算、公債発行特例法案などの成立に意欲を示した。

（震災復興基本法案の成立、会期延長）

震災復興基本法案については、6月9日、与野党間での協議を経て、内閣提出の震災復興基本法案などが衆議院において撤回された。また、衆議院震災復興特別委員会において、民主、自民及び公明の共同で震災復興基本法案起草案が提出され、同法案を委員会提出法律案とすることで決定し、翌10日の衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。参議院では、13日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、参議院震災復興特別委員会で審査を行い、20日、参議院本会議で可決、成立した。

6月22日の会期末を控え、政府・与党内や与野党間で会期延長について様々な対応が議論されたが、22日の衆議院本会議において、民主などの賛成多数で70日間、8月31日までの会期延長が議決された。

また、内閣総理大臣の退陣時期をめぐる与野党間の対立が高まり、27日、菅内閣総理大臣は自身の退陣時期について、第2次補正予算、再生可能エネルギー法案及び公債発行特例法案の成立が一つのめどになる旨を表明した。

なお、6月22日に議決された会期延長をめぐる野党の反発から、国会審議が行

われない状態となっていたが、与野党の協議の結果、震災関連法案を優先的に審査することが確認され、7月6日、衆議院予算委員会で集中審議が行われ、国会審議が再開された。

この間の6月27日には、震災復興基本法の施行により、松本環境大臣を東日本大震災復興担当大臣に充てる人事が行われたが、被災地での発言などが問題となり、7月5日、同大臣が辞任し、新たに平野復興担当大臣が任命された。

（第2次補正予算等）

7月15日、東日本大震災の追加の復旧、復興対策を盛り込んだ平成二十三年度第2次補正予算が衆議院に提出され、同日、衆参の本会議で財政演説（野田財務大臣）及びこれに対する質疑が行われた。平成二十三年度第2次補正予算は、衆参の審議の後、25日の参議院本会議において可決、成立した。

再生可能エネルギー法案は、7月14日に、衆議院本会議で趣旨説明及び質疑が行われ、その後、衆議院経済産業委員会において審査が進められた。また、衆議院財務金融委員会での審査が中断していた公債発行特例法案は、7月15日に審査が再開された。

8月9日、民主、自民及び公明の3党において、公債発行特例法案の成立と民主党マニフェストの見直しについて合意したことを受け、公債発行特例法案は、11日、衆議院本会議で修正議決し、参議院に送付され、26日、参議院本会議で可決、成立した。

また、再生可能エネルギー法案は、8月23日、衆議院本会議で修正議決し、参

議院に送付され、26日、参議院本会議で可決、成立した。

（菅内閣の総辞職、内閣総理大臣の指名）

菅内閣総理大臣は、8月に入り、公債発行特例法案、再生可能エネルギー法案などの成立のめどが立ち、26日、両法律案が成立したことを受けて、退陣を表明

した。これを受けて、民主党では、29日に代表選を行い、財務大臣の野田佳彦君が選出された。

翌30日、菅内閣が総辞職し、同日の衆参本会議で内閣総理大臣の指名が行われ、投票の結果、それぞれ野田佳彦君が内閣総理大臣に指名された。

2 予算・決算

（1）平成二十三年度総予算

平成二十三年度総予算3案は1月24日に提出された。

衆議院では、予算委員会で、1月28日に趣旨説明を聴取し、31日から質疑を行い、2月28日に質疑を行った後、採決の結果、撤回のうえ編成替えを求めるの動議（自民、共産及びみんなの党提出）をそれぞれ否決し、3案を原案どおり可決した。3月1日の本会議で平成二十三年度総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で4日に趣旨説明を聴取し、同日及び7日に基本的質疑（菅内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後一般質疑を8日（菅内閣総理大臣及び関係大臣出席）、9日、10日午前、22日及び28日に行った。

このほか、集中審議（菅内閣総理大臣及び関係大臣出席）を10日午後（社会保障）に行った。

また、公聴会を23日に行い、各委員会における委嘱審査を24日（特別委員会）及び25日（常任委員会）に行った。29日に締めくくり質疑（菅内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った後、採決を行った

結果、3案は否決された。

同日（3月29日）の本会議で、平成二十三年度総予算3案は、記名投票をもって採決の結果、否決され、衆議院に返付された。これを受け、同日に両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十三年度総予算3案は成立した。

（2）平成二十三年度第1次補正予算

3月11日に発生した東日本大震災を受けて、震災対策のために編成された平成二十三年度第1次補正予算3案は、災害救助等関係経費、災害廃棄物処理事業費、災害対応公共事業関係費、施設費災害復旧費等、災害関連融資関係経費などを内容とするものであった。

4月28日、平成二十三年度第1次補正予算3案が提出された。

衆議院では、予算委員会で、4月28日に趣旨説明を聴取し、29日及び30日に質疑を行った後、可決した。同日の本会議で平成二十三年度第1次補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、5月1日に趣旨説明を聴取し、同日に質疑及び2

日に締めくくり質疑（いずれの質疑も菅内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った後、採決を行った結果、3案は可決した。

同日（5月2日）の本会議で、平成二十三年度第1次補正予算3案は、押しボタン式投票をもって採決の結果、可決、成立した。

（3）平成二十三年度第2次補正予算

東日本大震災発生後、2度目の補正予算である平成二十三年度第2次補正予算2案は、当面の復旧対策のために編成され、原子力損害賠償法等関係経費、被災者支援関係経費、東日本大震災復興対策本部運営経費、東日本大震災復旧・復興予備費等を内容とするものであった。

7月15日、平成二十三年度第2次補正予算2案が提出された。

衆議院では、予算委員会で、7月15日に趣旨説明を聴取し、19日及び20日に質疑を行った後、可決した。同日の本会議で平成二十三年度第2次補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、7月21日に趣旨説明を聴取し、同日及び22日に質疑、25日に締めくくり質疑（いずれの質疑も菅内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った後、採決を行った結果、2案は可決した。

同日（7月25日）の本会議で、平成二十三年度第2次補正予算2案は、押しボタン式投票をもって採決の結果、可決、成立した。

（4）平成二十年度決算等の審議

平成二十年度決算及び国有財産関係2件（平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二十年度国有財産無償

貸付状況総計算書）は、第173回国会の平成21年11月24日に提出され、参議院では、11月30日の本会議で平成二十年度決算の概要についての報告及び質疑を行い、その後、決算委員会において審査が進められ、第176回国会の平成22年10月18日に締めくくり総括質疑を行い、質疑を終局した。

今国会において、決算委員会では、平成23年2月14日に平成二十年度予備費関係2件（平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書）及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（いずれも第173回国会提出、第176回国会平成22年11月16日に衆議院から送付され、同年12月2日に継続審査）を一括して審査が行われ、討論を行った後、採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。続いて平成二十年度決算及び国有財産関係2件について討論を行った後、採決の結果、平成二十年度決算は是認すべきものとし、8項目について内閣に対し警告すべきものと議決し、5項目から成る平成二十年度決算審査措置要求決議を行った。また、国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。なお、国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請を2項目行った。

平成23年2月16日の本会議で、平成二十年度予備費関係2件及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書はいずれも承諾することに決し

た。また、平成二十年度決算は是認することに決し、次いで委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決した。さらに、国有財産関係2件はいずれも是認することに決した。

なお、参議院では、平成十五年度決算以降、決算が提出された翌年の常会（平成十六年度決算は常会に提出されたため、その常会中）には当該年度の決算を議決していたが、平成二十年度決算については、提出された翌々年の常会中に議決が行われる結果となった。

（５）平成二十一年度決算

平成二十一年度決算及び国有財産関係

2件（平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書）は、第176回国会の平成22年11月19日に提出された。

今国会において、参議院では、平成23年2月16日の本会議で平成二十一年度決算の概要についての報告及び質疑を行い、決算委員会では同日に平成二十一年度決算及び国有財産関係2件について概要説明を聴取した後、3月11日及び4月25日に全般質疑（菅内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、5月16日から6月6日まで6回にわたり省庁別審査を行い、8月5日に准総括質疑を行った。

3 法律案・条約・決議

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出90件、継続19件のうち、82件が成立（成立率約75.2%）した。

参議院議員提出法律案は、今国会提出24件、継続4件のうち4件が成立（成立率約14.3%）した。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出32件、継続28件のうち24件が成立（成立率40%）した。

条約は、今国会提出18件、継続1件のうち15件が国会の承認（成立率約78.9%）を経た。

決議案は、1件（「東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議案」）が提出され、可決した。

（１）震災復興基本法案

衆議院において、政府から東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律

案（閣法第70号）が5月13日に、さらに自民から東日本大震災復興再生基本法案（衆第8号）が、5月18日にそれぞれ提出された。

衆議院では、両法律案について19日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、震災復興特別委員会で20日に趣旨説明を聴取し、23日及び24日に質疑、25日参考人質疑、30日及び31日に質疑をそれぞれ行った。

6月9日、与野党間での協議を経て、本会議において閣法第70号の撤回を承諾し、震災復興特別委員会において衆第8号の撤回を許可した。さらに、同特別委員会において、民主、自民及び公明の共同提案で、東日本大震災復興基本法案起草案が提出され、委員会提出法律案（東日本大震災復興基本法案（衆第13号））とすることを決定した。同法案は、10日

の本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月13日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取し、14日及び15日に質疑、16日に参考人質疑、17日及び20日に質疑を行い、討論の後、採決の結果、可決した。法案は、同日の本会議で可決、成立した。

（２）原子力損害賠償支援機構法案

原子力損害賠償支援機構法案（閣法第84号）は、6月14日に衆議院に提出された。

衆議院では、7月8日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取し、11日及び12日に質疑、13日に参考人質疑、14日、20日及び26日に質疑を行い、原案並びに民主・自民・公明・日本共同提出の修正案及びみんなの党提出の修正案について討論の後、採決の結果、民主・自民・公明・日本共同提出の修正案を可決し修正議決した。この修正は、国の責務規定を設けること、国債を交付しても特別資金援助に係る資金が不足するときに限り、政府は機構に資金を交付することができるとの規定を追加すること、機構は、原子力事業者の委託を受け、損害賠償の全部または一部の支払いを行うことができること等を内容とするものであった。28日の本会議で修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、7月29日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取し、8月1日及び2日に質疑を行い、原案及びみ

んなの党提出の修正案について討論の後、採決の結果、みんなの党提出の修正案を否決し、原案どおり可決した。法案は、3日の本会議で可決、成立した。

（３）平成二十三年度公債発行特例法案

平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第1号）は、1月24日に衆議院に提出された。

衆議院では、2月15日、本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、23日、財務金融委員会で趣旨説明を聴取した。その後、25日、3月8日、9日及び25日に質疑を行った。

4月28日、内閣から、衆議院に対し、同法律案の修正について承諾の要求が提出され、同日、衆議院は承諾した。修正は、第1次補正予算関連で手当てした財源に係る規定を削除するもので、これにより法案名も、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案に変更となった。

内閣の修正については、30日、財務金融委員会において政府から説明聴取を行ったが、その後、法案の修正等に関する与野党の協議が進展せず、第2次補正予算が国会に提出された7月15日、財務金融委員会での質疑が再開した。

その後、29日、8月2日に質疑を行い、10日の財務金融委員会において、質疑、与野党が合意した修正案の趣旨説明を行い、討論の後、採決の結果、修正議決された。翌11日、衆議院本会議において修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、8月22日、本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、財政金

融委員会で趣旨説明を聴取し、翌23日に質疑を行い、26日、討論の後、採決の結果、可決した。同日の本会議で可決、成立した。

（４）再生可能エネルギー法案等

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（閣法第51号）並びに電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第52号）の両案は、4月5日に衆議院に提出された。

衆議院では、7月14日、本会議で、両案を一括して趣旨説明及び質疑を行った後、15日、経済産業委員会で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、27日、29日、8月3日、10日と質疑を行い、また、10日には、農林水産委員会及び環境委員会との連合審査を行った。

23日の経済産業委員会では、民主・自民・公明共同提出、共産提出、みんなの党提出の閣法第51号に対する修正案の趣

旨説明をそれぞれ聴取し、両法案及び各修正案について、質疑、討論の後、採決の結果、閣法第51号については、民主・自民・公明共同提出の修正案を可決し、修正議決された。また、閣法第52号については原案どおり可決された。同日の本会議において、閣法第51号を修正議決、閣法第52号を原案どおり可決し、それぞれ参議院に送付した。

参議院では、8月24日、本会議で趣旨説明及び質疑を行い、同日、経済産業委員会で趣旨説明聴取及び質疑を行った。

翌25日、農林水産委員会及び環境委員会との連合審査を行った。また、同日、経済産業委員会において質疑を行い、みんなの党提出の閣法第51号に対する修正案の趣旨説明を聴取した後、採決の結果、みんなの党提出の修正案を否決し、両法案とも原案どおり可決した。26日の本会議で可決、成立した。

4 その他

（党首討論）

国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）は2月9日、23日及び6月1日に開会され、谷垣禎一自由民主党総裁及び山口那津男公明党代表と菅内閣総理大臣との間で討議が行われた。

（選挙制度の改革に関する検討会）

平成22年12月22日、平成23年4月15日、6月17日及び8月26日に選挙制度の改革に関する検討会が開会され、選挙制度の改革について協議が行われた。

（調査会中間報告）

国際・地球環境・食糧問題に関する調査会、国民生活・経済・社会保障に関する調査会、共生社会・地域活性化に関する調査会は、いずれも6月8日に1年目における調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出し、13日の本会議で報告を行った。

（憲法審査会規程）

5月18日、参議院本会議において、発議者鈴木政二君から、参議院憲法審査会規程案の趣旨説明が行われ、討論の後、可決された。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(23. 1. 24)	会期中選任
議長		西岡 武夫 (無)	
副議長		尾辻 秀久 (無)	
常任委員長	内閣	松井 孝治 (民主)	藤末 健三 (民主) 23. 5. 13
	総務	那谷屋 正義 (民主)	
	法務	浜田 昌良 (公明)	
	外交防衛	佐藤 公治 (民主)	
	財政金融	藤田 幸久 (民主)	
	文教科学	二之湯 智 (自民)	
	厚生労働	津田 弥太郎 (民主)	
	農林水産	主濱 了 (民主)	
	経済産業	柳澤 光美 (民主)	
	国土交通	小泉 昭男 (自民)	
	環境	北川 イッセイ (自民)	
	国家基本政策	鴻池 祥肇 (自民)	
	予算	前田 武志 (民主)	
	決算	鶴保 庸介 (自民)	
	行政監視	末松 信介 (自民)	
	議院運営	鈴木 政二 (自民)	
	懲罰	大石 尚子 (民主)	
特別委員長	災害対策	ツルネン マルティ (民主)※	松下 新平 (自民) 23. 6. 15
	沖縄・北方	中川 雅治 (自民)※	
	倫理選挙	田中 直紀 (民主)※	
	拉致問題	白 眞勲 (民主)※	
	O D A	中村 博彦 (自民)※	
	消費者問題	谷合 正明 (公明)※	
調査会長	震災復興		柳田 稔 (民主) 23. 6. 13
	国際・環境・食糧	藤原 正司 (民主)	
	国民生活	山崎 力 (自民)	
共生・地域		直嶋 正行 (民主)	
政治倫理審査会会長		平田 健二 (民主)	
事務総長		橋本 雅史	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 25. 7. 28 任期満了			② 28. 7. 25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
民 主 党 ・ 新 緑 風 会	106 (20)	19 (4)	43 (10)	62 (14)	16 (2)	28 (4)	44 (6)
自 由 民 主 党	82 (15)	11 (5)	21 (2)	32 (7)	12 (5)	38 (3)	50 (8)
公 明 党	19 (3)	7 (1)	3 (1)	10 (2)	6	3 (1)	9 (1)
み ん な の 党	11	0	1	1	7	3	10
日 本 共 産 党	6 (2)	3 (1)	0	3 (1)	3 (1)	0	3 (1)
たちあがれ日本・新党改革	5 (1)	2 (1)	1	3 (1)	2	0	2
社会民主党・護憲連合	4 (1)	2	0	2	2 (1)	0	2 (1)
国 民 新 党	3 (1)	1	2 (1)	3 (1)	0	0	0
各派に属しない議員	6 (1)	3	2 (1)	5 (1)	0	1	1
合 計	242 (44)	48 (12)	73 (15)	121 (27)	48 (9)	73 (8)	121 (17)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成25年7月28日任期満了、○印の議員は平成28年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 民主党・新緑風会 】

(106名)

○足立 信也 (大 分)	相原 久美子 (比 例)	○有田 芳生 (比 例)
池口 修次 (比 例)	石井 一 (比 例)	○石橋 通宏 (比 例)
一川 保夫 (石 川)	岩本 司 (福 岡)	植松 恵美子 (香 川)
梅村 聡 (大 阪)	○江崎 孝 (比 例)	○江田 五月 (岡 山)
小川 勝也 (北海道)	○小川 敏夫 (東 京)	○尾立 源幸 (大 阪)
大石 尚子 (比 例)	大河原 雅子 (東 京)	○大久保 勉 (福 岡)
大久保 潔重 (長 崎)	大島 九州男 (比 例)	大塚 耕平 (愛 知)
○大野 元裕 (埼 玉)	岡崎 トミ子 (宮 城)	加賀谷 健 (千 葉)
○加藤 敏幸 (比 例)	風間 直樹 (比 例)	金子 恵美 (福 島)
○金子 洋一 (神奈川)	神本 美恵子 (比 例)	川合 孝典 (比 例)
川上 義博 (鳥 取)	川崎 稔 (佐 賀)	○北澤 俊美 (長 野)
○郡司 彰 (茨 城)	○小西 洋之 (千 葉)	○小林 正夫 (比 例)
○小見山 幸治 (岐 阜)	行田 邦子 (埼 玉)	○輿石 東 (山 梨)
今野 東 (比 例)	佐藤 公治 (広 島)	○斎藤 嘉隆 (愛 知)
○櫻井 充 (宮 城)	○芝 博一 (三 重)	○主濱 了 (岩 手)
榛葉 賀津也 (静 岡)	鈴木 寛 (東 京)	○田城 郁 (比 例)
○田中 直紀 (新 潟)	高橋 千秋 (三 重)	武内 則男 (高 知)
谷 博之 (栃 木)	○谷 亮子 (比 例)	谷岡 郁子 (愛 知)
ツルネン マルティ (比 例)	○津田 弥太郎 (比 例)	辻 泰弘 (兵 庫)
外山 斎 (宮 崎)	○徳永 エリ (北海道)	徳永 久志 (滋 賀)
轟木 利治 (比 例)	友近 聡朗 (愛 媛)	○那谷屋 正義 (比 例)
○直嶋 正行 (比 例)	中谷 智司 (徳 島)	中村 哲治 (奈 良)
長浜 博行 (千 葉)	○難波 奨二 (比 例)	○西村 まさみ (比 例)
羽田 雄一郎 (長 野)	○白 眞勲 (比 例)	○林 久美子 (滋 賀)
姫井 由美子 (岡 山)	平田 健二 (岐 阜)	平野 達男 (岩 手)
平山 幸司 (青 森)	平山 誠 (比 例)	○広田 一 (高 知)
広野 ただし (比 例)	○福山 哲郎 (京 都)	○藤末 健三 (比 例)
藤田 幸久 (茨 城)	藤谷 光信 (比 例)	○藤本 祐司 (静 岡)
藤原 正司 (比 例)	藤原 良信 (比 例)	舟山 康江 (山 形)
○前川 清成 (奈 良)	○前田 武志 (比 例)	牧山 ひろえ (神奈川)
○増子 輝彦 (福 島)	松井 孝治 (京 都)	松浦 大悟 (秋 田)
松野 信夫 (熊 本)	水戸 将史 (神奈川)	○水岡 俊一 (兵 庫)
室井 邦彦 (比 例)	森 ゆうこ (新 潟)	○安井 美沙子 (愛 知)

○柳澤	光美 (比 例)	○柳田	稔 (広 島)	山根	隆治 (埼 玉)
横峯	良郎 (比 例)	吉川	沙織 (比 例)	米長	晴信 (山 梨)
○蓮	舩 (東 京)				

【 自 由 民 主 党 】

(8 3 名)

愛知	治郎 (宮 城)	○青木	一彦 (島 根)	○赤石	清美 (比 例)
有村	治子 (比 例)	石井	準一 (千 葉)	○石井	浩郎 (秋 田)
石井	みどり (比 例)	○磯崎	仁彦 (香 川)	磯崎	陽輔 (大 分)
○猪口	邦子 (千 葉)	○岩井	茂樹 (静 岡)	○岩城	光英 (福 島)
○宇都	隆史 (比 例)	○上野	通子 (栃 木)	衛藤	晟一 (比 例)
○大家	敏志 (福 岡)	○岡田	直樹 (石 川)	○岡田	広 (茨 城)
加治屋	義人 (鹿児島)	○片山	さつき (比 例)	○金子	原二郎 (長 崎)
川口	順子 (比 例)	○岸	宏一 (山 形)	○岸	信夫 (山 口)
○北川	イッセイ (大 阪)	○熊谷	大 (宮 城)	○小泉	昭男 (神奈川)
○小坂	憲次 (比 例)	鴻池	祥肇 (兵 庫)	佐藤	信秋 (比 例)
佐藤	正久 (比 例)	○佐藤	ゆかり (比 例)	山東	昭子 (比 例)
○島尻	安伊子 (沖 縄)	○末松	信介 (兵 庫)	鈴木	政二 (愛 知)
世耕	弘成 (和歌山)	○関口	昌一 (埼 玉)	伊達	忠一 (北海道)
○高階	恵美子 (比 例)	谷川	秀善 (大 阪)	塚田	一郎 (新 潟)
○鶴保	庸介 (和歌山)	○中川	雅治 (東 京)	○中曾根	弘文 (群 馬)
○中西	祐介 (徳 島)	○中原	八一 (新 潟)	○中村	博彦 (比 例)
○二之湯	智 (京 都)	西田	昌司 (京 都)	○野上	浩太郎 (富 山)
○野村	哲郎 (鹿児島)	○長谷川	岳 (北海道)	橋本	聖子 (比 例)
○浜田	和幸 (鳥 取)	林	芳正 (山 口)	○福岡	資麿 (佐 賀)
○藤井	基之 (比 例)	○藤川	政人 (愛 知)	古川	俊治 (埼 玉)
牧野	たかお (静 岡)	○松下	新平 (宮 崎)	○松村	祥史 (熊 本)
松村	龍二 (福 井)	松山	政司 (福 岡)	丸川	珠代 (東 京)
丸山	和也 (比 例)	○三原	じゅん子 (比 例)	○水落	敏栄 (比 例)
溝手	顕正 (広 島)	○宮沢	洋一 (広 島)	森	まさこ (福 島)
○山崎	力 (青 森)	○山崎	正昭 (福 井)	山田	俊男 (比 例)
○山谷	えり子 (比 例)	山本	一太 (群 馬)	○山本	順三 (愛 媛)
吉田	博美 (長 野)	義家	弘介 (比 例)	○若林	健太 (長 野)
○脇	雅史 (比 例)	○渡辺	猛之 (岐 阜)		

【 公 明 党 】

(1 9 名)

○秋野	公造 (比 例)	○荒木	清寛 (比 例)	○石川	博崇 (大 阪)
魚住	裕一郎 (比 例)	加藤	修一 (比 例)	草川	昭三 (比 例)

木庭 健太郎 (比 例)	白浜 一良 (大 阪)	○竹谷 とし子 (東 京)
○谷合 正明 (比 例)	○長沢 広明 (比 例)	○西田 実仁 (埼 玉)
○浜田 昌良 (比 例)	松 あきら (神奈川)	山口 那津男 (東 京)
山本 香苗 (比 例)	山本 博司 (比 例)	○横山 信一 (比 例)
渡辺 孝男 (比 例)		

【 みんなの党 】

(11名)

○上野 ひろし (比 例)	○江口 克彦 (比 例)	○小熊 慎司 (比 例)
○小野 次郎 (比 例)	川田 龍平 (東 京)	○桜内 文城 (比 例)
○柴田 巧 (比 例)	○寺田 典城 (比 例)	○中西 健治 (神奈川)
○松田 公太 (東 京)	○水野 賢一 (千 葉)	

【 日本共産党 】

(6名)

井上 哲士 (比 例)	○市田 忠義 (比 例)	紙 智子 (比 例)
○田村 智子 (比 例)	○大門 実紀史 (比 例)	山下 芳生 (比 例)

【 たちあがれ日本・新党改革 】

(5名)

○荒井 広幸 (比 例)	○片山 虎之助 (比 例)	中山 恭子 (比 例)
藤井 孝男 (岐 阜)	舩添 要一 (比 例)	

【 社会民主党・護憲連合 】

(4名)

○福島 みずほ (比 例)	又市 征治 (比 例)	山内 徳信 (比 例)
○吉田 忠智 (比 例)		

【 国民新党 】

(3名)

亀井 亜紀子 (島 根)	自見 庄三郎 (比 例)	森田 高 (富 山)

【 各派に属しない議員 】

(5名)

糸数 慶子 (沖 縄)	尾辻 秀久 (比 例)	大江 康弘 (比 例)
西岡 武夫 (比 例)	長谷川 大紋 (茨 城)	

5 議員の異動

第176回国会閉会後及び今国会（23. 1. 24召集）中における議員の異動

○所属会派異動

浜田 和幸君（鳥取）

23. 7. 5 自由民主党を退会

1 議案審議概況

閣法は、新規提出90件（本院先議13件を含む。）のうち、公債発行特例法案、再生可能エネルギー法案、子ども手当特措法案、原子力損害賠償支援機構法案等72件が成立し、残る18件については、衆議院において13件が継続審査、2件が審査未了、2件が撤回となり、本院において1件が継続審査となった。また、本院で継続審査となっていた国民年金法等改正案、環境影響評価法改正案等6件はいずれも成立し、衆議院で継続審査となっていた13件のうち、地域改革推進整備法案等4件が成立し、残る9件については、衆議院において8件が引き続き継続審査、1件が撤回となった。

参法は、新規提出24件のうち、原子力損害賠償仮払い法案、災害弔慰金等差押禁止法案等4件が成立し、残る20件については、本院において4件が継続審査、10件が審査未了、3件が撤回となり、衆議院において3件が継続審査となった。また、本院で継続審査となっていた4件のうち、本院において3件が引き続き継続審査、1件が審査未了となった。

衆法は、新規提出32件のうち、子ども手当つなぎ法案、国税等に係るつなぎ法案、東日本大震災復興基本法案、災害廃棄物処理法案等24件が成立し、残る8件については、衆議院において6件が継続審査、1件が審査未了、1件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた28件のうち、衆議院において21件が引き続き継続審査、7件が撤回となった。

予算は、平成23年度一般会計予算外2件、平成23年度一般会計補正予算（第1号）外2件、平成23年度一般会計補正予

算（第2号）外1件が提出され、いずれも成立した。なお、平成23年度一般会計予算外2件は、本院において否決され、両院協議会が開催されたものの成案を得ず、いずれも衆議院の議決が国会の議決となり成立した。

条約は、新規提出18件（本院先議4件を含む。）のうち、在日米軍駐留経費特別協定等14件が承認され、残る4件については、いずれも衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続となっていた日韓図書協定1件が承認された。

承認案件は、新規提出7件のうち、地方農政局等の地域センターの設置等5件が承認され、残る2件については、衆議院において1件が継続審査、1件が撤回となった。

予備費は、新規に提出された平成22年度予備費関係6件が、いずれも衆議院において継続審査となった。また、本院で継続審査となっていた平成20年度予備費関係3件は、いずれも承諾され、衆議院で継続審査となっていた平成21年度予備費関係4件は、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

決算は、平成20年度決算外2件（第173回国会提出）、平成20年度NHK決算（第174回国会提出）、平成21年度NHK決算が是認され、平成21年度決算外2件（第176回国会提出）は継続審査となった。

決議案は、東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議案1件が可決された。

このほか、参議院憲法審査会規程案が可決された。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	9 0	7 2	1	0	0	1 3	0	2	撤回 2
	衆 継	1 3	4	0	0	0	8	0	0	撤回 1
	参 継	6	6	0	0	0	0	0	0	
参 法	新 規	2 4	4	4	0	1 0	3	0	0	撤回 3
	参 継	4	0	3	0	1	0	0	0	
衆 法	新 規	3 2	2 4	0	0	0	6	0	1	撤回 1
	衆 継	2 8	0	0	0	0	2 1	0	0	撤回 7
予 算		8	8	0	3※	0	0	0	0	
条 約	新 規	1 8	1 4	0	0	0	4	0	0	
	衆 継	1	1	0	0	0	0	0	0	
承 認	新 規	7	5	0	0	0	1	0	0	撤回 1
予備費等	新 規	6	0	0	0	0	6	0	0	
	衆 継	4	0	0	0	0	4	0	0	
	参 継	3	3	0	0	0	0	0	0	
決算その他	新 規	1	1	0	0	0				
	継 続	7	4	3	0	0				
決 議 案		1	1	0	0	0				
規 程		1	1	0	0	0				

(注) ※は衆議院の議決を国会の議決とした結果成立したものである。

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の《修》は本院修正、(修)は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（109件）（うち本院において前国会から継続6件、衆議院において前国会から継続13件）

●両院通過（82件）（うち本院において前国会から継続6件、衆議院において前国会から継続4件）

- 1 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案（修）
- 3 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 地方交付税法等の一部を改正する法律案（修）
- 6 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 8 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案
- 10 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案
- 11 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 12 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案
- 13 内閣府設置法の一部を改正する法律案
- 14 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 15 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 16 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案
- 17 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案
- 18 農林水産省設置法の一部を改正する法律案
- 19 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案
- 20 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案
- 23 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（修）
- 24 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
- 25 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案（修）
- 27 総合特別区域法案
- 28 株式会社国際協力銀行法案
- 29 森林法の一部を改正する法律案（修）
- 30 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（修）
- 31 民法等の一部を改正する法律案
- 32 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
- 34 電波法の一部を改正する法律案
- 35 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
- 36 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案
- 37 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案

- 38 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
- 39 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 40 預金保険法の一部を改正する法律案
- 41 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案
- 42 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案
- 43 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 44 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案《修》
- 45 特許法等の一部を改正する法律案
- 46 不正競争防止法の一部を改正する法律案
- 47 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案
- 48 航空法の一部を改正する法律案
- 49 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
- 50 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（修）
- 51 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（修）
- 52 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案
- 53 鉱業法の一部を改正する等の法律案
- 54 非訟事件手続法案
- 55 家事事件手続法案
- 56 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 57 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案
- 58 地方税法の一部を改正する法律案
- 59 障害者基本法の一部を改正する法律案（修）
- 61 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案
- 62 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案
- 63 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案
- 64 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案
- 65 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案
- 66 東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案
- 67 東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案
- 68 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 69 東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案
- 72 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案
- 73 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 81 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案
- 82 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案

- 83 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案
- 84 原子力損害賠償支援機構法案（修）
- 86 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案
- 87 平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案
- 88 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（修）
- 89 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案
- 90 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案

（第174回国会提出）

- 27 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
- 41 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案《修》
- 54 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（修）
- 55 環境影響評価法の一部を改正する法律案
- 56 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（修）
- 57 国と地方の協議の場に関する法律案（修）
- 58 地方自治法の一部を改正する法律案（修）

（第176回国会提出）

- 8 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案
- 9 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案《修》
- 14 展覧会における美術品損害の補償に関する法律案《修》

●本院継続（1件）

- 21 防衛省設置法等の一部を改正する法律案

●衆議院継続（21件）（うち衆議院において前国会から継続8件）

- 2 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案
- 4 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案
- 22 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
- 26 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案
- 33 交通基本法案
- 60 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
- 74 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 75 国家公務員の労働関係に関する法律案
- 76 公務員庁設置法案
- 77 国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 78 国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案
- 79 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 80 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

（第174回国会提出）

- 36 賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案
- 49 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 60 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

(第176回国会提出)

- 1 郵政改革法案
- 2 日本郵政株式会社法案
- 3 郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 4 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 地球温暖化対策基本法案

●衆議院未了（2件）

- 71 内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案
- 85 東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案

●撤回（3件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 9 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案
- 70 東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

(第174回国会提出)

- 13 政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（28件）（うち本院において前国会から継続4件）

●両院通過（4件）

- 9 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（修）（本院同意）
- 13 歯科口腔保健の推進に関する法律案
- 19 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 20 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

●本院継続（7件）（うち本院において前国会から継続3件）

- 7 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案
- 10 原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案
- 23 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案

(第176回国会提出)

- 1 インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案
- 3 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案
- 4 郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案

●衆議院継続（3件）

- 12 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案《修》
- 16 東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案
- 21 東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する

特別の助成措置等に関する法律案

●本院未了（11件）（うち本院において前国会から継続1件）

- 1 国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案
- 2 政治主導の確立のための国の行政機構の改革に関する法律案
- 3 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 4 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 東日本大震災復興の基本理念及び特別の行政体制に係る基本方針等に関する法律案
- 6 雨水の利用の推進に関する法律案
- 17 国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案
- 18 日本銀行法の一部を改正する法律案
- 22 エネルギー政策の見直し及びこれに関する原子力発電の継続についての国民投票に関する法律案
- 24 国会法の一部を改正する法律案

（第176回国会提出）

- 6 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案

●撤回（3件）

- 11 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案
- 14 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 15 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（60件）（うち衆議院において前国会から継続28件）

●両院通過（24件）

- 1 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案
- 2 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 3 国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
- 4 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案
- 5 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案
- 6 お茶の振興に関する法律案
- 7 平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律案
- 9 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 スポーツ基本法案
- 12 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案
- 13 東日本大震災復興基本法案
- 14 津波対策の推進に関する法律案
- 15 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案
- 16 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案
- 17 母体保護法の一部を改正する法律案
- 18 東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案
- 20 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 21 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法

律の一部を改正する法律案

- 26 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案
- 27 運輸事業の振興の助成に関する法律案
- 28 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案
- 29 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案
- 30 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院継続（27件）（うち衆議院において前国会から継続21件）

- 10 農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案
- 23 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案
- 25 国会法の一部を改正する法律案
- 31 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案
- 32 アレルギー疾患対策基本法案

（第173回国会提出）

- 3 政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案
- 5 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案
- 12 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案

（第174回国会提出）

- 2 政党助成法の一部を改正する法律案
- 4 教育公務員特例法の一部を改正する法律案
- 7 低炭素社会づくり推進基本法案
- 11 北海道観光振興特別措置法案
- 15 気候変動対策推進基本法案
- 18 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 24 国際平和協力法案
- 25 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案
- 30 死因究明推進法案
- 31 自衛隊法の一部を改正する法律案
- 32 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 33 離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案
- 34 離島航路航空路整備法案
- 35 農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案

（第176回国会提出）

- 5 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 6 幹部国家公務員法案
- 17 地下水の利用の規制に関する緊急措置法案

●衆議院未了（1件）

- 19 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案

●撤回（8件）（うち衆議院において前国会から継続7件）

- 8 東日本大震災復興再生基本法案

(第173回国会提出)

- 6 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案

(第174回国会提出)

- 20 国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案
- 28 津波対策の推進に関する法律案
- 29 スポーツ基本法案

(第176回国会提出)

- 4 国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案
- 12 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案
- 16 森林法の一部を改正する法律案

◎予算（8件）

●両院通過（5件）

- 4 平成二十三年度一般会計補正予算（第1号）
- 5 平成二十三年度特別会計補正予算（特第1号）
- 6 平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第1号）
- 7 平成二十三年度一般会計補正予算（第2号）
- 8 平成二十三年度特別会計補正予算（特第2号）

●憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり成立（3件）

▼本院において否決（3件）

- 1 平成二十三年度一般会計予算
- 2 平成二十三年度特別会計予算
- 3 平成二十三年度政府関係機関予算

◎条約（19件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

●両院通過（15件）（うち衆議院において前国会から継続1件）

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 5 社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 6 社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 7 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 8 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 9 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 10 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 11 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件
- 12 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九百九十四年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

- 13 理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件
- 15 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 16 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 17 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 18 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件
(第176回国会提出)

- 5 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

●衆議院継続（4件）

- 2 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 4 原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 14 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（7件）

●両院通過（5件）

- 1 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件
- 2 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 3 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 4 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件
- 7 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件

●衆議院継続（1件）

- 6 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件

●撤回（1件）

- 5 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（13件）（うち本院において前国会から継続3件、衆議院において前国会から継続4件）

●両院通過（3件）（いずれも本院において前国会から継続3件）

（第173回国会提出）

- 平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査

- 平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

●衆議院継続（10件）（うち衆議院において前国会から継続4件）

- 平成二十二年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
- 平成二十二年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成二十二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成二十二年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

（第174回国会提出）

- 平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
- 平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

◎決算その他（8件）

●是認すると議決（5件）

- 日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

（第173回国会提出）

- 平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書
- 平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

（第174回国会提出）

- 日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

●継続（3件）

（第176回国会提出）

- 平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書
- 平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

◎決議案（1件）

●可決（1件）

- 1 東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議案

◎規程案（1件）

●可決（1件）

○参議院憲法審査会規程案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第1号)

(衆議院 23. 8. 11修正議決 参議院 8. 22財政金融委員会付託 8. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特例公債の発行

財政法第4条第1項ただし書の規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額(平成23年度一般会計第2次補正後予算において36兆9,880億円)の範囲内で、公債を発行することができる。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、この法律の題名を改め、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる歳出の増加に充てるために必要な財源の確保に係る規定を削除するとともに、施行期日を公布の日に改める内閣修正が行われた。

また、衆議院において、政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度の補正予算において必要な措置を講ずる旨の規定を加える修正が行われた。

【附帯決議】(23. 8. 26財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 近年公債発行額が税収を上回る等、極めて深刻な財政状況にあることを真摯に受け止め、歳出の徹底した見直し・削減を図ることにより、東日本大震災からの復旧・復興に必要な資金の確保とともに、特例公債の発行額の抑制にも最大限努めること。
- 一 子ども手当の見直しによる歳出の削減に関しては、平成23年度第3次補正予算において、減額補正を含む必要な措置を講ずる等、本法律案附則を確実に遵守するとともに、農業戸別所得補償制度、高校の実質無償化については、今後の制度の在り方を含めて必要な見直しの検討を行い、平成23年度第3次補正予算及び平成24年度予算の編成プロセスなどに当たり、政策効果の検証を基に、誠実に対処すること。また、高速道路無料化については、平成24年度予算概算要求において計上しないこととすること。
- 一 欧州信用不安や米国債の格下げ等、国際的に国債の信認に対して厳しい視線が寄せられている中、国債残高が累増している我が国において国債に対する信認確保の重要性が一層増加していることを踏まえ、償還確実性に対する疑念を生じさせることのないよう国債償還に関する諸制度の運用を図るとともに、国債管理政策の手法に関する新たな幅広い議論にも十分に配慮すること。
- 一 国債の安定消化に向けて、投資家の金利リスク管理及び国債の流動性維持等に資する国債発行・流通環境の整備に努めること。
- 一 国際的な金融情勢が不確実さを増す中、公的年金の運用に当たっては、安全性の高い運用を基本とし、適切な資産負債管理(ALM)を行うこと。

右決議する。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、所得・消費・資産等にわたる税制の抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、税制の抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、所得税の諸控除の見直し、法人税率の引下げ、相続税の基礎控除及び税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、納税環境の整備、租税特別措置の見直し等所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人所得課税

- 1 給与所得控除に上限を設定する。
- 2 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止する。
- 3 成年扶養控除について、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえ、控除を縮減する。

二、法人課税

- 1 法人税率を30%から25.5%へ引き下げる。
- 2 中小法人に対する軽減税率を18%から15%へ引き下げる。

三、資産課税・消費課税

- 1 相続税について、基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を引き上げる。
- 2 贈与税について、直系卑属（20歳以上）を受贈者とする場合の税率構造を緩和するとともに、受贈者に孫を加えるなど、相続時精算課税制度の見直しを行う。
- 3 地球温暖化対策のための税を導入する。

四、納税環境整備

納税者権利憲章の策定、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、処分の理由附記の実施、名称の変更等、国税通則法について見直しを実施する。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成23年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、「所得税法等の一部を改正する法律案」から題名を改めるとともに、雇用促進税制等政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、期限切れ租税特別措置の延長等の措置を削除する内閣修正が行われた。

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 23.3.25可決 参議院 3.29財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定並びに住宅資金借入者の生活の安定を引き続き期するため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が失効するものとされる期限（平成23年3月31日）を、平成24年3月31日まで1年間延長するものである。

【附帯決議】(23.3.30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に係る災害に対する金融上の措置については、引き続き迅速かつ弾力的な対応が行われるよう特段の配慮を払うとともに、今後の復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切にこたえる対策を講ずること。
- 一 震災前にあっても、中小企業者等の業況及び資金繰りが、改善しつつあるものの依然厳しい状況にあることにかんがみ、期限延長後においても、金融検査及び監督の適切な運用と、政策金融及び信用保証制度の充実等に努めること。

右決議する。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図る観点から、個人住民税における扶養控除の見直し及び更正の請求期間の延長等の納税環境整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税

- 1 成年扶養控除の対象者を成年扶養親族のうち、年齢65歳以上70歳未満の者、学生、障害者、要介護認定等を受けている者等や合計所得金額が500万円未満の納税義務者の成年扶養親族とする。
- 2 退職所得に係る10%税額控除を廃止する。

二、納税環境整備

納税者が更正の請求を行うことができる期間を5年に、課税庁が更正及び決定を行うことができる期間を5年に、それぞれ延長する。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成23年4月1日から施行する。なお、一の2の改正は平成24年1月1日から、一の1の改正は平成25年1月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 23.3.22修正議決 参議院 3.29総務委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成23年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う等の加算額1兆8,150億円、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加算した額から、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額を控除した17兆3,734億円とする。
- 2 交付税特別会計借入金を平成23年度から平成62年度までの各年度において償還することとともに、平成24年度から平成38年度までの間における国の一般会計から同特別会計への繰入れに関する特例等を改正する。
- 3 平成23年度から平成25年度までの間における措置として「雇用対策・地域資源活用推進費」を設けるほか、平成23年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
- 4 地方交付税総額における特別交付税の割合を、現在の6パーセントから、平成26年度においては5パーセントに、平成27年度以降においては4パーセントに順次改め、普通交付税に移行するとともに、大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例を設ける。

二、地方財政法の一部改正

平成23年度から平成25年度までの間に限り、地方財政法第5条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債（臨時財政対策債）を起こすことができるとする旨の特例を設ける。

三、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

平成23年度における子ども手当の支給等に伴い地方特例交付金制度を改正する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、平成23年4月1日から施行する。

なお、特別交付税の割合に係る改正について、政府案では平成23年度から実施することとされて

いたものを、衆議院において、これを３年間凍結し、平成26年度から実施することとする修正が行われた。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 23. 3. 10可決 参議院 3. 23総務委員会付託 3. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年度以降も引き続き公害防止対策事業の促進を図るために国の財政上の特別措置を継続する必要があることから、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の適用期限（現行 平成23年３月31日）を10年間延長し、平成33年３月31日までとするとともに、廃棄物処理施設の設置の事業等について、同法律の対象事業から除くこととしようとするものである。

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 23. 3. 25可決 参議院 3. 29財政金融委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、特惠関税制度、関税率等について所要の改正を行うとともに、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの充実・強化等を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特惠関税制度の改正

平成23年３月31日に適用期限が到来する特惠関税制度について、適用期限を10年延長するとともに、鉱工業産品に対する年間の特惠適用の限度枠の廃止、鉱工業産品の特惠税率の引上げ等を行う。

二、個別品目の関税率の改正

硝酸バリウム等の関税率の撤廃等を行う。

三、暫定関税率等の適用期限の延長等

平成23年３月31日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、適用期限を１年延長するとともに、同日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、適用期限を３年延長する。

四、貿易円滑化のための税関手続の改善

- 1 貨物を保税地域等に搬入した後に行うものとされている輸出申告について、貨物を保税地域等に搬入することなく行うことを可能とする。
- 2 貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された認定通関業者又は認定製造者が関与する輸出申告に係る貨物について、保税地域等に搬入することなく輸出の許可を受けることを可能とする。

五、税関における水際取締りの充実・強化

- 1 外国貿易機等の運航者等に対し、入港前に事前旅客情報に加えて予約情報等についても報告を求めることを可能とする。
- 2 不正競争防止法に規定する技術的制限手段を回避する装置を提供する行為を組成する物品を輸出入してはならない貨物に追加する。

六、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成23年４月１日から施行する。

【附帯決議】(23. 3. 30財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害が広範囲にわたり大規模に発生していることに

かんがみ、多大な被害を受けた地域における関税を始めとする国税の申告・納付等の期限の延長については、被災者の状況に十分配慮して行うとともに、地震の被害に対応した税関手続の簡素化等により、迅速かつ円滑な通関が行われるよう、柔軟な対応に努めること。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図るため、税関職員の定員の確保、高度な専門知識を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。
右決議する。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 23. 3. 25可決 参議院 3. 29財政金融委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社及び国際開発協会に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなるのに伴い、我が国のこれらの機関への出資額を増額するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同基金に対し、308億2,050万特別引出権に相当する金額（現行は156億2,850万特別引出権に相当する金額）の範囲内において出資することができる。
- 二、国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、38億4,440万協定ドルの範囲内において出資することができる。
- 三、国際金融公社に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同公社に対し、従来の出資の額のほか、2,136万合衆国ドルの範囲内において出資することができる。
- 四、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,345億8,422万円の範囲内において、出資することができる。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案(閣法第9号)

(衆議院 23. 3. 31撤回)

【要旨】

本法律案は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成23年度において、子どもを養育している者に対し、3歳未満の子どもには一人につき月額2万円の、3歳以上の子どもには一人につき月額1万3,000円の子ども手当を支給するとともに、保育の実施への需要が増大している市町村における保育の事業等の実施に要する経費に充てるため、市町村又は都道府県に対し、交付金を交付しようとするものである。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 23. 4. 15可決 参議院 4. 18厚生労働委員会付託 4. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、戦傷病者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成15年4月2日以後に戦傷病者等の妻となった者に対し、額面15万円又は7万5,000円、5年償還の国債による特別給付金を支給する。
- 二 平成15年4月2日以後に、昭和6年9月18日以後昭和12年7月7日前に公務上の傷病にかかった軍人の妻となった者に対し、額面15万円又は7万5,000円、5年償還の国債による特別給付金

を支給する。

三 平成15年4月1日から平成18年9月30日までの間に戦傷病者等が平病死した場合に、その妻に対し、額面5万円、5年償還の国債による特別給付金を支給する。

四 この法律は、平成23年10月1日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 23. 4. 15修正議決 参議院 4. 18外交防衛委員会付託 4. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、外務公務員の子女教育手当の支給額及び支給方法を改定する。
- 二、東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設するとともに、同代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 三、在ジャカルタ日本国総領事館、在マニラ日本国総領事館、在ポートモレスビー日本国総領事館、在リマ日本国総領事館及び在ロンドン日本国総領事館を廃止する。
- 四、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。

なお、衆議院において、施行期日を平成23年4月1日から公布の日に変更するとともに、改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定は平成23年4月1日から、子女教育手当の支給額に関する規定は施行日の属する月の翌月分以降の子女教育手当の支給について適用するものとする等の修正が行われた。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(閣法第12号)

(衆議院 23. 3. 25可決 参議院 3. 25国土交通委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況等に鑑み、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成23年度以降の5箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、国土交通大臣が指定した踏切道の改良に関する手続の見直し等を実施しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国土交通大臣による指定期間の延長

国土交通大臣は、国土交通省令で定める基準に該当する踏切道のうち、平成23年度以降の5箇年間において改良することが必要と認められるものについて、指定するものとする。

二 立体交差化等に係る指定を受けた踏切道の改良に係る手続の見直し

- 1 踏切道の改良に係る計画のうち、立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画（以下「立体交差化計画等」という。）であって鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者が作成するものについて作成及び提出の義務付けを廃止し、任意の作成及び提出とする。
- 2 立体交差化計画等を作成するときは、一に規定する期間（以下「指定期間」という。）において踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、指定期間を経過した後に当該踏切道を改良することをその内容とすることができるものとする。
- 3 鉄道事業者及び道路管理者は、指定期間において指定の際に定められた改良の方法により（立体交差化計画等を提出した場合又は国土交通大臣により立体交差化計画等が作成された場合においては、当該立体交差化計画等に従い）、当該踏切道の改良を実施しなければならないものとする。

三 附則

この法律は、平成23年4月1日から施行するものとする。

内閣府設置法の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 23. 3. 29可決 参議院 3. 30内閣委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体が、地域の実情に即した事業又は事務をよりの確に実施することができるようにすることを目的として、地方公共団体に対する複数の補助金等を内閣府に一括して計上することを可能にするため、内閣府の所掌事務に関する規定について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣府の所掌事務として、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することを規定する。

二、この法律は、平成23年4月1日から施行する。

【附帯決議】(23. 3. 31内閣委員会議決)

政府は平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害の甚大性・広域性等にかんがみ、地域自主戦略交付金についてはその存続の是非も含め、平成24年度以降の取扱いについて検討し、平成23年中に結論を得るものとする。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 23. 3. 31可決 参議院 4. 11法務委員会付託 4. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を45人増加し1,827人に改める。

二、この法律は、平成23年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 23. 3. 31修正議決 参議院 3. 31文教科学委員会付託 4. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校の第1学年に係る学級編制の標準を改めるとともに、市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しを行う等の所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、学級編制の標準の改定

公立の小学校の第1学年の児童で編制する学級に係る1学級の児童の数の標準を40人から35人に引き下げること。

二、学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直し

都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、学校の設置者が従うべき基準としての位置付けを改め、標準としての基準とするとともに、市町村立義務教育諸学校の学級編制についての市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する協議の義務付けを廃止し、事後の届出制とすること。

三、施行期日等

1 この法律は、平成23年4月1日から施行すること。ただし、二に関する事項は、平成24年4月1日から施行すること。

2 政府は、この法律の施行後、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、公立の小学校の第2学年から第6学年まで及び中学校(中等教育学校の前期課程を含む)

む。)に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。

なお、衆議院において、題名を「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に改めること、教職員定数の算定に係る加算が行われる場合等に関し、小学校において専門的な知識又は技能に係る教科等に関し専門的な指導が行われる場合を加えるとともに、障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていること等について特別の配慮を必要とする事情を明記すること、県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、当該市町村における児童又は生徒の実態等に係る事情等を明記すること、この法律の施行期日を「平成23年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日」等に改めること、平成23年東北地方太平洋沖地震に係る教職員定数の特別措置を講ずるものとするを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(23.4.14文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法の趣旨・内容について、関係者に対する周知・説明を十分に行い、円滑な実施に向けて、最大限努力すること。
- 二、加配措置に係る定数に関しては、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教員が配置できるよう予算の確保に努めること。
- 三、近年の非正規教員の増加に鑑み、真に必要な教員については、積極的に正規採用するなど、計画的・安定的な教員配置に努めること。
- 四、学級編制に関する都道府県教育委員会の関与の見直しに当たり、市町村間による教育格差が発生・拡大しないよう努めること。
- 五、複式学級の解消に努めるとともに、特別支援教育を受ける児童生徒がより手厚い支援を受けられるよう特別な配慮を行うこと。
- 六、日本国憲法の要請に基づく義務教育費国庫負担金については、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう予算の確保に努めること。
- 七、東日本大震災により被害を受けた地域（被災した児童生徒が転学した地域を含む。）に対し、附則第6項に規定する教職員定数に係る特別の措置、被災した学校施設の復旧、児童生徒に係る就学援助等、必要な支援を迅速に行うため、早急に補正予算等により対応すること。
- 八、被災した児童生徒及び教職員の心のケアのため、スクールカウンセラーの配置の充実等人的体制の整備に努めること。
- 九、全国の学校施設の耐震化等災害対策の早急な促進が図られるよう万全を期すること。
- 十、学級数に基づく基礎定数と加配定数を組み合わせた現行教職員定数配置の在り方について、検討すること。

右決議する。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 23.4.15可決 参議院 4.18文教科学委員会付託 4.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、学術の振興を図るため、複数年度にわたる研究費の使用が可能になるよう、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）に、学術研究の助成に関する業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、振興会は、学術の研究に関し必要な助成を行う業務のうち文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるもの等に要する費用に充てるために学術研究助成基金を設けるものとし、政府は毎年度、予算の範囲内において、振興会に対し、当該基金に充てる資金を補助することができるものとする。
- 二、振興会は、学術研究助成基金を財源として実施する業務について、特別の勘定を設けて経理し

なければならないものとする。

三、振興会は、毎事業年度、学術研究助成基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとする。

四、この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】(23.4.19文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学術研究助成基金について、研究機関及び研究者に対する周知・説明を十分に行之、円滑な運用に最大限努力すること。

二、基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金を始めとする研究予算の確保に努めるとともに、制度改正後における科学研究費補助金の執行状況等を踏まえて基金化による効果を検証し、必要に応じて、基金対象の拡大を含めた制度の改善を図ること。

三、科学研究費補助金の執行について、不正使用防止対策を徹底し、その適正な執行を図ること。

四、将来を担う若手研究者の育成の重要性に鑑み、若手研究者を対象とする科学研究費補助金の研究種目については、採択率の向上に努めること。

五、国民の安全・安心を確保する見地から、災害及び原子力安全に関する研究を充実するとともに、広く国民への情報提供に努めること。

六、東日本大震災で被害を受けた大学等及び独立行政法人の研究施設・設備の早期復旧に万全を期すること。

右決議する。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 23.3.29可決 参議院 3.29国土交通委員会付託 3.31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 港湾法の一部改正

1 国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港格の追加

港湾の種類について、特定重要港湾を廃止し、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾である国際戦略港湾及び国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾である国際拠点港湾を追加する。

2 直轄港湾工事の対象の追加及び費用に係る国の負担割合の設定

国土交通大臣が行う港湾工事に国際戦略港湾における一定の国際海上コンテナ埠頭の荷さばき地に係る港湾工事を追加するとともに、国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定める。

3 港湾運営会社制度の創設

国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾運営会社(以下「運営会社」という。)として指定し、運営計画の変更認可その他所要の監督規制を設ける。

4 運営会社に対する港湾施設の貸付け

国土交通大臣及び港湾管理者は、運営会社に対して、行政財産である港湾施設を貸し付ける

ことができるものとする。

5 運営会社に対する無利子貸付制度の創設

公社等に限定されている無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における運営会社に拡大するものとする。

6 運営会社の株主の議決権の保有制限

地方公共団体等以外の者は、運営会社の株式について、保有基準割合（原則として総株主の議決権の100分の20）以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないものとする。

二 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部改正

港湾管理者による指定会社の株式の保有義務を廃止し、地方公共団体等以外の者は、指定会社の株式について、保有基準割合（原則として総株主の議決権の100分の20）以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないものとする。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成23年4月1日から施行するものとする。

【附帯決議】（23.3.31国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であることに鑑み、被災した港湾施設の早期復旧を図るとともに、緊急支援物資、復旧復興資機材等の輸送体制を早期に確保し、被災者への支援に万全を期すこと。

二 東北地方太平洋沖地震による被害に関し、特に津波による被害の発生実態を調査・分析し、今後の防災のための措置に万全を期すこと。

三 今回の大震災に鑑み、港湾運営会社が重要な社会基盤である港湾の運営主体となることを踏まえ、国民の生命と生活の安定に貢献するという観点で災害時の対応に万全を期すこと。

四 港湾の国際競争力の強化が我が国の産業活動及び国民生活を支える重要な課題であることに鑑み、国際戦略港湾に関する施策については、これを国家戦略として効率的かつ集中的に実施すること。

五 港湾が地域経済の活性化や産業再生などの重要な役割を担っていることに鑑み、国際戦略港湾以外の港湾についても、引き続きその機能強化に努めること。

六 港湾の効率的な運営を確立するため、港湾運営会社の設立に当たっては民の視点が十分確保されるよう、適切な指導を行うこと。また、港湾運営会社が埠頭群の運営を行うに当たり、港湾の一元的な運営を円滑に遂行できるよう、適切な指導を行うこと。

七 港湾運営会社が公共財である港湾の一元的な運営主体となることに鑑み、特に公共性が確保されるよう必要な措置を講ずること。

八 港湾運営会社に対する指導に当たっては、港湾管理者と港湾運営会社との連携が十分図られるよう努めること。

九 港湾運営会社の設立が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう港湾運営会社の指導に努めるとともに、問題が生じた場合には、関係者の意見を十分聴いた上、必要に応じ、適切に対応すること。また、港湾労働者にしわ寄せが及ばないよう配慮し、適正な料金設定、雇用の安定、職域の確保、福利厚生増進等を図り、良好な労働条件が確保されるよう努めること。

右決議する。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 23.5.31可決 参議院 5.31農林水産委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国が担うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を総合的に実施する体制を整備するため、農林水産省の地方支分部局の改革再編を行おうとするものであり、その主

な内容は次のとおりである。

- 一、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置することとする。
- 二、国が担うべき農業経営の改善及び安定に係る業務を北海道においても的確に実施する体制を整備するため、北海道農政事務所の分掌事務の規定を見直すこととする。
- 三、この法律は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(23. 6. 7農林水産委員会議決)

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のため全力を傾注するとともに、農林水産業の将来を見据えた政策を推進していくことが重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 農林水産省本省組織の再編に当たっては、円滑な農林水産行政の推進を確保するため、局の所掌範囲について業務の質と量を考慮し、組織の総合力が発揮されるバランスの取れた体制を整備すること。
- 二 新設される地域センター及びその支所においては、人材の育成に努めるとともに、地方公共団体等との連携を密にし、利用者の利便性の維持・向上を図ること。
- 三 東日本大震災の被災地域における農林水産業の復旧・復興を強力に支援するため、地域センター及びその支所は、現地の意向の把握、復旧・復興対策の周知徹底や指導・助言について最大限その機能を発揮すること。また、被災地を網羅的にカバーできる支援体制を構築するため、地域センター及びその支所の活動に加え、支援チームを編成して積極的に派遣する等現地に密着したきめ細かな支援を実施すること。

右決議する。

都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 23. 4. 15可決 参議院 4. 18国土交通委員会付託 4. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、官民の連携を通じて、都市の国際競争力及び魅力を高め、都市の再生を図るため、特定都市再生緊急整備地域制度の創設、都市開発事業の一層の促進を図るための新たな金融支援制度の創設、都市の再生に貢献する工作物に係る道路占用許可基準の特例制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域を特定都市再生緊急整備地域（以下「特定地域」という。）として政令で定める。
- 二 都市再生緊急整備協議会は、特定地域における都市開発事業等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成することができ、当該整備計画に都市開発事業等の実施主体として記載された者は、これに従い、事業を実施しなければならない。
- 三 整備計画に記載された下水熱利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業を実施する者は、公共下水道管理者の許可を受けて、公共下水道の排水施設から下水を取水し、及び当該排水施設に当該下水を流入させることができる。
- 四 国土交通大臣は、特定地域内における民間都市再生事業計画の認定について、45日以内において速やかに、処分を行わなければならない。
- 五 特定地域内の都市再生特別地区に係る都市計画施設である道路の区域で、建築物等の敷地として併せて利用すべきものの上空等において、建築物等を建築できる。
- 六 国土交通大臣の認定に係る都市再生事業及び都市再生整備事業の施行に要する費用の一部について、資金の貸付けによる支援を行うことができることとし、政府は、当該貸付け等に要する

- 資金の財源に充てるための借入金又は債券に係る債務について、保証契約をすることができる。
- 七 都市再生整備推進法人は、市町村に対し、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができることとし、市町村は、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。
- 八 都市再生整備計画に定められた区域内の土地所有者等又は都市再生整備推進法人は、都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の一体的な整備又は管理に関する協定（都市利便増進協定）を締結して、市町村長の認定を申請することができることとし、認定のあった協定を民間都市機構による支援の対象とする。
- 九 民間都市再生事業計画の認定の申請期限を、平成29年3月31日までとする。
- 十 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、都市再生整備計画等に係る改正規定については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 【附帯決議】**（23.4.19国土交通委員会議決）
- 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。
- 一 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興のための支援制度の検討を早急に進め、一刻も早く復旧・復興に向けた措置が講じられることとなるよう、対応に万全を期すこと。
- 二 東日本大震災において、都市が広範囲にわたり甚大な被害を受けたことに鑑み、防災のための施設と都市の安全性との関係について調査・分析し、安全なまちづくりに万全を期すこと。
- 三 東日本大震災により被災した市街地の復旧・復興に当たっては、関係地方公共団体の意向を十分に踏まえて、都市再生整備計画に基づく各種施策など都市の再生に関する制度を有効に活用すること。
- 四 全国の地方都市について、その再生が緊急の課題となっていることに鑑み、社会資本の整備や民間都市開発事業の立ち上げを積極的に支援するほか、道路占用許可の特例、都市利便増進協定制度的なまちのにぎわい・交流空間の創出のための新たな仕組みが活用されるよう積極的に支援するなど、都市の魅力の向上を促進すること。
- また、道路の上空利用、道路占用の許可等に当たっては、周囲との景観調和、安全性の確保等に留意すること。
- 五 特定非営利活動法人、まちづくり会社等の民間主体によるまちづくりへの参画がより一層促進されるよう、都市再生整備計画の作成に関する提案権などまちづくりに関する各種制度の関係者への周知徹底を図り、その普及促進に努めること。
- 六 都市再生整備推進法人が活動しやすい環境を整備し、地元住民の意向が反映される体制づくりに努めること。
- 右決議する。

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 23.4.22可決 参議院 4.25国土交通委員会付託 4.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢者の居住の安定を確保するため、加齢に伴う身体機能の低下の状況に対応した構造等を有する賃貸住宅等において、心身の状況の確認、生活相談等のサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正
- 1 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録制度の創設
- ① 高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームに高齢者を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業を行

う者は、都道府県知事の登録を受けることができるものとする。

- ② 都道府県知事は、登録の申請が、加齢対応構造、サービス提供、入居契約等に係る基準に適合していると認めるときは、その登録をしなければならないものとする。
 - ③ 誇大広告の禁止、登録事項の公示、契約締結前の書面の交付及び説明等、登録を受けた事業者の遵守義務に係る所要の規定を設ける。
 - ④ 登録を受けている有料老人ホームの設置者等については、老人福祉法に定める届出義務に係る規定は、適用しないものとする。
- 2 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度、高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定制度及び高齢者居住支援センターの指定制度を廃止する。
- 二 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法の一部改正
公的賃貸住宅等の定義に関し、一 1 ①の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（三において「登録住宅」という。）について規定する。
- 三 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正
独立行政法人住宅金融支援機構が行う既存住宅の購入に必要な資金の貸付けの対象について、登録住宅とすることを主たる目的とする住宅の購入とする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(23.4.26国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 東日本大震災の被災者に対し、応急仮設住宅を早急に整備するとともに、高齢者が多いなどの地域の実情を踏まえ、被災者の住まいの確保について万全を期すこと。
 - 二 東日本大震災の復興に当たっては、生活支援施設、福祉・保健医療施設、公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅を一体的に地域の福祉拠点として整備するなど、高齢者が住みやすい地域をつくる取組を、国として総合的かつ具体的に支援していくこと。
 - 三 高齢者の住生活の安定を図るためには、住宅施策と福祉・保健医療施策との連携が重要であり、制度を運用する地方公共団体の関係部局が実効的に連携できるよう、情報提供、助言等の支援を積極的に行うこと。
 - 四 高齢者のニーズに対応したサービス付き高齢者向け住宅の供給が的確に行われるよう、社会福祉法人や医療法人等、様々な事業主体の参画を促すこととし、必要な情報提供、助言等の支援を行うこと。
 - 五 サービス付き高齢者向け住宅は、各住宅によって、契約形態や提供されるサービス内容、費用負担等が異なることから、トラブルを防止するため、高齢者に対する的確な情報の提供、相談体制の整備等がなされるよう必要な助言等を行うこと。
 - 六 事業者側の事情により高齢者の居住の安定を害する運営が行われることがないよう、悪質な業者の排除など、適切な指導監督を図るため、必要な措置を講ずること。
 - 七 サービス付き高齢者向け住宅の整備に当たっては、低所得者を始め幅広い所得層の高齢者が利用可能となるよう、既存住宅の改修や公営住宅等を活用した供給が促進されるよう努めること。
 - 八 高齢者のための住まいの確保に当たっては、若年層、子育て世帯等を含む多世代の居住者による地域コミュニティが形成されるよう、総合的な取組を推進すること。
- 右決議する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 23.5.31可決 参議院 8.30外交防衛委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、防衛審議官の新設、

防衛医科大学校の看護師養成課程の新設、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る措置等について所要の規定を整備しようとするものである。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第22号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成23年度において財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計から一般会計への特例的な繰入金並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から国庫への特例的な納付金を活用した財源の確保により 2 分の 1 とする等のため、所要の措置を講じようとするものであったが、提出後、内閣により、基礎年金に係る国庫負担割合について、平成23年度において 2 分の 1 とし、この場合において、政府は、予算で定めるところにより、税制の抜本的な改革により確保される財源を活用して、一般会計から年金特別会計に繰り入れるものとする等の修正の申入れが行われた。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(閣法第23号)

(衆議院 23. 4. 28修正議決 参議院 5. 9厚生労働委員会付託 5. 13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、当該職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、雇用保険の失業等給付を受給することができない特定求職者について、その知識、職業経験その他の事情に応じた職業訓練を受ける機会を十分に確保するため、認定職業訓練その他の職業訓練の実施に関し重要な事項を定めた計画を策定する。
- 二 厚生労働大臣は、職業訓練を行う者の申請に基づき、当該者の行う職業訓練について、職業訓練実施計画に照らし適切であること等の要件に適合するものであることの認定を行うことができる。
- 三 厚生労働大臣は、認定に関する事務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせる。
- 四 国は、認定職業訓練が円滑かつ効果的に行われることを奨励するため、認定職業訓練を行う者に対して、予算の範囲内において、必要な助成及び援助を行うことができる。
- 五 国は、認定職業訓練又は公共職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、当該特定求職者に対して、職業訓練受講給付金を支給することができる。
- 六 公共職業安定所長は、特定求職者の就職を容易にするため、職業指導、職業紹介等の措置が効果的に関連して実施されるための就職支援計画を作成するものとする。
- 七 政府は、雇用保険法における就職支援法事業として、認定職業訓練を行う者に対する助成及び特定求職者に対する職業訓練受講給付金の支給を行うことができる。
- 八 国庫は、就職支援法事業のうち、職業訓練受講給付金に要する費用の 2 分の 1（当分の間、その100分の55に相当する額）を負担する。
- 九 この法律は、一部を除き、平成23年10月1日から施行する。

なお、衆議院において、施行日前の準備業務を独立行政法人雇用・能力開発機構が行うとともに、特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、費用負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の修正が行われた。

【職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案】及び「雇用保険法及び労働保

険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議】（23. 5. 12厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、求職者支援制度が第二のセーフティネットとして、就職の促進を図るべく、その機能を十分に発揮することができるよう制度の運営に万全を期すること。併せて、ハローワーク等における十分な就職支援体制の整備を図ること。
 - 二、求職者支援制度における職業訓練の対象者については、意欲と能力を有し、職業訓練等の支援の必要性が認められる者とする。また、職業訓練の認定に関しては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているなど訓練内容などについて適切に審査を行うとともに、不正受給の防止策を講ずること。
 - 三、「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」の附則の規定に基づく施行後の見直しにおいては、雇用保険制度や生活保護制度の在り方をも見据え、雇用保険の被保険者も含めた求職者全体について、職業訓練や各種の給付制度など就職支援施策全体の在り方を財源も含め総合的に検討し、必要な対応を図ること。
 - 四、激甚災害の特例措置が適用された場合の雇用保険の取扱いについては、被保険者の立場に立った対応を検討すること。
 - 五、雇用保険の国庫負担の本則復帰については、雇用保険制度の安定的な運営を確保するため、早期に安定財源を確保し、その実現を図ること。
 - 六、未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、雇用面においても甚大な影響を及ぼしていることから、平成二十三年度第一次補正予算、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等の成立を踏まえ、雇用対策に係る特例措置の周知徹底に努めるとともに、被災者が早期に生活再建ができるよう、被災者に対する就労支援など雇用対策の一層の充実・強化を図ること。また、震災による影響が広範囲に及んでいることから、被災地以外の地域の雇用対策についても万全を期すること。
- 右決議する。

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第24号）

（衆議院 23. 4. 28可決 参議院 5. 9厚生労働委員会付託 5. 13本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率の引下げ等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 雇用保険法の一部改正

一 失業等給付の改正

- 1 失業等給付における基本手当日額の算定の基礎となる賃金日額について、その下限額、上限額等を引き上げることにより、基本手当日額の引上げを図る。
- 2 暫定措置として給付率の引上げ等が行われている再就職手当について、給付率の更なる引上げを図った上で、暫定措置を恒久化する等の見直しを行う。
- 3 高年齢雇用継続給付に係る支給限度額を変更する。

二 国庫負担の暫定措置の廃止時期に関する改正

雇用保険の国庫負担について、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 雇用保険率の改正

雇用保険率について、1000分の17.5（うち失業等給付に係る率1000分の14）等とする。

二 雇用保険率の弾力的変更の範囲の改正

労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況による雇用保険率の変更について、1000分の13.5から1000分の21.5までの範囲等で行う。

第三 施行期日

この法律は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第一の二については公布の日から、第二については平成24年4月1日から施行する。

【附帯決議】(23.5.12厚生労働委員会議決)

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(閣法第23号)と同一内容の附帯決議が行われている。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 23.4.28修正議決 参議院 5.9経済産業委員会付託 5.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国経済が対応するためには我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新が重要であることに鑑み、国際競争力の強化を目指した事業者の迅速かつ機動的な組織再編を促すため、組織再編に係る手続を簡素化するための会社法に係る特例措置、事業者の資金の調達を円滑にするための支援措置等を講ずるとともに、中小企業者等の商品の生産の効率化等を促進するため、事業者による事業革新新商品生産設備の導入のための支援措置、中小企業における事業の承継を通じた経営資源の活用のための支援措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、主務大臣は、産業再編に係る計画の認定を行う際に公正取引委員会と行う協議において、事業再構築等関連措置が申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べることを、また、主務大臣及び公正取引委員会は、当該協議に当たっては、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、所要の手続の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡することを追加する内容の修正が行われた。

一、公正取引委員会との連携強化

主務大臣は産業再編に係る計画の認定をしようとする場合、適正な競争の確保の観点から、公正取引委員会への協議を行うこととし、戦略的な組織再編に関し、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性に留意しつつ、産業政策と競争政策との連携強化に努める(衆議院修正)。

二、組織再編手続の簡素化・多様化のための会社法の特例措置

事業者が迅速な組織再編を図ることを後押しすべく、自社株式を対価とする株式公開買付けの利用促進と完全子会社化手続の簡素化を図る。

三、事業者の再編に係る長期の資金調達の支援

事業者が国際競争力の強化を図るために合併や事業承継等による再編を行うに当たり、株式会社日本政策金融公庫から国の指定する金融機関を通じて必要な資金を供給する制度を創設する。

四、ベンチャー等の成長企業による新商品の生産体制の構築支援

事業革新に必要な新商品(当該新商品の生産設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用したものに限る。)の生産に使用される設備を導入しようとする事業者が行う借入れ等に対し、債務保証の措置を講じることにより、当該事業者の資金調達を円滑化する。

五、地域中小企業の事業の引継ぎによる経営資源の有効活用の支援

事業引継ぎを希望する企業間の仲介に対する支援体制の整備を行うとともに、事業の引継ぎに際しての資金調達に対する支援措置及び許認可等の承継に係る手続の簡素化を行う。

六、附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行後の見直しについて規定する。

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案(閣法第26号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針の策定並びに特定多国籍企業が作成する研究開発事業計画及び統括事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施について、外国為替及び外国貿易法、中小企業投資育成株式会社法、特許法等の特例措置を講じようとするものである。

総合特別区域法案(閣法第27号)

(衆議院 23. 5. 17可決 参議院 6. 15内閣委員会付託 6. 22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、総合特別区域基本方針

政府は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「総合特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。内閣総理大臣は、全国務大臣で構成し、内閣総理大臣を本部長とする総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

二、国際戦略総合特別区域における特別の措置

- 1 内閣総理大臣は、地方公共団体が行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であって、総合特別区域基本方針等に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。
- 2 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する方針（以下「国際競争力強化方針」という。）を定めるものとする。
- 3 指定申請をしようとする地方公共団体（6の協議会を組織するものに限る。）又は指定を受けた地方公共団体（以下二において「指定地方公共団体」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることができる。
- 4 内閣総理大臣等は、国際戦略総合特別区域ごとに、当該国際戦略総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 5 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画（以下「国際戦略総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。
- 6 地方公共団体は、国際戦略総合特別区域の指定の申請等の必要な事項について協議するため、

国際戦略総合特別区域協議会を組織することができる。

- 7 内閣総理大臣の認定を受けた国際戦略総合特別区域計画に係る国際戦略総合特別区域内においては、規制の特例措置を適用するとともに、課税の特例の適用等があるものとする。

三、地域活性化総合特別区域における特別の措置

- 1 内閣総理大臣は、地方公共団体の行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であって、総合特別区域基本方針等に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。
- 2 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する方針（以下「地域活性化方針」という。）を定めるものとする。
- 3 指定申請をしようとする地方公共団体（6の協議会を組織するものに限る。）又は指定を受けた地方公共団体（以下三において「指定地方公共団体」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等の整備等に関する提案をすることができる。
- 4 内閣総理大臣等は、地域活性化総合特別区域ごとに、当該地域活性化総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。
- 5 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るための計画（以下「地域活性化総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。
- 6 地方公共団体は、地域活性化総合特別区域の指定の申請等の必要な事項について協議するため、地域活性化総合特別区域協議会を組織することができる。
- 7 内閣総理大臣の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る地域活性化総合特別区域内においては、規制の特例措置を適用するとともに、課税の特例の適用等があるものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（23.6.21内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、総合特別区域については、我が国の現下の財政事情等に鑑み、「選択と集中」の観点を最大限に活かすため、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選して指定を行い、国と地域の政策資源を集中させること。
- 二、総合特別区域の指定に当たっては、当該指定が恣意的にならないよう、総合特別区域基本方針において具体的な指定基準を定めるとともに、有識者による客観的評価を活用するなど、指定審査過程の透明性を確保すること。
- 三、総合特別区域制度の運用に当たっては、民間等からの提案制度、総合特別区域協議会の活用等により、地域の住民、事業者、NPOなどの民間主体の創意工夫が最大限活かされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特別区域における取組に主体的に参画できるよう十分配慮すること。
- 四、関係各府省庁は、総合特別区域における政策課題とその解決方向を地域と共有し、地域の責任ある戦略が実現するよう、内閣官房・内閣府と緊密に連携し、積極的に対応すること。
- 五、国際戦略総合特別区域における企業誘致等に当たっては、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど、関連制度間の密接な連携による相乗効果をうみ出しながらグローバル企業等の誘致を推進すること。
- 六、新たな規制の特例措置等に関する提案があった場合には、国と地方の協議会等において、その提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等の一層の充実・強化を図ること。

- 七、総合特別区域に係る施策については、当該総合特別区域に関する国と地方の協議会において、毎年度その評価を行い結果を公表すること。
- 八、総合特区通訳案内士制度については、地域における訪日外国人旅行者のニーズを踏まえ、通訳案内士の数が不足しているなど、通訳案内士法に基づく通訳案内士及び外客誘致促進法に基づく地域限定通訳案内士を補完することが必要な地域に限って実施するとともに、総合特区通訳案内士の資格取得のための研修は、有償で通訳ガイドサービスを求める訪日外国人旅行者のニーズに応えることができる十分な密度の濃い内容とし、修了時に実力の判定を行うなど、通訳案内士制度に対する信頼性の確保に努めること。
- なお、総合特区通訳案内士の資格を得て通訳案内業務に従事する者については、その経験と実績に適切に配慮して、将来、通訳案内士試験を受験して、オールラウンドな資質を有する通訳案内士となることを奨励すること。
- 九、P F I 方式で行われる特別養護老人ホームの設置に関しては、利用者保護の観点に立ち、継続して良質な介護サービスが提供されるよう万全を期すこと。
- 十、構造改革特別区域制度については、総合特別区域制度との連携が十分に図られるよう、必要な体制整備に努めるとともに、これまでの実績や課題について、地域からの意見を踏まえつつ必要な検証を行い、地域にとって使い勝手のよいものとなるよう見直しを行うこと。
- 十一、本法に規定する課税の特例に関する租税特別措置法上の取扱いについては、与野党における税制改正に関する協議の動向を踏まえ、別途検討を行うこと。
- 十二、東日本大震災による被害の甚大性に鑑み、当該被災地域の復旧復興を強力かつ効果的に支援するため、総合特別区域制度とは別に、大胆な規制・制度の特例と税制・財政・金融等各種の支援措置等を総合的かつ集中的に講ずる新たな特区制度の創設について検討を行い、早急に必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

株式会社国際協力銀行法案(閣法第28号)

(衆議院 23. 4. 22可決 参議院 4. 25財政金融委員会付託 4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上を図るために重要な海外の案件に対する民間企業の取組をより有効に支援するため、株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）の部門である国際協力銀行について、その機能を強化し日本公庫から独立した政策金融機関として株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）を設立するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際協力銀行を日本公庫から分離することとし、平成24年4月1日に会社を設立する。

二、会社の目的

一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、重要資源の開発及び取得の促進、我が国産業の国際競争力の維持及び向上、地球環境保全事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱への対処を規定する。

三、会社の業務

民業補完原則を堅持しつつ、先進国向け輸出金融、短期つなぎ資金の供与、我が国企業が外国企業を買収するための資金等の供与等を内容とする機能強化を行う。

四、会社の財務及び会計等

- 1 政府は、会社の発行済株式の総数を常時保有する。
- 2 政府は、会社の発行する債券について政府保証を付与できるほか、会社に対して資金の貸付けをすることができる。
- 3 会社の利益については、必要な準備金の積立て以外の部分は全額国庫納付しなければならない。

4 予算の国会議決、決算の国会提出、金融検査の実施等について規定を整備する。

五、その他

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

2 業務の機能強化のうち、現行業務の延長として先行実施可能なものについては、会社の設立に先立ち、平成23年度中から行う。

【附帯決議】（23. 4. 28財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により影響を受けた我が国企業のグローバルサプライチェーンの復旧・復興に向け、国際協力銀行は、株式会社日本政策金融公庫法又は株式会社国際協力銀行法の下で可能なあらゆるツールを駆使し、十全の金融支援を実施すること。
 - 一 国際協力銀行役員等人事においては、所管省庁からの「天下り」を控えるなど、政府として不適切な人事の厳格な監視・監督を行うこと。
 - 一 外国為替資金特別会計の外貨資金等を積極的に活用し、国際協力銀行が民間金融機関を補完するためのパッケージ型インフラ海外展開案件を始めとする我が国企業の海外ビジネス支援を一層積極化させるよう努めること。
 - 一 我が国企業の海外事業に対する効率的かつ効果的な支援を実施するため、国際協力銀行は、世界で活躍できる専門的人材の採用、育成を進める一方、内部組織を簡素かつ効率的なものとし、無用な組織の肥大化が生じることをないよう適切に配慮すること。
 - 一 国際協力銀行が政府全額出資であることを踏まえ、長期・大型案件等に係るバランスシート上のリスク管理に留意するとともに、リスク資産の流動化等による一層のバランスシートの効率化に努めること。
 - 一 我が国の中堅・中小企業の海外進出支援については、融資スキームの活用のみならず、情報提供や相談事業の拡充を図ること。
 - 一 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社国際協力銀行の設立の準備期間において、円滑な分離を実現するため最大限の配慮を行うこと。
- 右決議する。

森林法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

（衆議院 23. 3. 31修正議決 参議院 4. 11農林水産委員会付託 4. 15本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、森林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、森林所有者等が作成する計画について認定要件を追加するとともに、早急に間伐等を実施する必要がある森林の整備を図るための措置の充実、森林施業に必要な路網を設置する際の他人の土地への使用権の設定手続の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、森林施業に必要な土地使用権の設定手続の改善

都道府県知事は、他人の土地への使用権の設定に関する協議の認可の申請があったときは、土地の所有者等に出頭を求めて、農林水産省令で定めるところにより、公開による意見の聴取を行わなければならないこととする。また、都道府県知事は、その意見の聴取をしようとするときは、新たに事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知するとともにこれを公示しなければならないこととする。

二、早急に間伐が必要な森林の施業代行制度の見直し

- 1 市町村長は、間伐等が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）があるときは、その森林所有者等に対し、その旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐等の方法及び時期を通知することとする。
- 2 市町村長は、1の通知を受けた者がその通知に係る時期までに間伐等を実施していないと認

めるときは、当該要間伐森林について間伐等を実施すべき旨を期限を定めて勧告することができることとする。

3 2の勧告を受けた森林所有者がこれに従わない場合に行われる調停において、当該森林所有者が調停案の受諾をしないときは、施業代行を希望する者は、要間伐森林の間伐木の所有権の移転及び当該要間伐森林について間伐を実施するため土地を使用する権利の設定に関する裁定を、新たに申請できることとする。

4 1の通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明なため、市町村長がその通知の内容を掲示した場合において、その掲示に係る要間伐森林についての施業代行を希望する者は、間伐木の所有権及び間伐の実施のための土地の使用権の取得に関する裁定を、新たに申請することができることとする。

三、無届伐採が行われた場合の行政命令の新設

市町村長は、届出をせずに立木を伐採した者が伐採後の造林をしておらず、災害を発生させるおそれ等があると認めるときは、新たに伐採後の造林をすべき旨を命ずることができることとする。

四、森林所有者等が作成する森林施業計画の見直し

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が計画を作成し、新たに森林の保護に関する事項を記載しなければならないこととするとともに、森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大の目標を記載することができることとする。なお、計画の名称を「森林経営計画」とすることとする。

五、行政が作成する森林計画の見直し

農林水産大臣がたてる全国森林計画については、森林の保護に関する事項を新たに記載事項にすることとする。また、都道府県知事がたてる地域森林計画については、委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項とし、機能別の森林の所在及び面積を記載事項から削るものとする。市町村がたてる市町村森林整備計画については、委託を受けて行う森林の施業又は経営に関する事項及び森林の保護に関する事項を新たに記載事項にすることとする。

六、罰則の引上げ

届出をせずに立木を伐採した者に対する罰金の上限を現行の30万円から100万円に引き上げるとともに、これに応じてその他の罰金の上限についても引上げを行うこととする。

七、施行期日等

この法律は、平成24年4月1日から施行することとする。ただし、全国森林計画、地域森林計画、国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画に係る経過措置の規定は、公布の日から施行することとする。

なお、衆議院において、地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに森林の土地の所有者となった者はその旨を市町村長に届け出なければならないこと、都道府県知事及び市町村長はその保有する森林所有者等に関する情報を利用目的以外の目的のために内部で利用することができること、市町村長は届出義務に違反して立木を伐採した者に対し、伐採の中止を命ずることができること、国及び地方公共団体が講ずる措置として、保安林に係る権限の適切な行使、森林の土地の境界の確定のための措置、森林に関するデータベースの整備等、施業の集約化等の事業の推進及び地方公共団体の行う保安林等の買入れに係る財政上の措置の規定を設けることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(23.4.14農林水産委員会議決)

未曾有の東日本大震災により、森林・林業・木材産業においても例のない甚大な被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすべきである。

加えて、木材価格の低迷による経営意欲の低下や不在村森林所有者の増加などを背景として、適正な森林施業が行われていない森林が増加している。

こうした中で、林業を地域産業として再生していくとともに、適正な森林施業の確保と持続的な

森林経営の確立を図ることが、森林の有する多面的機能を十分発揮させ、木材自給率の向上を目指す上でも極めて重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 被災地における木材産業・治山施設・海岸林などの復旧に向け、特別な財政上の措置を含め迅速かつ万全の措置を講じること。
- 二 林産物の流通・消費に無用の混乱が生じないよう適切な対応に努めること。
- 三 行政による立入調査の主体の拡大や土地の使用権の設定に関する協議の認可等、本法改正の趣旨を十分に踏まえ、震災の復旧に努めること。
- 四 保安林等の機能を保全するため、地方公共団体が森林所有者等に関する情報を円滑に把握・利用することができるよう、関係省庁は連携して必要な協力を行うこと。
- 五 無届伐採に対する中止・造林命令や所有者不明森林における路網整備・間伐等の施業代行の制度を活用し適正な森林施業が行われるよう、当該制度の趣旨及び手続について地方公共団体を含めて現場に十分浸透させること。また、制度の適切な運用に努めること。
- 六 木材自給率50%以上の目標達成に向け、路網整備や造林・間伐等の促進、森林施業の集約化、木材の安定供給や利用拡大等の施策が確実に行われるよう、森林・林業基本計画及び全国森林計画を見直すこと。また、これらの施策の推進に必要な財政上の措置を講じること。
- 七 森林・林業の再生を通じた山村振興や地域経済の活性化を推進するため、森林組合をはじめ、地域の林業事業体や林業の担い手を将来にわたって確保できるよう人材の育成に努めること。その際、国有林の組織や技術、フィールドの活用により、民有林への指導・サポートや連携等による地域貢献ができるよう、国有林野事業及び組織の在り方について一般会計への移行も含め検討すること。
- 八 地球温暖化防止のための森林吸収源対策、木材や木質バイオマスの利用拡大を着実に推進するため、環境税の使途にこれらの対策を明確に位置付け、必要な安定財源を確保すること。
- 九 施業集約化による林業経営の継続を確保する観点から、平成23年度税制改正大綱及び本法改正の趣旨を踏まえ、平成24年度税制において山林相続税・贈与税の納税猶予措置を講じること。
右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 23. 3. 22修正議決 参議院 3. 23農林水産委員会付託 3. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昨年4月の宮崎県における口蹄疫の発生、同11月以来の高病原性鳥インフルエンザの続発等を踏まえ、家畜防疫を的確に実施するため、家畜伝染病の発生を早期に発見するための届出制度並びに口蹄疫のまん延を防止するための患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分制度を導入するとともに、海外からの入国時における消毒措置の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国と都道府県等との役割分担の在り方

農林水産大臣は、口蹄疫等の家畜伝染病について、必要となる措置を総合的に実施するための特定家畜伝染病防疫指針及び緊急に実施するための特定家畜伝染病緊急防疫指針を作成し、公表するものとする。

また、都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。また、都道府県知事は、市町村長に対し、協力を求めることができるものとする。

二、防疫指針の在り方

農林水産大臣は、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに特定家畜伝染病防疫指針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

三、我が国へのウイルス侵入防止措置の在り方

家畜防疫官は、入国者に対して、その携帯品に要消毒物品が含まれているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必要な限度において、携帯品の検査・消毒を行うことができるものとする。

また、動物検疫所長は、航空会社、空港等に対し、必要な協力を求めることができるものとするとともに、航空会社、空港等は、その求めに応ずるよう努めなければならないものとする。

四、畜産農家のウイルス侵入防止措置の在り方

飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、飼養の状況及び衛生管理の状況に関し、都道府県知事に報告しなければならないものとする。

また、家畜の所有者は、畜舎等の出入口付近に、消毒設備を設置しなければならないものとし、消毒設備が設置されている施設に入る者は、自らその身体、車両等を消毒しなければならないものとする。

五、発生時に備えた準備の在り方

飼養衛生管理基準については、患畜等の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含むものとするとともに、都道府県知事は、患畜等の焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

また、都道府県知事は、獣医師を都道府県の職員として採用することにより、この法律を実施するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならないものとする。

六、患畜の早期の発見・通報の在り方

家畜が農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状を呈していることを発見した獣医師又は所有者は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならないものとする。

七、国の財政支援の在り方

国は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜の所有者に対し、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額の交付を行うものとする。

また、家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者に対しては、手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は返還させるものとする。

八、消毒設備の設置場所を通行する車両の消毒等

都道府県知事が家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所を通行する者は、身体及び車両の消毒を受けなければならないものとする。

九、患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分等

口蹄疫の急速かつ広範囲なまん延を防止するためやむを得ないときは、患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分を行えるものとし、その場合、国は、損失を受けた者に対し、補償しなければならないものとする。

十、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

なお、衆議院において、都道府県知事は、家畜の所有者が行う埋却等が的確かつ迅速に実施されるようにするため、補完的に提供する土地の準備を行うように努めなければならないこととするとともに、施行期日を、一部を除き早めること等を主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(23.3.25農林水産委員会議決)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。こうした中、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が国内外で相次いでおり、政府は、本法の施行に当たり、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 特定家畜伝染病(口蹄疫、BSE、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ)が発生した場合には、農林水産省に対策本部を設置すること。また、都道府県にも対策本部が設置されるよう、必要な措置を講ずること。

- 二 都道府県が管理する種雄牛等について、緊急時に備えた分散飼育が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 家畜伝染病の発生国からの入国者と畜産業従事者が直接接する可能性の高い施設における防疫措置の重要性に鑑み、宿泊施設、観光施設等において、消毒その他の必要な防疫措置が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 家畜防疫官の増員をはじめとする水際対策に係る体制の強化について、必要な措置を講ずること。
- 五 家畜の所有者が迅速に手当金の交付を受けることができるよう、必要な措置を講ずること。
- 六 都道府県により消毒薬等の防疫のために必要な物品の備蓄が適切に行われるよう、必要な財政的支援等を行うこと。
- 七 都道府県が必要な員数の家畜防疫員を確保することができるよう、必要な財政的支援を行うこと。
- 八 家畜の所有者等に対する手当金等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずること。
- 九 特定家畜伝染病に関し、家畜市場の自主的な開催の停止等により家畜の所有者に生じた損失の補てんについて、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な措置を講ずること。
- 十 特定家畜伝染病がまん延した場合における生産者等の経営及び生活再建等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置と同様の十分な経済的支援がなされるよう、必要な措置を講ずること。
- 十一 国の防疫対応において重要な役割を果たす動物衛生研究所については、国の機関として位置付け、また、体制を強化していくことについて検討すること。
- 十二 国家防疫という観点から産業動物に関する獣医療体制を実効あるものとするため、獣医学系大学における産業動物に関する実習の強化、獣医師免許取得後の産業動物に関する研修の強化等の措置を講ずること。また、獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること。
- 十三 野鳥、天然記念物等家畜以外の動物が特定家畜伝染病にかかっていることが発見された場合に家畜への感染を防止するため必要な措置を迅速に講ずることができるよう、文化財保護法、博物館法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等について、早期に検討を行い必要な見直しを行うこと。
右決議する。

民法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 23. 4. 28可決 参議院 5. 11法務委員会付託 5. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人を選任することができるようにすること等の措置を講ずるため、民法の改正を行い、これに伴い所要の法律について規定の整備を行うとともに、里親委託中等の親権者等がない児童の親権を児童相談所長が行うこととする等の措置を講ずるため、児童福祉法の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

- 1 2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権の停止制度を新設する。
- 2 法人又は複数の未成年後見人の選任を可能とするための所要の規定の整備を行うとともに、その選任に当たり家庭裁判所が考慮すべき事情を明記する。
- 3 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うこととするなど、親権が子の利益のために行われるべきものであることを明確にするための所要の

規定の整備を行う。

二 児童福祉法の一部改正

- 1 児童相談所長は、家庭裁判所に対し、親権喪失のほか、親権停止又は管理権喪失の審判の請求をすることができることとする。
- 2 一時保護中の児童の監護等に関し、その福祉のために児童相談所長が必要な措置をとる権限を規定するとともに、児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、児童福祉施設の長等が児童等についてとる措置を不当に妨げてはならないこととする。
- 3 児童相談所長は、一時保護中又は里親等に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うこととする。

三 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(23.5.26法務委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 親権停止制度の適正な運用を図るため、改正趣旨の周知徹底はもちろん、児童相談所・家庭裁判所等関係諸機関の体制整備及び相互の連携強化等必要な措置を講ずること。
- 二 親権停止の請求が児童等の利益を確保するため行われるものであることに留意し、児童相談所長による請求が適切に行われるように調査への協力等必要な支援体制を講ずること。
- 三 親権停止期間中における児童相談所の保護者指導等、親子の再統合の取組の支援に努めるとともに、児童相談所の体制整備や家庭裁判所の保護者への勧告制度等、支援充実のために必要な検討を行うこと。
- 四 施設入所等の措置がとられた児童の退所後、再び児童虐待が行われ、又は再び入所等の措置がとられた事例について、速やかにその実態を把握すること。また、児童相談所長が親権喪失等の審判の取消しの請求を行うに当たっては、児童等の利益を確保するため、当該実態を十分に踏まえてその判断を行うこと。
- 五 児童相談所長、児童福祉施設の長又は里親等が一時保護中、入所中又は受託中の児童等について行う必要な措置については、個別の事案に適切に対応し得るよう、親権者による不当な主張の判断基準の具体的内容及び事例等を示したガイドラインを速やかに作成し、関係者にその周知徹底を図るとともに、研修の実施など支援体制の充実にも努めること。
- 六 未成年後見制度の円滑な運用を図るため、未成年後見人の報酬に対する公的支援、職務に伴う損害賠償責任に関する保険料の負担に対する支援等必要な措置を講ずること。
- 七 親権制度については、今日の家族を取り巻く状況や本法施行後の状況等を踏まえ、懲戒権の在り方やその用語、離婚時の親権の決定方法、親権の一部制限の是非、離婚後の共同親権・共同監護の可能性など、多様な家族像を見据えた制度全般にわたる検討を進めていくこと。
- 八 児童虐待の防止等のため、子育てに関する相談・支援体制の充実、虐待通告窓口の充実・強化等に努めるとともに、保護者に対する接近禁止命令の在り方について更なる検討を行うこと。
- 九 児童の社会的養護について、里親制度の周知及び活用、家庭的環境における養護の推進に引き続き取り組むとともに、親族里親への支援、施設退所後の自立支援に必要な支援体制等の構築に努めること。
- 十 東日本大震災により親権者等が死亡し又は行方不明となった児童等について、その健全な生育と利益の確保のため、未成年後見制度、親族里親制度等の活用を含め、適切な監護が行われるよう万全の支援を行うこと。
- 十一 離婚後の面会交流及び養育費の支払い等について、児童の権利利益を擁護する観点から、離婚の際に取決めが行われるように明文化された趣旨の周知に努めるとともに、面会交流の円滑な実現及び継続的な養育費支払い等の履行を確保するための制度の検討、履行状況に関する統計・調査研究の実施等、必要な措置を講ずること。

十二 本法の施行後、親権停止制度の運用状況について、裁判所等関係機関から情報を収集するなどして、当分の間１年ごとに当委員会に対し報告すること。

右決議する。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 23. 5. 31可決 参議院 5. 31国土交通委員会付託 6. 8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化、我が国の鉄道事業の活性化等の必要性並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）の業務の実施状況に鑑み、機構による旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する支援措置に関する規定を整備するとともに、機構の建設勘定において経理を行う業務の一部に要する費用に充てるため機構の特例業務勘定から建設勘定に繰入れを行うことができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正

1 機構は、次の業務を行うことができるものとする。

イ 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の安定を図るため、これらの会社が引き受けるべきものとして鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券（以下「特別債券」という。）を発行すること。

ロ 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。

ハ 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けること。

2 機構は、平成33年３月31日までの間、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他これらの会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付を行うことができるものとする。

3 機構は、平成５年度から平成９年度までの間に行われた新幹線鉄道の建設に関する事業に係る借入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用に充てるため、平成23事業年度において、特例業務勘定の積立金の額に相当する金額のうち、同勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を、建設勘定に繰り入れることができるものとする。

4 機構は、三の業務に必要な費用（平成23年４月１日から平成33年３月31日までの間における鉄道線路の使用に係るものに限る。）に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額を同勘定から建設勘定に繰り入れることができるものとする。

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正

北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社は、一の１のハの貸付けを受けたときは、当該貸付けに係る貸付金をもって特別債券を引き受けるものとする。

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正

機構は、当分の間、新幹線鉄道の営業の開始によりその営業主体が廃止した路線において新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であって、日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、同社に対し、助成金の交付を行うものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して３月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（23. 6. 7国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一 東日本大震災の被害が鉄道においても甚大であることに鑑み、被災した鉄道施設の早期復旧を図り、一刻も早く被災地域が復興するよう、対応に万全を期すこと。
- 二 全国の鉄道ネットワークが我が国の経済活動及び国民生活を支える重要な役割を担っていることに鑑み、その一層の機能強化を図るべく、総合的な交通体系の中における鉄道の将来ビジョンを明確にすること。
- 三 地域住民の足を守り、環境等に配慮した交通体系を推進するため、ＪＲ北海道、ＪＲ四国及びＪＲ九州並びにＪＲ貨物の経営が中長期的に安定するよう、本法に基づく支援措置を着実に実施し、経営自立の達成に万全を期すこと。
- 四 今般の東日本大震災においても、改めて災害時における交通機能の重要性が確認されたところであり、我が国の交通体系にあつて基幹的な高速輸送体系を形成する整備新幹線については、災害に強い国づくりへの貢献という観点から、太平洋側の巨大リスクに備え、日本海側の大動脈となる北陸新幹線など多重系の輸送体系による代替補完機能を確立する必要性を踏まえ、整備を加速することが必要である。また、日本経済の再生及びそれを支える地域の振興・地域経済の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の整備を推進するべきである。これらの点を踏まえ、北海道新幹線新函館・札幌間、北陸新幹線金沢・敦賀間及び九州新幹線長崎ルート諫早・長崎間の未着工区間の工事实施計画の速やかな認可に向けた検討を急ぎ、早急に結論を得て、早期の工事着手の実現を図ること。
- 五 九州新幹線長崎ルートの整備に関わる佐世保線肥前山口・武雄温泉間の複線化等の改良について、その推進に向けて適切に対処すること。
- 六 並行在来線については、地域の足としての重要性、我が国物流の大動脈としての役割、新幹線鉄道ネットワークの補完・充実に資する機能等に鑑み、引き続き、沿線自治体等と協力しつつ、その維持及び経営の安定化に十分配慮すること。
右決議する。

交通基本法案(閣法第33号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、交通が、国民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活発な地域間交流及び国際交流並びに物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものであることに鑑み、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国、地方公共団体、交通関連事業者、交通施設管理者及び国民の責務を明らかにすることにより、交通安全対策基本法と相まって、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進する等の措置を講じようとするものである。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第34号)(先議)

(参議院 23. 4. 18総務委員会付託 4. 20本会議可決 衆議院 5. 26可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため携帯電話等の特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波利用料の料額の見直し

免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行う。

二、特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備

- 1 総務大臣は、特定基地局に使用させることとする周波数の全部又は一部を現に当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波数及びその期限の満了の日を開設計針に定めるものとする。
- 2 総務大臣は、1の期限の満了の日以前に当該特定基地局の開設計針を定めることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設計針とする者が行う費用の負担その他の措置（以下「終了促進措置」という。）に関する事項を開設計針に定めるものとする。
- 3 特定基地局を開設計針とする者は、終了促進措置を行う場合にあっては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法を開設計針に記載しなければならないこととする。
- 4 1の周波数を使用する特定基地局の開設計針の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して10年を超えない範囲内において総務省令で定めることとする。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【電波法の一部を改正する法律案、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案及び電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議】 (23.4.19総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、電波利用料制度の見直しに当たっては、受益と負担の関係の明確化、電波の経済的価値のより適正な反映及び負担の公平確保により、無線局免許人及び国民からの理解を十分得られるよう努めるとともに、使途について、その必要性、効果等を十分検証し、本制度の一層の適正化を図ること。
- 二、周波数の移行に当たっては、新旧の免許人等の負担が過大になることがないよう、十分に配慮するとともに、審査における終了促進措置の位置付けを明確にすること等により、特定基地局開設計針認定の公平性、透明性を十分に確保すること。また、周波数の円滑な移行のため、影響を受ける既存の電波利用者に対する情報提供や周知啓発に努めるとともに、事業者に対し適切な配慮を行うよう求めること。
- 三、周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待される一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増、電波利用の既得権益化等の課題があることから、幅広い国民の意見を十分踏まえつつ慎重な検討を行うこと。
- 四、電気通信分野におけるユーザーの利便性の向上に向け、公正競争の一層の確保、グローバルな市場環境の変化に対応した規制の在り方について、必要な検討を行うこと。また、ブロードバンドへのアクセスについては、固定・無線系のブロードバンドの普及状況や国民的コンセンサスの状況等を踏まえつつ、検討を行うこと。
- 五、東日本大震災により、地方公共団体が国の補助を受けて整備した地域情報通信基盤に被害が生じていることから、早期に復旧し、完備できるよう、適切な支援を行うこと。また、災害に強い情報通信基盤の調査研究に努めること。

右決議する。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第35号)(先議)

(参議院 23.4.18総務委員会付託 4.20本会議可決 衆議院 5.26可決)

【要旨】

本法律案は、電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置す

る電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電気通信事業法の一部改正

- 1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該子会社の適切な監督を義務付ける。
- 2 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該設備の設置、管理及び運営等の業務を行う専任の部門を置く等接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付ける。

二、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務等に係る現行の認可制を事前届出制に改める。

三、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(23.4.19総務委員会議決)

電波法の一部を改正する法律案(閣法第34号)と同一内容の附帯決議が行われている。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第36号)(先議)

(参議院 23.4.18総務委員会付託 4.20本会議可決 衆議院 5.26可決)

【要旨】

本法律案は、現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、廃止期限の延長

平成23年5月31日までとされている電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を平成28年5月31日まで5年間延長する。

二、高度通信施設の対象拡大

整備促進措置の対象である高度通信施設について、遠隔教育又は遠隔医療に用いられる電気通信設備を追加する。

三、独立行政法人情報通信研究機構による利子助成業務の廃止

独立行政法人情報通信研究機構が行う、高度通信施設整備事業及び高度有線テレビジョン放送施設整備事業に係る利子助成業務を廃止する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.4.19総務委員会議決)

電波法の一部を改正する法律案(閣法第34号)と同一内容の附帯決議が行われている。

水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(閣法第37号)(先議)

(参議院 23.5.24環境委員会付託 5.27本会議可決 衆議院 6.14可決)

【要旨】

本法律案は、近年、事業場等が由来と推定される有害物質による地下水の汚染が明らかになっている状況等に鑑み、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、有害物質を貯蔵する施設等の構造等の基準を定め、当該基準違反時の命令規定を設けるとともに、構造等についての定期的な点検に関する必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、有害物質の貯蔵を行う施設等に関する届出規定の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けることとする。

二、基準遵守義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、有害物質による地下水の汚染の更なる未然防止を図るため、構造等について基準を遵守しなければならないこととする。

三、基準遵守義務違反時の改善命令等の創設

都道府県知事は、有害物質を貯蔵する施設の設置者等が、基準を遵守していないと認めるときは、構造等の改善、施設の使用の一時停止を命ずることができることとする。

四、定期点検義務の創設

有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、当該施設の構造等について、定期的に基準の適合状況等を点検し、その点検結果を記録し、保存しなければならないこととする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(23.5.26環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、本法が国会に提出された会期中の平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故による影響が国内外を問わず広がっている現実を直視し、放射性物質による環境汚染については、環境の保全を図るべき環境省が、国民の負託に応える行政を法に基づき遂行できるよう、現行法第23条を含む関連環境法令における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しの検討を含め、体制整備を図ること。

二、放射性物質に係る環境モニタリングに関しては、原子力発電所周辺住民を始めとする国民及び諸外国の信頼を確保するためにも、水、大気、土壌、生態系などの総合的なモニタリングとその結果の評価及び情報公開について、責任及び権限を明確にした制度設計を行うとともに、広範囲で長期間にわたるモニタリングに対応するため、関連する知見の集積や人員確保などの体制整備に努めること。

三、原子力発電所の敷地外で放射性物質に汚染されたがれきや土壌などについては、人の健康や生態系に係る被害を防止するため、関係省庁が連携して早急に処理方法を検討し、適切な保管、管理及び処理を行うための制度構築を早急に図るなど、放射性物質による環境汚染に係る健康被害が起きぬよう最大限努力すること。

四、有害物質使用特定施設等の構造等に関する基準については、地下水汚染の未然防止対策が確実に行われるよう、事業者の取組状況も踏まえ、的確かつ速やかに策定すること。また、基準の遵守を徹底するため、事業者への周知や地方公共団体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。

五、施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所、指定物質に係る指定施設等についても、ガイドラインの策定等により地下水汚染の未然防止対策の推進を図ること。また、ガソリン等の貯蔵施設が原因となって地下水汚染が発生した場合にも効果的な対応が行われるよう、地方公共団体に対する指導に努めること。

六、地域住民の安全・安心を確保するため、日頃からのリスクコミュニケーションの推進に加え、地下水汚染が発生した場合の速やかな情報公開の重要性について事業者の理解が促進されるよう努めること。また、リスク管理の観点から、排出段階における濃度規制のみでなく、有害物質の代替化や低減により環境中に排出される有害物質の総量を減らしていく取組を促進すること。

七、汚水処理システムについては、地方行財政改革の中、より一層の経済合理性が求められることから、市町村設置型浄化槽や浄化槽汚泥濃縮車の積極的導入など、地域のニーズに合致した浄化槽の導入・普及拡大を検討し、効率的なシステムを構築すること。

右決議する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第38号)

(衆議院 23. 3. 17可決 参議院 3. 17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 3. 18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域について、平成23年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、指定市町村（地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日においては平成23年東北地方太平洋沖地震の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。）及び指定県（指定市町村の区域を包括する県をいう。）のうち、平成23年3月1日から同年6月10日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、この法律の施行の日から起算して2月を超え6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「特例選挙期日」という。）とする。
- 二、指定市町村又は指定県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が一定の期間に生じた場合においても、当該選挙の期日は、特例選挙期日とする。
- 三、一による指定をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 四、一による指定に当たっては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならないものとし、当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。
- 五、この法律の施行の日から平成23年6月10日までの間に任期が満了することとなる指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とする。
- 六、一又は二により行われる選挙については、それぞれ公職選挙法第119条の同時選挙の規定を適用するものとする。
- 七、一により行われる選挙についての文書図画の掲示、寄附等の禁止期間は、この法律の施行の日から特例選挙期日までの間とする。
- 八、この法律は、公布の日から施行する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第39号)

(衆議院 23. 4. 22可決 参議院 4. 25内閣委員会付託 4. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、電話転送サービス事業者を規制対象の事業者に加えるとともに、規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定事業者の追加

顧客に対し、自己の電話番号を当該顧客が連絡先の電話番号として用いることを許諾し、当該顧客宛ての又は当該顧客からの当該電話番号に係る電話を当該顧客が指定する電話番号に自動的に転送する役務を提供する業務を行う者を規制対象の事業者（以下「特定事業者」という。）に加える。

二、取引時の確認事項の追加等

- 1 特定事業者（司法書士等を除く。）は、顧客等との間で、一定の取引（2の取引を除く。）を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項のほか、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。
 - (一) 取引を行う目的
 - (二) 当該顧客等が自然人である場合にあっては職業、当該顧客等が法人である場合にあっては事業の内容
 - (三) 法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者がある場合にあっては、その者の本人特定事項
- 2 特定事業者は、顧客等との間で、次に掲げる取引を行うに際しては、当該顧客等について、本人特定事項及び1(一)から(三)までに掲げる事項並びに当該取引が一定額を超える財産の移転を伴う場合にあっては、資産及び収入の状況（司法書士等にあっては、本人特定事項）の確認を行わなければならない。この場合において、(一)又は(二)に掲げる取引に際して行う本人特定事項の確認は、(一)に規定する関連取引時確認を行った際に採った方法とは異なる方法により行うものとし、資産及び収入の状況の確認は、疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかどうかの判断に必要な限度で行うものとする。
 - (一) その相手方が、関連する他の取引の際に行われた1又は2の確認（以下「関連取引時確認」という。）に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引
 - (二) 関連取引時確認が行われた際に、当該関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
 - (三) 犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域に居住し又は所在する顧客等との取引等
- 3 特定事業者は、確認した本人特定事項等に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるものとするほか、使用人に対する教育訓練の実施その他の必要な体制の整備に努めなければならない。

三、罰則の強化

本人特定事項の虚偽申告、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則を強化する。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三については、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。
- 2 二に係る経過措置を設ける。

預金保険法の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 23. 4. 22可決 参議院 4. 27財政金融委員会付託 5. 13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（住専処理法）に基づき、住専債権の回収等が平成23年12月を目途として完了するものとされていることを踏まえ、住専債権の回収等の業務を円滑に終了するための措置を講ずるとともに、当該業務の終了に伴い、整理回収機構（協定銀行）の機能を見直す等の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、住専債権に係る二次損失及び残存債権の処理

- 1 住専債権の回収等に伴い生じたいわゆる二次損失の処理について、整理回収機構の協定後勘定の利益を活用するため、協定後勘定から住専勘定に繰り入れることを可能とする。
- 2 整理回収機構の住専勘定に残存する住専債権について、協定後勘定へ移管し、継続保有及び回収を可能とする。

二、整理回収機構の機能の見直し

- 1 破綻金融機関の業務を承継する機能（承継銀行機能）を整理回収機構に付与する。
- 2 金融機関の保有する反社会的勢力等向け債権の買取り及び回収を預金保険機構の業務に追加するとともに、整理回収機構への委託を可能とする。

三、その他

- 1 金融機関は、保険事故が発生した場合における支払対象預金等に係る保険金の支払又はその払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るための措置を講じなければならない。
- 2 預金保険機構の役員の任期が満了した場合に、後任者が任命されるまで引き続き職務を行う。
- 3 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三1については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 23. 4. 30可決 参議院 5. 10総務委員会付託 5. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者に対する一定の給付措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方議会議員の年金制度に関する規定の削除

地方議会議員の年金制度に関する規定を削除する。

二、制度廃止時において既に地方議会議員を退職している者に係る給付の経過措置

退職年金の給付事由が生じている者については、制度廃止前の退職年金の給付を行う。

三、制度廃止時において地方議会議員である者等に係る給付の経過措置

- 1 退職年金の受給資格を満たす者は、制度廃止前の退職年金の支給と掛金及び特別掛金の総額の100分の80に相当する額の退職一時金の支給のうちいずれかを選択できる。
- 2 退職年金の受給資格を満たさない者については、掛金及び特別掛金の総額の100分の80に相当する額の退職一時金を給付する。

四、退職年金に係る給付の引下げ及び支給停止措置の強化

- 1 退職年金の年額が200万円を超える場合には、超える額の100分の10に相当する額を引き下げる。
- 2 退職年金の年額と前年の退職年金等を除く所得金額との合計額が700万円を超える場合には、超える額の2分の1に相当する額の支給を停止するとともに、最低保障額を廃止する。

五、平成23年1月分から5月分までの掛金及び特別掛金の取扱い

制度廃止の方針決定後の平成23年1月以降に給付事由が生じた退職一時金については、同月分から平成23年5月分までの掛金及び特別掛金の全額を算入する。

六、存続共済会、給付の経過措置に係る費用負担等

- 1 給付に要する費用は、地方議会議員共済会が保有する残余の積立金を除き、地方公共団体が負担する。
- 2 地方議会議員共済会は、当該給付を行うため存続するものとし、業務が全て終了したときに解散する。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、平成23年6月1日から施行する。

【附帯決議】(23. 5. 19総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、本法の施行に当たっては、年金受給権者及び現職の地方議会議員に対し十分な説明を行う等制度の円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うこと。

二、地方議会議員年金制度の廃止後、概ね1年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点で踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと。また、検討に当たっては、地方議会議員の取扱いについての国民世論に留意するとともに、公務員共済制度や厚生年金制度の対象者との制度面あるいは負担と給付の面における均衡に十分配慮すること。

三、旧退職年金をはじめとする年金給付については、公的年金制度全体を通ずる変更が行われるような場合を除き、安定的な給付が行われるよう、適切な財政措置を講ずる等、最大限の配慮を行うこと。

右決議する。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 23. 5. 31可決 参議院 6. 6法務委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するため、及びサイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の罪の新設その他の処罰規定の整備を行うとともに、記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定の整備等を行い、並びに悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての処罰規定の整備を行うほか、所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、情報処理の高度化に伴う犯罪に対処及びサイバー犯罪に関する条約を締結するための規定の整備

- 1 正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、不正指令電磁的記録（コンピュータ・ウイルス）を、作成・提供・供用した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処し、取得・保管した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 2 わいせつな電磁的記録に係る記録媒体等を頒布し、又は公然と陳列した者は、2年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金若しくは科料に処し、又は懲役及び罰金を併科することができる。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録等を頒布した者又は有償で頒布する目的でわいせつな電磁的記録に係る記録媒体等を所持し、若しくは保管した者も、同様とする。
- 3 電子計算機の差押えに当たり、電気通信回線で接続している記録媒体であって、当該電子計算機で作成・変更をした又は変更・消去ができる電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、これを差し押さえることができる。
- 4 電磁的記録の保管者等に命じて、必要な電磁的記録を記録媒体に記録等させた上、当該記録媒体を差し押さえる記録命令付差押えを新設する。
- 5 電磁的記録の記録媒体の差押えに代えて、電磁的記録を他の記録媒体に複写等して、これを差し押さえることができる。
- 6 検察官・検察事務官・司法警察員が、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、通信事業者等に対し、業務上記録している通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、30日を超えない期間（特に必要があり、延長する場合には、通じて60日を超えない期間）を定めて、これを消去しないように書面で求めることができる保全要請の制度を新設する。

二、強制執行妨害行為等についての罰則の整備

- 1 封印等破棄罪の処罰対象を拡充し、封印等が不法に取り除かれた後における目的財産に対する妨害行為を処罰する。
- 2 強制執行妨害罪の処罰対象を拡充し、目的財産の現状の改変等による妨害行為、執行官等の

関係者に対して行われる妨害行為等を処罰する。

- 3 競売等妨害罪の処罰対象を拡充し、競売開始決定前に行われる入札等の公正を害する行為を処罰する。
- 4 封印等破棄罪、強制執行妨害罪及び競売等妨害罪の法定刑を引き上げ、3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。
- 5 報酬目的による場合又は組織的な犯罪として行われる場合における強制執行妨害行為等については、刑を加重し、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することができる。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

【附帯決議】(23.6.16法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 不正指令電磁的記録に関する罪（刑法第19章の2）における「人の電子計算機における実行の用に供する目的」とは、単に他人の電子計算機において電磁的記録を実行する目的ではなく、人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせない電磁的記録であるなど当該電磁的記録が不正指令電磁的記録であることを認識認容しつつ実行する目的であることなど同罪の構成要件の意義を周知徹底することに努めること。また、その捜査等に当たっては、憲法の保障する表現の自由を踏まえ、ソフトウェアの開発や流通等に対して影響が生じることのないよう、適切な運用に努めること。
 - 二 記録命令付差押えについては、電磁的記録の保管者等に不当な負担を生じさせることのないよう十分留意するとともに、当該記録媒体を差し押さえるべき必要性を十分勘案した適切な運用に努めること。
 - 三 通信履歴の保全要請については、憲法が通信の秘密を保障している趣旨に鑑み、その必要性及び通信事業者等の負担を考慮した適切な運用に努めること。
 - 四 サイバー犯罪が、容易に国境を越えて行われ、国際的な対応が必要とされる問題であることに鑑み、その取締りに関する国際的な捜査協力態勢の一層の充実を図るほか、捜査共助に関する条約の締結推進等について検討すること。
 - 五 本法の施行状況等に照らし、高度情報通信ネットワーク社会の健全な発展と安全対策のさらなる確保を図るための検討を行うとともに、必要に応じて見直しをすること。なお、保全要請の件数等を、当分の間1年ごとに当委員会に対し報告すること。
- 右決議する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第43号)(先議)

(参議院 23.4.13内閣委員会付託 4.20本会議可決 衆議院 5.24可決)

【要旨】

本法律案は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の一層の促進を図るため、公共施設等の対象の拡大、民間事業者による提案制度の創設、公共施設等運営権に係る制度の創設、民間資金等活用事業推進会議の設置等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公共施設等の対象の拡大

公共施設等として、賃貸住宅並びに船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）を追加する。

二、基本方針

内閣総理大臣は、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施される公共施設等の整備等に関する事業（以下「特定事業」という。）の実施に関する

基本的な方針（以下「基本方針」という。）の案につき閣議の決定を求めなければならない。

三、民間事業者による提案制度

- 1 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。
- 2 公共施設等の管理者等は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じようとする者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。

四、欠格事由

特定事業を実施する民間事業者の募集について、欠格事由を定める。

五、公共施設等運営権

- 1 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。
- 2 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。
- 3 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収受するものとする。利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定める。
- 4 公共施設等運営権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。
- 5 公共施設等運営権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。
- 6 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定等は、公共施設等運営権登録簿に登録する。

六、職員の派遣等についての配慮

国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

七、民間資金等活用事業推進会議

- 1 内閣府に、特別の機関として、基本方針の案の作成等の事務をつかさどる、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置く。
- 2 会議は、会長及び委員をもって組織する。会長は、内閣総理大臣をもって充てる。委員は、内閣総理大臣が指定する国务大臣をもって充てる。
- 3 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かななければならない。

八、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（23. 4. 19内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一、民間事業者への公務員の派遣等については、民間事業者の必要性を十分に踏まえ、民間事業者からの要請に基づき事実上の「天下り」との批判を受けることのないよう、その運用に万全を期すこと。

二、民間資金等活用事業推進会議については、民間資金等活用事業推進委員会が設置されていることを踏まえ、行政の簡素化の観点から、その設置の意義について検討して年内に結論を得ること。

三、民間事業者選定に当たっては、公平な競争を確保するとともに、契約事業者による良質な市民

サービスの維持に常に配慮すること。
右決議する。

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)(先議)

(参議院 23. 4. 12財政金融委員会付託 4. 27本会議修正議決 衆議院 5. 17可決)

【要旨】

本法律案は、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、英文開示の対象、銀行等の業務範囲及び特定融資枠契約の借主の範囲をそれぞれ拡大するとともに、投資運用業の規制を緩和するほか、公認会計士に関する制度を見直す等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、多様で円滑な資金供給の実現

- 1 目論見書の交付方法の弾力化等、新株予約権無償割当てによる増資に係る開示制度等の整備を行う。
- 2 特定融資枠契約の借主の範囲に、純資産10億円超の株式会社、大会社の子会社等を追加する。
- 3 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用を解禁する。

二、国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供

- 1 適格投資家向け投資運用業について、登録要件及びファンド持分の販売勧誘に係る規制を緩和する。
- 2 資産流動化計画の変更届出義務の緩和、資産の取得・資金調達に係る規制の見直し等、資産流動化スキームに係る規制を弾力化する。
- 3 外国会社等による英文開示の対象となる開示書類の範囲を、有価証券届出書等に拡大する。

三、市場の信頼性の確保

- 1 無登録業者が非上場の株式、社債等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするほか、無登録業者による広告・勧誘行為を禁止する。
- 2 公認会計士の試験制度及び公認会計士の資格要件の見直し等を行うとともに、新たな会計の専門家資格として企業財務会計士を創設する。
- 3 投資助言・代理業の登録拒否事由に、人的構成要件を追加する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二2及び三1については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、三2については公布の日から起算して2年を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

- 一、金融商品取引法に会計の専門家の活用等に関する規定を加える改正規定を削るものとする。
- 二、公認会計士法の改正に関する規定を削るものとする。
- 三、その他所要の規定の整理を行うものとする。

【附帯決議】(23. 4. 21財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災からの復旧・復興等に向けた資金需要に適切に応えるという喫緊の課題が生じている中で、我が国経済に金融の果たすべき役割を十分認識し、企業等の実情に応じた適切な資金供給を行うとともに、アジアのメインマーケットたる市場の実現に向けて、今後とも資本市場及び金融業の基盤強化を図ること。
- 一 無登録業者による未公開株等の勧誘や震災の義援金・復興資金の募集を装った詐欺などの違法・悪質な取引等が行われることのないよう、本法により整備される措置を含めた制度の実効性ある運用に努めること。
- 一 公認会計士監査制度及び会計の専門家の活用に関しては、会計をめぐる国際的な動向や、公認

会計士試験合格者数の適正な規模についての議論などを踏まえ、その在り方を引き続き検討すること。

また、公認会計士による監査を充実・強化していくため、専門職業家団体による自主規律の重要性に配慮して、その自主規制を活用した有効かつ効率的な監督を行うこと。

- 一 一部の企業年金基金において多額の損失や大幅な積立金不足が発生している実態に鑑み、資産の管理運用を委託されている金融機関等の業務の実態を把握した上で、その業務に関し、適切な検査・監督を行い、基金に係る受託者の責任・注意義務が十全に発揮されるよう配慮すること。右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第45号)(先議)

(参議院 23. 4. 11経済産業委員会付託 4. 15本会議可決 衆議院 5. 31可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の経済成長を支える新たな技術や産業の創出を促進するため、通常実施権の登録対抗制度の見直し、中小企業に係る特許料金の減免制度の拡充、冒認出願等に関する救済措置の整備、無効審判等の紛争処理制度の見直し等、知的財産の適切な保護及び活用を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、通常実施権等の対抗制度の見直し（当然対抗制度の導入）

通常実施権等は、その発生後にその特許権を取得した者等の第三者に対しても、その効力を有するものとする。

二、冒認出願等に係る救済措置の整備

特許が、特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたとき又は共同出願違反に該当する出願に対してされたときは、特許を受ける権利を有する者は、その特許権者に対して特許権の移転を請求することができるものとする。

三、審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止

無効審判手続において、審決の予告を行い、それに応じた訂正請求ができる手続を導入した上で、その無効審判に係る審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求を禁止する。

四、再審の訴え等における主張の制限

特許権の侵害訴訟の終局判決が確定した後に特許の無効審決が確定したとき等は、訴訟の当事者であった者は、その判決に対する再審の訴え等において、当該無効審決等が確定したことを主張することができないものとする。

五、審決の確定の範囲等に係る規定の整備

二つ以上の請求項に係る特許の無効審判及び訂正審判について、その審決の確定の範囲等に係る規定を整備する。

六、無効審判の確定審決の第三者効の廃止

無効審判の審決の確定後に、当事者及び参加人以外の者が、同一の事実及び同一の証拠に基づいて審判を請求することができるものとする。

七、料金の見直し

- 1 特許料の減免等について、その要件を緩和し、併せてその期間を第1年から第10年までに延長する。
- 2 第11年から第20年までの意匠登録料を引き下げる。
- 3 国際出願手数料のうち、調査手数料等について、法律で上限額を設け、具体的な額を政令で定める手数料とする。

八、発明の新規性喪失の例外規定の見直し

特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公となった発明については、内外国特許公報等に掲載されたことにより公となったものを除き、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができるものとする。

九、出願人・特許権者の救済手続の見直し

- 1 外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文の提出について、提出期間の徒過に正当な理由があるときは、一定の期間は翻訳文を提出することができるものとする。
- 2 特許料等の追納について、追納期間の徒過に正当な理由があるときは、一定の期間は特許料等の追納をすることができるものとする。

十、商標権消滅後1年間の登録排除規定の廃止

商標権が消滅した日から1年を経過していない他人の商標又はこれに類似する商標の登録を認めないとする規定を廃止する。

十一、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第46号)(先議)

(参議院 23. 4. 11経済産業委員会付託 4. 15本会議可決 衆議院 5. 31可決)

【要旨】

本法律案は、近年の技術革新の著しい進展や我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、技術的制限手段の保護及び事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、技術的制限手段の保護の対象範囲を拡大し、技術的制限手段の効果を妨げる装置の譲渡等に係る処罰規定を整備するとともに、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟の審理において、営業秘密の保護を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、技術的制限手段の効果を妨げることにより影像の視聴等を可能とする機能を有する装置等の譲渡等に係る措置

- 1 不正競争の定義に、技術的制限手段の効果を妨げることにより影像の視聴等を可能とする機能を有する装置等であって当該機能以外の機能を併せて有するものを、技術的制限手段の効果を妨げることにより影像の視聴等を可能とする用途に供するために譲渡する行為等を追加する。
- 2 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、1の不正競争を行った者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二、刑事訴訟手続における営業秘密の適切な保護に係る措置

- 1 裁判所は、営業秘密侵害罪に係る事件において、被害者等から、営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、その範囲を定めて、公開の法廷で明らかにしない旨の決定（以下「秘匿決定」という。）をすることができる。
- 2 裁判所は、秘匿決定をした場合において、必要があると認めるときは、秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項（以下「営業秘密構成情報特定事項」という。）に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができる。
- 3 裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問等が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生じるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、尋問等を制限することができる。
- 4 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人等の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより営業秘密に基づく被害者等の事業活動に著しい支障を生じるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外にお

いて尋問又は被告人の供述を求める手続をすることができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(閣法第47号)(先議)

(参議院 23. 4. 11国土交通委員会付託 4. 20本会議可決 衆議院 5. 17可決)

【要旨】

本法律案は、関西国際空港の整備に要した費用に係る債務の早期の返済を図りつつ、関西国際空港の我が国の国際拠点空港としての機能の再生及び強化並びに関西国際空港及び大阪国際空港（以下「両空港」という。）の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び関西における経済の活性化に寄与するため、これらの空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針の策定、新関西国際空港株式会社の事業の適正な運営を確保するために必要な措置、特定空港運営事業が実施される場合における関係法律の特例その他のこれらの空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）に基づく両空港に係る公共施設等運営権の設定が適時に、かつ、適切な条件で行われるとともに、当該権利が設定された場合における六の特定空港運営事業が適切かつ円滑に実施されるよう必要な環境の整備に努めなければならないものとする。
- 二 新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）は、特定事業の活用その他の両空港の設置及び管理の効率化に資する措置を講じつつ、両空港の設置及び管理を一体的かつ効率的に行うこと等を目的とする株式会社とする。
- 三 政府は、常時、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。
- 四 会社は、その目的を達成するため、次の事業等を営むものとする。
 - 1 両空港の設置及び管理
 - 2 両空港航空保安施設の設置及び管理
 - 3 両空港の機能を確保するために必要な航空旅客取扱施設等及び両空港を利用する者の利便に資するために両空港の敷地内に建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理
 - 4 大阪国際空港の周辺における航空機の騒音その他の航空機の運航により生ずる障害を防止し、若しくはその損失を補償するため、又は大阪国際空港の周辺における生活環境の改善に資するために行う事業
- 五 関西国際空港の空港用地（以下「空港用地」という。）の適正かつ確実な管理の実施及び会社の経営基盤の強化を図るため、当該空港用地の保有及び管理は、国土交通大臣が指定する株式会社（以下「指定会社」という。）が行うとともに、指定会社は、当該空港用地を会社に貸し付けるものとする。
- 六 会社が、民間資金法第6条により、四の事業に係る特定事業（関西国際空港又は大阪国際空港の運営等を行い、着陸料等を自らの収入として収受する事業を含むものに限る。以下「特定空港運営事業」という。）を選定する場合には、当該特定事業は、公共施設等運営権を設定することにより実施されるものでなければならないものとする。
- 七 会社は、特定空港運営事業を実施する民間事業者を選定しようとする等の場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならないものとする。
- 八 会社は、両空港の一体的かつ効率的な設置及び管理の円滑な実施を図るために必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとする。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

航空法の一部を改正する法律案(閣法第48号)(先議)

(参議院 23. 4. 11国土交通委員会付託 4. 20本会議可決 衆議院 5. 17可決)

【要旨】

本法律案は、航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上等を図るため、航空従事者技能証明の資格として准定期運送用操縦士の資格を創設するとともに、操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 航空従事者技能証明の資格に、航空機に乗り組んで、機長以外の操縦者として、構造上、その操縦のために2人を要する航空機の操縦を行うこと等をその業務範囲とする「准定期運送用操縦士」を追加する。
- 二 定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を有する者は、飛行前の一定期間内において、特定操縦技能（航空機の操縦に従事するのに必要な知識及び能力であってその維持について確認することが特に必要であるもの）を有するかどうかについて、国土交通大臣の認定を受けた操縦技能審査員の審査を受け、これに合格していなければ、当該操縦技能証明につき限定をされた範囲の航空機について、当該航空機に乗り組んで行うその操縦、操縦練習の監督又は計器飛行等の練習の監督を行ってはならないこととする。
- 三 航空身体検査証明の有効期間について、航空従事者技能証明の資格ごとに、航空身体検査証明を受ける者の年齢、心身の状態及び乗り組む航空機の運航の態様に応じて、国土交通省令で定める期間とする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二に係る規定については、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第49号)

(衆議院 23. 8. 11可決 参議院 8. 19総務委員会付託 8. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県の権限の市町村への移譲に関する事項
住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市町村へ移譲することとし、関連法律の改正を行う。
- 二、地方公共団体に対する義務付けの見直しに関する事項
地方公共団体の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体に対する義務付けを見直すこととし、地域主権戦略大綱において示された項目その他所要の事項について、関連法律の改正を行う。
- 三、施行期日
この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23. 8. 26総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するよ

うに努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。

二、地方債の発行に係る総務大臣・知事協議の一部見直しによる事前届出制の導入に当たっては、現下の欧米における国債や地方債を巡る厳しい情勢を十分に踏まえ、いやしくも金融市場の混乱を招くことのないよう、慎重な配慮を行うこと。特に、リスク・ウェイトを零とする現行の地方債の取扱いを堅持するとともに、引き続き、市場関係者等に対して、本改正の内容について十分な説明を行うこと。また、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うこと。

三、地方公共団体の国等への寄附の原則禁止の見直しに当たっては、国等が地方公共団体の寄附等を前提とする不適切な施策展開を図ることや地方公共団体間の競争をいたずらにあおることがないように、各府省等の行為を継続的に監視するための立法措置を含む十分な担保措置を講ずること。また、地方公共団体が不適切と考える国等からの寄附に関する行為に係る相談窓口を設けるなど、国と地方の財政秩序を乱す事態が発生しないよう万全を期すること。

四、基礎自治体への権限移譲については、これに伴い必要となる財政措置を的確に講ずるとともに、都道府県による市町村に対する情報提供や人材育成等を支援すること。

五、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し、国の出先機関の見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題については、国と地方の協議の場の積極的な活用による国と地方の合意形成に努め、引き続き強力な推進を図ること。

特に、国の出先機関の見直しについては、地方の意見・要望を踏まえつつ、国と地方の役割分担の観点から早急に国の事務・権限の見直しを進め、地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮するとともに、引き続き国の出先機関を通じて行う場合にも、可能な限り、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備に努めること。

右決議する。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 23. 5. 31修正議決 参議院 6. 6厚生労働委員会付託 6. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 介護保険法の一部改正

一 地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」を追加する。

二 都道府県は、平成24年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができる。

第二 老人福祉法の一部改正

一 有料老人ホーム等における利用者保護のための規定を創設する。

二 市町村及び都道府県は、後見等に係る体制の整備等に努めなければならない。

第三 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正

介護療養型医療施設について、平成24年4月1日の時点で指定を受けているものについては、平成30年3月31日までの間、介護療養型医療施設に係る規定は、なおその効力を有する。

第四 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正

一 介護福祉士及び研修を受けた介護職員等は、診療の補助として、医師の指示の下にたんの吸引等を行うことを業とすることができる。

二 介護福祉士の資格取得方法の見直しに係る改正規定の施行期日を、平成24年4月1日から平成27年4月1日に変更する。

第五 施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第三及び第四の二については、公布の日から施行する。

なお、衆議院において、社会医療法人について、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置を可能とする旨の規定を削除する等の修正が行われた。

【附帯決議】 (23. 6. 14厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、介護職が喀痰吸引等を実施するに当たっては、知識・技術の十分な習得を図るとともに、医師、看護師その他の医療関係者との連携のもとに、安全管理体制を整備し、その上で実施状況について定期的な検証を行うこと。
 - 二、介護職員等の処遇改善については、財源を確保しつつ、幅広い職種を対象にして実施するよう努めること。特に、介護領域における看護師の重要な役割に鑑み、介護保険施設や訪問看護に従事する看護師の確保と処遇改善に努めること。
 - 三、介護サービス情報の公表制度については、適正な調査が実施されるよう、都道府県、指定情報公表センター、指定調査機関その他の関係者の意見を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等必要な措置を講ずること。その際、事業者より申出がある場合には積極的に調査できるよう配慮するとともに、指定調査機関・調査員の専門性を活用すること。
 - 四、地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスについては、医師、看護師、介護職員間の連携を深め、円滑な実施体制の実現を図ること。併せて、地域包括支援センターにおける総合相談などの包括的支援事業の機能の強化を進めるとともに、その拠点整備を推進すること。
 - 五、介護予防・日常生活支援総合事業については、その創設においても要支援認定者が従来の介護予防サービスと同総合事業を選択・利用する意思を最大限尊重すること。また、国として財源を確保し、各市町村のニーズに応じて適切に実施するよう努めること。
 - 六、介護療養病床の廃止期限の延長については、3年から4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しについて検討すること。
 - 七、認知症対策を推進するため、地域における医療、介護等の緊密な連携を図るとともに、市民後見人の活用を含めた成年後見制度の周知・普及を図り、権利擁護の体制整備を促進すること。
- 右決議する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(閣法第51号)

(衆議院 23. 8. 23修正議決 参議院 8. 24経済産業委員会付託 8. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近のエネルギーをめぐる内外の経済的社会的環境の変化及びエネルギー源として再生可能エネルギー源を利用することの重要性が増大していることに鑑み、電気事業者に対し、一定の調達期間を超えない範囲内の期間にわたり一定の調達価格により再生可能エネルギー電気を調達する契約を締結する義務を課す等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、調達価格及び調達期間を決定する際に、その基準に再生可能エネルギー発電設備の設置の形態及び規模を加えること、関係大臣に協議等を行うこと、調達価格等算定委員会を設置しその意見を聴くこと、また、電気を大量に使用する事業者に対する賦課金について軽減措置を講ずること、費用負担調整機関が電気事業者に対して交付する交付金の財源に充てるため予算上の措置を講ずること等を内容とする修正が行われた。

一、電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の買取りの義務付け

経済産業大臣が認定する再生可能エネルギー発電設備から得られる電気について、電気事業者に対して、経済産業大臣が定める一定の期間、一定の価格により調達する契約の締結に応じるよう義務を課す。

二、調達価格及び調達期間

経済産業大臣は、再生可能エネルギー発電設備の設置の区分、設置の形態及び規模ごとに、調達価格及び調達期間を定める。その際、再生可能エネルギー発電設備の所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、及び消費者問題担当大臣の意見を聴くとともに、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない（衆議院修正）。

三、買取費用の負担方法

電気事業者が再生可能エネルギー電気の調達に要した費用については、全ての電気の需要家に電気の使用量に応じて賦課金という形で支払を請求することを認める。その際、地域ごとの再生可能エネルギーの導入状況の違いにより賦課金の負担に不均衡が生じないように、経済産業大臣が賦課金の単価を全国一律で定めるとともに、各電気事業者の買取費用の負担の不均衡を解消するため、経済産業大臣が指定する費用負担調整機関を通じて調整を実施する。

四、賦課金に係る特例

経済産業大臣は、電気の使用に係る原単位が一定の水準を超える事業者からの申請により、年間の電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について認定し、当該事業者に係る賦課金について軽減措置を講ずる（衆議院修正）。

五、予算上の措置

政府は、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずる（衆議院修正）。

六、調達価格等算定委員会

資源エネルギー庁に、調達価格等算定委員会を置き、その委員は、電気事業、経済等に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、経済産業大臣が任命する（衆議院修正）。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、平成24年7月1日から施行する（衆議院修正）。

八、見直し

- 1 政府は、東日本大震災を踏まえてエネルギー基本計画が変更された場合には、当該変更後のエネルギー基本計画の内容を踏まえ、速やかに、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用の促進に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じ、その後、エネルギー基本計画が変更されるごとく又は少なくとも3年ごとに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（衆議院修正）。
- 2 この法律の施行後平成33年3月31日までの間に、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行う（衆議院修正）。
- 3 政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、エネルギー対策特別会計の負担とすること、石油石炭税の収入額を充てること等を含め予算上の措置に係る財源について速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずる（衆議院修正）。

九、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の廃止

電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法は廃止する。それに伴う所要の経過措置について規定を設ける。

【附帯決議】（23.8.25経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 再生可能エネルギー発電設備については、太陽光にあっては屋根用及び地上用（大規模・小規模）、風力にあっては洋上及び陸上など様々な形態があることに鑑み、エネルギーの種別、設備の規模等の設備の様々な態様に応じた調達価格及び調達期間の設定を行うこと。
- 二 本法の施行前より既存の設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する者が、本法施行後においても安定的な供給を継続することができるよう、新規参入者との公平性に配慮しつつ、必要な措置を講ずること。
- 三 電気事業者が、本法第4条第1項の規定に基づいて特定供給者との特定契約の締結を拒んだ場

- 合や、本法第5条第1項各号の規定に基づいて特定供給者との接続を拒んだ場合においては、その理由について十分な説明を行うよう措置するものとする。
- 四 再生可能エネルギー発電設備については、同設備から生ずる有害物質等により人の健康に係る被害が生ずることのないよう、また、長期間にわたりその安全性等が確保されるよう、品質保証がなされていること、メンテナンス契約が締結されていることその他の厳格な基準を設けること。
- 五 再生可能エネルギー発電設備については、これらの耐用年数経過後において大量の廃棄物の発生を防ぐ観点から、設備のリサイクルシステム構築等、早急に必要な措置を講ずること。
- 六 本法第17条に規定する賦課金に係る特例措置について、製造業以外の業種に係る基準や特例の対象となる電気の使用量の基準を政令で定める際には、その設定に係る考え方を明らかにすること。また、製造業については、同条の認定に当たり、個別の事業所における事業展開が極めて多種多様である点を十分踏まえ、弾力的かつ透明な運用を行うこと。
- 七 本法第17条に規定する賦課金に係る特例措置に伴い、費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に関しては、本法の施行の状況等を勘案し、電源開発促進税を充てること等についても検討すること。
- 八 賦課金の負担が、中小企業及び低所得者に対して過重なものとならないよう、省エネに係る補助金等を活用する等、必要な措置を講ずること。
- 九 再生可能エネルギー発電設備を用いた発電への参入促進が図られるよう、土地利用、建築物等に関する規制に係る手続の簡素化等の措置を講ずるとともに、再生可能エネルギー電気を供給する者等の利便性の向上を図るため、関連する手続についての相談等の対応窓口を一本化する等の措置を講じ、また、裁判外紛争解決手続（ADR）の制度化を含めた関係者の権利調整のための措置について検討すること。
- 十 住宅用の太陽光発電設備の一層の普及を図るため、地域により導入コストに大きな差が生じないようにするなど、更なる支援策を検討すること。
- 十一 地域活性化を図る観点から、地域の特性をいかした再生可能エネルギー電気（バイオマス、水力等）の供給が促進されるよう必要な措置を講ずること。
- 十二 国民の再生可能エネルギー発電設備への投資が促進されるよう、市民ファンド等の設立を支援すること。
- 十三 エネルギーの安定的かつ適切な供給を確保するとともに、再生可能エネルギー源を変換して得られる電気の利用に伴う電気の使用者の負担を軽減するため、発送配電の分離、東西周波数の統一、総括原価方式の見直し等の措置も含め、幅広く検討を進めること。
- 十四 再生可能エネルギー電気の利用の拡大が促進されるよう、スマートグリッドの構築、蓄電池等の省エネ技術の開発及びその普及、高圧大容量直流送電線の整備等に向けての官民の役割分担、協力体制の構築等、必要な措置を講ずるよう努めること。
- 十五 東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、同震災の発生後この法律の施行前に、電気の供給力の強化に資するように開始された再生可能エネルギー電気の供給については、適切な配慮を行うものとする。
- 十六 本法附則第9条に定める政令については、被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等に基づく支援の考え方を踏まえつつ、東日本大震災による被災者の支援のために適切かつ実施可能な範囲を設定するものとする。
- 十七 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、税制上の措置等を速やかに検討すること。
- 右決議する。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 23. 8. 23可決 参議院 8. 24経済産業委員会付託 8. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した規制の合理化等を図るため、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合における供給約款の変更のための届出等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電気料金及びガス料金の料金改定手続

買取制度による賦課金等、法律により国が定めた外生的・固定的なコストの変動に起因する電気料金等の改定について、事前届出により行うことができることとする。

二、特定電気事業者が利用できる託送制度の整備

特定電気事業者が、再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう、送配電ネットワークの利用のための制度を整備する。

三、送配電ネットワークの利用ルールの運用体制の整備

買取制度により送配電ネットワークに接続する発電設備が増加し、その接続に当たっての紛争の増加が予想されるため、発電事業者と送配電ネットワーク運用者との間の紛争が適切に解決されるよう、体制整備を行う。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、検討

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

鉱業法の一部を改正する等の法律案(閣法第53号)

(衆議院 23. 5. 24可決 参議院 6. 15経済産業委員会付託 7. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化していること等に鑑み、鉱物資源の安定的な供給確保を図るため、国内での資源開発がより適切に行われるように、鉱業権の設定に係る許可基準の見直し、国民経済上特に重要な鉱物に係る鉱業権を最適な開発者へ付与する手続制度の創設、鉱物資源の探査に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、鉱業権の設定に係る許可基準の見直し

鉱業権を設定する際の許可基準を新たに創設し、経理的基礎や技術的能力等を有する開発主体に鉱業権設定の許可をすることとする。

二、鉱業権の設定に関する手続の創設

石油、天然ガスなどの国民経済上特に重要な鉱物を「特定鉱物」として位置付け、特定鉱物の鉱業権の設定については、従来の先願者に鉱業権を付与する手続に代えて、国の管理の下で鉱区候補地を指定し、当該鉱物の合理的な開発に最も適した主体を選定する手続を創設する。

三、鉱物の探査の許可制度の創設等

鉱物資源の探査活動を許可制とし、必要に応じて探査結果の報告を求める制度を創設する。

四、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の廃止

石油等の掘採について遵守すべき技術、方法や探鉱に係る補助等の措置を定める石油及び可燃性天然ガス資源開発法については、技術の普及等によりその役割を終えたことから、これを廃止する。

五、附則

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行後5年を経過した場合において、その施行の状況を勘案し、必要があると認

めるときは、この法律による改正後の鉱業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(23.7.14経済産業委員会議決)

政府は、国際的な資源獲得競争が激化し、資源確保を巡る状況が年々厳しさを増し、石油、天然ガスやレアメタルを始めとする金属鉱物の安定供給を確保することがますます重要となっている状況の下、国内資源を適正に管理し、その開発をより適切に推進するため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 海洋立国として、我が国の排他的経済水域等に存在している石油・天然ガス、メタンハイドレート、海底熱水鉱床等の海洋資源の開発の促進に向けて、国による探査を拡充させるとともに、民間企業と連携しつつ国が率先して開発に取り組むこと。
- 二 創設される鉱物の探査の許可制度の執行に当たっては、我が国の排他的経済水域等における主権的権利が適切に確保されるよう十分な執行体制を構築するとともに、経済産業省、海上保安庁を始め関係省庁が緊密に連携して適切な対応を図ること。
- 三 東シナ海資源開発については、白樺油ガス田等における中国側の動向を注視し、中国側に対して、引き続き適切な情報提供及び国際約束締結交渉の早期再開を強く求めるとともに、東シナ海における日中間の協力についての合意の速やかな実施に努めること。
- 四 未処理の鉱業権の出願案件については、鉱物の合理的な開発が図られるよう、改正後の許可基準が適用されることも踏まえ、処理の迅速化に最大限努めること。
- 五 特定鉱物の開発に係る特定開発者の選定が公平・適確に行われ、我が国の資源開発に資するよう、特定開発者を選定するための適切な評価基準を策定すること。また、国の機関が鉱物の探査を行う際の経済産業大臣への協議においては、国の機関以外の者に対する許可基準を踏まえ、適切に実施の可否を判断すること。

右決議する。

非訟事件手続法案(閣法第54号)(先議)

(参議院 23.4.18法務委員会付託 4.27本会議可決 衆議院 5.19可決)

【要旨】

本法律案は、非訟事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするため、非訟事件の手続に関する法制について、管轄、当事者及び代理人、審理及び裁判の手続、不服申立て等の手続の基本的事項に関する規定を整備し、参加、記録の閲覧謄写、電話会議システム等による手続、和解等の当事者等の手続保障の拡充とその利便性の向上を図るための諸制度を創設するとともに、国民に理解しやすい法制とするためこれを現代用語化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 手続の基本に関する規定の整備

管轄、代理及び不服申立てなど非訟事件の手続の基本に関する規定を、民事訴訟法を踏まえて整備する。

二 当事者等の手続保障に関する制度の拡充

当事者や裁判により影響を受ける者の手続保障を図るために、参加や記録の閲覧等についての手続を創設するほか、調書の作成等についての規定を整備する。

三 当事者の便宜を図るための制度の創設

当事者の便宜を図るために、電話会議システム及びテレビ会議システムを導入するほか、和解制度を創設する。

四 その他

表記を現代語化する等、所要の規定を整備する。

五 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

家事事件手続法案(閣法第55号)(先議)

(参議院 23. 4. 18法務委員会付託 4. 27本会議可決 衆議院 5. 19可決)

【要旨】

本法律案は、家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容のものにするため、家事事件の手続に関する法制について、管轄、当事者及び代理人、家事審判及び家事調停の手続、不服申立て等の手続の基本的事項に関する規定を整備し、参加、記録の閲覧謄写、陳述の聴取等の手続保障に資する規定をより充実したものに改めるとともに、電話会議システム等による手続及び高等裁判所における調停等、その利便性の向上を図るための諸制度の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 手続の基本に関する規定の整備

管轄、代理及び不服申立てなど家事事件の手続の基本に関する規定を、非訟事件手続法の改正及び民事訴訟法等を踏まえて、整備する。

二 当事者等の手続保障に関する制度の拡充

当事者や審判等により影響を受ける者の手続保障を図るために、非訟事件手続法の改正を踏まえて、参加、記録の閲覧及び調書の作成等についての規定を整備するほか、個別の事件ごとに陳述聴取等の規定を見直す。

三 当事者の便宜を図るための制度の創設

当事者の便宜を図るために、電話会議システム及びテレビ会議システムを導入するほか、高等裁判所における家事調停手続を創設する。

四 法律事項・規則事項の振り分けに関する整備

家事事件の手続に関し、最高裁判所規則で定める事項のうち現代的視点から法律で定めることが相当なものについて、所要の規定を整備する。

五 施行期日

非訟事件手続法の施行の日から施行する。

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第56号)(先議)

(参議院 23. 4. 18法務委員会付託 4. 27本会議可決 衆議院 5. 19可決)

【要旨】

本法律案は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴い、旧非訟事件手続法の題名を外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律に改めて同法の規定の整備を行い、家事審判法を廃止するほか、関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 廃止する法律

家事審判法(昭和22年法律第152号)

二 次に掲げる法律その他の関係法律の規定の整備

- 1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)
- 2 会社法(平成17年法律第86号)
- 3 借地借家法(平成3年法律第90号)
- 4 信託法(平成18年法律第108号)
- 5 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)
- 6 民事調停法(昭和26年法律第222号)
- 7 労働審判法(平成16年法律第45号)

三 施行期日

新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案(閣法第57号)

(衆議院 23. 4. 22本会議可決 参議院 4. 25財政金融委員会付託 4. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災（以下「大震災」という。）の被災者等の負担の軽減を図る等のため、国税関係法律の特例を定めるための法律を制定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、所得税

- 1 大震災による住宅・家財等の損失について、雑損控除又は災害減免法による所得税の減免措置の前年分における適用を認める。また、雑損失の繰越控除期間を5年（現行3年）とする。
- 2 大震災による事業用資産の損失について、前年分の事業所得の必要経費に算入することを認めるとともに、純損失の繰越控除期間を5年（現行3年）とする。
- 3 住宅ローン控除について、適用住宅が大震災により滅失等した場合においても、平成24年分以降の残存期間の継続適用を認める。
- 4 平成23年、24年、25年分の所得税において、大震災関連寄附について、次の措置を講ずる。
 - ① 寄附金控除の控除可能限度枠を総所得金額の80%（現行40%）に拡大する。
 - ② 認定NPO法人等が、被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で、税額控除制度（税額控除率40%、所得税額の25%を限度）を導入する（所得控除制度との選択制）。

二、法人税

- 1 法人の欠損金額のうち大震災による損失金額の全額について、2年間まで遡って繰戻しによる法人税額の還付を認める。
- 2 平成28年3月31日までの間に、大震災により被災した資産（建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両）の代替として取得する資産等について、特別償却を認める。
- 3 平成28年3月31日までの間に、被災区域内の土地等を譲渡し、国内にある土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合等に、その譲渡益の課税の繰延べ（100%の圧縮記帳）を認める。

三、資産税

- 1 大震災前に取得した財産に係る相続税・贈与税で、大震災後に申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を大震災後を基準とした評価額とすること等を認める。
- 2 住宅取得等資金の贈与税の特例措置の適用を受けようとしていた住宅が、大震災により滅失して居住できなくなった場合には、その住宅への居住要件を免除等する。
- 3 平成33年3月31日までの間に、被災した建物、船舶、航空機に代えて新築、建造等する建物、船舶、航空機等に係る登録免許税を免税とする。

四、消費課税

- 1 大震災により滅失等した建物の代替建物を新築等する場合等において、平成33年3月31日までの間に、被災者が作成する建設工事の請負契約書等に係る印紙税を非課税とする。
- 2 被災自動車について、平成25年3月31日までの間、車検残存期間に相当する納付済み自動車重量税を還付する。
- 3 被災自動車の使用者が新たに取得した自動車について、平成26年4月30日までの間、新規車検等の際の自動車重量税を免除する。
- 4 揮発油税等の「当分の間」税率の課税を停止する措置（いわゆる「トリガー条項」）について、別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 23. 4. 22可決 参議院 4. 25総務委員会付託 4. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、固定資産税及び都市計画税

東日本大震災に係る津波により区域の全部若しくは大部分において家屋が滅失・損壊し、又は土地について従前の使用ができなくなった区域として市町村長が指定した区域内に所在する家屋及び土地に対しては、平成23年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする措置を講ずる。

二、個人住民税

東日本大震災によりその者の有する資産について受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以後の年度分の個人住民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとする。

三、不動産取得税

東日本大震災により滅失・損壊した家屋の所有者等がこれに代わる家屋を取得した場合や、当該被災家屋の敷地の所有者等がこれに代わる土地を取得した場合に、平成33年3月31日までの間の取得に対しては、当該被災家屋の床面積相当分等について不動産取得税を課さないようにする特例措置を講ずる。

四、自動車取得税、自動車税等

東日本大震災により滅失・損壊した自動車の所有者等がこれに代わる自動車を平成23年3月11日から平成26年3月31日までの間に取得した場合の自動車取得税を非課税とするとともに、当該代替自動車等に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税及び軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずる。

五、軽油引取税

揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置を停止する。

六、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

障害者基本法の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 23. 6. 16修正議決 参議院 7. 25内閣委員会委員会付託 7. 29本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、総則

1 目的

本法の目的として、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを追加する。

2 定義

イ 「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

ロ 「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3 地域社会における共生等

1の社会の実現は、全ての障害者が、可能な限りどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、可能な限り手話を含む言語その他の意思疎通の手段についての選択の機会が確保されること等を旨として図られなければならない。

4 差別の禁止

障害者に対して、障害を理由として差別すること等を禁止する観点から、社会的障壁の除去は、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

二、基本的施策

- 1 国及び地方公共団体は、障害者が、可能な限りその身近な場所において医療又は介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しなければならない。また、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である子どもが可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 6 国及び地方公共団体は、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、障害者の消費者としての利益の擁護及び増進を図られるようにするため、適切な方法による情報の提供その他必要な施策を講じなければならない。
- 8 国及び地方公共団体は、選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。
- 9 国又は地方公共団体は、障害者が刑事事件等の手続の対象又は民事事件等の手続の当事者等となった場合において、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮しなければならない。

三、推進体制

- 1 内閣府に、障害者基本計画の策定に関する意見具申、同計画に関する調査審議及び意見具申、同計画の実施状況の監視及び勧告等の事務をつかさどる、障害者政策委員会を置く。
- 2 都道府県に、都道府県障害者計画の策定に関する意見具申、障害者に関する施策の調査審議及び実施状況の監視等の事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 国は、本法施行3年後に、法の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、精神障害に発達障害が含まれる旨を明記すること、教育について障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重すること、基本的施策に防災及び防犯の規定及び消費者としての障害者の保護の規定を追加すること、附則に法の施行状況等についての検討規定を設けることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(23.7.28内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、国及び地方公共団体は、視覚障害者、聴覚障害者その他の意思疎通に困難がある障害者に対し

- て、その者にとって最も適当な言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段の習得を図るために必要な施策を講ずること。
- 二、国及び地方公共団体は、子どもの発達に対して、障害の有無にかかわらず、将来の自立に向けて個の特性に応じた一貫した支援がなされるべきものであるとの観点から、障害に気付いてから就労に至るまでの一貫した支援を可能とする体制整備を行うこと。
- 三、国及び地方公共団体は、発達障害児について、将来の自立と社会参加のため、特性や能力に応じた中等・高等教育を受けられるよう、必要な環境の整備を図ること。
- 四、国及び地方公共団体は、障害原因の軽減や根本治癒についての再生医療に関する研究開発を推進するとともに、障害者が再生医療を受ける機会を確保するために必要な措置を講ずること。
- 五、国は、地方公共団体が実施する障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策並びに民間の団体が障害者の自立及び社会参加の支援等に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 六、国は、この法律による改正後の障害者基本法の施行の状況等を勘案し、救済の仕組みを含む障害を理由とする差別の禁止に関する制度、障害者に係る情報コミュニケーションに関する制度及び難病対策に関する制度について検討を加え、その結果に基づいて、法制の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 七、国は、東日本大震災による障害者に係る被害の実態等を踏まえ、災害その他非常の事態の場合において障害者の生命又は身体の安全の確保が図られるよう、障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八、障害者政策委員会の委員の人選に当たっては、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。
- 右、決議する。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講じようとするものである。

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案(閣法第61号)

(衆議院 23. 4. 28可決 参議院 4. 28国土交通委員会付託 4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情に鑑み、国又は県が被害を受けた地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国又は県による工事の代行

国又は被災市町村の属する県は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、当該被災地方公共団体における公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該被災地方公共団体に代わって自ら災害復旧事業等に係る漁港、砂防、港湾、道路、海岸、地すべり防止、下水道、河川及び急傾斜地崩壊防止の工事を施行することができることとする。

二 国又は県による権限の代行

国又は県は、一により工事を施行する場合においては、被災地方公共団体に代わってその権限を行うものとする。

三 一の工事についての費用負担

国又は県が一により工事を施行する場合に、国又は県及び一の被災地方公共団体の費用負担について所要の規定を設けるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案(閣法第62号)

(衆議院 23. 4. 28可決 参議院 4. 28国土交通委員会付託 4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁(都道府県知事又は建築主事を置く市町村の長。以下、同じ。)が建築物の建築を制限し、又は禁止することを可能とする特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 被災市街地における建築制限

特定行政庁は、東北地方太平洋沖地震により市街地が甚大な被害を受けた場合において、都市計画等のため必要があり、かつ、当該市街地の健全な復興を図るためやむを得ないと認めるときは、最長2月という建築基準法の規定にかかわらず、相当数の建築物の滅失、不良な街区環境形成のおそれ等一定の要件に該当する区域を指定し、平成23年9月11日までの期間に限り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することができるものとする。また、特定行政庁は、特に必要があると認めるときは、更に2月を超えない範囲内において、当該期間を延長することができるものとする。

二 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(閣法第63号)

(衆議院 23. 4. 30可決 参議院 5. 1災害対策特別委員会付託 5. 2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助及び被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置を実施しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定めるものとする。

二 特定被災地方公共団体等に対する補助等

- 1 東日本大震災により被害を受けた上水道、工業用水道、改良住宅等、交通安全施設等、都市施設、一般廃棄物処理施設及び集落排水施設の災害復旧事業について、総合負担軽減方式により算定した補助率で、国が補助を行う。
- 2 東日本大震災により被害を受けた警察施設、消防施設、公的医療施設、被災市町村の臨時庁舎、保健所、社会福祉施設、空港等の施設の災害復旧事業について、国が補助等を行う。
- 3 特定被災地方公共団体を激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条第1項に規定する特定地方公共団体とみなして、同法の規定を適用する。

- 4 東日本大震災により特に必要となった廃棄物の処理を行うための費用について、総合負担軽減方式により算定した補助率で、国が補助を行う。
- 三 社会保険等の加入者、対象者等に保険料の減免等による負担の軽減を行う。
- 四 農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援
 - 1 一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れ等を行う。
 - 2 株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫の行う危機対応業務の円滑な実施のために行われる出資の延長を行う。
 - 3 被災した農業・漁業者及び中小企業者に対する信用保険における国のてん補率の引き上げ等を行う。
 - 4 株式会社日本政策金融公庫の行う貸付けのほか、災害援護資金、農林漁業者及び中小企業者に対する各種貸付資金の償還期限の延長等を行う。
 - 5 独立行政法人住宅金融支援機構が東日本大震災により被害が生じた土地の補修に必要な資金を貸し付けることができる。
- 五 その他の特別の財政援助及び助成

二から四に掲げる措置のほか、地方債の発行年度、起債対象、利率及び償還期限の特例並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等の特別の財政援助又は助成を行う。
- 六 その他
 - 1 地方公共団体等が講ずる措置で原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについて、国がこの法律の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行った場合、国が原子力事業者に対し、求償することを妨げるものではない。
 - 2 この法律は、公布の日から施行するものとする。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(閣法第64号)

(衆議院 23. 4. 30可決 参議院 5. 1総務委員会付託 5. 2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成23年度分の地方交付税の総額に、1,200億円を加算するとともに、同加算額の全額を、特別交付税とする特例を設けようとするものである。

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案(閣法第65号)

(衆議院 23. 4. 30可決 参議院 5. 1農林水産委員会付託 5. 2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、農用地が受けた塩害を除去するための事業を土地改良事業として行うとともに、災害復旧等に係る土地改良事業についての都道府県の負担の軽減等を図るための土地改良法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、除塩に関する特例

本法律案において「除塩」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するために行う事業をいうものとする。とし、土地改良事業（災害復旧）とみなすこととする。

二、国又は都道府県が行う土地改良事業に関する特例

国又は都道府県は、津波による災害に対処するため、災害復旧の土地改良事業を行う場合において、必要があると認めるときは、申請によらずに土地改良施設の変更、区画整理等の事業を行うことができることとする。また、土地改良施設の変更に係る事業計画の3分の2以上の同意徴集手続について、土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないもの場合、土地改良区の同意で足りることとする。

三、国が行う災害復旧等に係る土地改良事業の負担金に関する特例

国が除塩等の災害復旧、土地改良施設の変更、区画整理等の土地改良事業を実施する場合の都道府県の負担金の特例措置を講ずることとする。

四、国の補助に関する特例

国は、都道府県に対し、都道府県、市町村又は土地改良区が津波による災害に対処するために行う土地改良事業について、予算の範囲内において補助を行うこととし、当該補助の額の特例措置を講ずることとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（23. 5. 2農林水産委員会議決）

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のために全力を尽くすことが喫緊の課題である。また、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質の被害除去については、東京電力と国が責任をもって対応する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 被災地域の復旧・復興に当たっては、我が国農林漁業における食料基地としての重要性に鑑み、復旧・復興へのマスタープランと工程表を示し、スピード感をもって対応すること。特に、本法に基づく措置と他の復興再生措置との一体的推進を図り、万全な農林漁業経営対策を講ずること。
 - 二 除塩事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、除塩に関する技術の開発・普及に努めること。
また、今般の津波による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するために行う除塩事業を土地改良事業とみなすこととしている特例措置について、恒久措置とすることを検討すること。さらに、その実施に当たっては、農業者の意欲に鑑み、地域の実態に応じた柔軟な事業開始が可能となるようにすること。
 - 三 東日本大震災に対処するための農地・農業用施設の災害復旧事業については、数年にわたる展開が必要な場合も予想されることから、国と地方公共団体が連携して、必要な予算等の措置を講ずるとともに、農業者の負担が生じないようにすること。また、油、汚泥等の除去、車等のがれきの排除が早急に進むよう、関係省庁の枠を超えた一体的な取組を進めるとともに、事業実施に当たっては、被災者の雇用を優先すること。
 - 四 土地改良事業の同意徴集手続の特例の運用については、地域の意向を十分に踏まえて行うこと。
 - 五 除塩を始めとする農地・農業用施設の災害復旧に係る工事期間中、休業状態となる農業者の生活・経営の再建に向けた支援策を講ずること。
 - 六 被災により償還が困難となった土地改良事業負担金について、支払猶予、無利子化措置を講ずること。
 - 七 土地改良事業を円滑に実施し、土地改良施設の適切な維持管理を図るため、組合員が被災したため経常賦課金の徴収が困難となった土地改良区や賦課台帳を逸失する等事務所機能に損傷を受けている土地改良区等に対して支援を行うこと。
- 右決議する。

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(閣法第66号)

(衆議院 23. 4. 30可決 参議院 5. 1農林水産委員会付託 5. 2本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、東日本大震災の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる県として農林水産大臣が

指定する県（以下「指定県」という。）の海区漁業調整委員会の選挙による委員について、補欠選挙を行うべき事由が任期満了による選挙の期日の前日までに生じたときは、当該選挙は行わないものとする。

- 二、指定県においては、選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、当該指定県の選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする。
- 三、東日本大震災の影響のため選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の農業委員会の選挙による委員の任期満了による選挙の期日は、平成24年7月31日までの間で農林水産大臣が指定市町村ごとに指定する日（以下「特例選挙期日」という。）とするとともに、補欠選挙を行うべき事由が特例選挙期日の前日までに生じたときは、当該補欠選挙は行わないものとする。
- 四、この法律の施行の日から特例選挙期日までの間に任期が満了することとなる指定市町村の農業委員会の選挙による委員の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とする。
- 五、指定市町村の選挙管理委員会であって、選挙人名簿の調製が困難と認められる選挙管理委員会として農林水産大臣が指定する選挙管理委員会の選挙人名簿の調製、申請、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間は、当該選挙管理委員会が定めてあらかじめ告示する期日及び期間とする。
- 六、この法律は、公布の日から施行するものとする。

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第67号）

（衆議院 23.4.30可決 参議院 5.1財政金融委員会付託 5.2本会議可決）

【要旨】

本法律案は、平成23年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置を定めるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ
財政投融资特別会計財政融資資金勘定から1兆588億円を一般会計に繰り入れることができる。
- 二、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ
決算上の剰余金の繰入れに加えて、外国為替資金特別会計から2,308億5,896万1千円を一般会計に繰り入れることができる。
- 三、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、特例業務勘定から1兆2,000億円を国庫に納付しなければならない。
- 四、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、高速道路勘定から2,500億円を国庫に納付しなければならない。
- 五、施行期日等
 - 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 その他所要の規定を整備する。

【附帯決議】（23.5.2財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災の被災地域が一刻も早く復興するよう、道路、鉄道等の交通ネットワークの速やかな復旧・復興など、対応に万全を期すこと。
- 一 平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成23

年度第2次補正予算の編成に際して見直しも含めた検討を行うこと。

- 一 子ども手当、高速道路無料化及び農家戸別所得補償等の歳出策の在り方については、平成23年度第2次補正予算の編成に向けて、早急に見直しの検討を進めること。
- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの国庫納付については、臨時異例の措置とするとともに、J R三島貨物会社への支援や北陸新幹線の債務償還等を確実に実施すること。

右決議する。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院 23.5.17可決 参議院 5.17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 5.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の地方公共団体について、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名等に用いている「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改める。
- 二、統一地方選対象外の団体についても選挙期日の延期の対象とすることとし、延期後の選挙期日は、現行法の施行の日（平成23年3月22日）から2月を超え6月を超えない範囲内において政令で定める日とする。なお、対象団体の指定及び選挙期日を定める政令の立案に当たっては、総務大臣は県選挙管理委員会の意見を、県選挙管理委員会は市町村選挙管理委員会の意見をそれぞれ聴き、その意見を尊重するものとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.5.18政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

- 一、選挙期日等の延期は、被災地の実状を考慮したやむを得ない臨時措置であることから、関係地方公共団体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう、政府は十分な支援を行うこと。
- 二、被災地域の復旧・復興の状況を考慮しつつ、選挙期日等の延期の期限までに選挙を行うことが困難な場合には、関係地方公共団体の意見を十分踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。

右決議する。

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案(閣法第69号)

(衆議院 23.5.31可決 参議院 5.31総務委員会付託 6.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっていることに対処するため、特定の無線局区分の周波数（地上アナログ放送局の周波数）の使用の期限及び当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を延長する等の電波法の特例を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地上アナログ放送局の周波数の使用の期限の特例

- 1 総務大臣は、岩手県、宮城県又は福島県における特定の無線局区分の周波数の使用の期限について、東日本大震災により当該地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっている状況及び当該状況の改善に必要と見込まれる期間を勘案し、平成24年7月24日を限度として延長することができることとする。
- 2 1により使用の期限を延長された周波数を使用する無線局について、免許の有効期間を当該延長された期限までの期間とすることとする。

二、電波利用料の特例

- 1 一の2により免許の有効期間を延長された無線局の免許人は、当該延長された無線局の免許の有効期間について電波利用料を国に納めることを要しないこととする。
- 2 一の2により免許の有効期間を延長された無線局について、当該延長された期間の運用に要する費用の助成を電波利用料の使途に加えることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.6.7総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地上デジタル放送への移行が周波数の有効活用に資するものであるとともに、放送が災害時等における貴重な情報源であることを踏まえ、移行が完了した地域からの人員派遣、被災自治体との緊密な連携を行うなど、共聴施設の改修や被災者世帯における受信設備のデジタル化の支援等にあらゆる対策を講じ、被災3県における地上放送の完全デジタル化の早期実現に尽力すること。
 - 二、アナログ放送を引き続き行う期間については、被災3県それぞれの復旧・復興状況と地域住民の意向に配慮して決定するとともに、当該期間の周知を徹底すること。
 - 三、アナログ放送を継続する放送事業者に対して行う無線局運用に要する費用の助成に当たっては、放送施設の復旧・整備等も含めた支援策を検討すること。また、共聴施設やケーブルテレビの復旧支援についても検討すること。
 - 四、災害時における放送・通信による情報伝達の重要性に鑑み、東日本大震災の教訓をいかして、災害に強い情報通信基盤の構築に努めること。
- 右決議する。

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案(閣法第70号)

(衆議院 23.6.9撤回)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において未曾有の災害であることに鑑み、被災地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、東日本大震災復興対策本部を設置する等の措置を講じようとするものである。

内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案(閣法第71号)

(衆議院 審議未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、特別に必要がある場合において増加することができる国务大臣の数を6人を限度とすることとともに、内閣府に置かれる副大臣の数を6人以内の限度で、大臣政務官の数を6人以内の限度で、それぞれ増加することができることとしようとするものである。

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案(閣法第72号)

(衆議院 23.5.26可決 参議院 5.30外交防衛委員会付託 6.1本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により多数の被災者が一般旅券を紛失し、又は焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例を定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、外務大臣は、東北地方太平洋沖地震による災害の被災者に対し、当該被災者が平成23年3月11日時点で有していた一般旅券(以下「紛失旅券」という。)の有効期限までを有効期間とする一

一般旅券（有効期間は、月を単位とする５年以内の期間であってその満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものとする。）を発行することができる。

二、一により発行された有効期間５年の一般旅券の有効期限が当該一般旅券の発給を受けた被災者の紛失旅券の有効期限より１月以上前である場合には、外務大臣は、当該被災者の申請に応じ、再度紛失旅券の有効期限までを有効期間とする一般旅券（有効期間は、月を単位とする５年以内の期間であってその満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものとする。）を発行することができる。

三、一及び二に定める一般旅券（以下「震災特例旅券」という。）の発給の申請をする者は、手数料を国に納付することを要しない。

四、震災特例旅券の交付に係る事務を地方自治法第２条第９項第１号に規定する第１号法定受託事務とするとともに、震災特例旅券の発行に係る事務の一部を政令で定めるところにより都道府県知事が行うことができることとする。

五、この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第73号)

(衆議院 23. 6. 9可決 参議院 6. 13財政金融委員会付託 6. 22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般的特例

東日本大震災の影響により、主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために、自己資本の充実が必要となった金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合の経営強化計画の策定において、経営責任が問われないことを明確化するとともに、収益性・効率性等の向上の具体的な目標を求めない等の震災の特例を設ける。

二、協同組織金融機関向け特例

１ 経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務状況を確認に見通すことが困難となった協同組織金融機関（信用金庫、信用組合等）について、国と中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会等）が共同して資本参加を行う枠組みを設け、中央機関は、資本参加を受ける協同組織金融機関の経営を指導する役割を担う。

２ １により資本参加を受けた協同組織金融機関等が主務大臣の認定を受けて事業再構築を行う場合について、参加資本の整理のために預金保険の資金等を活用することを可能とする。

三、申請期限の延長

国の資本参加等の申請期限（平成24年３月31日）を、平成29年３月31日まで５年間延長する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して２月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(23. 6. 21財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 これまでに実施されている東日本大震災に係る各種の金融上の措置については、引き続き迅速かつ弾力的な対応が行われるよう特段の配慮を払うとともに、今後の復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切に応える対策を講ずること。

一 東日本大震災による未曾有の被害を受け、生活の本拠や生計の手段を失った被災者の生活・事業の再建が、今後の復旧・復興に向けた大きな課題であることを踏まえ、被災した住宅ローン利

用者及び中小企業者等に係る二重債務の問題に関しては、被災者の再スタート支援に資するよう、必要な対応について、早急に検討を進めること。

- 一 被災企業のリース債務等に係る問題についても、被災者及びリース会社等の実情を踏まえ、十分に配慮すること。

右決議する。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(閣法第74号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講じようとするものである。

国家公務員の労働関係に関する法律案(閣法第75号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めようとするものである。

公務員庁設置法案(閣法第76号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置しようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第77号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(閣法第78号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員に対する給与の支給に当たって、平成26年3月31日までの間減額して支給する措置を講じようとするものである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第79号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬に関する臨時特例を定めようとするものである。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第80号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、検察官の俸給に関する臨時特例を定めようとするものである。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第81号)

(衆議院 23. 7. 15可決 参議院 7. 15農林水産委員会付託 7. 27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処して特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るため、特定農水産業協同組合等の自己資本の充実に関する特別の措置を講じ、特定農水産業協同組合等の信用事業の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、指定支援法人は、震災特例組合等（東日本大震災の影響により、主として事業を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために自己資本の充実を図ることが必要となった特定農水産業協同組合等のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその信用事業に係る経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確認することが困難となったと認められるものをいう。）が発行する優先出資の引受け等を行う場合において、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）に対し、当該特定優先出資等の取得の申込みをすることができるものとする。

なお、指定支援法人からの機構に対する特定優先出資等の取得の申込みの期限は、平成29年3月31日までとする。

二、機構は、指定支援法人から特定優先出資等の取得の申込みを受けた場合において、主務大臣が取得を行うべき旨の決定をしたときは、当該特定優先出資等を取得することができるものとする。

三、特別対象組合等（機構が取得した特定優先出資等に係る震災特例組合等であって機構が現に保有する特定優先出資等に係る発行者又は債務者であるものをいう。）は、機構による特定優先出資等の取得があった日から起算して10年を経過する日までに、信用事業が改善した旨の認定又は合併等の信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならないものとする。

四、機構は、信用事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の主務大臣の認定を受けた特別対象組合等が優先出資の消却を行う場合において、当該優先出資の消却に必要な金銭の贈与を行うことができるものとする。

五、この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【附帯決議】(23. 7. 26農林水産委員会議決)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興に向け全力を尽くすべきである。こうした中、今後の復興を図るには、農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るとともに、農業者、漁業者の経営再開・再建への的確な支援を全力で行うことが喫

緊の課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 改正法の運用に当たっては、指定支援法人及び農水産業協同組合貯金保険機構の緊密な連携と適切な役割分担の下、被災農業者・漁業者の経営・生活の円滑な再建に資することを旨として実施すること。
- 二 東日本大震災で被災した農林漁業者等における二重債務の問題については、被災者の経営・生活の再建に資するよう、国として、必要な対応を実施すること。
- 三 被災地域の復興の重要な担い手である農業協同組合、漁業協同組合等については、自ら被災している場合もあることから、地域の復興計画に則した共同利用施設等の復興支援に万全を期すること。
- 四 本法の改正は、公的資金の注入によらず被災地域の農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るものであるが、農漁協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行うこと。

政府は、このことについて、実態把握に努め、必要に応じ具体的な措置をとること。

右決議する。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第82号)

(衆議院 23. 6. 16可決 参議院 6. 16財政金融委員会付託 6. 22本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、寄附税制の拡充、金融・証券税制の改正、租税特別措置の見直し等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政策税制

雇用や投資を促進するため、雇用を一定以上増加させた企業に対する税額控除制度（雇用促進税制）、先進的な低炭素・省エネ設備を取得した場合の特別償却・税額控除制度等を創設する。

二、寄附金税制

認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度等を創設する。

三、金融・証券税制

上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%の軽減税率の特例の適用期限を2年延長し、平成26年1月から20%の本則税率とする。これに伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる日本版ISA）の導入時期を平成26年1月からとする。

四、租税特別措置の見直し等

年金所得者の申告手続等を簡素化する措置及び航空機燃料税の税率を軽減する措置の創設、上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等を行うほか、既存の租税特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の適用期限を延長するなど、所要の措置を講ずる。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成23年度の租税減収見込額は、約673億円である。

【附帯決議】(23. 6. 21財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災によって、依然厳しい状況にある被災地域の実情を十分踏まえ、被災した納税者向けの相談体制の充実や広報の徹底等を図るとともに、申告・納付等の期限の延長など国税に関

する手続のほか、震災に係る税制の特例の円滑な実施等について、引き続き、特段の配慮を払うこと。

- 一 申告件数の増加、滞納状況の推移、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑化に加え、今般の東日本大震災への対応など事務量の増大に鑑み、今後とも国税職員の定員の確保、高度な専門知識を要する職務に従事する国税職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。
- 一 今般の租税罰則の見直しについては、国税に関する国民の利益の保護が適切に図られるよう、その運用に配慮すること。
右決議する。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第83号)

(衆議院 23. 6. 16可決 参議院 6. 16総務委員会付託 6. 22本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

寄附金税額控除の適用対象に、認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人への寄附金のうち、都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加するとともに、寄附金税額控除の適用下限額を2,000円（現行5,000円）に引き下げる。

二、罰則の見直し

脱税犯及び秩序犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行う。

三、その他

- 1 税負担軽減措置等の大幅な整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23. 6. 21総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、その実現に努めるべきである。

- 一、平成23年度の地方税制の改正が年度開始後3月を経過した時点で実施されるという異例の事態となったことに鑑み、改正内容の迅速かつ確かな周知を行うこと。この場合、東日本大震災の被災地においては行政機能が著しく低下していることを踏まえ、特段の配慮を行うこと。

なお、東日本大震災の被災地の復旧・復興に当たっては、東日本大震災に係る地方税法の一部を改正する法律の円滑な施行と併せ、地方公共団体の条例による減免措置を被災者の実情に合わせきめ細かく講ずることが極めて重要であることを踏まえ、適時適切な助言に努めること。

- 二、寄附金税制については、東日本大震災による被災者支援への貢献に向けた国民の熱意の高まりを踏まえ、早急に改正内容の周知徹底を図り、制度の活用を促進すること。

なお、特定非営利活動法人の認定に係る権限の都道府県知事等への移譲により、団体間で特定非営利活動法人の認定に合理性を欠く差異が生じないよう、その運用につき適切な助言に努めること。

- 三、航空機燃料譲与税の平成26年度以降の譲与割合については、同年度以降の航空機燃料税の取扱いと関係団体の財政状況等を踏まえ、財源の安定的な確保の観点から引き続き検討すること。

- 四、個人住民税の扶養控除の在り方は、個人の価値観やライフスタイル、家族構成、家族関係に広範な影響を与えるものであることを踏まえ、その見直しは十分慎重に行うこと。

- 五、地方税制の抜本的改革に当たっては、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差は正を図る観点に立って、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を速やかに図ること。

特に、社会保障と税の一体改革に当たっては、国と地方の社会保障サービスが一体であること

を十分認識し、分権型社会において、地方単独事業を含めて住民本位の社会保障を実現できるよう十分な財源の確保に努めるとともに、消費税の国と地方の間の配分については、国と地方の協議の場等を通じ、地方側と十分な協議を行い、これを踏まえて対処すること。

右決議する。

原子力損害賠償支援機構法案(閣法第84号)

(衆議院 23. 7. 28修正議決 参議院 7. 29東日本大震災復興特別委員会付託 8. 3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「賠償法」という。）の規定により原子力事業者が賠償の責めに任ずべき額が賠償法の賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ることを目的とする法人として、原子力損害賠償支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

なお、衆議院において、これまで原子力政策を推進してきた国の社会的責任を明記し、国は、機構がその目的を達することができるよう万全の措置を講ずるものとする、機構は、特別事業計画を作成しようとするときは、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しに加え、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならない、機構は、資金援助を受けた原子力事業者の委託による当該原子力事業者に係る原子力損害の賠償の全部又は一部の支払若しくは平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（以下「仮払い法」という。）に基づき主務大臣又は都道府県知事が行う仮払金の支払に関する事務の一部をその委託により行うことができるものとする、機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数を管理しなければならない、とすること等を内容とする修正が行われた。

一、機構の設立等

機構は法人とし、一を限りに設立される。また、機構を設立するには、電気事業に関して専門的な知識と経験を有する者3人以上が発起人になることを必要とする。

二、機構の組織

機構には、運営委員会を置き、原子力事業者への資金援助に係る議決等、機構の業務運営に関する重要事項に関する議決を行う。

三、機構の業務

- 1 原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、機構は、運営委員会の議決を経て、融資や資金の交付等の資金援助を行う。
- 2 機構は、必要がある場合には、事業者の経営合理化等を内容とする特別事業計画を事業者と共同で作成し、主務大臣の認定を受けた上で、政府が交付する国債を活用して行う特別資金援助を実施する。
- 3 機構は、機構の業務に要する費用として、原子力事業者から負担金の収納を行う。
- 4 特別事業計画の認定を受けた原子力事業者は、通常の負担金に特別な負担金を加算した額を機構に納付する。

四、その他

機構は、原子力損害を受けた者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等、損害賠償の円滑な実施に資するための相談その他の業務を行う。

五、附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一部の規定は、仮払い法の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する（衆議院修正）。
- 2 この法律の施行前に生じた原子力損害に関し、資金援助を機構に申し込む原子力事業者は、

その経営の合理化及び経営責任の明確化を徹底して行うとともに、当該原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施のため、当該原子力事業者の株主その他の利害関係者に対し、必要な協力を求めなければならない（衆議院修正）。

3 政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加え、賠償法の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずる（衆議院修正）。

4 エネルギー対策特別会計に原子力損害賠償支援勘定を設けることを内容とする特別会計に関する法律の一部改正など関係法律を整備する。

【附帯決議】（23.8.2東日本大震災復興特別委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 原子力政策における国の関与及び責任の在り方については、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束等に向けた措置を国自ら実施することも含め、早急に見直しを行うこと。

二 本法はあくまでも被災者に対する迅速かつ適切な損害賠償を図るためのものであり、東京電力株式会社を救済することが目的ではない。したがって、東京電力株式会社の経営者の責任及び株主その他の利害関係者の負担の在り方を含め、国民負担を最小化する観点から、東京電力株式会社の再生の在り方については、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束、事故調査・検証の報告、概ねの損害賠償額などの状況を見つつ、早期に検討すること。

三 本法附則第6条第2項に規定する見直しに備え、原子力損害賠償支援機構の各機能が明確になるように計数管理する体制を整えること。

四 今回の賠償に際しては、原子力事業者による負担に伴う電気料金の安易な引上げを回避するとともに、電力供給システムのあり方について検討を行うなど、国民負担の最小化を図ること。

五 東京電力株式会社に対し、すべてのステークホルダーに対して必要な協力の要請を行うことを求めること。

六 今回の賠償の実施に当たっては、迅速かつ適切な紛争解決の仕組みを早急に構築すること。

七 本法附則第6条第1項に規定する「抜本的見直し」に際しては、原子力損害の賠償に関する法律第3条の責任の在り方、同法第7条の賠償措置額の在り方等国の責任の在り方を明確にすべく検討し、見直しを行うとともに、その際賠償の仮払いの法定化についても検討すること。

八 国からの交付国債によって原子力損害賠償支援機構が確保する資金は、原子力事業者が、原子力損害を賠償する目的のためだけに使われること。

九 原子力損害を受けた被害者の救済に万全を期すため、「特定地域中小企業特別資金」や「中小企業基盤整備機構を活用した無利子融資制度」等の政策金融の周知を図り、その最大限の活用を促すほか、金融機関に対し、被害者への円滑な資金融通に努めるよう要請すること。

十 本委員会は、本法の制定に伴い、平成23年6月14日の閣議決定「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」の「具体的な支援の枠組み」は、その役割を終えたものと認識し、政府はその見直しを行うこと。

十一 本委員会は、本法附則第6条第1項に規定する「できるだけ早期に」は、1年を目途と、同条2項に規定する「早期に」は、2年を目途とすると認識し、政府はその見直しを行うこと。

十二 東京電力株式会社による賠償金等の支払いが停滞することのないよう、本法施行後、早急に原子力損害賠償支援機構を発足させ、迅速な賠償金等の支払いに係る体制の整備構築に万全を期すること。

十三 機構及び政府は、機構の活動状況及び財務状況、特別資金援助を受ける原子力事業者の特別事業計画の実施状況等を国会に対して求めに応じ定期的に報告し、機構運営の透明性を担保するとともに、国民負担の最小化や安易な電気料金値上げの回避に努めること。

十四 政府は、原子力事業者の株式や電力債の市場動向を注視して、機構と協力して原子力事業者を起因した金融市場の大きな混乱や金融システムの機能不全が発生することのないように努力すること。

十五 原子力損害賠償の特別事業計画の策定に当たっては、福島原子力発電事故の収束がいまだ見

えない中、長期的な視点に立って、原子力事業者による被災地域の土地の買取りや放射性物質で汚染された土壌やがれき等の処理などの検討を含め、国の責任により迅速かつ適切な損害賠償の枠組みを構築するように万全を期すこと。

右決議する。

東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案(閣法第85号)

(衆議院 審議未了)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の早急な処理が喫緊の課題となっていることから、被害を受けた市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、その処理に関する専門的知識及び技術の必要性並びにその広域的な処理の重要性に鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して必要があると認めるときは、市町村の区域内における災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事務を、当該市町村に代わって自ら行うことができるものとする。
- 二、環境大臣が行う事務に要する費用は、国が負担することとする。この場合において、市町村は、当該費用の額から、自ら事務を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする。
また、国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するものについて、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第86号)

(衆議院 23. 7. 20可決 参議院 7. 21災害対策特別委員会付託 7. 25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、被災者生活再建支援金に係る国の補助率の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金について、国が支援金の額の5分の4に相当する額の補助を行う。
- 二 一の規定は、平成23年3月11日から適用する。

平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第87号)

(衆議院 23. 7. 20可決 参議院 7. 21財政金融委員会付託 7. 25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の復旧状況等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すため、平成二十三年度補正予算(第2号)を編成するに当たり、新たな国債発行に依存しないとの観点から、平成22年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、剰余金処理の特例

歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第6条第1項の規定は、平成22年度の剰余金について

は適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.7.25財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災による未曾有の被害からの着実な復旧・復興が目下の最重要課題であることを踏まえ、更なる補正予算の編成に当たっては、財政規律にも配慮しつつ、本格復興に向けた施策の早急な具体化に万全を期すこと。
- 一 保有外貨資産の為替差損等により平成22年度の日本銀行の国庫納付金が予算額を大きく下回ったこと等を踏まえ、政府は、ファンダメンタルズを反映しない過度の為替変動への適正な対処に留意するとともに、日本銀行も適正な資産管理や効率的な業務運営を行いつつ、外貨資産の保有及びリスク管理の在り方について検討すること。

右決議する。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案(閣法第88号)

(衆議院 23.8.2修正議決 参議院 8.2総務委員会付託 8.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務処理の特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、避難住民に係る事務処理の特例に関する事項

- 1 東日本大震災における原子力発電所の事故に関して原子力災害対策本部長による警戒区域の設定等の指示の対象となった区域をその区域に含む市町村であって、あらかじめ当該市町村の長の意見を聴いた都道府県の知事の意見を聴いた上で総務大臣が指定する避難元の市町村又は当該市町村の区域を包括する都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、総務大臣への届出及び総務大臣による告示等の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができる。
- 2 避難先団体が処理することとされた事務に要する経費は、原則として避難先団体が負担することとし、国は、避難先団体が負担する経費について、必要な財政上の措置を講ずる。

二、住所移転者に係る措置に関する事項

- 1 総務大臣が指定する避難元の市町村及び当該市町村の区域を包括する都道府県は、当該市町村の区域外に住所を移転した者のうち申出をしたものに対し、当該市町村又は都道府県に関する情報を提供するものとするとともに、当該市町村の区域への訪問の事業その他当該市町村の住民との交流を促進するための事業の推進等を講ずるよう努める。
- 2 1の施策について意見を聴くため、当該市町村は、条例で、住所を移転した者のうち申出をしたものから選任した者で構成される住所移転者協議会を置くことができる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、その要因が解消されるまでの間、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて、必要な措置を講ずるものとする規定を、附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】（23. 8. 4総務委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、東京電力福島原発事故による災害の被災地の市町村を始め、東日本大震災に伴い、住民が区域外に避難することを余儀なくされた市町村が多数存在していることを踏まえ、被災した住民に対する行政サービスの停廃を招くことのないよう、本法の趣旨に即し、最大限の配慮を行うとともに、被災地の市町村の行政サービスの補完に努めること。
 - 二、避難住民の届出については、避難住民の置かれている状況を踏まえ、避難先団体による受付を認めるなど、その便宜が図られるよう努めること。また、事務処理の特例制度の内容及び必要な手続について、避難住民に対する周知に努めること。
 - 三、避難住民に係る事務処理の特例制度の円滑な実施を図るため、指定市町村の指定や特例事務の届出、告示等の事務が可能な限り迅速に行われるよう努めること。
 - 四、本法により国の財政上の措置を講ずるに当たっては、対象団体の実情を十分に踏まえ、必要かつ十分なものとすること。
 - 五、東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置を講ずるに当たっては、指定市町村以外の指定都道府県内の市町村の住民のうち東京電力福島原発事故による災害の発生を受けて当該市町村の区域外に自主的に避難している住民の実態を早急に把握し、適切な対応に努めること。
 - 六、東日本大震災の影響によりその属する市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようするため、この法律の規定に基づく避難住民に係る措置に準じて国が講ずる措置について、その具体的な内容を明らかにすること。
 - 七、東京電力福島原発事故による災害の被災地への避難者の帰還を促進するため、指定市町村の特定住所移転者に係る施策の実施を支援するとともに、東京電力福島原発事故の早期収束と放射能汚染された周辺環境の復元、地域経済の復興と雇用の確保、被災した住民の生活の再建等の施策の展開に最大限の配慮を行うこと。
- 右決議する。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）

（衆議院 23. 8. 2可決 参議院 8. 2総務委員会付託 8. 5本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方税法の改正

1 固定資産税及び都市計画税

警戒区域設定指示等の対象となった区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案して市町村長が指定した区域内に所在する家屋及び土地に対しては、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税を課さないものとする措置を講ずる。

2 不動産取得税

警戒区域設定指示の対象となった区域内に所在する家屋の所有者等がこれに代わる家屋を取得した場合や、当該警戒区域内家屋の敷地の所有者等がこれに代わる土地を取得した場合に、当該警戒区域内家屋の床面積相当分等について不動産取得税を課さないようにする特例措置を講ずる。

3 自動車取得税及び自動車税等

ア 警戒区域設定指示の対象となった区域内にある自動車について用途の廃止等をした場合には、平成23年3月11日に遡って自動車税又は軽自動車税を課さないものとする措置を講ず

る。

イ 用途の廃止等をした自動車に代わる自動車を取得した場合の自動車取得税を非課税とするとともに、当該代替自動車等に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税又は軽自動車税を非課税とする特例措置を講ずる。

二、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の改正

平成23年度において、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための固定資産税の課税免除の措置等による減収額を埋めるため、地方債を起すことができるものとする特例措置等を講ずる。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案(閣法第90号)

(衆議院 23. 8. 23可決 参議院 8. 24厚生労働委員会付託 8. 26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 子ども手当は、中学校修了前の子どもであって日本国内に住所を有するもの等を監護し、かつ、これと生計を同じくする日本国内に住所を有する父母等又は中学校修了前の子どもが入所している児童福祉施設等の設置者等に支給する。なお、父母等が別居し、生計を同じくしない場合は、子どもと同居している者に子ども手当を支給する。
- 二 子ども手当の額は、1月につき、3歳未満の子どもについては1万5,000円、3歳以上小学校修了前の第1子及び第2子の子どもについては1万円、3歳以上小学校修了前の第3子以降の子どもについては1万5,000円、小学校修了後中学校修了前の子どもについては1万円とする。
- 三 子ども手当の支給に要する費用は、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方公共団体及び事業主が負担し、それ以外は国が負担する。ただし、公務員については全額を所属庁が負担する。
- 四 政府は、子ども及び子育て家庭の支援に資するよう、市町村又は都道府県に対し、交付金を交付する。
- 五 受給資格者の申出により、子ども手当を、学校給食費等の支払に充てることができる。保育料については、市町村長が子ども手当の支払をする際に徴収することができる。
- 六 この法律は、一部を除き、平成23年10月1日から施行する。
- 七 政府は、平成24年度以降の恒久的な子どものための金銭の給付の制度について、この法律に規定する子ども手当の額等を基に、児童手当法に所要の改正を行うことを基本として、法制上の措置を講ずるものとする。その際、地方自治法に規定する全国的連合組織の代表者その他の関係者と十分に協議を行い、その理解を得るよう努めるものとする。
- 八 七の法制上の措置を講ずるに当たっては、所得制限について、その基準について検討を加えた上で、平成24年6月分以降の給付から適用することとし、併せて当該制限を受ける者に対する税制上又は財政上の措置等について検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第13号)

(衆議院 23. 5. 12撤回)

【要旨】

本法律案は、政府の政策決定過程における政治主導の確立のため、内閣官房に国家戦略局を、内閣府に行政刷新会議及び税制調査会をそれぞれ設置するとともに、国家戦略官等の新たな政治任用

職を設けようとするものである。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第27号)

(衆議院 第176回国会22. 11. 16可決 参議院 第176回国会22. 12. 2外交防衛委員会付託 23. 4. 20本会議可決 衆議院 4. 22可決)

【要旨】

本法律案は、防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等にかんがみ、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付の対象となる事業について、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定しようとするものである。

賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(第174回国会閣法第36号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 21本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生していること等にかんがみ、賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業及び家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、家賃債務保証業の登録制度の創設

- 1 家賃債務保証業（賃借人の委託を受けて家賃の支払に係る債務を保証することを業として行うことをいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃債務保証業者に対して、保証委託契約（当該業者が賃借人と締結する契約であって、当該業者が賃借人の家賃債務を保証することを賃借人が委託する内容のものをいう。）の締結前及び締結時に、保証期間・保証金額等の内容を記載した書面を契約の相手方に交付することを義務付けるほか、業務に関して、無登録営業の禁止、名義貸しの禁止、暴力団員等の使用の禁止、誇大広告の禁止、帳簿の備付け等に係る規制を行う。
- 3 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

二、家賃等弁済情報提供事業の登録制度の創設

- 1 家賃等弁済情報提供事業（家賃債務等の過去の弁済に関する情報（家賃等弁済情報）を収集し、賃貸住宅の賃貸借契約を締結しようとする者等に提供する事業（データベース事業）をいう。）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならない。
- 2 1の登録を受けた家賃等弁済情報提供事業者（以下「登録事業者」という。）に対して、事業の開始前に業務規程を国土交通大臣に届け出ることを義務付けるほか、業務に関して、家賃等弁済情報の本人への開示義務、秘密を守る義務、記録の保存等に係る規制を行う。
- 3 登録事業者到家賃等弁済情報の提供をする者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付ける。
- 4 登録事業者到家賃等弁済情報の提供を依頼する者に対して、あらかじめ当該家賃等弁済情報に係る賃借人の同意を得ることを義務付けるほか、提供を受けた家賃等弁済情報の目的外利用を禁止する。
- 5 1の登録手続、登録拒否要件、国土交通大臣の監督等に係る所要の規定を設ける。

三、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止

家賃債務保証業者、賃貸事業者、賃貸管理者など家賃関連債権の取立てをする者は、当該取立てをするに当たって、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平

穩を害するような言動をしてはならない。

- 1 賃貸住宅の出入口の戸の鍵の交換等
- 2 賃貸住宅内の物品の持ち出し等
- 3 社会通念に照らし不相当と認められる時間帯における訪問・電話等
- 4 賃借人等に対し1から3の言動をすることを告げること

四、罰則について所要の規定を設ける。

五、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第41号)

(衆議院 第176回国会22. 11. 18修正議決 参議院 第176回国会12. 2厚生労働委員会付託 23. 7. 29本会議修正議決 衆議院 8. 4可決)

【要旨】

本法律案は、国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について徴収時効の過ぎた一定期間に係る後納保険料を本人の希望により納付することを可能とする等の措置を講ずるとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みの導入等企業年金制度等の改善の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国民年金法の一部改正

- 一 国民年金について、徴収時効の過ぎた過去の未納期間についても、納期限から10年以内であれば、保険料を納付することを可能とする。ただし、施行期日から起算して3年を経過する日までの措置とする（衆議院修正）。
- 二 国民年金基金について、その加入員の範囲を見直し、国民年金の60歳以上65歳未満の高齢任意加入被保険者が国民年金基金に加入できるものとする。

第二 確定拠出年金法の一部改正

- 一 企業型確定拠出年金加入者の加入資格年齢を引き上げ、60歳以上65歳以下の年金規約で定める年齢とする等の措置を講ずる。
- 二 企業型確定拠出年金加入者が自ら掛金を拠出できる仕組みを導入し、当該掛金に関し、税制上必要な措置を講ずる。

第三 厚生年金保険法の一部改正

厚生年金基金について、解散する場合に返還すべき費用の分割納付等の特例措置を設ける。

第四 施行期日

この法律は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第一の一は平成24年4月1日までの間において政令で定める日（衆議院修正）から、第一の二は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から、第二の一は公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第二の二は平成24年1月1日から施行する。

【修正要旨】

- 一 この法律の施行期日を「平成23年4月1日」から「公布の日」に改めるとともに、国民年金保険料の納付可能期間の延長に関する規定の施行期日を「平成24年4月1日までの間において政令で定める日」から「平成24年10月1日までの間において政令で定める日」に改める。
- 二 その他所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】(23. 7. 28厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国民年金保険料の納付可能期間の延長を時限措置としたことに鑑み、事後納付の対象者や対象期間を分かりやすく説明し、できる限り多くの者が事後納付できるよう本措置を広報するとともに、本来、納期限までに保険料を納付することが原則であることを周知徹底すること。

- 二、低所得者に対する保険料免除制度の周知・勧奨のほか、保険料徴収対策等を徹底することにより、将来の無年金・低年金者の発生防止に万全を期すること。
 - 三、責任準備金相当額の納付の猶予を受けている総合型の厚生年金基金について、設立事業所の事業主の一部が事業を廃止した場合の他の事業主の負担の在り方について、厚生年金本体に与える影響、事業主の事業継続の確保の観点等を踏まえつつ、検討すること。
 - 四、第三号被保険者の記録不整合問題について、速やかに必要な対応策を講ずるとともに、記録不整合問題の再発防止策を徹底すること。
- 右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第49号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

独占禁止法違反に対する排除措置命令等について、審判制度を廃止するとともに、意見聴取のための手続の整備等の措置を講じる。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第54号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 14本会議可決 衆議院 23. 7. 8修正議決 参議院 7. 11厚生労働委員会付託 7. 15本会議可決)

【要旨】

- 本法律案は、我が国における新型インフルエンザの発生及び予防接種の実施状況等に鑑み、新たな臨時の予防接種の実施方法等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一 インフルエンザのうち病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるものについて、まん延予防上緊急の必要があると認めるときの新たな臨時の予防接種の類型を創設する。新たな臨時の予防接種は、国の指示により、都道府県の協力の下、市町村が実施する。
 - 二 市町村長又は都道府県知事は、一類疾病に係る定期の予防接種又は臨時の予防接種の対象者に対し、接種を受けることを勧奨するものとする。ただし、新たな臨時の予防接種の対象者については、予防接種を受けるよう努める責務を課さない。
 - 三 新たな臨時の予防接種を行うために要する費用は、市町村が支弁し、その費用の2分の1を国が、4分の1を都道府県が負担する。接種を受けた者からの実費徴収は、経済的理由によりその費用を負担することが困難な場合を除き、可能とする。
 - 四 政府は、緊急時に新型インフルエンザ等感染症に係るワクチンを確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行の日から5年間に限り、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者を相手方として、ワクチンによる健康被害に係る損害を賠償することにより生ずる損失等を政府が補償することを約する契約を締結することができる。当該契約を締結する場合には国会の承認を得なければならない。
 - 五 政府は、感染症の発生及びまん延の状況、改正後予防接種法の規定の施行の状況等を勘案し、予防接種の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 - 六 政府は、この法律の施行の日から5年以内に、緊急時のワクチンの確保等に関する国、製造販売業者等の役割の在り方等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
 - 七 この法律は、公布の日から施行する。ただし、新たな臨時の予防接種の類型の創設等に関する事項については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、本法律の法律番号及び略称中「平成22年」を「平成23年」に改める修正が行われた。

【附帯決議】（23. 7. 14厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、改正後の予防接種法第6条第4項の緊急時における国のワクチン供給等の責任についての規定を踏まえ、新型インフルエンザ発生時におけるワクチンの確保及び流通の在り方については、ワクチンの製造販売業者、卸売販売業者等の意見を十分に踏まえ、従来の流通慣行及び行政上の運用の改善を図るべく検討し、結論を得ること。
 - 二、損失補償に係る規定は、国内でのワクチンの生産体制の強化を図った上で、それでもなお国産ワクチンでは国内における需要を充たすことができない場合に初めてその適用を検討すること。
また、損失補償契約の国会承認に当たっては、契約内容等について十分な情報を提供すること。
 - 三、改正法附則第6条第2項の緊急時におけるワクチン確保等に関する流通業者等を含む関係者の役割の在り方等について検討する際には、製造販売業者に対する損失補償の在り方についても検討することとし、その場合においては、国産ワクチンと輸入ワクチンとの間で不合理な差異が生じないように考慮すること。
 - 四、国産ワクチンの研究開発力及び供給力の強化を図るため、一層の施策の充実強化に努めること。
 - 五、今後の新型インフルエンザ対策においては、感染のリスクが高い病院、診療所、薬局などの医療従事者等に対するワクチンの優先接種の在り方について検討し、体制の整備に努めること。
 - 六、改正法附則第6条第1項の検討規定を踏まえ、予防接種法の対象となる疾病・ワクチン、予防接種に関する評価の在り方など予防接種制度全般について検討し、早急に結論を得ること。
- 右決議する。

環境影響評価法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第55号)(先議)

（参議院 第174回国会22. 4. 21本会議可決 衆議院 第176回国会22. 11. 25可決 参議院 第176回国会22. 12. 2環境委員会付託 23. 4. 15本会議可決 衆議院 4. 22可決）

【要旨】

本法律案は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、事業の計画の立案段階における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討、環境の保全のための措置等の実施の状況に係る報告その他の手続の新設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1、法対象事業の条件の一つとして、交付金の交付を受けて実施される事業を追加することとする。
- 2、第一種事業を実施しようとする者は、方法書手続の実施前に、事業計画の立案段階における環境影響評価を実施し、その結果を記した計画段階環境配慮書を作成して、主務大臣への送付及び公表等を行わなければならないこととする。
- 3、事業者は、事業着手後の環境保全措置の状況等に関し、報告書を作成し、公表及び許認可等権者への送付を行わなければならないこととする。環境大臣は許認可等権者に意見を述べるができることとし、許認可等権者は、事業者に対し、意見を述べるができることとする。
- 4、その他、環境影響評価手続におけるインターネットの活用等の情報提供手段の拡充、地方公共団体の意見提出に関する手続の見直し等の措置を講ずることとする。
- 5、この法律は、一部の規定を除いて、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（23. 4. 14環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、免許等を行う者等は、審査等を行うに際しては、環境大臣の意見を反映させるよう努めるとともに、その反映結果を公表すること。

- 二、環境影響評価制度全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不断に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。
- 三、本法の施行前に環境影響評価が行われる事業についても、本法の趣旨を踏まえ、事業のより早期の段階から適切な環境配慮がなされるよう指導すること。
- 四、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の災害復旧に向けて、法第52条第2項による環境影響評価の適用除外対象となる事業においても、環境に対する影響を最小化するために、適切な措置を講じること。
右決議する。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第174回国会閣法第56号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 28本会議可決 衆議院 23. 4. 22修正議決 参議院 4. 25総務委員会付託
4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、義務付け・枠付けの見直し

地方分権改革推進委員会第三次勧告で示された、義務付け・枠付けの見直しに関する次の3つの重点事項のうち、特に地方要望に係る事項を中心に、第二次勧告の見直し対象条項等の一部も含め、地方分権改革推進計画に基づき、関連法律の改正を行う。

- 1 施設・公物設置管理の基準
- 2 協議、同意、許可・認可・承認
- 3 計画等の策定及びその手続

二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、法律の題名を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に改めるとともに、「地域主権改革」の用語の削除、地域主権戦略会議に係る規定の削除、地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施に関する規定の追加等の修正が行われた。

【地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対する附帯決議】(23. 4. 28総務委員会議決)

地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる社会の実現のため、政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地域の自主性及び自立性を高めるため、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の見直し、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実確保等の諸課題について、国と地方が多面的・総合的に協議しつつ、共通認識の下に、その解決のため早急な取組を強力に進めること。
- 二、基礎自治体への権限移譲等については、その実現に向けて速やかに取り組むとともに、権限移譲等に伴い必要となる財政措置を同時に行うこと。
- 三、国の出先機関の抜本的見直しについては、行政改革及び国と地方の役割分担の観点から事務・権限の見直しを進めるとともに、事務・権限を地方公共団体に移譲する場合には、地方の財源・人員の確保等に十分配慮すること。あわせて、国の権限に属する事務を出先機関を通じて行う場合には、各府省の縦割りにとらわれることなく総合的に実施する体制の整備を進めること。
- 四、施設・公物設置管理に係る国の条例制定基準の設定に当たっては、地方公共団体が裁量を発揮できるよう配慮しつつ、現在行われている施設・公物設置管理の水準の維持・向上に資するように努めるものとし、必要に応じ、運用の実態について検証を行うこと。
- 五、国と地方の協議の場については、国と地方の代表者による真摯な意見交換を行い、国と地方の関係が対等・協力の関係となることに資するため、地方の意向を尊重して議案を幅広く選定す

るとともに、政策の企画立案及び実施に地方が参画する機会を確保するよう積極的に開催すること。

六、国と地方の協議の場の臨時の参加者や分科会の構成員については、自然条件、社会経済条件、団体規模等において多様性を有している地方公共団体の実情が適切に反映されるよう配慮すること。

七、地方の基本的な在り方を検討するに当たっては、国と地方の協議の場をはじめとする法律に定める組織の最大限の活用を図ること。

右決議する。

国と地方の協議の場に関する法律案(第174回国会閣法第57号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 28本会議可決 衆議院 23. 4. 22修正議決 参議院 4. 25総務委員会付託 4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、目的

国と地方の協議の場（以下「協議の場」という。）は、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について、関係各大臣並びに都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の代表者が協議を行い、もって地域主権改革の推進並びに国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

二、構成

- 1 協議の場は、国側は、内閣官房長官、地域主権改革担当大臣、総務大臣、財務大臣及び国務大臣のうちから内閣総理大臣が指定する者、地方側は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長のそれぞれの全国的連合組織の代表者で構成する。
- 2 内閣総理大臣は、いつでも協議の場に出席し発言することができることとする。

三、協議の対象

協議の場において協議の対象となる事項は、次に掲げる事項のうち重要なものとする。

- イ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ロ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ハ 経済財政政策、社会保障に関する政策、教育に関する政策、社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

四、その他

- 1 協議の場の招集、分科会の開催、協議の概要の国会への報告、協議の結果の尊重等について必要な事項を規定する。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案の修正に伴い、「地域主権改革」の用語の削除等所要の修正が行われた。

【附帯決議】(23. 4. 28総務委員会議決)

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第174回国会閣法第56号）と同一内容の附帯決議が行われている。

地方自治法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第58号)(先議)

(参議院 第174回国会22. 4. 28本会議可決 衆議院 23. 4. 22修正議決 参議院 4. 25総務委員会付託 4. 28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、議会制度の充実に関する事項

- 1 議会の議員定数の上限数に係る制限を廃止する。
- 2 議会の議決事件について、法定受託事務に係る事件についても、議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除き、条例で議会の議決事件とすることができることとする。

二、行政機関等の共同設置に関する事項

普通地方公共団体は、協議により規約を定めて、議会の事務局若しくはその内部組織、行政機関、普通地方公共団体の長の内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織又は普通地方公共団体の議会の事務を補助する職員を置くことができることとする。

三、全部事務組合等の廃止に関する事項

全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団を廃止する。

四、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関する事項

- 1 市町村の基本構想に関する規定を削除するとともに、総務大臣又は都道府県知事への内部組織に関する条例の制定又は改廃の届出並びに予算、決算及び条例の制定又は改廃の報告を要しないこととする。
- 2 広域連合の広域計画の地方公共団体の長への送付、公表及び総務大臣又は都道府県知事への提出並びに財産区の財産を処分する場合等の都道府県知事への同意を要する協議を要しないこととする。

五、直接請求に関する事項

- 1 直接請求の代表者の資格について、選挙人名簿に表示をされている者、選挙人名簿から抹消された者及び選挙管理委員会の委員又は職員である者を制限の対象とする規定を設ける。
- 2 直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした国又は地方公共団体の公務員等に対する罰則を設ける。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の2の改正は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）に定める法人税法の改正規定が施行されたことに伴い所要の規定の整理を行う修正が行われた。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第60号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

近年における労働者派遣事業をめぐる情勢にかんがみ、派遣労働者の保護に資するため、常時雇用する労働者以外の労働者派遣及び製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置等を講じようとするものである。

郵政改革法案(第176回国会閣法第1号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政事業の実施主体の再編成、当該再編成後の実施主体に関して講ずる措置その他郵政改革の実施に必要な事項を定めようとするものである。

日本郵政株式会社法案(第176回国会閣法第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革を実施するため、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるよう、日本郵政株式会社の目的及び業務の範囲を改め、郵便局の設置について定める等の措置を講じようとするものである。

郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第176回国会閣法第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴い、郵政民営化法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法等を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行おうとするものである。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものである。

地球温暖化対策基本法案(第176回国会閣法第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則と各主体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地球温暖化対策の基本原則として、豊かな国民生活と産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ行うべきこと、国際的協調の下に積極的に推進することのほか、研究開発とその成果の普及、温暖化の防止等に資する産業の発展及び就業機会の増大、雇用の安定、エネルギー政策との連携、事業者及び国民の理解を得ること等について規定する。また、基本原則を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定める。
- 二、我が国の温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標について、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的な枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提として、平成32年までに平成2年比で25%削減の達成を目指すこととする。また、長期的な目標について平成62年までに平成2年比で80%削減の達成を目指すこととする。さらに、再生可能エネルギーの供給量に関する中期的な目標について、平成32年までに一次エネルギー供給量の10%に達することを目標とするものとする。
- 三、政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めることとする。
- 四、国が講ずべき基本的施策として、国内排出量取引制度を創設することとし、必要な法制上の措置について、法施行後1年以内に成案を得ることとする。また、地球温暖化対策のための税について、平成23年度の実施に向けた成案を得よう、検討を行うこととする。さらに、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度を創設することとする。このほか、原子力に係る施策、エネル

ギー使用の合理化の促進、交通に係る施策、革新的な技術開発の促進、教育・学習の振興等の施策を行うこととする。

五、この法律は、公布の日から施行する。ただし、温室効果ガスの排出量削減に関する中期的な目標に関する規定については、すべての主要国が公平かつ実効性ある国際的な枠組みを構築するとともに、意欲的な目標について合意をしたと認められる日以後の政令で定める日から施行する。

民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第8号)

(衆議院 第176回国会22. 11. 15可決 参議院 第176回国会22. 11. 16法務委員会付託 23. 4. 20本会議可決 衆議院 4. 28可決)

【要旨】

本法律案は、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1. 財産権上の訴えに関する国際裁判管轄法制の整備

- (1) 被告の住所、主たる営業所等が日本国内にある場合に、日本の裁判所が管轄権を有するものとする。
- (2) 契約上の債務に関する訴え、事務所又は営業所を有する者に対する訴え、不法行為に関する訴えなどについて、訴えの類型ごとに日本の裁判所に訴えを提起することができる場合を定める。
- (3) 消費者契約及び労働関係に関する訴えについて、消費者及び労働者の権利保護に配慮し、国際裁判管轄に関する特則を設ける。
- (4) 国際裁判管轄に関する合意の効力及び方式について定める。
- (5) 日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度等の事情を考慮し、当事者間の衡平を害し又は適正かつ迅速な審理を妨げることとなる特別の事情があるときは、訴えを却下できるものとする。

2. 保全命令事件に関する国際裁判管轄法制の整備

保全命令事件について、日本の裁判所が管轄権を有する場合を定める。

3. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(第176回国会閣法第9号)

(衆議院 第176回国会22. 11. 15可決 参議院 第176回国会22. 11. 16厚生労働委員会付託 23. 4. 15本会議修正議決 衆議院 4. 22可決)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止して独立行政法人雇用・能力開発機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に承継させる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 独立行政法人雇用・能力開発機構法の廃止

独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「雇用・能力開発機構」という。）を廃止する。

第二 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法の一部改正

- 一 雇用・能力開発機構の廃止に伴い、同機構の業務のうち職業能力開発業務に限り独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構（以下「高齢・障害者雇用支援機構」という。）に移管し、法人の名称を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「新機構」という。）とする。
- 二 新機構においては、労使代表を含む有識者からなる運営委員会や地域における協議会を設置

すること等により、労使の意見や地域の実情が的確に反映される仕組みを整備する。

第三 中小企業退職金共済法及び勤労者財産形成促進法の一部改正

雇用・能力開発機構の財形関係業務のうち財形教育融資業務は廃止し、財形持家融資業務等については独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「勤労者退職金共済機構」という。）に移管する。

第四 職業能力開発促進センター等の都道府県への譲渡の特例

職業能力開発促進センター等の都道府県への譲渡の特例を設け、雇用・能力開発機構の職員の引受割合に応じた譲渡額の減額や、一定期間の運営経費の高率補助を行う。

第五 新機構及び勤労者退職金共済機構の職員の採用

高齢・障害者雇用支援機構又は勤労者退職金共済機構の理事長は、雇用・能力開発機構を通じ、その職員に対し、新機構等の職員の労働条件及び採用の基準を提示する。雇用・能力開発機構が、新機構等の職員となる意思を表示した職員の中から基準に従い選定して作成した名簿に記載された者のうち、高齢・障害者雇用支援機構等の理事長から採用通知を受けた者は、新機構等の職員として採用される。

第六 本法律の施行期日は、一部を除き平成23年4月1日とする。

【修正要旨】

- 一 この法律の施行期日を「平成23年4月1日」から「平成23年10月1日」に改める。
- 二 職業能力開発促進センター等の用に供されている資産について、都道府県が譲渡価額等の特例により譲渡を受けることができる期限を、「平成25年3月31日」から、「平成26年3月31日」に改める。
- 三 その他所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】（23.4.12厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、厳しい雇用情勢の中で職業訓練の必要性や重要性は従来にも増して高まっていることから、職業能力開発については、引き続き国が責任を持って対応していくこと。また、本法による職業能力開発業務の移管等に際しては、いささかも職業訓練機能が低下することのないよう努めること。さらに、職業訓練に資する民間専門学校等の少ない地方においては雇用情勢がより厳しいことにかんがみ、地域による格差が生じないように配慮すること。
- 二、企業活動の高度化に対応しうる人材を育成するため、職業能力開発事業の一層の拡充・強化を図るとともに、労働者一人一人が高度な知識・技能を修得することができるよう、職業訓練体制の整備・充実に努めること。また、我が国のものづくりにおける国際競争力を強化する観点から、指導員の指導能力のより一層の向上を図ること。
- 三、労使や地域の職業訓練ニーズが職業能力開発業務の運営に的確に反映されるよう、新たに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に設置される運営委員会等が実質的に機能する仕組みを整備すること。
- 四、財形持家融資業務については、利用件数が減少している状況等を踏まえ、中小企業向け融資の利用促進を図る等今後の在り方について引き続き検討すること。
- 五、独立行政法人雇用・能力開発機構が解散されるに当たり、同機構の職員に雇用問題が生じないよう、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構における職員の労働条件及び採用基準を早期に提示すること。また、国は意欲、能力のある者が引き続きその能力等を活かして就業できるよう責任をもって対応すること。
- 六、地方自治体への移管がなされた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設については、各地域の雇用対策に果たしている役割等を十分に踏まえ、利用実績が高く存続が望まれる施設が廃止されることのないよう、少なくとも移管後3年間については、地域の意向を反映しつつ国において必要かつ十分な財政的支援を行うこと。また、当該期間が経過した後、運営状況等を踏まえ、国の責任によって運営することを再考することも含め支援等の在り方について検討し、必要があると認めるときは引き続き支援等を行うこと。

- 七、独立行政法人雇用・能力開発機構が、各種施設の設置、運営の在り方等の問題を指摘され廃止されるに至った経緯を踏まえ、業務が移管される独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人勤労者退職金共済機構において、組織体制及び運営の効率化等について不
断の見直しを行うこと。
- 八、東日本大震災により、雇用の創出や維持・確保が緊急の課題となっている状況にかんがみ、雇用対策のため万全の措置を講じること。併せて、被災地における職業能力開発訓練体制の早期の復旧・整備に努めるとともに、雇用促進住宅が最大限に被災者に活用されるよう、弾力的な運用を図ること。
- 右決議する。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(第176回国会閣法第14号)

(衆議院 第176回国会22. 11. 25修正議決 参議院 第176回国会22. 12. 2文教科学委員会付託 23. 3. 25
本会議修正議決 衆議院 3. 29可決)

【要旨】

本法律案は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、美術品の損害につき、政府が補償契約を締結できることを定めること。
- 二、対象となる展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものであることとする。
- 三、対象となる展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者であることとする。
- 四、損害総額の一定部分は主催者が負担し、それを超える部分を政府が補償すること。ただし、政府の補償分については、上限額を定めること。
- 五、毎年度の補償契約の締結の限度額を予算で定めること。
- 六、文化審議会の意見を聴いて、対象となる展覧会を決定すること。
- 七、この法律は、平成23年4月1日から施行すること。

なお、本法律案については、衆議院において、学術的・文化的に価値が高い展覧会が、大都市に限らず全国的な広がりの下で開催できるよう政府は配慮するとともに、施行後3年を目途として、本法律の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を行うものとする修正が行われた。

【修正要旨】

施行期日を「平成23年4月1日」から「公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるとともに、所要の規定の整理を行うものとする。

本院議員提出法律案

国等の責任ある財政運営を確保するための財政の健全化の推進に関する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国及び地方公共団体の財政収支が著しく不均衡な状況にあることに鑑み、国及び地方公共団体の責任ある財政運営を確保するため、財政の健全化に関し、国及び地方公共団体の責務、当面の目標、中期計画の策定、予算に係る遵守事項、社会保障制度等の改革及びこれに要する安定財源の確保のための税制の抜本的な改革その他の必要な事項を定めようとするものである。

政治主導の確立のための国の行政機構の改革に関する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治主導の確立のためには国の行政機構の在り方を抜本的に改革することが極めて重要であることに鑑み、内閣の機能を強化し、内閣総理大臣が国政運営上の指導性を十分に発揮できるようにするとともに、内外の社会経済情勢の変化並びに行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるようにするため、政府が講ずべき措置として、内閣に国家戦略局、国家戦略会議及び内閣予算局を設置するための措置並びに各大臣に機動的に行政事務を分担管理させることができるようにするための措置について定めようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員の歳費月額及び期末手当の額を、当分の間、それぞれ3割及び5割削減しようとするものである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 23. 3. 17政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成23年東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長の選挙等の選挙期日を延期して新たに統一地方選挙を実施する等の措置を講じようとするものである。

東日本大震災復興の基本理念及び特別の行政体制に係る基本方針等に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災地域の復興を迅速に推進して被災地域の社会経済の再生及び被災者の生活の再建を図るため、被災地域の復興についての基本理念及び当該復興のための国の特別の行政体制に係る基本方針を明らかにするとともに、東日本復興対策本部の設置等を定めようとするものである。

雨水の利用の推進に関する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めようとするものである。

会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 23. 8. 26決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国の適正な予算の執行の確保に資するため、会計検査院に、不当事項への対処に関する検査を行わせ、当該検査の結果を検査報告に掲記させることとともに、予算執行職員がその義務に反して支出等の行為をした場合における会計検査院による懲戒処分要求制度を強化しようとするものである。

国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(参第8号)

(参議院 23. 8. 26決算委員会付託 継続審査)

【要旨】

国家公務員、地方公務員等が国、地方公共団体等の支出に関し虚偽の請求書の提出を要求する行為等を処罰しようとするものである。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案(参第9号)

(参議院 23. 7. 7東日本大震災復興特別委員会付託 7. 15本会議可決 衆議院 7. 28修正議決 参議院 7. 29回付案同意)

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電施設の事故による災害の被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、当該事故による損害（以下「特定原子力損害」という。）を迅速に填補するための国による仮払金の支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助に関し必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、この法律の定めるところにより、特定原子力損害であつて政令で定めるものを受けた者に対し、当該特定原子力損害を填補するためのものとして、仮払金を支払うものとする。
- 二、仮払金の額は、その者が受けた一の特定原子力損害につき、当該者が提出した資料に基づき、簡易な方法により算定した当該特定原子力損害の概算額に10分の5を下らない政令で定める割合を乗じて得た額とするものとする。ただし、当該者が当該資料を提出することが困難であると認められるときは、当該者が居住する地域又は事業を営む地域、当該特定原子力損害の種類等の事情に基づいて推計した当該特定原子力損害の額に当該割合を乗じて得た額とするものとする。
- 三、仮払金の支払を受けようとする者は、文部科学大臣にこれを請求しなければならないものとする。
- 四、仮払金の支払に関する事務の一部は、都道府県知事が行うこととすることができるものとする。
- 五、文部科学大臣又は四により仮払金の支払に関する事務の一部を行う都道府県知事は、仮払金の支払に関する事務の一部（支払の決定を除く。）を、政令で定める者に委託することができるものとする。

六、農業協同組合、漁業協同組合その他の政令で定める団体は、五による事務の委託を受け、当該事務を行うことができるものとする。

七、国は、仮払金を支払ったときは、その額の限度において、当該仮払金の支払を受けた者が有する特定原子力損害の賠償請求権を取得するものとする。

八、地方公共団体が、応急の対策に関する事業に要する経費の全部又は一部を支弁するため、原子力被害応急対策基金を設ける場合には、国は、予算の範囲内において、その財源に充てるために必要な資金の全部又は一部を当該地方公共団体に対して補助することができるものとする。

九、この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行すること。

【衆議院修正要旨】

一 仮払金の迅速かつ適正な支払

1 国が行う仮払金の支払は、特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならないものとする。

2 地方公共団体、原子力事業者その他公私の団体に対し資料の提供その他必要な協力を求めることができる旨の規定について、「資料の提供その他必要な協力」を「資料の提供その他必要な協力又は確認」に改めるものとする。

二 仮払金の支払に関する事務の委託

1 仮払金の支払に関する事務の一部を都道府県知事が行うこととする旨の政令を定めるに当たっては、都道府県知事に過重な負担を課することのないよう十分に配慮するものとする。

2 主務大臣又は主務大臣から事務の委任を受けた都道府県知事が仮払金の支払に関する事務の一部を行うにふさわしい者として政令で定める者に委託することができる事務については、会計法に基づく支出の決定及び交付の事務を除くものとする。

3 主務大臣又は主務大臣から事務の委任を受けた都道府県知事は、2の政令で定める者に対し、仮払金の支払に必要な資金を交付することができるものとする。

三 主務大臣

この法律における主務大臣は、文部科学大臣及び特定原子力損害を受けた事業者の事業を所管する大臣その他の政令で定める大臣とするものとする。

四 施行期日

この法律の施行期日を「公布の日から起算して45日を超えない範囲内において政令で定める日」に改めるものとする。

五 検討

国は、この法律の施行後おおむね2年以内に、平成23年原子力事故に係る原子力事業者による損害賠償の支払の状況、この法律の施行の状況等を踏まえ、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(参第10号)

(参議院 23. 8. 30経済産業委員会付託 継続審査)

【要旨】

東北地方太平洋沖地震による災害に伴う原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害を防止するため、原子力発電所等の緊急安全評価を行うこと等について定めようとするものである。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(参第11号)

(参議院 23. 7. 11撤回)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止

することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立しようとするものである。

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(参第12号)

(参議院 23. 7. 26東日本大震災復興特別委員会付託 7. 29本会議修正議決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外の地域への流出を防止することにより、被災地域における経済活動の維持を図り、もって被災地域の復興に資するようにするため、対象事業者に対し、債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）を設立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の組織・体制

- 1 機構は、主務大臣の認可により一を限って設立する株式会社とし、預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構を通じて国等による資本金の組成を行う。
- 2 機構の資金借入れ等について、政府保証を付することができる。

二、対象事業者

再生支援を受けることができる対象事業者は、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者（農林水産業者、医療法人等を含む。）であって、被災地域において債権者等と協力してその事業の再生を図ろうとするものとする。

三、機構の業務

- 1 機構は、支援決定を行った対象事業者に対して、リース業者を含む金融機関等有する債権の買取り、資金の貸付け、債務保証、出資、専門家の派遣、担保財産の取得等により、その事業の再生を支援する。
- 2 機構は、原則として、機構成立の日から5年以内に支援決定を行うとともに、支援決定から15年以内に事業者に対する再生支援を完了するよう努める。
- 3 再生支援の決定等を行うに際して従うべき支援基準を主務大臣が定めるに当たっては、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮するとともに、東日本大震災復興基本方針等との整合性に配慮しなければならない。

四、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【修正要旨】

一、債権の買取価格

- 1 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）が債権の買取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、東日本大震災の発生直前の当該債権の価額に、対象事業者の事業の再生を図る観点から東日本大震災によるその被害の状況等に応じて主務大臣が支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする。
- 2 1の適正な時価の算定に当たっては、再生支援を開始した後における対象事業者の経営状況の見通し等についても勘案することができる。

二、債権の管理及び処分

- 1 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該買取りの価格がその債権額を下回る場合においては、当該対象事業者の経営状況等を考慮

し、特別の事情がない限り、その差額に相当する額について、当該対象事業者の債務を免除しなければならない。

- 2 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものについては、当該対象事業者の東日本大震災による被害の状況、経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該買取りを行った後の一定期間、その弁済を猶予しなければならない。
- 3 機構は、1によるほか、2の一定期間の経過後、同項の債権については、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該対象事業者の債務を免除するよう努めなければならない。
- 4 機構は、対象事業者に係る債権のうち買取りを行ったものの管理及び処分に当たっては、当該対象事業者の経営状況等を考慮し、特別の事情がない限り、当該債権に係る保証人に対する保証債務の免除、当該債権に係る物上保証人に対する担保の解除その他の当該対象事業者の債務の保証に係る負担その他これに類する負担の軽減に資する措置をとらなければならない。

歯科口腔保健の推進に関する法律案(参第13号)

(参議院 23. 7. 26厚生労働委員長提出 7. 27本会議可決 衆議院 8. 2可決)

【要旨】

本法律案は、口腔(くう)の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たし、国民の日常生活での歯科疾患予防の取組が口腔の健康保持に有効なことに鑑み、国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により同施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 歯科口腔保健の推進に関する施策の基本理念

- 1 国民の、生涯にわたる日常生活における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療を促進する。
- 2 乳幼児期から高齢期までの口腔の状態、歯科疾患の特性等に応じ、歯科口腔保健を推進する。
- 3 保健、医療、社会福祉その他の関連施策の連携を図りつつ、総合的に歯科口腔保健を推進する。

二 国、地方公共団体等の責務等

- 1 国は、基本理念にのっとり歯科口腔保健の推進に関する施策を策定・実施する責務を、地方公共団体は、基本理念にのっとり国との連携を図りつつ地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有する。
- 2 歯科医師その他の歯科医療等業務従事者は、医師その他関連する業務従事者と緊密な連携を図り適切に業務を行うとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 国民は、歯科口腔保健の正しい知識を持ち、生涯、日常生活で自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行い、定期的に歯科検診を受け、必要に応じ歯科保健指導を受け、歯科口腔保健に努めるものとする。

三 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等

厚生労働大臣は、歯科口腔保健の知識等の普及啓発等の施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとし、都道府県は、厚生労働大臣が定める基本的事項を勘案し、地域の状況に応じ、施策の総合的な実施のための基本的事項を定めるよう努めなければならない。都道府県等は施策の実施のため、歯科医療等業務従事者等への支援を行う口腔保健支援センターを設けることができる。

四 この法律は、公布の日から施行する。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 23. 8. 4災害対策特別委員会付託 8. 9 撤回)

【要旨】

本法律案は、災害により死亡した者の遺族に対する弔慰及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する見舞並びに自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建の支援を確実なものとするため、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものである。

※ 本法律案撤回後、参議院災害対策特別委員長より同一の内容の法律案（参第19号）が提出された。

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(参第15号)

(参議院 23. 8. 4災害対策特別委員会付託 8. 9 撤回)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災関連義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら東日本大震災関連義援金を使用することができるようにするため、東日本大震災関連義援金について、差押えを禁止する等の措置を講じようとするものである。

※ 本法律案撤回後、参議院災害対策特別委員長より同一の内容の法律案（参第20号）が提出された。

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案(参第16号)

(参議院 23. 8. 19総務委員会付託 8. 26本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被害が甚大であることから、その被害を受けた市町村に対し、当分の間の措置として、東日本大震災に係る災害復旧・災害復興のための事業事務（以下「災害復旧復興事業等」という。）に要する経費に充てるために交付金を交付しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、災害復旧復興事業等に係る交付金の交付

国は、特定被災市町村（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で、災害復旧復興事業等に要する経費の全部又は一部に充てるための交付金を交付する。

二、交付金の交付に係る基本方針及び交付金の交付の申請等

- 1 総務大臣は、交付金の交付に係る基本方針を定めなければならないが、同基本方針には、交付金を充てる災害復旧復興事業等の範囲、交付金の交付の基準その他の事項を定めるものとする。
- 2 交付金の交付を受けて災害復旧復興事業等を実施しようとする特定被災市町村は、1の基本方針に基づき、都道府県知事を経由して総務大臣に、実施しようとする災害復旧復興事業等を記載した申請書を提出するものとする。
- 3 総務大臣は、2の申請書の提出があった場合は、交付金の交付の対象となる災害復旧復興事業等（以下「交付金対象事業等」という。）及び交付金対象事業等の全部又は一部に充てる交付金の総額を決定し、都道府県知事を経由して特定被災市町村に通知する。
- 4 特定被災市町村は、基本方針に基づき、交付金対象事業等を一括して事業等実施計画を作成し、都道府県知事を経由して総務大臣に提出する。

三、その他

- 1 交付金は、翌年度以降に繰り越して使用することができる。
- 2 実績報告は、事業等実施計画のうちの交付金対象事業等ごとに行うことを要しない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23.8.25総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、本法施行後、早急に予算措置を行い、予算確定後、速やかに特定被災市町村に対する交付金を交付すること。
 - 二、総務大臣が交付金の交付に係る基本方針を策定するに当たっては、「自由に使える交付金」という制度趣旨に沿って、交付金を充てることのできる災害復旧復興事業等の経費の範囲について、特定被災市町村のあらゆる財政需要に応え得るよう極力制限をしないこと。
 - 三、交付金の交付の申請その他の手続については、特定被災市町村の現状等に鑑み、極力簡素化すること。
 - 四、災害復旧復興事業等の実施期間については、十分な年限が確保できるよう配慮すること。
 - 五、大規模災害により被災した地方公共団体に対する恒久的な財政措置の在り方について、地方分権を推進する観点から、速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を定めるとともに、国家公務員の人件費の総額を100分の20以上削減するため、退職手当制度、給与制度等に関し政府が講ずべき措置について定めようとするものである。

日本銀行法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の厳しい経済情勢等を踏まえ、日本銀行が行う通貨及び金融の調節の理念とされる国民経済の健全な発展に雇用の安定が含まれることを明記し、政府が指示する物価の変動に係る目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等に関する日本銀行と政府との間での協定の締結並びに日本銀行の当該目標の達成状況及び当該協定の実施状況についての政府及び国会に対する説明に関する規定を定め、日本銀行の役員の解任に関する規定を整備しようとするものである。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 23.8.9災害対策特別委員長提出 8.10本会議可決 衆議院 8.23可決)

【要旨】

本法律案は、災害により死亡した者の遺族に対する弔慰及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する見舞並びに自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建の支援を確実なものとするため、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えの禁止等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正

- 1 災害弔慰金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供

- し、又は差し押さえることができないものとする。
- 2 災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。
 - 3 災害障害見舞金についても、1及び2と同様とする。
- 二 被災者生活再建支援法の一部改正
- 1 被災者生活再建支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。
 - 2 被災者生活再建支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。
- 三 その他
- 1 施行期日
この法律は、公布の日から施行するものとする。
 - 2 経過措置
 - (一) 一は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金及び災害障害見舞金について適用するものとする。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げないものとする。
 - (二) 二は、平成23年3月11日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用するものとする。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げないものとする。
 - 3 検討
 - (一) 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
 - (二) 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(参第20号)

(参議院 23.8.9災害対策特別委員長提出 8.10本会議可決 衆議院 8.23可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災関連義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら東日本大震災関連義援金を使用することができるようにするため、東日本大震災関連義援金について、差押えの禁止等をしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 差押えの禁止等

- 1 東日本大震災関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないものとする。
- 2 東日本大震災関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができないものとする。

二 定義

この法律において「東日本大震災関連義援金」とは、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の被災者又はその遺族（以下「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉(しゃ)する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいうものとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 2 この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった東日本大震災

関連義援金についても適用するものとする。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないものとする。

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案(参第21号)

(参議院 23. 8. 12文教科学委員会付託 8. 22本会議可決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、その3分の2を補助するものとする。
- 二、国は、東日本大震災により被害を受けた専修学校又は各種学校の用に供される建物等であって政令で定めるものの災害復旧に要する工事費及び事務費について、当該専修学校又は各種学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その3分の2を補助することができるものとする。
- 三、国は、私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の用に供される建物等の東日本大震災に係る災害復旧に係る事業であって、政令で定める基準に該当する地方公共団体が助成を行うものについて、当該地方公共団体の負担を軽減するため、政令で定めるところにより、交付金を交付するものとする。
- 四、日本私立学校振興・共済事業団は、東日本大震災により被害を受けた私立の学校又は専修学校若しくは各種学校の設置者に対し、通常の条件よりも有利な条件で資金を貸し付け、貸付金に係る元金の償還又は利息の支払を猶予する等私立学校教育に対する援助に努めるものとする。
- 五、政府は、私立の学校等の用に供される建物等の災害の予防及び災害が発生した場合における復旧に関し必要な財政上の措置その他の措置に係る制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

エネルギー政策の見直し及びこれに関する原子力発電の継続についての国民投票に関する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

エネルギー基本計画の変更に係る検討及び当該検討の結果に基づきエネルギー基本計画が変更された場合における国会への報告並びにこれに関し国会が発議する原子力発電の継続についての国民投票等について定めようとするものである。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 23. 8. 30農林水産委員会付託 継続審査)

【要旨】

鳥獣による農林水産業や生活環境に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、市町村が行う被害防止施策のみによっては被害を十分に防止することが困難である場合における市町村長による都道府県知事に対する要請、鳥獣被害対策実

施隊員による緊急的な有害鳥獣の捕獲等、捕獲した鳥獣の食品としての利用、有害鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保、狩猟免許の有効期間の延長、ライフル銃の所持許可の要件の緩和等に関する規定の整備を行う。

国会法の一部を改正する法律案（参第24号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所における事故について、主体的に、かつ、両議院における国政に関する調査と一体となって、必要な調査を行い、両議院に対し、調査の結果の報告及び調査の結果に基づく必要な提言を行うため、別に定める法律により、国会に、1年の期間を限って、国会議員以外の者であって広い経験と知識を有するもののうちから任命される委員長及び委員をもって組織される東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を設置しようとするものである。

インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（第176回国会参第1号）

（参議院 第176回国会22.12.2外交防衛委員会付託 継続審査）

【要旨】

本法律案は、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶並びにソマリア沖における海賊行為等の抑止等のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資するため、テロ対策海上阻止活動又は海賊行為等対処活動を行う諸外国の軍隊等に対する自衛隊による補給支援活動の実施に関する規定を整備しようとするものである。

子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案（第176回国会参第3号）

（参議院 第176回国会22.12.2厚生労働委員会付託 継続審査）

【要旨】

本法律案は、子宮頸がんの罹患が女性の生活の質に多大な影響を与えるものであり、近年の子宮頸がんの罹患の若年化の進行が当該影響を一層深刻なものとしている状況及びその罹患による死亡率が高い状況にあること並びに大部分の子宮頸がんにはヒトパピローマウイルスが関与しており、予防ワクチンの接種及び前がん病変の早期発見と早期治療等の適時かつ適切な予防措置を講ずることにより相当程度の高い確率で子宮頸がんを予防することができることが科学的に解明されていることを踏まえ、子宮頸がんに対するがん対策として、早急に子宮頸がん予防措置を普及することが極めて重要であることにかんがみ、子宮頸がんの確実な予防を図るため、子宮頸がん予防方針の策定、子宮頸がん予防措置の実施の推進のために講ずる具体的な施策等について定めようとするものである。

郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案（第176回国会参第4号）

（参議院 第176回国会22.12.3総務委員会付託 継続審査）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化について平成21年10月20日の閣議決定に基づく見直しに係る措置が講じられていること等により郵政民営化の進捗が滞る事態が生じていることにかんがみ、これを確実に推進するため、日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止するとともに、当該閣議決定に基づく郵政民営化の見直しに係る措置の中止等について定めようとするものである。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(第176回国会参第6号)

(参議院 第176回国会22. 11. 29国土交通委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構について、特例業務勘定における剰余金を、新幹線鉄道の建設並びにいわゆる並行在来線を経営する鉄道事業者並びに北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に対する経営の安定のための支援に要する費用の財源に充て、並びに政府が承継した日本国有鉄道清算事業団の債務を償還するためのものとして国債整理基金特別会計に納付することができるよう、これらの支援に必要な業務を追加するとともに、特例業務勘定の剰余金を他の勘定に繰り入れることができるようにする等の規定を設けようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案(衆第1号)

(衆議院 23. 3. 10可決 参議院 3. 10文教科学委員会付託 3. 25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が外務大臣と協議の上で指定したものに対しては、強制執行等を行うことができないこととする。
- 二、国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずるものとする。
- 三、国は、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開に関して行う活動に対する情報提供等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 四、国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 23. 3. 17可決 参議院 3. 17災害対策特別委員会付託 3. 18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成28年3月31日まで延長する措置を講じ、地震防災緊急事業を引き続き推進しようとするものである。

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆第3号)

(衆議院 23. 3. 29可決 参議院 3. 31厚生労働委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（以下「子ども手当支給法」という。）に基づく子ども手当の支給が平成23年3月で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子ども手当について、暫定的に同年9月まで支給する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 子ども手当支給法の題名を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。
- 二 子ども手当支給法の子ども手当について、平成23年9月まで支給する。
- 三 児童手当等の受給資格者について児童手当等の支給要件に該当しないものとみなす特例を、平成23年9月分の児童手当等まで延長する。
- 四 この法律は、平成23年4月1日（この法律の公布の日が同月1日後となる場合には、公布の日）

から施行する。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案(衆第4号)
(衆議院 23. 3. 29可決 参議院 3. 29財政金融委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成23年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、租税特別措置法の一部改正

1 所得税

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除等、所得税関係の租税特別措置の期限を平成23年6月30日まで延長する。

2 法人税

① 中小企業者等の法人税率の特例等、法人税関係の租税特別措置の期限を平成23年6月30日まで延長する。

② 一2①の期限延長に伴う所要の規定の整備を行う。

3 登録免許税

住宅用家屋の所有権の保存登記の税率の軽減等、登録免許税関係の租税特別措置の期限を平成23年6月30日まで延長する。

4 酒税

入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例の期限を平成23年6月30日まで延長する。

5 たばこ税

入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例の期限を平成23年6月30日まで延長する。

6 石油石炭税

特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付等、石油石炭税関係の租税特別措置の期限を平成23年6月30日まで延長する。

7 航空機燃料税

特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例の期限を平成23年6月30日まで延長する。

8 印紙税

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例の期限を平成23年6月30日まで延長する。

二、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）の一部改正

農地等に係る贈与税の納税猶予に関する経過措置の期限を平成23年6月30日まで延長する。

三、施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成23年4月1日から施行する。ただし、三2については、所得税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行う。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 23. 3. 29可決 参議院 3. 29総務委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

一、趣旨

この法律は、平成23年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する措置を講ずるため、地方税法の一部改正について定めるものとする。

二、地方税法の一部改正

1 事業税関係

電気供給業に係る特定規模需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置等、事業税関係の税負担軽減措置等の期限を平成23年6月30日まで延長する。

2 不動産取得税関係

特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る特例措置等、不動産取得税関係の税負担軽減措置等の期限を平成23年6月30日まで延長する。

3 固定資産税及び都市計画税関係

鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例措置等、固定資産税及び都市計画税関係の税負担軽減措置等の期限を平成23年6月30日まで延長する。

4 事業所税関係

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置等、事業所税関係の税負担軽減措置等の期限を平成23年6月30日まで延長する。

三、施行期日等

1 この法律は、一部を除き、平成23年4月1日から施行する。

2 地方税法等の一部を改正する法律等について所要の規定の整備を行う。

お茶の振興に関する法律案(衆第6号)

(衆議院 23. 3. 31可決 参議院 4. 11農林水産委員会付託 4. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、お茶に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の豊かで健康的な生活の実現に重要な役割を担うとともに、茶業が地域の産業として重要な地位を占めている中で、近年、生活様式の多様化その他のお茶をめぐる諸情勢の著しい変化が生じていることに鑑み、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本方針

農林水産大臣は、お茶の生産、加工又は販売の事業（以下「茶業」という。）及びお茶の文化の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることとする。また、基本方針を定めるに当たってお茶の需給事情を把握するため必要があると認めるときは、都道府県知事、茶業団体その他の関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができることとする。

二、振興計画

都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における茶業及びお茶の文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めるよう努めなければならないこととする。

三、生産者の経営の安定

国及び地方公共団体は、茶園に係る農業生産の基盤の整備、茶樹の改植（茶樹を除去し、苗木を植栽すること。）の支援、災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

四、加工及び流通の高度化

国及び地方公共団体は、お茶の生産者による農業と製造業、小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に係る取組及びお茶の加工事業者による加工施設の整備に対する支援その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

五、品質の向上の促進

国及び地方公共団体は、お茶の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、お茶の生産者及び加工事業者による品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

六、消費の拡大

国及び地方公共団体は、お茶の新用途への利用に関する情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他必要な施策とともに、児童に対するお茶の普及活動への支援その他お茶を活用した食育の推進に必要な施策を講ずるよう努めることとする。

七、輸出の促進

国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等がお茶の需要の増進に資することに鑑み、お茶の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めることとする。

八、お茶の文化の振興

国及び地方公共団体は、お茶の伝統に関する知識等の普及その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

九、顕彰

国及び地方公共団体は、茶業及びお茶の文化の振興に寄与した者の顕彰に努めることとする。

十、国の援助

国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。

十一、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律案(衆第7号)

(衆議院 23. 3. 31可決 参議院 3. 31議院運営委員会付託 3. 31本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律は、平成23年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による災害によって、多数の人々が犠牲になり、多数の被災者が多大の苦難を強いられ今なお不自由な生活を余儀なくされている現状に鑑み、多くの国民と共に被災者の苦難を分かち合い、被災者の生活の早期の再建、被災地域の産業の早期の復興その他の被災地域の復旧復興に資するため、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「歳費法」という。）第1条の規定により受ける歳費の月額（以下単に「歳費の月額」という。）の減額の特例について定めるものとする。
- 二、議長、副議長及び議員の歳費の月額は、歳費法第1条及び国会法第35条の規定にかかわらず、歳費法第1条に規定する額からそれぞれ50万円を減じて得た額とすること。
- 三、この法律は、平成23年4月1日から施行し、同年4月分から同年9月分までの歳費の月額について適用すること。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 23. 5. 31可決 参議院 5. 31環境委員会付託 6. 8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成17年から始まった「国連持続可能な開発のための教育の十年」に係る取組、学校における環境教育の関心の高まり等を踏まえ、環境教育の一層の充実及び各主体間の協働取組の推進が重要であることに鑑み、環境の保全のための国民の取組を一層促進するため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」と改めることとする。
- 二、各主体間の協働取組を推進するため、法律の目的等に協働取組の推進を明記するとともに、国及び地方公共団体は、国民、民間団体等の多様な主体の意見を政策形成に反映するよう努めるものとする。また、国又は地方公共団体及び国民、民間団体等は、環境保全に係る協定締結等を行うための協議会を設置することができることとする。
- 三、学校教育及び社会教育における環境教育の推進を図るため、国及び地方公共団体は、環境保全に関する体験学習、教育職員の研修、資料等の情報の提供、学校施設等の整備等において、必要な措置を講ずるものとする。
- 四、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等を支援するため、主務大臣は、特定非営利活動法人等の民間の団体を環境教育等支援団体として指定することができることとし、また、土地又は建物の所有者等は、その土地又は建物を自然体験活動等の場として提供する場合には、都道府県知事の認定を受けることができることとする。
- 五、この法律は、一部を除き、平成23年10月1日から施行する。

スポーツ基本法案(衆第11号)

(衆議院 23. 6. 9可決 参議院 6. 14文教科学委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)の全部を改正することにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与するため、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定めなければならないこととし、都道府県及び市町村の教育委員会は、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるものとする。
- 二、国及び地方公共団体は、指導者等の養成やスポーツ施設の整備等のスポーツの推進のための基礎的条件の整備等、並びに地域におけるスポーツ振興事業への支援やスポーツ行事の実施及び奨励等の多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備に努めなければならないこと。また、国は、優秀なスポーツ選手の育成や国際競技大会の招致又は開催の支援等の競技水準の向上等に必要な施策を講ずるものとする。
- 三、政府は、スポーツ推進会議を設け、関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。また、都道府県及び市町村に、条例で定めるところにより、スポーツ推進審議会等を置くことができる。
- 四、市町村の教育委員会は、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びにスポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 五、国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費等について、その一部を補助すること。また、地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

- 六、政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 七、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆第12号)

(衆議院 23. 6. 9可決 参議院 6. 9内閣委員会付託 6. 15本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定非営利活動の一層の健全な発展を図り活力ある社会を実現するため、特定非営利活動法人の認証制度について、その活動分野を拡大し、2以上の都道府県に事務所を設置する特定非営利活動法人の所轄庁を都道府県知事とし、また、認証制度の柔軟化及び簡素化並びに特定非営利活動法人に対する信頼性向上のための措置を拡充するとともに、特定非営利活動に対する寄附を促進して特定非営利活動法人の財政基盤を確立する観点から、現行の国税庁長官による全国一律の認定制度を改め、地域に根差した公益の増進に資する特定非営利活動法人を、都道府県知事又は指定都市の長が、地域の実情に応じて認定する制度を創設する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、目的規定に、「運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること」を加える。

二、法第2条別表に記載されている17の活動分野に、次に掲げる活動分野を追加する。

- 1 観光の振興を図る活動
- 2 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 3 法第2条別表の各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

三、特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が1の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長）とする。

四、認証制度の柔軟化及び簡素化

- 1 条例により、設立申請書等についての縦覧期間中の補正及び認証審査期間の短縮を可能とする。
- 2 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員全員が同意の意思表示をしたときは、社員総会の決議があったものとみなす。
- 3 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができないとの規定を削除する。
- 4 役員の定数等の軽微な定款変更については、所轄庁への届出のみで足りることとする。
- 5 解散時における債権者への債権の申出の催告に係る公告は1回行えばよいこととする。

五、特定非営利活動法人に対する信頼性向上のための措置の拡充

- 1 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしない場合、認証を取り消すことができることとする。
- 2 特定非営利活動法人が作成する会計書類のうち「収支計算書」を法人の活動に係る事業の実績を表示する「活動計算書」に改める。
- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人が提出した事業報告書等について謄写の請求があった場合は、謄写させなければならない。

六、設立の日以後1年を超える期間が経過している特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、次に掲げる要件等に適合すれば、所轄庁の認定により、認定特定非営利活動法人となることができる。

- 1 実績判定期間内において、経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が政令で定

める割合以上である等、広く市民から支援を受けているかどうかを判断するための基準に適合していること。

2 実績判定期間内における事業活動のうち、当該法人の会員等に係る共益的な活動の占める割合として内閣府令で定める割合が100分の50未満であること。

3 役員の構成、各社員の表決権の平等性、帳簿書類の備え付け等について基準を満たしていること。

4 事業報告書、役員名簿、定款、役員報酬規程等について事務所で請求者に閲覧させること。

七、認定の有効期間は、当該認定の日から起算して5年とし、その満了後に有効期間の更新を受けようとする場合は、有効期間の満了の6月前から3月前までに申請を行わなければならない。

八、認定特定非営利活動法人は、各事業年度1回、前事業年度の寄附者名簿、前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項に関する書類等を作成し、これらを一定期間、その事務所に備え置かなければならない。

九、設立の日から5年を経過しない特定非営利活動法人のうち、一定の要件を満たすものは、有効期間を3年とする所轄庁の仮認定を受けることができる。

十、この法律の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、設立の日から5年を超えている特定非営利活動法人についても、九の仮認定の申請を行うことができる。

十一、認定特定非営利活動法人に対する個人の寄附に係る寄附金控除の特例及び法人の寄附に係る損金算入の特例等が、仮認定特定非営利活動法人についても適用されるよう、租税特別措置法の規定を整備する。

十二、この法律は、平成24年4月1日から施行する。

【附帯決議】(23.6.14内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、国及び地方の関係機関は、本法の趣旨が適切に実現されるよう、緊密な連携協力を図ること。

二、本法の施行により、地方公共団体において新たな事務を担うこととなることに鑑み、当該事務の円滑な遂行に資するよう、所要の財政措置を講ずること。

三、新認定制度の施行に当たっては、本法の趣旨、国会における議論を踏まえ、特定非営利活動法人の自主性を十分尊重するとともに、可能な限り運用の具体的な指針を明らかにし、公正かつ透明な行政運営に努めること。

四、本法の施行により、我が国における寄附文化の健全な発展を促し、市民による特定非営利活動への参画が活発化するよう、法改正の趣旨が広く周知されるよう努めること。

五、本法の所管及びその施行について、責任ある推進体制となるよう十分な対応を講ずること。

六、附則第19条の検討に当たっては、適切な検討が加えられるよう、新認定制度の施行状況の把握に努めるとともに、市民活動に携わる幅広い関係者間の連携協力を図ること。

右決議する。

東日本大震災復興基本法案(衆第13号)

(衆議院 23.6.10可決 参議院 6.13東日本大震災復興特別委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、目的

この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復

復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

二、基本理念

- 1 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。
 - (一) 国民一般の理解と協力の下に、抜本的な対策等の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。
 - (二) 国と地方公共団体との適切な役割分担及び連携協力等が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。
 - (三) 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。
 - (四) 少子高齢化、人口の減少等の我が国が直面する課題や、食料問題、エネルギーの利用の制約、環境への負荷等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。
 - (五) 災害の防止の効果が高く安全な地域づくり、被災地域における雇用機会の創出、持続可能で活力ある社会経済の再生、地域の特色ある文化の振興、地域社会の絆の維持及び強化、共生社会の実現のための施策が推進されるべきこと。
 - (六) 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、(一)から(五)に掲げる事項が行われるべきこと。
- 2 国及び地方公共団体は、1の基本理念にのっとり、国が定める東日本大震災復興基本方針を踏まえ、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 国民は、1の基本理念にのっとり、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。

三、基本的施策

- 1 国は、復興関連の施策以外の施策に係る歳出の削減、財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用等の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。
- 2 国は、別に法律で定めるところにより、復興債を発行するものとする。復興債については、その他の公債と区別して管理するとともに、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。
- 3 政府は、復興特別区域制度を活用し、東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

四、東日本大震災復興対策本部

- 1 内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、東日本大震災復興基本方針に関する企画及び立案並びに総合調整等の事務をつかさどる東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。
- 2 本部に、地方機関としての現地対策本部、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議すること等の事務をつかさどる東日本大震災復興構想会議等を置くほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について調査審議を行う合議制の機関を置くことができる。

五、復興庁の設置に関する基本方針

- 1 別に法律で定めるところにより、内閣に、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整、同施策の実施等の事務をつかさどる復興庁を、期間を限って、設置するものとする。
- 2 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部及び本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。
- 3 復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、復興庁を設置するために必要な措

置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

津波対策の推進に関する法律案(衆第14号)

(衆議院 23. 6. 10可決 参議院 6. 15災害対策特別委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、津波により多数の人命が奪われた東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波対策に万全を期する必要があることに鑑み、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たっての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 津波対策を推進するに当たっての基本的認識について定める。
- 二 ソフト面における津波対策として、連携協力体制の整備、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、地域において想定される津波による被害の予測、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、地域において想定される津波による被害についての周知並びに津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置について定める。
- 三 ハード面における津波対策として、津波対策のための施設の整備、津波対策に配慮したまちづくりの推進、危険物を扱う施設の津波からの安全の確保並びに災害復旧及び災害からの復興に当たっての配慮について定める。
- 四 津波対策に関するその他の施策として、津波対策に関する国際協力の推進、津波防災の日及び財政上の措置について定める。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、速やかに、津波避難施設、津波避難施設への避難路及び誘導のための設備等の整備の促進を図るために必要な財政上及び税制上の措置について検討を加え、必要な措置を講ずるとともに、この法律の施行後3年を目途として、東日本大震災の検証等を踏まえ、津波対策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案(衆第15号)

(衆議院 23. 6. 10可決 参議院 6. 14厚生労働委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会保険病院、厚生年金病院等の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を独立行政法人地域医療機能推進機構に改組しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の解散の規定を削除する。
- 二 題名を「独立行政法人地域医療機能推進機構法」に改めるとともに、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の名称を「独立行政法人地域医療機能推進機構」（以下「機構」という。）に改める。
- 三 機構は、政府から出資を受けた病院、介護老人保健施設等の施設の運営等の業務を行うことにより、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 四 機構は、病院等の施設については新設してはならない。
- 五 機構は、病院等の施設のうち、その譲渡後も地域において必要な医療及び介護を提供する機能

が確保されるものについては、譲渡することができる。

六 政府は、機構に対し、災害又は公衆衛生上の緊急の事態に対処するため厚生労働大臣の求めに応じて必要な措置をとる場合を除き、業務の財源に充てるための交付金を交付しない。

七 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、一その他は公布の日から施行する。

八 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、施行日の前日までの間、厚生年金病院のうち厚生労働大臣が定めるものについて、譲渡の推進に努めるものとする。

九 機構は、施行日の前日において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が運営を委託している病院等については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図るために当該病院等の運営の委託を受けていた者が引き続き運営を行うことが適当であるものとして厚生労働大臣が定めるものに限り、法施行後もなお、その運営をその者に委託することができる。

【附帯決議】（23.6.16厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人地域医療機能推進機構は、病院等の譲渡により得た収益や病院等の運営に必要な積立金の残額を年金特別会計に納付することとし、新たな機構の中期計画に記載し、公表すること。

二、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、新たな機構に改組するまでの間、その設立目的に沿って、社会保険病院等の譲渡に向けた取組を推進すること。また、新たな機構はその目的を守りつつ、社会保険病院等のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、中期計画に基づいて譲渡すること。

三、政府は、新たな機構に対し、その業務の財源に充てるための税や保険料などの国費を投入しないこと。

四、政府は、新たな機構に対し、いわゆる天下りをさせないこと。

右決議する。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（衆第16号）

（衆議院 23.6.14可決 参議院 6.14厚生労働委員会付託 6.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この法律において「障害者」とは、障害者基本法に規定する障害者をいい、「障害者虐待」とは、養護者による障害者虐待、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待及び使用者による障害者虐待をいう。

二 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

三 国及び地方公共団体は、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待防止等のため、関係省庁相互間等の連携の強化その他必要な体制の整備、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

四 国等の関係機関は、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

五 養護者又は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は市町村に、使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は市町村又は都道府県に、速やかに、これを、通報しなければならない。

六 五の通報を受けた場合の措置としての障害者の一時保護、障害者福祉施設の業務等の適正な運営の確保、都道府県労働局への報告等及び養護者の負担軽減のための支援措置等を規定する。

- 七 学校、保育所等の長及び医療機関の管理者は、障害者虐待の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- 八 市町村又は都道府県は、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等が、それぞれ市町村障害者虐待防止センター又は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 九 この法律は、平成24年10月1日から施行する。
- 十 政府は、この法律の施行後3年を目途として、児童虐待、高齢者虐待、配偶者からの暴力等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

母体保護法の一部を改正する法律案(衆第17号)

(衆議院 23. 6. 14可決 参議院 6. 14厚生労働委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、都道府県の区域を単位として設立された医師会であって、通常の一般社団法人となるものについて、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 指定医師を指定する医師会の特例

- 1 都道府県の区域を単位として設立された医師会であって、通常の一般社団法人となるもの(2において「特定法人」という。)について、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師(2において「指定医師」という。)の指定を行わせる。
- 2 厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う指定医師の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

二 この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案(衆第18号)

(衆議院 23. 6. 16可決 参議院 6. 16法務委員会付託 6. 17本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災の被災者である相続人が、生活の混乱の中で、限定承認、相続放棄等を行うことができないまま相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、これらの者が相続の承認又は放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、熟慮期間の延長

東日本大震災の被災者(東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域(東京都の区域を除く。)に平成23年3月11日において住所を有していた者をいう。)であって、平成22年12月11日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものについて、相続の承認又は放棄をすべき期間を、平成23年11月30日まで延長する。

二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、施行日前に民法第921条第2号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人についても適用する。ただし、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第1号に掲げる場合に該当することとなったときは、この限りではない。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第20号)

(衆議院 23. 7. 14可決 参議院 7. 14災害対策特別委員会付託 7. 25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、災害弔慰金について、支給対象となる遺族の範囲に、他の遺族のいずれもが存しない場合における死亡した者の兄弟姉妹であって、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者を加えようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲の拡大

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）を加える。ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、改正後の遺族の範囲の拡大に関する規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第21号)

(衆議院 23.7.28可決 参議院 7.28農林水産委員会付託 8.5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、有明海及び八代海並びにこれらに隣接する海面の海域における赤潮等による漁業被害の発生状況その他有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の施行の状況に鑑み、有明海及び八代海等の再生対策の一層の充実強化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、対象となる海域の拡張

この法律の対象となる海域に、「橘湾」及び「熊本県天草市牛深町周辺の海域」を加えることとする。

二、国庫補助の補助率の嵩上げ措置の継続

特定の漁港漁場整備事業に対する国庫補助の補助率の嵩上げ措置について、その期限を10年間延長し、平成33年度までとすることとする。

三、赤潮被害等を受けた漁業者等への被害救済対策等の強化

赤潮被害等を受けた漁業者等に対する支援・救済について、平成22年の赤潮発生時に取られた措置を踏まえて施策の内容を明示する等、規定を充実させることとする。

四、国及び関係県による調査事項の追加

国及び関係県による調査事項について、「有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流域における森林と当該海域の環境との関係に関する調査」を加えることとする。

五、有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務の見直し

1 法律の施行後5年以内に行うものとされた見直しに際して評価を行うこととされた有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務について見直しを行い、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海の再生に係る評価を行うことができることとする。

2 有明海・八代海総合調査評価委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができることとする。

六、見直し等

新法の対象となる海域に隣接する海域において、新たに有明海又は八代海の環境に起因する赤潮等による漁業被害が発生した場合には、新法に規定する施策に係る海域の範囲について速やかに見直しを行うとともに、この見直しが行われるまでの間、当該赤潮等による漁業被害に関し、新法の規定により講ぜられる措置と同様の措置を講ずるよう努めることとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)

(衆議院 23. 7. 28可決 参議院 7. 28政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 8. 3本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を、平成23年12月31日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

【附帯決議】(23. 7. 29政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会議決)

選挙期日等の延期は、被災地域の実状を考慮したやむを得ない臨時措置であることから、関係地方公共団体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう、政府は、本法施行に当たり、関係地方公共団体の意向等を踏まえ、選挙実施体制確立のために必要な職員の派遣その他の人的支援、被災地域において選挙を実施するために追加的に必要となる経費に対する財政的支援、その他避難者の所在の把握や不在者投票を円滑に実施するための措置など、関係地方公共団体に対して十分な支援を行うこと。

右決議する。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(衆第26号)

(衆議院 23. 8. 11可決 参議院 8. 11東日本大震災復興特別委員会付託 8. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、災害廃棄物の処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表を定め、これに基づき必要な措置を計画的かつ広域的に講ずる責務を有する。

二、環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である市町村の長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して必要があると認められるときは、市町村に代わって自ら災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

また、環境大臣は、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものとし、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協力を要請することができる。

三、環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、市町村は、当該費用の額から、自ら災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

また、国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの（以下「被災市町村負担費用」という。）について、必要な財政上の措置を講ずるほか、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。

四、災害廃棄物に係る一時的な保管場所及び最終処分場の早急な確保、災害廃棄物の再生利用、災

害廃棄物処理に係る契約内容に関する統一的な指針の策定、災害廃棄物の処理に係る業務に従事する労働者等に関する石綿による健康被害の防止、海に流出した災害廃棄物の処理、津波による堆積物の処理等、災害廃棄物の処理に関して、国は必要な措置を講ずるものとする。

五、この法律は、公布の日から施行する。

また、国は、被災市町村負担費用について、国と地方を合わせた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて、地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし、当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し、必要な措置を講ずるものとする。

運輸事業の振興の助成に関する法律案(衆第27号)

(衆議院 23. 8. 11可決 参議院 8. 19総務委員会付託 8. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、運輸事業振興助成交付金の交付

- 1 都道府県は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であって当該都道府県の区域を単位とするもの及び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業の振興を助成するための交付金（以下「運輸事業振興助成交付金」という。）を交付するよう努めなければならない。
- 2 1の運輸事業振興助成交付金の額は、平成6年度以降に交付された運輸事業振興助成交付金の各年度における総額の水準が確保されることを基本として総務省令・国土交通省令で定めるところにより算定した額を基準とするものとする。

二、運輸事業振興助成交付金の使途

- 1 運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、当該運輸事業振興助成交付金の額を、旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業、輸送サービスの改善に関する事業、環境対策及び地球温暖化対策の推進に関する事業その他の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業の振興に資する事業として政令で定めるものに充てなければならない。
- 2 運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者は、都道府県の規則で定めるところにより、当該運輸事業振興助成交付金を充てて行った事業の実績その他の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

三、財政上の措置

運輸事業振興助成交付金の交付に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、都道府県に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

【附帯決議】(23. 8. 23総務委員会議決)

国は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、運輸事業振興助成交付金の創設経緯及び本法施行後における同交付金の交付の状況を踏まえ、必要があると認めるときは、運輸事業の振興助成の手法の在り方、営業用車両に係る軽油引取税の税制上の取扱い等について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 二、各都道府県における運輸事業振興助成交付金の交付実績について毎年度把握し、本法の趣旨にのっとり交付が行われるよう、都道府県に対し、要請すること。

右決議する。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(衆第28号)

(衆議院 23. 8. 11可決 参議院 8. 19総務委員会付託 8. 24本会議可決)

【要旨】

本法律案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が合併特例債（旧市町村の合併の特例に関する法律第11条の2第1項に規定する地方債をいう。）を起こすことができる期間の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成23年度において合併特例債を起こすことができる合併市町村であって東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第3項に規定する特定被災区域をその区域とするものが合併特例債を起こすことができる期間を5年延長する。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(23. 8. 23総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、合併特例債を発行できる期間の延長は、東日本大震災の被災地域に所在する合併市町村の実情を考慮した緊急の特例措置であることから、当該合併市町村における復旧・復興事業の見通し等、実態の把握に努めるとともに、当該合併市町村の要望を踏まえ、必要があると認められる場合は、期間の延長等適切な措置を講ずること。

二、被災地域以外に所在する合併市町村においても、東日本大震災に起因する事情により市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施が遅延する等の影響が生じている場合には、当該合併市町村の実情を考慮し、被災地域の合併市町村に対するものと類似の期間の延長に係る特例措置を講ずること。

右決議する。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案(衆第29号)

(衆議院 23. 8. 23可決 参議院 8. 23環境委員会付託 8. 26本会議可決)

【要旨】

法律案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、環境大臣は、放射性物質による環境の汚染への対処に関する基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

二、国は、放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。

三、環境大臣は、地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染されているおそれがあると認められること等の事情から国が廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、汚染廃棄物対策地域として指定することができる。

環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、対策地域内廃棄物の適正な処理を行うため、対策地域内廃棄物処理計画を定めなければならない。

国は、同計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

四、環境大臣は、廃棄物処理施設等から生じた廃棄物について、放射性物質による汚染状態が環境

省令で定める基準に適合しないと認めるときは、特別な管理が必要な程度に放射性物質により汚染された指定廃棄物として指定するとともに、国は、指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

五、環境大臣は、地域内の放射性物質による環境の汚染が著しいと認められること等の事情から国が土壤等の除染等の措置等を実施する必要がある地域として環境省令で定める要件に該当する地域を、除染特別地域として指定することができる。

環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該地域における除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、特別地域内除染実施計画を定めなければならない。

国は、除染特別地域について、同計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

六、環境大臣は、地域内の放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められる等の場合には、その地域を環境の汚染の状況について重点的に調査測定をすることが必要な汚染状況重点調査地域として指定する。

都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であって、調査測定の結果により環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該区域に係る除染実施計画を定めるものとする。

国、都道府県、市町村等は、同計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

七、国は、都道府県知事等から要請があり、かつ、必要があると認められるときは、都道府県等に代わって自ら除染等の措置等（一部を除く。）を行うものとする。

八、国は、地方公共団体が放射性物質による環境の汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

この法律に基づき講ぜられる措置は、原子力損害の賠償に関する法律により放射性物質を放出した原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該原子力事業者の負担の下に実施されるものとする。

九、この法律は、一部を除いて、公布の日から施行する。

【附帯決議】（23. 8. 26環境委員会議決）

環境大臣が防災担当大臣、後に法務大臣を兼務するという体制は当初から震災への迅速な対応に支障を来すことが懸念されていた。政府は、東日本大震災の発生以後、災害廃棄物を必ずしも迅速に処理できず、復旧・復興の足かせとなったことは否めない。

本来、本法については、政府がその責任において閣法として国会へ提出すべきであるところを、立法府が事態の重要性と機動的な対策の必要性から、衆議院の与野党の議員が中心となって国会へ提出した経緯を認識すべきである。

よって、政府は、本法を施行するに当たっては、各省庁が連携して、地方公共団体の協力を得て、十分な予算措置を行うとともに、長期的な視点に立った責任ある対応を図るため、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることから、この法律に基づく放射性廃棄物の処理及び除染に当たっては、国の責任において万全な対策を講じるとともに、地方公共団体はそれぞれの実情に応じて国に協力するものであること。

二、国は、事業が円滑に進むよう、この法律に基づき地方公共団体が実施する民有地除染事業について、これに要する計画策定費用、調査費用も含め、費用の全額を国が一旦負担した上、国が関係原子力事業者に必要な求償を行うこと。また、国は、この法律に基づき地方公共団体が実施する公有地除染事業について、必要な財政上の支援措置を実施すること。

三、この法律に基づく放射性廃棄物の処理や除染の措置に関わる基準については、地域の汚染状況を踏まえ、客観的に、速やかに設定すること。また、その設定に当たっては、放射線の影響を受けやすいとされる妊婦及び子供の特性に十分に配慮するとともに、乳幼児、児童、生徒、学生などの心身の健康・発達への影響を認識した上、汚染土壤の除去など園舎・校舎・校庭等の空間線量率の低減措置を進めること。

四、この法律に基づく除染の対象については、国民の安全・安心を確保するため、地方公共団体と

の協議の上、土壌や建築物等のみならず、道路、河川、湖沼、海、港湾、農地及び山林等を含むものとする。

- 五、放射性廃棄物やこの法律に基づく除染により発生した除去土壌等の処分を円滑に進めるため、国の責任において最終処分場等を確保すること。
 - 六、国は、環境中に放出された放射性物質の総合的な対策を万全に行うために、この法律の権能に応じた環境省の組織・体制を整備するとともに、環境大臣は関係行政機関の長と緊密な連携協力を図ること。
 - 七、国は、放射性物質による健康被害から国民を守るため、継続した健康調査の実施や疫学調査の研究を進めること。また、地方公共団体等は、その職員等の放射線量管理等に係る仕組みの検討を行うこと。
 - 八、国は、海洋汚染対策や地下水汚染対策など、水、大気、土壌、生態系などへの長期にわたる放射性物質の環境汚染対策の方針を示すこと。
 - 九、今回の事故により環境中に放出された放射性物質による汚染への対処と進捗については、国民への速やかな情報公開を旨とし、同時に国際社会に向けての説明責任をも果たすこと。
 - 十、この法律に基づいて行われる放射性廃棄物処理や除染等の措置等を実施するために、必要な予算を計上すること。
 - 十一、立入りの制限が行われる程度に著しい汚染が生じている地域において、除染の完了までの間の汚染地域住民の生活再建の仕組みを今後、検討すること。
 - 十二、除染の対象となる地域については、国と地方公共団体等が協力して、自然エネルギー施策等、除染後の土地利用に関する計画を検討すること。
- 右決議する。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第30号)

(衆議院 23. 8. 23可決 参議院 8. 23環境委員会付託 8. 26本会議可決)

【要旨】

- 本法律案は、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限の延長等の問題に鑑み、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行日から10年を経過する日の前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対し、特別遺族給付金を支給するものとする。
 - 二、特別遺族弔慰金等及び特別遺族給付金の請求期限を延長するものとする。
 - 三、この法律は、公布の日から施行する。

予 算

平成二十三年年度一般会計予算

平成二十三年年度特別会計予算

平成二十三年年度政府関係機関予算

(衆議院 23. 3. 1可決 参議院 3. 2予算委員会付託 3. 29本会議否決※)

※23. 3. 29、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。3. 29、両院協議会成案を得ず。3. 29、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成22年6月に発足した菅内閣は、「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」を一体的に進めることを基本方針に掲げ、同月、今後の経済・財政運営の方向を示す「新成長戦略」と「財政運営戦略」を閣議決定した。平成二十三年度予算は、政権交代後、初めて初期段階からの編成となるが、こうした2つの戦略を踏まえ、デフレ脱却と財政健全化をめざしつつ、マニフェストの実現をいかに進めていくかが注目された。

こうした中、21年春頃より持ち直しの動きを続けてきた日本経済は、欧州財政危機や米国経済の伸び悩みに加え、22年夏以降、急速に進行した円高を受けて、先行き懸念が強まることとなった。政府は、9月に「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」を閣議決定し、そこでは①円高・デフレ状況への緊急的な対応（ステップ1）、②今後の動向を踏まえた機動的対応（ステップ2）、③平成23年度の対応（ステップ3）の3段階で経済対策を実施することとされた。まず、ステップ1として経済危機対応・地域活性化予備費が活用されたのに続き、10月にはステップ2として「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」が策定され、それを受け平成二十二年補正予算が国会に提出された（11月26日成立）。その後、年末に向けて予算編成が佳境に入り、景気への配慮と財政健全化、さらにマニフェスト実現への取組が注目される中、平成二十三年度総予算3案は、22年12月24日に閣議決定された。

平成二十三年度予算は、景気回復とデフレ脱却の道筋を確かなものにするとともに、子ども手当の上積み、高校実質無償化の継続等マニフェスト関連施策を着実に実施する一方、「財政運営戦略」に掲げられた中期財政フレームに沿って、新規国債の発行額は約44兆円（22年度当初予算水準）を上回らない、基礎的財政収支対象経費は約71兆円（22年度当初予算水準）を上回らないこと等を基本方針として編成された。

平成二十三年度予算の一般会計予算規模は92兆4,116億円、対前年度当初予算比0.1%増と5年連続の増加で当初予算としては過去最大となったが、予算規模はほぼ前年度と同水準となった。そのうち、国債費は21兆5,491億円、同4.4%増と3年連続の増加で、公債残高の累増を受け、債務償還額の増加が目立った。また、歳出総額から国債費を除いた基礎的財政収支対象経費は、同0.1%減の70兆8,625億円となり、5年ぶりにマイナスに転じた。

基礎的財政収支対象経費の内訳を見ると、地方交付税等は16兆7,845億円、同4.0%減となったが、交付税及び譲与税配付金特別会計の出口ベースでは、税収増に伴う22年度の未交付分（1兆126億円）が加算されたこと等により、4年連続の増加となった。社会保障関係費は28兆7,079億円、同5.3%増となり、歳出総額に占める割合は31.1%と初めて3割を、基礎的財政収支対象経費に占める割合も40.5%と、初めて4割を上回った。高齢化の進展に伴う年金・医療等の自然増を計上し、子ども手当の上積みを行うとともに、医師不足対策や求職者支援制度の恒久化など雇用対策を拡充するほか、基礎年金については、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄運機構）の利益剰余金の国庫納付や特別会計の剰余金等繰入といった特例措置で、国庫負担割合の1/2を維持することとした。

文教及び科学振興費は5兆5,100億円、同1.4%減となった。前年度に引き続き高校実質無償化の財源が計上されたほか、小学校1年生の35人学級実現のための経費が盛り込まれた。公立学校施設整備の経費は、22年度予備費や補正予算で増額される一方、23年度当初予算では減額された。公共事業関係費は4兆9,743億円、同13.8%減となり、5兆円を下回ったが、地方向け補助金の一括交

付金化の影響を除いたベースでは5兆4,799億円、同5.1%減となった。そのほか、防衛関係費が4兆7,752億円、同0.3%減、経済協力費が5,298億円、同9.0%減、中小企業対策費が1,969億円、同3.0%増などとなった。

各経費の動向を見ると、高齢化による自然増やマニフェスト関連経費で社会保障関係費が大幅に増加する一方、その増分を吸収する形で、公共事業関係費や経済協力費などの予算が大きく減額される形が一段と顕著になっている。

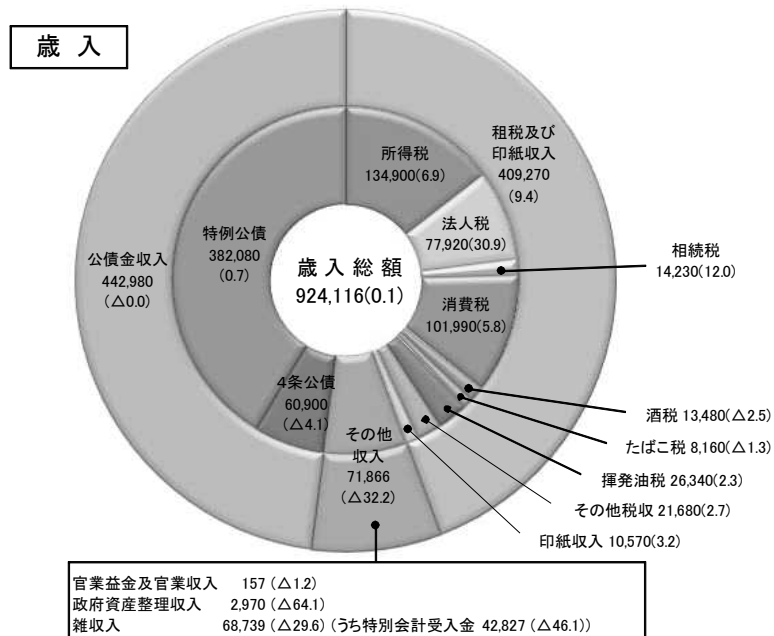
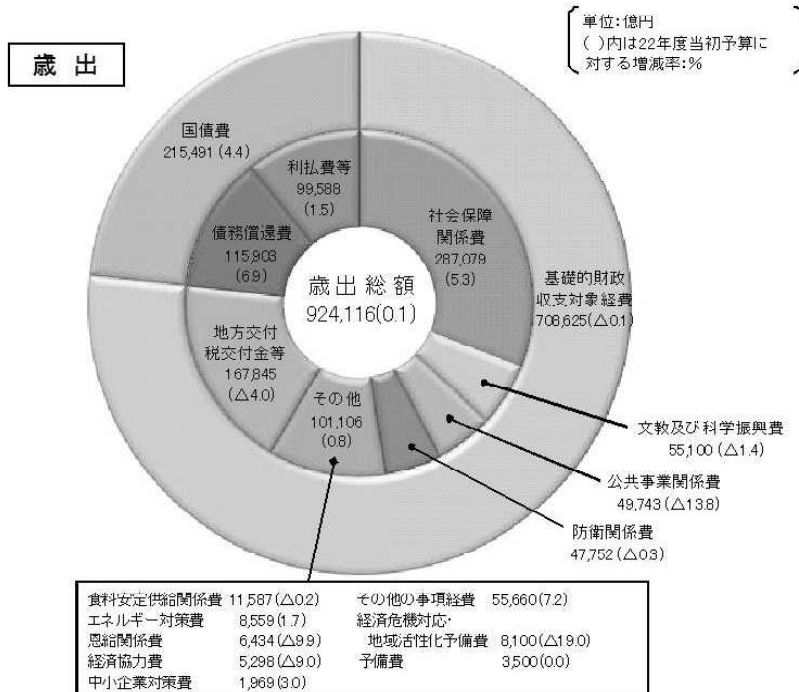
歳入では、一般会計税収は40兆9,270億円、同9.4%増となった。リーマンショック後の景気後退により、税収は40兆円以下に落ち込んだものの、その後の景気を持ち直しを背景に、40兆円台を回復する見込みとなっている。ただし、税収がピークであった平成2年度（決算ベース60.1兆円）と比べれば3分の2程度で、依然、税収の水準は低い状況が続いている。その他収入は7兆1,866億円、同32.2%減と、過去最高額となった前年度（10兆6,002億円）よりは減少したものの、特別会計や独立行政法人の剰余金等を活用する状況が続いている。また、公債金は44兆2,980億円で、前年度当初（44兆3,030億円）とほぼ同額となった。44兆円以下という「中期財政フレーム」の枠組は維持されたものの、公債依存度は47.9%に上り、当初予算としては、22年度に続き2年連続して国債発行額が税収を上回る異例の事態となっている。

基礎的財政収支（一般会計）は22.7兆円の赤字で、前年度の23.7兆円から1兆円程度赤字幅が縮小するものの、依然、20兆円を超える赤字が続いている。また、国と地方の長期財務残高は892兆円、対GDP比184.4%が見込まれている。

同予算が参議院で審議中の3月11日に発生した東日本大震災は、巨大地震、大津波、加えて原発事故という未曾有の大災害となった。死者・行方不明者は約2万名に上り、避難者は一時40万人を超え、電気、ガス、水道をはじめライフラインにも大きな被害が発生した。内閣府の試算（23年3月23日）では、社会資本・住宅・民間企業設備の被害は約16～25兆円（その後、内閣府による各県・関係府省からのストックの被害のとりまとめでは約16.9兆円（23年6月24日））に達した。さらに、企業設備の毀損による生産の減少、サプライチェーンを通じた影響、原発事故による電力供給の制約による影響などが想定されている。

被災地の復旧・復興をはじめ、様々な形で被災者支援、そして補償を含めた原発事故への対応など、既に10兆円を超える規模の財政出動が必至と言われており、補正予算の編成も累次にわたることとなる。こうした財源の捻出については、マニフェストの実施を含む歳出の見直しはもとより、国債の発行、そしていずれ税負担の増加も避けられないと見られている。我が国では、高齢化が急速に進んでおり、一刻も早い税と社会保障の一体改革が不可避と言われてきた。こうした中、今後、政府は、東日本大震災からの復旧・復興を進めつつ、どのように経済・財政運営のかじ取りを行っていくのか大きな課題となっている。

平成23年度一般会計予算の内訳



資料)財務省「予算の説明」等より作成

平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 23. 4. 30可決 参議院 4. 30予算委員会付託 5. 2本会議可決)

【概要】

平成23年4月22日、平成二十三年度第1次補正予算が閣議決定された。同補正予算は、3月11日に発生した東日本大震災に関し、当面緊急に必要な経費の追加等を行うために編成された。

歳出面では、東日本大震災関係経費として、応急仮設住宅の建設など災害救助等関係経費4,829億円、災害廃棄物処理事業費3,519億円、災害対応公共事業関係費1兆2,019億円、施設費災害復旧費等4,160億円、災害関連融資関係経費6,407億円、地方交付税交付金1,200億円、自衛隊等の活動費などその他の東日本大震災関係経費8,018億円等が計上される一方、既定経費の減額として、子ども手当の減額2,083億円、高速道路の原則無料化社会実験の一時凍結に伴う道路交通円滑化推進費の減額1,000億円、基礎年金国庫負担の年金特別会計へ繰入の減額等2兆4,897億円等が行われている。

歳入面では、その他収入3,051億円を見込むほか、公債金について、建設国債を1兆2,200億円増発する一方、特例国債を1兆2,200億円減額することとしている。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加3,051億円を加えた補正後の規模は、92兆7,167億円となった。

平成二十三年度第1次補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出		歳入	
1. 東日本大震災関係経費	40,153	1. 雑収入	3,051
(1) 災害救助等関係経費	4,829	(1) (独) 日本高速道路保有	
①災害救助費	3,626	・債務返済機構納付金	2,500
②災害援護貸付金	350	(2) 公共事業費負担金収入	551
③生活福祉資金貸付事業費	257	2. 公債金	-
④災害弔慰金等	485	(1) 公債金	12,200
⑤被災者緊急支援経費	112	(2) 特例公債金	△ 12,200
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,519		
(3) 災害対応公共事業関係費	12,019		
①災害復旧等事業費	10,438		
②一般公共事業関係費	1,581		
(4) 施設費災害復旧費等	4,160		
(5) 災害関連融資関係経費	6,407		
(6) 地方交付税交付金	1,200		
(7) その他の東日本大震災関係経費	8,018		
2. その他の経費	4		
3. 既定経費の減額	△ 37,107		
(1) 子ども手当の減額	△ 2,083		
(2) 高速道路の原則無料化社会実験の一 時凍結に伴う道路交通円滑化推進費 の減額	△ 1,000		
(3) 基礎年金国庫負担の年金特別会計へ 繰入の減額等	△ 24,897		
(4) 周辺地域整備資金の活用に伴うエネ ルギー対策特別会計へ繰入の減額	△ 500		
(5) 政府開発援助等の減額	△ 501		
(6) 議員歳費の減額	△ 22		
(7) 経済危機対応・地域活性化予備費の 減額	△ 8,100		
(8) その他	△ 4		
歳出計	3,051	歳入計	3,051

平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)

(衆議院 23. 7. 20可決 参議院 7. 20予算委員会付託 7. 25本会議可決)

【概要】

平成23年7月5日、平成二十三年度第2次補正予算が閣議決定された。同補正予算は、3月11日に発生した東日本大震災の復旧状況等の直近の状況を踏まえ、当面の復旧対策に万全を期すために編成された。

歳出面では、原子力損害賠償法等関係経費として、原子力損害賠償法関係経費2,474億円、原子力損害賠償支援機構法関係経費280億円、被災者支援関係経費として、二重債務問題対策関係経費774億円、被災者生活再建支援金補助金3,000億円、東日本大震災復興対策本部運営経費5億円、東日

本大震災復旧・復興予備費8,000億円、地方交付税交付金5,455億円が計上されている。

歳入面では、前年度剰余金1兆9,988億円を受け入れることとしている。

なお、予算総則において、「原子力損害賠償支援機構法」の規定に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を定めるとともに、政府保証限度額2兆円を定めることとしている。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加1兆9,988億円を加えた補正後の規模は、94兆7,155億円となった。

平成二十三年度第2次補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出		歳入	
1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754	1. 前年度剰余金受入	19,988
(1) 原子力損害賠償法関係経費	2,474		
(2) 原子力損害賠償支援機構法関係経費	280		
2. 被災者支援関係経費	3,774		
(1) 二重債務問題対策関係経費	774		
(2) 被災者生活再建支援金補助金	3,000		
3. 東日本大震災復興対策本部運営経費	5		
4. 東日本大震災復旧・復興予備費	8,000		
5. 地方交付税交付金	5,455		
歳出計	19,988	歳入計	19,988

(注) このほか、予算総則において、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証限度額2兆円を設定。

条 約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 23. 3. 31承認 参議院 3. 31外交防衛委員会付託 3. 31本会議承認)

【要旨】

この協定は、日米安保条約の目的達成のため、日本国に維持されているアメリカ合衆国軍隊の効果的な活動の確保に資するものであって、前文、本文7箇条及び本文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

- 一、日本国は、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給、地域手当等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する（書簡において、日本側が負担する上限労働者数を、現在の2万3,055人から2万2,625人に段階的に削減することを明らかにしている）。
- 二、日本国は、合衆国軍隊等が日本国で公用のため調達する、公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用等燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する（書簡において、日本国が負担する経費は各会計年度において249億190万8,000円を各年度の負担の上限としつつ、新たに日米間の負担割合を定め、日本側の負担割合を現在の約76%から72%に段階的に削減することを明らかにしている）。
- 三、日本国政府の要請に基づき、合衆国が合衆国軍隊の行う訓練を他の施設及び区域又は合衆国の施政の下にある訓練の場所を使用するよう変更する場合には、日本国はその変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。負担は、当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を行う場合に限る。
- 四、合衆国は、前記一、二及び三の経費の節約に一層努める。
- 五、日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、合衆国に対し速やかに通報する。
- 六、両国は、この協定の実施に関する全ての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。
- 七、この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2016年3月31日まで効力を有する。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とロシアとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国と韓国との間の協力のための法的枠組みを提供す

るものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とベトナムとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、核物質防護措置の実施等について定めるものである。

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 23. 5. 12承認 参議院 5. 16外交防衛委員会付託 5. 20本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とブラジルとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2010年(平成22年)1月に両政府間で協定の締結交渉を開始した結果、同年7月29日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について適用し、また、ブラジルについては、一般社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付並びに軍人及び文民公務員の社会保障制度が定める老齢給付、障害給付及び遺族給付について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣(第三国の領域を経由する派遣を含む。)又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)

(衆議院 23. 5. 12承認 参議院 5. 16外交防衛委員会付託 5. 20本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とスイスとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度及び医療保険制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、従来からの協議を踏まえ2009年(平成21年)7月に両政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2010年(平成22年)10月22日にベルンにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文30箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金について、医療保険制度に関し、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び高齢者の医療の確保に関する法律により実施される医療保険制度についてそれぞれ適用し、また、スイスについては、老齢保険及び遺族保険に関する連邦法、障害保険に関する連邦法及び疾病保険に関する連邦法について適用する。
- 二、年金制度及び医療保険制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。発効後は、書面による協定の終了の通告を行う月の後12箇月目の月の末日まで効力を有する。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特别行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

（衆議院 23. 5. 24承認 参議院 5. 31外交防衛委員会付託 6. 15本会議承認）

【要旨】

この協定は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国と香港との間で課税権を調整するものであり、2010年（平成22年）11月9日に香港で署名されたものである。

この協定は、前文、本文30箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、一方又は双方の締約者の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地において課税することができる。
- 三、一方の締約者の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約者内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ他方の締約者において課税される。
- 四、国際運輸業所得については、企業の居住地においてのみ課税される。
- 五、配当に対する源泉地における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、利子に対する源泉地における税率は、10パーセントを超えないものとする。一定の主体（政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行等）が受け取る利子については、源泉地において免税とする。
- 七、使用料に対する源泉地における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 八、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地において課税することができる。
- 九、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地において課税される。
- 十、匿名組合契約から得られる所得等に対して、締約者の法令に従って源泉地課税ができる。
- 十一、両締約者においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去する。
- 十二、両締約者が課する全ての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。
- 十三、各締約者は、他方の締約者に対し、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続が完

了したことを確認する通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日
に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラ ビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 23. 5. 24承認 参議院 5. 31外交防衛委員会付託 6. 15本会議承認)

【要旨】

この条約は、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的
として、我が国とサウジアラビアとの間で課税権を調整するものであり、2010年（平成22年）11月
15日に東京で署名されたものである。

この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その
主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する
場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ他方の締約国において課税され
る。
- 四、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。
- 五、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5
パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。一定の主体（政
府、地方政府、地方公共団体、中央銀行等）が受け取る利子については、源泉地国において免
税とする。
- 七、使用料に対する源泉地国における税率は、産業上等の設備の使用又は使用の権利に対して支払
われる場合には5パーセント、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 八、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 九、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税される。
- 十、匿名組合契約に基づく所得等に対して、源泉地国の国内法令による課税を妨げない。
- 十一、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去する。
- 十二、両締約国が課する全ての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。
- 十三、各締約国は、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する
通告を相互に行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の属する月の翌々月の初日に効
力を生ずる。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政 府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 23. 5. 24承認 参議院 5. 31外交防衛委員会付託 6. 15本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とケイマン諸島との間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、
租税に関する情報交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とケイマン諸島との間
の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定する
ものであり、2011年（平成23年）2月7日にロンドンで署名されたものである。この協定は、前文、
本文19箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、両締約者の権限のある当局は、この協定の実施又は全ての種類の現行の租税に関する両締約者
の法令の運用及び執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。
- 二、情報の提供を要請された締約者（以下「被要請者」という。）の権限のある当局は、要請に応

- じて情報を提供する。
- 三、被要請者は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約者（以下「要請者」という。）に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。
- 四、各締約者は、自己の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。
- 五、要請者の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、所定の情報を提供しなければならない。
- 六、被要請者の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができる。
- 七、この協定に基づき一方の締約者が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、租税の賦課、徴収等に関与する者又は当局であって、当該一方の締約者内にあるものに対してのみ開示することができる。
- 八、一方の締約者の居住者が受益者である退職年金については、当該一方の締約者においてのみ課税することができる。
- 九、両締約者は、この協定の効力発生のために必要とされる内部手続の完了を書面により相互に通知する。この協定は、双方の通知が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

(衆議院 23. 5. 24承認 参議院 5. 31外交防衛委員会付託 6. 15本会議承認)

【要旨】

- この協定は、我が国とバハマとの間で、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報交換を行うための詳細な枠組みを定めるとともに、我が国とバハマとの間の人的交流を促進する観点から、退職年金等の特定の個人の所得についての課税の免除を規定するものであり、2011年（平成23年）1月27日にナッソーで署名されたものである。この協定は、前文、本文19箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。
- 一、両締約国の権限のある当局は、この協定の実施又は全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報の交換を通じて支援を行う。
- 二、情報の提供を要請された締約国（以下「被要請国」という。）の権限のある当局は、要請に応じて情報を提供する。
- 三、被要請国は、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を情報の提供を要請する締約国（以下「要請国」という。）に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。
- 四、各締約国は、自国の権限のある当局に対し、銀行等が有する情報及び法人等の所有に関する情報を要請に応じて入手し、及び提供する権限を付与することを確保する。
- 五、要請国の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報と当該要請との関連性を示すため、所定の情報を提供しなければならない。
- 六、被要請国の権限のある当局は、所定の場合に情報提供の要請を拒否することができる。
- 七、この協定に基づき一方の締約国が受領した情報は、秘密として取り扱うものとし、租税の賦課、徴収等に関与する者又は当局であって、当該一方の締約国内にあるものに対してのみ開示することができる。
- 八、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金については、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。
- 九、この協定は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 23. 8. 2承認 参議院 8. 3外交防衛委員会付託 8. 10本会議承認)

【要旨】

1976年(昭和51年)に東南アジア諸国連合(以下「ASEAN」という。)加盟国が締結した東南アジアにおける友好協力条約(以下「TAC」という。)は、いわゆる「設立条約」を有しないASEAN加盟国にとって相互の友好関係に法的基礎を与える基本文書の一つと認識されてきた。

ASEANが東アジアにおける地域協力の中心的存在として、東南アジア以外へのアウトリーチ活動を活発化させるに伴い、TACへの域外国の加入手続が整備されたが(我が国は2004年(平成16年)に加入)、TACへの加入を希望する欧州連合の加入を可能とするためには、TACの更なる改正が必要とされた。

この議定書は、2010年(平成22年)7月にハノイで開催されたASEAN関連外相会議において作成されたものであり、TACの締約国に専ら主権国家によって構成される地域機関を加えるための改正について定めるものである。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

(衆議院 23. 8. 2承認 参議院 8. 3外交防衛委員会付託 8. 10本会議承認)

【要旨】

「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている1994年の関税及び貿易に関する一般協定に附属する我が国の譲許表(以下「我が国の譲許表」という。)の現行の品目分類は、1996年(平成8年)に改正された「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(以下「統一システム条約」という。)の品目表に沿って行われている。

統一システム条約の品目表は、技術革新による新製品の登場、国際貿易の態様の変化、品目分類の明確化、取引量の把握の必要性等を理由として累次にわたって改正されてきており、2002年(平成14年)1月1日に効力を生じた統一システム条約の改正(以下「HS2002」という。)では、約380箇所が改正された。統一システム条約の締約国である我が国は、我が国の関税定率における品目表及び統計品目表を同改正に適合させるため、関税定率法及び関税暫定措置法の別表の品目分類を改正した。これに伴い、我が国の譲許表の品目分類をHS2002に適合させることが求められている。

このため、我が国の譲許表の修正及び訂正案が、世界貿易機関(WTO)事務局から2008年(平成20年)8月に全てのWTO加盟国に通報され、同年11月29日に全ての加盟国によって承認されたことを受け、2009年(平成21年)6月15日にこの確認書が作成された。

この確認書は、前文、本文及び末文並びにこの確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、我が国の譲許表の修正及び訂正は、1991年(平成3年)10月8日に1947年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した統一システムの変更の実施のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。
- 二、この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国が国内手続完了後にWTO事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。
- 三、我が国の譲許表の品目分類をHS2002に適合させるため、我が国の譲許表及びその附属書をそれぞれ修正及び訂正する。

理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第13号)

(衆議院 23. 8. 2承認 参議院 8. 3外交防衛委員会付託 8. 10本会議承認)

【要旨】

2008年（平成20年）に発生した世界的な金融・経済危機、新興国及び途上国の台頭等の世界経済情勢の変動の中、国際通貨基金（以下「基金」という。）理事会、一連の金融・世界経済に関する20箇国・地域（以下「G20」という。）会合等において、基金がより有効に機能するための改革について検討が行われてきた。

この結果、2010年（平成22年）10月23日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議において、G20各国は、出資合計額を倍増すること及び世界経済における加盟国の相対的地位の変化を出資割合に一層適切に反映させることを内容とするクォータ改革並びに理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正を含むガバナンス改革について合意に至った。これを受け、同年12月15日、基金において、クォータ改革及びガバナンス改革を柱とする総務会決議が採択され、ガバナンス改革の一環として協定の改正が承認された。主な内容は次のとおりである。

- 一、理事会を構成する20人の理事全員を選挙によって選出することに改めるとともに、現在、出資額の上位5箇国（我が国を含む。）に認められている無投票による理事の任命を廃止する。
- 二、理事の選挙について、総務会が定める規則により統一して規定する。
- 三、この改正は、総投票権数の85パーセントを有する5分の3の加盟国が受諾し、その事実を基金が全ての加盟国に宛てた公式の通報によって確認した日に、全ての加盟国について効力を生ずる。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）（先議）

(参議院 23. 3. 30外交防衛委員会付託 3. 31本会議承認 衆議院 継続審査)

【要旨】

ヨルダンは原子力の平和的利用を積極的に推進し、新規に原子力発電所の建設を進めているが、今後、同国と我が国との間で原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されることから、両国政府は原子力協定の締結交渉を開始することで一致し、2010年（平成22年）6月より交渉を行った結果、同年9月10日にアンマンにおいてこの協定の署名が行われた。この協定は、原子力の平和的利用に関する両国間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、前文、本文15箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、専門家及び研修生の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給、協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。
- 二、この協定の下での協力は、原子力の平和的非爆発目的利用のためにのみ行い、協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。
- 三、前記二の義務の履行を確保するため、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置協定等の適用を受ける。
- 四、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。
- 五、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準（少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。）に従って防護の措置をとる。
- 六、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。

七、この協定の適用を受ける核物質は、ヨルダンの管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

八、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)(先議)

(参議院 23. 3. 30外交防衛委員会付託 3. 31本会議承認 衆議院 4. 15承認)

【要旨】

この議定書は、1971年（昭和46年）に締結された我が国とスイスとの間の現行の租税条約を改正するため、2010年（平成22年）5月21日にベルンにおいて署名されたものである。この議定書は、前文、本文21箇条、末文等から成り、主な内容は次のとおりである。

一、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。持株割合50パーセント以上の親子会社間の配当及び年金基金又は年金計画の受ける配当については、源泉地国において免税とする。

二、一定の主体（政府、地方公共団体、中央銀行、一定の金融機関等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。

三、使用料については、源泉地国において免税とする。

四、匿名組合契約から得られる所得及び収益は、源泉地国において課税することができる。

五、条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。

六、両締約国が課するすべての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。

七、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)(先議)

(参議院 23. 3. 30外交防衛委員会付託 3. 31本会議承認 衆議院 4. 15承認)

【要旨】

この条約は、1970年（昭和45年）に締結された我が国とオランダとの間の現行の租税条約に代わる新たな条約として、2010年（平成22年）8月25日に東京において署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。

三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合で、かつ、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ他方の締約国において課税される。

四、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税される。

五、配当に対する源泉地国における税率は、持株割合10パーセント以上の親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。持株割合50パーセント以上の親子会社間の配当及び年金基金の受ける配当については、源泉地国において免税とする。

六、利子に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。一定の主体（政府、地方公共団体、中央銀行、一定の金融機関等）が受け取る利子については、源泉地国において免税とする。

- 七、使用料については、源泉地国において免税とする。
- 八、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができる。
- 九、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税される。
- 十、条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定する。
- 十一、我が国及びオランダにおいては、いずれも外国税額控除方式等により二重課税を除去する。
- 十二、両締約国が課するすべての種類の租税に関する法令の運用又は執行に関連する情報を交換する。
- 十三、匿名組合契約から得られる所得及び収益は、我が国の法令に従って源泉地国課税ができる。
- 十四、この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）（先議）

（参議院 23. 3. 30外交防衛委員会付託 3. 31本会議承認 衆議院 4. 15承認）

【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであって、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の輸送又は連絡調整その他の日常的な活動のために必要な物品又は役務の日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、いずれか一方の当事国政府が、一に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方に対して要請する場合には、当該他方は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送、燃料、衛生業務、部品・構成部品、修理・整備等に係るものとする（武器又は弾薬は含まれない）。
- 三、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国連憲章と両立するものでなければならない。また、物品又は役務を受領した当事国政府は、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。
- 四、この協定に基づく物品の提供に係る決済は、当該物品の返還により行う。消耗品又は提供当事国政府が満足できる返還ができない場合には同種、同等及び同量の物品の返還による。さらに、それができない場合には通貨により償還する。役務の提供に係る決済は、通貨による償還又は同種、かつ、同等の価値を有する役務の提供により行う。
- 五、この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。
- 六、この協定は、両当事国政府が自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を書面で通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）

（衆議院 23. 5. 12承認 参議院 5. 16外交防衛委員会付託 5. 20本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とインドとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2011年（平成23年）2月16日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文147箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

ドリアン、アスパラガス、えび等について、関税を即時撤廃。とうがらし（生鮮・冷蔵）、スイートコーン（生鮮・冷蔵）、冷凍たこ等について、協定発効後7年間で関税を撤廃。カレー、紅茶（3キログラム超・飲用）、えび調製品、くらげ等について、協定発効後10年間で関税を撤廃

ロ 鉱工業品

ほぼ全ての品目について関税を即時撤廃

2 インドによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

盆栽について、協定発効後5年間で関税を撤廃。ながいも、桃、いちご、柿等について、協定発効後10年間で関税を撤廃

ロ 鉱工業品

マフラー（消音装置）、DVDプレーヤー、ビデオカメラ、ブルドーザー等について、協定発効後10年間で関税を撤廃。熱延鋼板、冷延鋼板、合金鋼等について、協定発効後5年間で関税を撤廃。ディーゼルエンジンについて、協定発効後6年間で5パーセントまで段階的に関税を引き下げ。ギャボックスについて、協定発効後8年間で6.25パーセントまで段階的に関税を引き下げ

二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定及び衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。後発医薬品に関し、一方の締約国の者が承認の申請を行う場合には、他方の締約国の関係当局は、当該申請を審査し、当該申請が当該他方の締約国の法令に基づく全ての要件を満たしている場合には、当該他方の締約国の者による同種の申請に与える待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

四、一方の締約国は、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、かつ、当該表に定める条件及び制限に従い、サービスの提供に影響を及ぼす全ての措置に関し、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇を与える。

五、一方の締約国は、他方の締約国の商用訪問者、企業内転勤者等に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。両締約国は、この協定の効力発生の後、遅くとも2年以内に結論に達することを目的として、インドの看護師及び介護福祉士の日本国による受入れについて交渉を開始する。

六、一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与え、また、投資財産の経営等に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える。

七、両締約国は、知的財産の十分に、効果的かつ無差別的な保護を確保する。また、各締約国は、知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる。

八、各締約国は、自国の法令に従い、政府調達に関する措置の透明性を確保する。

九、各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。

- 十、一方の締約国は、自国の法令に従い、自国の区域内で事業活動を遂行する他方の締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。
- 十一、両締約国は、環境、貿易及び投資の促進、情報通信技術、エネルギー、観光、繊維、中小企業等の分野において相互の利益に資する協力を促進する。
- 十二、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。

図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第176回国会閣条5号)

(衆議院 23. 4. 28承認 参議院 5. 18外交防衛委員会付託 5. 27本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国と大韓民国との間及び両国民間の友好関係の発展に資するための特別の措置として、朝鮮王朝儀軌等の朝鮮半島に由来する図書を大韓民国政府に対して引き渡すため交渉が行われた結果、2010年(平成22年)11月14日に横浜において署名が行われたものである。

この協定は、前文、本文3箇条、末文及び附属書から成り、その内容は次のとおりである。

- 一、日本国政府は、朝鮮半島に由来する附属書に掲げる図書(後記四)を、この協定の効力発生後6箇月以内に大韓民国政府に対して引き渡す。
- 二、両国政府は、前記一の措置により両国間の文化交流及び文化協力が一層発展するよう努める。
- 三、この協定は、各政府がそれぞれ必要な国内手続が完了したことを相手国政府に対して通告し、遅い方の通告が受領された日に効力を生ずる。
- 四、附属書に掲げる図書は、朝鮮王朝儀軌(81部167冊)及びその他の図書(69部1,038冊)の合計150部1,205冊から成る。

承認を求めるの件

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 23. 5. 31承認 参議院 5. 31農林水産委員会付託 6. 8本会議承認)

【要旨】

本承認案件は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置することについて、国会の承認を求めるものである。

なお、農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生じた場合において、特に必要があるときは、地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができるとする内閣修正が行われた。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 23. 3. 25承認 参議院 3. 30総務委員会付託 3. 31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成23年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定の事業収入は6,926億円、事業支出は6,886億円で、事業収支差金は40億円となる。この事業収支差金は、全額を債務償還に充当する。

二、事業計画

平成23年度は、3か年経営計画の最終年度として、テレビジョン放送の完全デジタル化に向けた万全な対策の実施、放送の自主自律の堅持、公平・公正で信頼できる情報や多様で質の高い番組の提供、幅広い視聴者の期待にこたえる番組や地域放送の充実、2波に再編する衛星波と地上波を合わせたテレビジョン放送4波の個性を発揮したサービスの実施、様々なメディアを通じての豊かで多様な情報の提供、国際放送による日本とアジアの情報発信の強化、受信料の公平負担に向けた取組強化と制度への理解促進、効率的な契約収納活動の推進、視聴者からの信頼を高めるための組織改革、構造改革の推進による効率的な業務運営等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,236億円、事業経費、建設経費、放送債券の償還等による出金総額7,264億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、受信料収入の増加と事業支出の伸びの抑制により3年ぶりの黒字予算を編成しており、また、テレビ放送の完全デジタル化への取組を徹底するものとなっているなど、妥当なもの認められる旨の意見が付されている。

【附帯決議】(23. 3. 31総務委員会議決)

今般の日本放送協会の新会長選出過程における情報の錯綜及び混乱を招く事態となった経営委員会の体制の不備は、公共放送の経営に関する最高意思決定機関としてあってはならないことであり、国民の信頼を著しく損ねた。また、職員の不祥事も後を絶たず、由々しき事態となっている。

協会及び政府は、かかる深刻な事態を厳粛に受け止め、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送としての使命を全うできるよう、次の事項についてその実現を期すべきである。

一、経営委員会は、協会の業務執行の監督及び経営に関する最高意思決定機関として、その重い職責を担うものであることを十分に認識し、協会を共に構成する執行部との意思疎通を十分に図りながら、早急に新体制を構築し、国民・視聴者から信頼される公共放送の発展のための努力を行うこと。

また、政府は、委員については、全国、各分野から幅広く、公正な判断をすることができる十分な経験と見識を有する者が選任されるよう配慮するとともに、今後の委員の人选の在り方について十分な検討を行うこと。

二、協会は、内部統制機能の強化によるコンプライアンスの徹底に努めるとともに、職員の一人一人が、視聴者の目線に立ち、公共放送に携わる者としての高い倫理意識を確立し、組織一体となって改革に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。

三、協会は、災害時等において、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制の更なる充実・強化に努めること。

また、今回の東北地方太平洋沖地震においては、放送される情報が被災者に適切に提供されるよう最善を尽くすとともに、その後の被災者の状況を含め被災地の復興過程が国民・視聴者に伝わるよう配慮すること。

さらに、被災者への受信料免除、風評被害を防止するための正確な情報の伝達、節電の啓発等を行うこと。

四、政府は、放送が災害時等における貴重な情報源であることを踏まえ、共聴施設の改修や経済的弱者等の世帯における受信設備のデジタル化の支援等あらゆる対策を講じ、地上放送の完全デジタル化の円滑な実現に万全を期すこと。特に災害被災地域については、その状況を把握して適切な対応を行うこと。

五、協会は、国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公平負担の観点からも、契約の締結と受信料の収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。

六、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、放送の自律性、不偏不党性を確保して、真実に基づく報道、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

七、デジタル放送への移行等、放送をめぐる環境が大きく変化する中において、引き続き協会が新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送の在り方についても検討すること。

八、高齢者、障害者に関わるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等の更なる拡充を図ること。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 23. 6. 9承認 参議院 6. 15国土交通委員会付託 6. 17本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成23年4月5日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍の全ての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

二 入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成24年4月13日までの間。ただし、万景峰九二号については、平成18年10月13日から平成24年4月13日までの間。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)

(衆議院 23. 7. 15承認 参議院 7. 21経済産業委員会付託 7. 25本会議承認)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第1項の規定により平成23年4月5日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成23年4月14日から平成24年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第5号)

(衆議院 23. 6. 9撤回)

【要旨】

本件は、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる被災地域の復興のための施策の実施の推進及びそれに関する総合調整に関する事務等を行う体制を整備するため、現地対策本部を設置しようとするものである。

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第6号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置しようとするものである。

地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第7号)

(衆議院 23. 6. 10承認 参議院 6. 13東日本大震災復興特別委員会付託 6. 20本会議承認)

【要旨】

本件は、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務等を行う体制を整備するため、東日本大震災復興基本法第17条の規定により、盛岡市、仙台市及び福島市に現地対策本部を設置することについて、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書

(参議院 第176回国会22.12.2決算委員会付託 23.2.16本会議承諾 衆議院 3.29承諾)

【要旨】

平成20年度における予見し難い租税収入の減少等により一般会計の歳入歳出の決算上不足を生ずることとなった7,181億円について、決算調整資金に関する法律第7条第1項の規定によりその不足を補てんするため決算調整資金から同額を一般会計歳入に組み入れた。なお、組入れの際、決算調整資金に属する現金がなかったため、決算調整資金に関する法律附則第2条第1項の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金の組入れを行った。

平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(参議院 第176回国会22.12.2決算委員会付託 23.2.16本会議承諾 衆議院 3.29承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成20年4月22日から21年3月17日までの間に使用を決定した金額は297億円で、その内訳は、①賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費71億円、②年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費65億円、③国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する補給支援活動に必要な経費56億円などである。

平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(参議院 第176回国会22.12.2決算委員会付託 23.2.16本会議承諾 衆議院 3.29承諾)

【要旨】

平成20年6月27日から20年11月21日までの間に決定した経費増額総額は427億円で、その内訳は、①社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額114億円、②社会資本整備事業特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額105億円などである。

平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成21年6月30日から21年12月22日までの間に使用を決定した金額は626億円で、その内訳は、①新型インフルエンザワクチンの確保に必要な経費280億円、②新型インフルエンザワクチン接種に係る助成費補助に必要な経費213億円、③母子加算の給付に伴う生活扶助等に必要な経費57億円などである。

平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額9,924億円のうち、平成21年12月15日から22年1月20日に使用を決定した金額は50億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費50億円、②農業共済再保険特別会計農業勘定における農業共済組合連合会等交付金の不足を補うために必要な経費0.3億円である。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成21年6月30日から21年11月27日までの間に決定した経費増額総額は390億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額138億円、②社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額130億円などである。

平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成22年2月23日から22年3月26日までの間に決定した経費増額総額は125億円で、その内訳は、①交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額118億円、②国立高度専門医療センター特別会計における患者医療費に必要な経費の増額6億円である。

平成二十二年一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成二十二年一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,996億円のうち、平成22年6月18日から22年9月24日までの間に使用を決定した金額は9,996億円で、その内訳は、①優良住宅取得支援事業に必要な経費2,235億円、②低炭素型雇用創出産業立地推進事業に必要な経費1,100億円、③重点分野雇用創造事業に必要な経費1,000億円などである。

平成二十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成22年5月11日から22年11月8日までの間に使用を決定した金額は961億円で、その内訳は、①水俣病被害者の救済に必要な経費404億円、②口蹄疫まん延防止対策に必要な経費226億円、③家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費96億円などである。

平成二十二年特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成22年7月6日から22年12月7日までの間に決定した経費増額総額は912億円で、その内訳は、①社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額612億円、②社会資本整備事業特別会計治水勘定における防災・震災対策に係る河川事業及び砂防事業に必要な経費の増額135億円などである。

平成二十二年一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成23年3月14日から23年3月30日までの間に使用を決定した金額は687億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費301億円、②災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費300億円、③東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に必要な経費53億円などである。

平成二十二年特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆8,497億円のうち、平成23年2月4日から23年3月18日に使用を決定した金額は29億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計農業勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費28億円、②農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費1億円である。

平成二十二年特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成23年2月22日から23年3月29日までの間に決定した経費増額総額は1,520億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額1,520億円である。

決算その他

平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書

(参議院 第175回国会22. 7. 30決算委員会付託 23. 2. 16本会議是認 衆議院 8. 11議決)

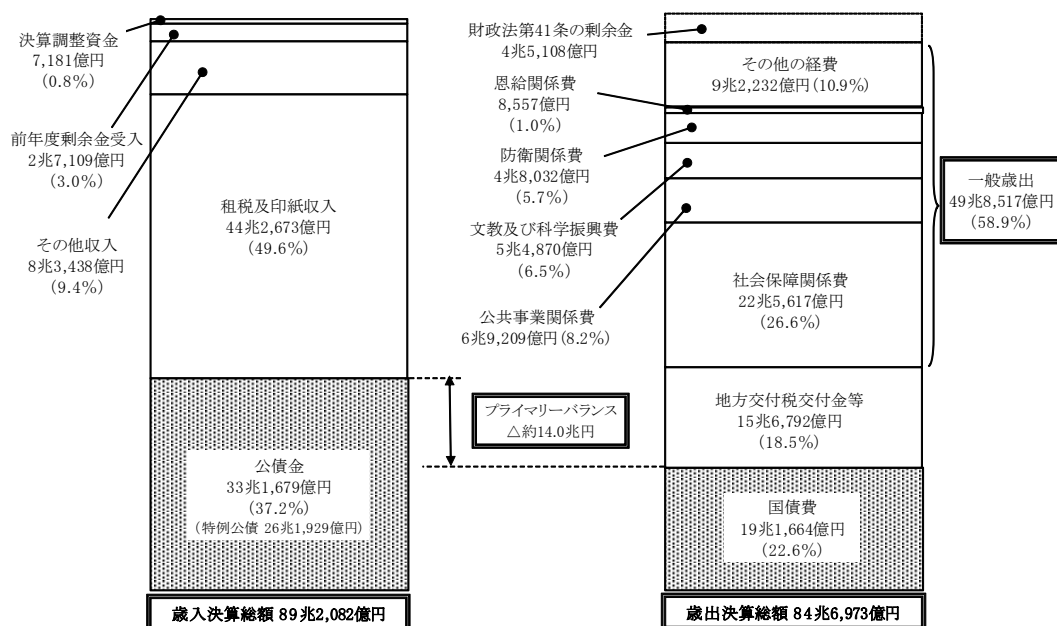
平成二十年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は89兆2,082億円、歳出決算額は84兆6,973億円であり、差引き4兆5,108億円であるが、この額から21年度への繰越歳出予算財源4兆5,108億円を控除すると皆無となり、その結果、20年度の新規発生剰余金は生じないこととなった。また、歳入決算総額には、決算調整資金からの組入額7,181億円が含まれており、20年度一般会計歳入歳出決算上、同額の不足額が生じており、13年度決算以来、7年度ぶりのいわゆる歳入欠陥となっている。

平成二十年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は387兆7,395億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は359兆1,982億円である。

平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は56兆1,857億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は45兆534億円であるため、差引き6,573億円の剰余を生じた。

平成二十年度政府関係機関決算書における9機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆8,248億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆7,847億円である。

〈平成二十年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成20年度 決算の説明」より作成

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

(参議院 第175回国会22. 7. 30決算委員会付託 23. 2. 16本会議是認 衆議院 8. 11是認)

平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書における20年度中の国有財産の差引純減少額は2兆7, 986億円、20年度末現在額は102兆3, 690億円である。

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

(参議院 第175回国会22. 7. 30決算委員会付託 23. 2. 16本会議是認 衆議院 8. 11是認)

平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書における20年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は27億円、20年度末現在額は1兆886億円である。

平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 23. 2. 16決算委員会付託 継続審査)

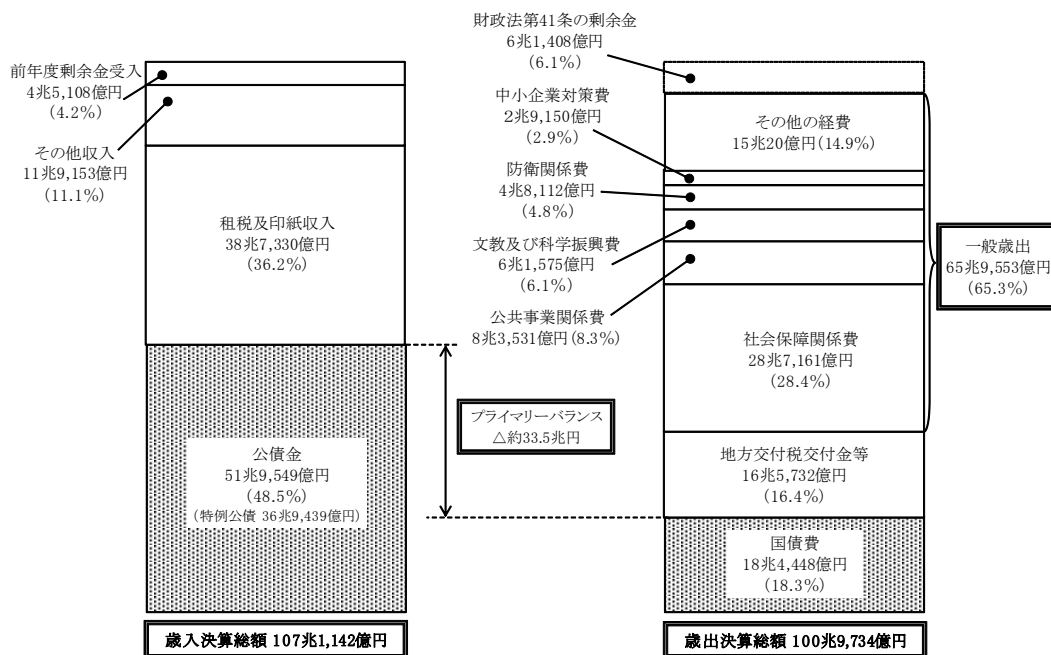
平成二十一年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は107兆1, 142億円、歳出決算額は100兆9, 734億円であり、差引き6兆1, 408億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成二十二年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆6, 246億円である。

平成二十一年度特別会計歳入歳出決算における21の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は377兆8, 931億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は348兆600億円である。

平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は50兆4, 845億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は49兆7, 737億円であるため、差引き7, 108億円の剰余を生じた。

平成二十一年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆2, 771億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆5, 300億円である。

〈平成二十一年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



（資料）「平成21年度 決算の説明」より作成

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 23. 2. 16決算委員会付託 継続審査）

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書における21年度中の国有財産の差引純増加額は5兆58億円、21年度末現在額は107兆3,748億円である。

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

（衆議院 継続審査 参議院 23. 2. 16決算委員会付託 継続審査）

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書における21年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は52億円、21年度末現在額は1兆834億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(参議院 23. 5. 25総務委員会付託 5. 27本会議是認 衆議院 7. 15異議がない)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成20年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成20年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,235億円、負債合計は2,729億円、純資産合計は5,505億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,616億円、経常事業支出は6,288億円となっており、経常事業収支差金は327億円となっている。

日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(参議院 23. 5. 25総務委員会付託 5. 27本会議是認 衆議院 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成21年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成21年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,533億円、負債合計は2,904億円、純資産合計は5,629億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,655億円、経常事業支出は6,462億円となっており、経常事業収支差金は193億円となっている。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

5 議案審議表

内閣委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	本会議 議決	賛成会派	反対会派			
内閣府設置法の一部を改正する法律案(閣法第13号)※	23.2.4	— 3.22 内閣	3.25 可決(多) 附帯決議	3.29 可決(多)	— 3.30	3.31	3.31 質疑	3.31 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	民主、公明、 みん、社民、 国民、無	自民、共産、 日改、無	3.31 4号	33	
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第43号)☆	23.4.1	— 5.12 内閣	5.20 可決(多) 附帯決議	5.24 可決(多)	— 4.13	4.14	4.19 質疑	4.19 可決(全) 附帯決議	4.20 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、国民、 無	共産、社民	6.1 57号	61	
犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第39号)	23.4.1	— 4.12 内閣	4.15 可決(多)	4.22 可決(多)	— 4.25	4.26	4.26 質疑	4.26 可決(全)	4.27 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、国民、 無	共産、社民	4.28 31号	57	
特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)(衆第12号)	23.6.8			6.9 可決(全)	— 6.9 予備付託 6.9 本付託	6.14	6.14 質疑	6.14 可決(全) 附帯決議	6.15 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.22 70号	123	
総合特別区域法案(閣法第27号)※	23.2.15	— 4.19 内閣	5.13 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	— 6.15	6.16	6.21 質疑	6.21 可決(全) 附帯決議	6.22 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、国民、 無	共産、社民	6.29 81号	43	
障害者基本法の一部を改正する法律案(閣法第59号)	23.4.22	— 6.14 内閣	6.15 修正(全) 附帯決議	6.16 修正(全)	— 7.25	7.26	7.28 質疑	7.28 可決(全) 附帯決議	7.29 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	8.5 90号	76	

総務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	本会議 議決	賛成会派	反対会派			
郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(中西健治君発議)(第176回国会参第4号)	22.11.19 (176回)	—	—	—	— 22.12.3 (176回)	—	—	継続審査	—	—	—	—	116	
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)※	23.1.28	(2.15) 2.15 総務	3.8 可決(全)	3.10 可決(全)	— 3.23	3.24	3.25 質疑	3.25 可決(全)	3.29 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	3.31 3号	30	
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)※	23.1.28	(2.15) 2.15 総務	3.22 修正(多)	3.22 修正(多)	— 3.29	3.30	3.30 質疑	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	3.31 5号	29	
国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(石田真敏君外4名提出)(衆第5号)	23.3.22	— 3.22 総務	3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	— 3.29	3.30	—	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	3.31 13号	119	

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)	23.2.15	— 3.23 総務	3.24 承認(全) 附帯決議	3.25 承認(全)	— 3.30	3.31	3.31 質疑	3.31 承認(全) 附帯決議	3.31 承認(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—		152	
電波法の一部を改正する法律案(閣法第34号)☆※	23.3.8	— 5.18 総務	5.24 可決(全) 附帯決議	5.26 可決(全)	— 4.18	4.19	4.19 質疑	4.19 可決(全) 附帯決議	4.20 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.1 60号	53	
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第35号)☆	23.3.8	— 5.18 総務	5.24 可決(多) 附帯決議	5.26 可決(多)	— 4.18			4.19 可決(多) 附帯決議	4.20 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、社民、 国民、無	共産	6.1 58号	54	
電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第36号)☆	23.3.8	— 5.18 総務	5.24 可決(多) 附帯決議	5.26 可決(多)	— 4.18			4.19 可決(多) 附帯決議	4.20 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、社民、 国民、無	共産	6.1 59号	55	
地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第174回国会閣法第56号)☆	22.3.29 (174回)	(22.5.25・174回) 23.1.24 総務	4.21 修正(多) 附帯決議	4.22 修正(多)	— 4.25			4.28 可決(多) 附帯決議	4.28 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、社民、 国民、無	共産	5.2 37号	100	第174回国会参議院において議決
国と地方の協議の場に関する法律案(第174回国会閣法第57号)☆	22.3.29 (174回)	(22.5.25・174回) 23.1.24 総務	4.21 修正(多) 附帯決議	4.22 修正(多)	— 4.25	4.26	4.28 質疑	4.28 可決(多) 附帯決議	4.28 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、社民、 国民、無	共産	5.2 38号	101	第174回国会参議院において議決
地方自治法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第58号)☆	22.3.29 (174回)	(22.5.25・174回) 23.1.24 総務	4.21 修正(多)	4.22 修正(多)	— 4.25			4.28 可決(多)	4.28 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、社民、 国民、無	共産	5.2 35号	101	第174回国会参議院において議決
地方税法の一部を改正する法律案(閣法第58号)	23.4.19	— 4.20 総務	4.22 可決(全)	4.22 可決(全)	— 4.25	4.26	4.26 質疑	4.26 可決(全)	4.27 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.27 30号	76	
平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(閣法第64号)	23.4.26	— 4.29 総務	4.30 可決(全)	4.30 可決(全)	— 5.1	5.2	5.2 質疑	5.2 可決(全)	5.2 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.2 41号	80	
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(閣法第41号)	23.4.1	— 4.21 総務	4.28 可決(全) 附帯決議	4.30 可決(全)	— 5.10	5.10	5.19 質疑	5.19 可決(全) 附帯決議	5.20 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.27 56号	59	
東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案(閣法第69号)	23.5.10	— 5.23 総務	5.26 可決(全) 附帯決議	5.31 可決(全)	— 5.31	5.31	6.7 質疑	6.7 可決(全) 附帯決議	6.8 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.15 68号	83	
日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	22.2.9 (174回)	— 23.1.24 総務	7.14 異議がない (全)	7.15 異議がない (全)	— 5.25	5.26	5.26 質疑	5.26 是認(全)	5.27 是認(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—		161	
日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	23.4.12	— 8.29 総務	—	—	— 5.25	5.26	5.26 質疑	5.26 是認(全)	5.27 是認(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—		161	
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第83号)※	23.6.10	— 6.13 総務	6.16 可決(多) 附帯決議	6.16 可決(多)	— 6.16	6.16	6.21 質疑	6.21 可決(多) 附帯決議	6.22 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、社民、 国民、無	共産	6.30 83号	89	

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案(閣法第88号)	23.7.22	— 7.27 総務	8.2 修正(全) 附帯決議	8.2 修正(全)	— 8.2	8.2	8.4 質疑	8.4 可決(全) 附帯決議	8.5 可決(全)	民主、自民、 公明、 <i>みんな</i> 、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	8.12 98号	93	
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第89号)	23.7.22	— 7.27 総務	8.2 可決(全)	8.2 可決(全)	— 8.2			8.4 可決(全)	8.5 可決(全)	民主、自民、 公明、 <i>みんな</i> 、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	8.12 96号	94	
運輸事業の振興の助成に関する法律案(総務委員長提出)(衆第27号)	23.8.11			8.11 可決(多)	— 8.19	8.23	8.23 質疑	8.23 可決(全) 附帯決議	8.24 可決(多)	民主、自民、 公明、共産、 日改、社民、 国民、無	<i>みんな</i>	8.30 101号	131	
東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(総務委員長提出)(衆第28号)	23.8.11			8.11 可決(全)	— 8.19	8.23	8.23 質疑	8.23 可決(全) 附帯決議	8.24 可決(全)	民主、自民、 公明、 <i>みんな</i> 、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	8.30 102号	132	
東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案(磯崎陽輔君外5名発議)(参第16号)	23.8.4	— 8.29 総務	継続審査		— 8.19	8.23	8.25 質疑	8.25 可決(多) 附帯決議	8.26 可決(多)	自民、公明、 <i>みんな</i> 、共産、 日改、社民、 無	民主、国民、 無	—	112	
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第49号)	23.4.5	— 8.2 総務	8.11 可決(多) 附帯決議	8.11 可決(多)	— 8.19	8.25	8.25 質疑	8.26 可決(多) 附帯決議	8.26 可決(多)	民主、自民、 公明、 <i>みんな</i> 、 日改、社民、 国民、無	共産	8.30 105号	67	

法務委員会

件 名	提出年月日	衆議院			(本会議趣旨説明) 付託日	参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決		(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第8号)	22.10.13 (176回)	— 23.4.20 法務	4.26 可決(全)	4.28 可決(多)	— 22.11.16 (176回)	11.16 (176回)	4.19 質疑	4.19 可決(多)	4.20 可決(多)	民主、自民、 公明、共産、 日改、社民、 国民、無	みん	5.2 36号	104	第176回国会衆 議院において議 決	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第14号) ※	23.2.4	— 3.24 法務	3.30 可決(全)	3.31 可決(全)	— 4.11	4.12	4.14 質疑	4.14 可決(全)	4.15 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.22 18号	33		
非訟事件手続法案(閣法第54号)☆	23.4.5	— 5.10 法務	5.18 可決(全)	5.19 可決(全)	— 4.18	4.19		4.26 質疑	4.26 可決(全)	4.27 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.25 51号	73	
家事事件手続法案(閣法第55号)☆	23.4.5	— 5.10 法務	5.18 可決(全)	5.19 可決(全)	— 4.18				4.26 可決(全)	4.27 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.25 52号	74	
非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律案(閣法第56号)☆	23.4.5	— 5.10 法務	5.18 可決(全)	5.19 可決(全)	— 4.18				4.26 可決(全)	4.27 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.25 53号	74	
民法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)	23.3.4	— 4.12 法務	4.26 可決(全) 附帯決議	4.28 可決(全)	— 5.11	5.12	5.17 質疑 5.19 参考人 5.24 質疑 5.26 質疑	5.26 可決(全) 附帯決議	5.27 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.3 61号	50		
情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正 する法律案(閣法第42号)	23.4.1	— 5.24 法務	5.31 可決(全)	5.31 可決(多)	— 6.6	6.7	6.9 質疑 6.14 参考人 6.16 質疑	6.16 可決(多) 附帯決議	6.17 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、国民、 無	共産、社民、 無	6.24 74号	60		

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案(法務委員長提出)(衆第18号)	23.6.15			6.16 可決(全)	— 6.16 予備付託 6.16 本付託	6.16	6.16 質疑	6.16 可決(全)	6.17 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.21 69号	128	

外交防衛委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(佐藤正久君外1名発議)(第176回国会参第1号)	22.10.26 (176回)	—	—	—	— 22.12.2 (176回)	—	—	継続審査		—	—	—	116	
防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第27号)	22.2.9 (174回)	— 23.4.20 安全保障	4.21 可決(多)	4.22 可決(多)	— 22.12.2 (176回)	23.4.12	4.14 質疑	4.19 可決(全)	4.20 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	4.27 28号	96	第176回国会衆議院において議決
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)☆	23.3.8	— 4.12 外務	継続審査		— 3.30	3.30	3.31 質疑	3.31 承認(多)	3.31 承認(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、国民、 無	共産、社民、 無		147	
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)☆	23.3.8	— 4.12 外務	4.15 承認(多)	4.15 承認(多)	— 3.30			3.31 承認(全)	3.31 承認(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産		148	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)☆	23.3.8	— 4.12 外務	4.15 承認(多)	4.15 承認(多)	— 3.30			3.31 承認(全)	3.31 承認(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産		148	
日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)☆	23.3.8	— 4.12 外務	4.15 承認(多)	4.15 承認(多)	— 3.30			3.31 承認(多)	3.31 承認(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、国民、 無	共産、社民、 無		149	
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	23.2.1	— 23.3.22 外務	3.30 承認(多)	3.31 承認(多)	— 3.30 予備付託 3.31 本付託	3.31	3.31 質疑	3.31 承認(多)	3.31 承認(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、国民、 無	共産、社民、 無		141	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第11号)※	23.2.1	— 4.12 外務	4.15 修正(全)	4.15 修正(全)	— 4.18	4.19	4.19 質疑	4.19 可決(全)	4.20 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.27 22号	32	
社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)	23.3.8	— 4.26 外務	5.11 承認(全)	5.12 承認(全)	— 5.16	5.17	5.19 質疑	5.19 承認(全)	5.20 承認(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—		142	
社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)	23.3.8	— 4.26 外務	5.11 承認(全)	5.12 承認(全)	— 5.16			5.19 承認(全)	5.20 承認(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—		142	
日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件(閣条第18号)	23.4.5	— 4.26 外務	5.11 承認(多)	5.12 承認(多)	— 5.16			5.19 承認(全)	5.20 承認(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産		149	
図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第176回国会閣条第5号)	22.11.16 (176回)	— 23.1.24 外務	4.27 承認(多)	4.28 承認(多)	— 5.18	5.19	5.24 質疑 5.26 参考人/質疑	5.26 承認(多)	5.27 承認(多)	民主、公明、 みん、共産、 日改(一部)、 社民、国民 (一部)、無	自民、日改、 国民、無		151	

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案(閣法第72号)	23.5.13	— 5.19 外務	5.25 可決(全)	5.26 可決(全)	— 5.30	5.31	—	5.31 可決(全)	6.1 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.8 64号	84	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)	23.3.8	— 5.12 外務	5.20 承認(多)	5.24 承認(多)	— 5.31	5.31	6.14 質疑	6.14 承認(全)	6.15 承認(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産		143	
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)	23.3.8	— 5.12 外務	5.20 承認(多)	5.24 承認(多)	— 5.31			6.14 承認(全)	6.15 承認(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産		144	
脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)	23.3.8	— 5.12 外務	5.20 承認(全)	5.24 承認(全)	— 5.31			6.14 承認(全)	6.15 承認(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—		144	
脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)	23.3.8	— 5.12 外務	5.20 承認(全)	5.24 承認(全)	— 5.31			6.14 承認(全)	6.15 承認(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—		145	
東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)	23.3.8	— 7.26 外務	7.29 承認(全)	8.2 承認(全)	— 8.3			8.9 承認(全)	8.10 承認(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—		146	
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千九百九十六年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)	23.3.8	— 7.26 外務	7.29 承認(全)	8.2 承認(全)	— 8.3	8.4	8.9 質疑	8.9 承認(全)	8.10 承認(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—		146	
理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第13号)	23.3.8	— 7.26 外務	7.29 承認(多)	8.2 承認(多)	— 8.3			8.9 承認(全)	8.10 承認(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産		146	
防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)※	23.2.8	— 5.18 安全保障	5.27 可決(多)	5.31 可決(多)	— 8.30	—	—	継続審査		—	—	—	39	

財政金融委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)※	23.1.28	— 3.18 財務金融	3.22 可決(多)	3.25 可決(多)	— 3.29	3.29	3.30 質疑	3.30 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	3.31 7号	30		
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置 に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第8号)※	23.1.28	— 3.18 財務金融	3.22 可決(多)	3.25 可決(多)	— 3.29			3.30 質疑	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	3.31 10号	31	
中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措 置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)	23.1.25	— 3.18 財務金融	3.22 可決(全)	3.25 可決(全)	— 3.29				3.30 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	共産(一部)	3.31 8号	28	
国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の 一部を改正する法律案(野田毅君外3名提出)(衆第4号)	23.3.22	— 3.22 財務金融	3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	— 3.29	3.30	—	3.30 可決(多)	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	3.31 12号	119		

資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案(関法第44号)☆	23.4.1	— 5.10 財務金融	5.13 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	— 4.12	4.21	4.21 質疑	4.21 修正(多) 附帯決議	4.27 修正(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	5.25 49号	63	
株式会社国際協力銀行法案(関法第28号)	23.2.25	— 4.18 財務金融	4.19 可決(多) 附帯決議	4.22 可決(多)	— 4.25	4.26	4.28 質疑	4.28 可決(多) 附帯決議	4.28 可決(多)	民主、自民、 公明、日改、 国民、無	みん、共産、 社民、無	5.2 39号	45	
東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案(関法第57号)	23.4.19	— 4.20 財務金融	4.22 可決(全)	4.22 可決(全)	— 4.25	4.26	4.26 質疑	4.26 可決(全)	4.27 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.27 29号	75	
預金保険法の一部を改正する法律案(関法第40号)	23.4.1	— 4.14 財務金融	4.20 可決(多)	4.22 可決(多)	— 4.27	4.28	5.12 質疑	5.12 可決(多)	5.13 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	5.20 45号	58	
東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(関法第67号)	23.4.28	— 4.29 財務金融	4.30 可決(全)	4.30 可決(全)	— 5.1	5.1	5.1 連合審査会 5.2 質疑	5.2 可決(全) 附帯決議	5.2 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.2 42号	82	5.1 財政金融委 員会、厚生労働 委員会、国土交 通委員会連合審 査会
東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(関法第73号)	23.5.27	— 5.31 財務金融	6.8 可決(全) 附帯決議	6.9 可決(全)	— 6.13	6.14	6.16 質疑	6.21 可決(全) 附帯決議	6.22 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.29 80号	85	
現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(関法第82号)※	23.6.10	— 6.13 財務金融	6.15 可決(多)	6.16 可決(多)	— 6.16	6.16	6.21 質疑	6.21 可決(多) 附帯決議	6.22 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	6.30 82号	88	
平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(関法第87号)	23.7.15	— 7.19 財務金融	7.20 可決(多)	7.20 可決(多)	— 7.21	7.25	7.25 質疑	7.25 可決(多) 附帯決議	7.25 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	7.29 88号	92	
平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(関法第1号)※	23.1.24	(2.15) 2.15 財務金融	8.10 修正(多)	8.11 修正(多)	(8.22) 8.22	8.22	8.23 質疑	8.26 可決(多) 附帯決議	8.26 可決(多)	民主、自民、 公明、日改、 社民、国民、 無	自民(一部)、 みん、共産、 無	8.30 106号	27	4.28 衆へ内閣 修正要求 4.28 衆承諾

文教科学委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(第176回国会関法第14号)	22.10.29 (176回)	— 23.3.25 文部科学	3.25 可決(全)	3.29 可決(全)	— 22.12.2 (176回)	23.3.24		3.24 修正(全)	3.25 修正(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.4 17号	106	第176回国会衆 議院において議 決
海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案(文部科学委員長提出)(衆第1号)	23.3.9			3.10 可決(全)	— 3.10 予備付託 3.10 本付託	3.24	3.24 質疑	3.24 可決(全)	3.25 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.4 15号	118	
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(関法第15号)※	23.2.4	— 3.22 文部科学	3.30 修正(全) 附帯決議	3.31 修正(全)	— 3.31	3.31	4.12 質疑 4.14 参考人/質 疑	4.14 可決(全) 附帯決議	4.15 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.22 19号	33	

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案(閣法第16号)※	23.2.4	— 4.5 文部科学	4.13 可決(全) 附帯決議	4.15 可決(全)	— 4.18	4.19	4.19 質疑	4.19 可決(全) 附帯決議	4.20 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.27 23号	34	
スポーツ基本法案(奥村展三君外16名提出)(衆第11号)	23.5.31	— 5.31 文部科学	6.1 可決(全)	6.9 可決(全)	— 6.14	6.16	6.16 質疑	6.16 可決(全)	6.17 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.24 78号	122	
東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案(橋本聖子君外6名発議)(参第21号)	23.8.9	— 8.26 文部科学	継続審査		— 8.12	8.18	8.18 質疑	8.18 否決	8.22 可決(多)	自民、公明、 みんな、共産、 日改、社民、 無	民主、国民、 無		115	

厚生労働委員会

件 名	提出年月日	衆議院			(本会議趣旨説明) 付託日	参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決		(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	本会議 議決	賛成会派	反対会派		
独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(第176回国会閣法第9号)	22.10.13 (176回)	— 4.15 厚生労働	4.20 可決(多) 附帯決議	4.22 可決(多)	— 22.11.16 (176回)	11.16 (176回)	23.4.12 質疑	4.12 修正(多) 附帯決議	4.15 修正(多)	民主、自民、 公明、日改、 国民、無	みんな、共産、 社民、無	4.27 26号	104	第176回国会衆議院において議決
子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(松あきら君外5名発議)(第176回国会参第3号)	22.11.19 (176回)	—	—	—	— 22.12.2 (176回)	—	—	継続審査		—	—	—	116	
国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第41号)	22.3.5 (174回)	— 7.29 厚生労働	8.3 可決(多) 附帯決議	8.4 可決(多)	— 22.12.2 (176回)	7.26	7.28 質疑	7.28 修正(多) 附帯決議	7.29 修正(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、社民、 国民、無	共産	8.10 93号	97	第176回国会衆議院において議決
国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(城島光力君外6名提出)(衆第3号)	23.3.22	— 3.28 厚生労働	3.29 可決(多)	3.29 可決(多)	— 3.31	3.31	3.31 質疑	3.31 可決(可否同数、委員 長決裁)	3.31 可決(可 否同数、 議長決 裁)	民主、みんな (一部)、共 産、社民、国 民、無	自民、公明、 みんな、日改、 無	3.31 14号	118	
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第10号)※	23.1.28	— 4.12 厚生労働	4.15 可決(全)	4.15 可決(全)	— 4.18	4.19	4.19 質疑	4.19 可決(全)	4.20 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.27 25号	31	
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案(閣法第23号)※	23.2.14	— 4.19 厚生労働	4.27 修正(全) 附帯決議	4.28 修正(全)	— 5.9	5.10	5.12 質疑	5.12 可決(全) 附帯決議	5.13 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.20 47号	40	
雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第24号)※	23.2.14	— 4.19 厚生労働	4.27 可決(全) 附帯決議	4.28 可決(全)	— 5.9			5.12 可決(全) 附帯決議	5.13 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.20 46号	41	
介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(閣法第50号)	23.4.5	— 5.10 厚生労働	5.27 修正(多) 附帯決議	5.31 修正(多)	— 6.6	6.7	6.9 質疑 6.14 質疑	6.14 可決(多) 附帯決議	6.15 可決(多)	民主、自民、 公明、みんな、 日改、社民 (一部)、国 民、無	共産、社民、 無	6.22 72号	68	
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第16号)	23.6.14			6.14 可決(全)	— 6.14 予備付託 6.14 本付託	6.16	—	6.16 可決(全)	6.17 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.24 79号	127	
母体保護法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第17号)	23.6.14			6.14 可決(全)	— 6.14 予備付託 6.14 本付託	6.16	—	6.16 可決(全)	6.17 可決(全)	民主、自民、 公明、みんな、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.24 75号	128	

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第15号)	23.6.10			6.10 可決(多)	— 6.14	6.16	—	6.16 可決(多) 附帯決議	6.17 可決(多)	民主、自民、 公明、共産、 日改、社民、 国民、無	みん	6.24 73号	126	
予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第54号)☆	22.3.12 (174回)	— 23.1.24 厚生労働	7.8 修正(全) 附帯決議	7.8 修正(全)	— 7.11	7.12	7.14 質疑	7.14 可決(全) 附帯決議	7.15 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	7.22 85号	98	第174回国会参議院において議決
歯科口腔保健の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)(参第13号)	23.7.26	— 7.26 厚生労働予備付託 7.27 厚生労働本付託	7.29 可決(全)	8.2 可決(全)					7.27 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	8.10 95号	111	
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案(閣法第90号)	23.8.17	— 8.22 厚生労働	8.23 可決(多)	8.23 可決(多)	— 8.24	8.25	8.25 質疑	8.25 可決(多)	8.26 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	8.30 107号	95	

農林水産委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第30号)	23.3.4	— 3.8 農林水産	3.22 修正(全) 附帯決議	3.22 修正(全)	— 3.23	3.24	3.25 質疑	3.25 可決(全) 附帯決議	3.29 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.4 16号	48	
森林法の一部を改正する法律案(閣法第29号)	23.3.1	— 3.22 農林水産	3.30 修正(全) 附帯決議	3.31 修正(全)	— 4.11	4.12	4.14 質疑	4.14 可決(全) 附帯決議	4.15 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.22 20号	46	
お茶の振興に関する法律案(農林水産委員長提出)(衆第6号)	23.3.30			3.31 可決(全)	— 4.11	4.14	—	4.14 可決(全)	4.15 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.22 21号	120	
東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案(閣法第65号)	23.4.26	— 4.29 農林水産	4.30 可決(全) 附帯決議	4.30 可決(全)	— 5.1	5.2	5.2 質疑	5.2 可決(全) 附帯決議	5.2 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.2 43号	80	
東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(閣法第66号)	23.4.26	— 4.29 農林水産	4.30 可決(全)	4.30 可決(全)	— 5.1			5.2 可決(全)	5.2 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.2 44号	81	
農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第18号)※	23.2.8	— 5.23 農林水産	5.31 可決(全) 附帯決議	5.31 可決(多)	— 5.31	5.31	6.7 質疑	6.7 可決(多) 附帯決議	6.8 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	6.15 65号	36	
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(閣承認第1号)	23.2.8	— 5.23 農林水産	5.31 承認(全)	5.31 承認(多)	— 5.31			6.7 承認(多)	6.8 承認(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産		152	5.20 衆へ内閣修正申入
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第81号)	23.6.3	— 6.7 農林水産	7.14 可決(全) 附帯決議	7.15 可決(全)	— 7.15	7.19	7.26 質疑	7.26 可決(全) 附帯決議	7.27 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	8.3 89号	87	
有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第21号)	23.7.27			7.28 可決(全)	— 7.28 予備付託 7.28 本付託	8.4	—	8.4 可決(全)	8.5 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	8.12 97号	129	

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(鶴保庸介君外2名発議)(参第23号)	23.8.26	—	—	—	— 8.30	—	—	継続審査	—	—	—	115	

経済産業委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特許法等の一部を改正する法律案(関法第45号)☆	23.4.1	— 5.24 経済産業	5.27 可決(全)	5.31 可決(全)	— 4.11	4.12	4.14 質疑	4.14 可決(全)	4.15 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.8 63号	64	
不正競争防止法の一部を改正する法律案(関法第46号)☆	23.4.1	— 5.24 経済産業	5.27 可決(全)	5.31 可決(全)	— 4.11			4.14 可決(全)	4.15 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.8 62号	65	
産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案(関法第25号)※	23.2.14	— 4.19 経済産業	4.27 修正(多)	4.28 修正(多)	— 5.9	5.10	5.12 参考人 5.17 質疑	5.17 可決(全)	5.18 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、国民、 無	共産、社民	5.25 48号	42	
鉱業法の一部を改正する等の法律案(関法第53号)	23.4.5	— 5.10 経済産業	5.20 可決(全) 附帯決議	5.24 可決(全)	— 6.15	6.16	7.14 質疑	7.14 可決(全) 附帯決議	7.15 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	7.22 84号	72	
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(関承認第4号)	23.4.15	— 5.31 経済産業	7.15 承認(全)	7.15 承認(全)	— 7.21	7.22	—	7.22 承認(全)	7.25 承認(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	154		
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(関法第51号)	23.4.5	(7.14) 7.14 経済産業	8.23 修正(全) 附帯決議	8.23 修正(全)	(8.24) 8.24	8.24	8.24 質疑 8.25 連合審査 会 8.25 質疑	8.25 可決(全) 附帯決議	8.26 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	8.30 108号	69	8.25 経済産業 委員会、農林水 産委員会、環境 委員会連合審査 会
電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(関法第52号)	23.4.5	(7.14) 7.14 経済産業	8.23 可決(多)	8.23 可決(多)	(8.24) 8.24			8.25 可決(全)	8.26 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	8.30 109号	71	
原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(松田公太君発議)(参第10号)	23.7.7	—	—	—	— 8.30	—	—	継続審査	—	—	—	—	109	

国土交通委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(山崎正昭君外3名発議)(第176回国会参第6号)	22.11.26 (176回)	—	—	—	— 22.11.29 (176回)	審査未了			—	—	—	—	117	
踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(関法第12号)※	23.2.1	— 3.10 国土交通	3.23 可決(全)	3.25 可決(全)	— 3.25	3.25	3.30 質疑	3.30 可決(全)	3.31 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	3.31 6号	32	

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案(関法第17号)※	23.2.4	— 3.22 国土交通	3.25 可決(多) 附帯決議	3.29 可決(多)	— 3.29	3.30	3.31 質疑	3.31 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、国民、 無	共産、社民、 無	3.31 9号	35	
関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案(関法第47号)☆	23.4.1	— 5.10 国土交通	5.13 可決(多) 附帯決議	5.17 可決(多)	— 4.11	4.12	4.14 質疑	4.19 可決(全)	4.20 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	5.25 54号	66	
航空法の一部を改正する法律案(関法第48号)☆	23.4.1	— 5.10 国土交通	5.13 可決(全) 附帯決議	5.17 可決(全)	— 4.11			4.19 可決(全)	4.20 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.25 50号	67	
都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(関法第19号)※	23.2.8	— 3.29 国土交通	4.15 可決(多) 附帯決議	4.15 可決(多)	— 4.18	4.19	4.19 質疑	4.19 可決(多) 附帯決議	4.20 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、国民、 無	共産、社民、 無	4.27 24号	37	
高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第20号)※	23.2.8	— 4.14 国土交通	4.20 可決(全) 附帯決議	4.22 可決(全)	— 4.25	4.26	4.26 質疑	4.26 可決(全) 附帯決議	4.27 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.28 32号	38	
東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案(関法第61号)	23.4.22	— 4.26 国土交通	4.27 可決(全)	4.28 可決(全)	— 4.28	4.28	4.28 質疑	4.28 可決(全)	4.28 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.29 33号	78	
東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案(関法第62号)	23.4.22	— 4.26 国土交通	4.27 可決(全)	4.28 可決(全)	— 4.28			4.28 可決(全)	4.28 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.29 34号	79	
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(関法第32号)	23.3.8	— 5.23 国土交通	5.27 可決(全) 附帯決議	5.31 可決(全)	— 5.31	5.31	6.7 質疑	6.7 可決(全) 附帯決議	6.8 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.15 66号	52	
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(関承認第3号)	23.4.15	— 5.26 国土交通	5.31 承認(全)	6.9 承認(全)	— 6.15	6.16	—	6.16 承認(全)	6.17 承認(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	153		

環境委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
環境影響評価法の一部を改正する法律案(第174回国会関法第55号)☆	22.3.19 (174回)	— 23.4.15 環境	4.19 可決(全) 附帯決議	4.22 可決(全)	— 22.12.2 (176回)	4.14	4.14 質疑	4.14 可決(全) 附帯決議	4.15 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	4.27 27号	99	第174回国会 参議院において 議決 第176回国会 衆議院において 議決
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(関法第37号)☆	23.3.8	— 5.27 環境	6.10 可決(全) 附帯決議	6.14 可決(全)	— 5.24	5.24	5.26 質疑	5.26 可決(全) 附帯決議	5.27 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.22 71号	55	
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)(衆第9号)	23.5.27			5.31 可決(全)	— 5.30 予備付託 5.31 本付託	6.7	6.7 質疑	6.7 可決(全)	6.8 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.15 67号	121	
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案(環境委員長提出)(衆第29号)	23.8.23			8.23 可決(多)	— 8.23 予備付託 8.23 本付託	8.25	8.25 質疑	8.26 可決(多) 附帯決議	8.26 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 日改、社民、 国民、無	共産	8.30 110号	132	

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)(衆第30号)	23.8.23			8.23 可決(全)	— 8.23 予備付託 8.23 本付託	8.25	8.25 質疑	8.26 可決(全)	8.26 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	8.30 104号	134	

予算委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院								公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
平成二十三年度一般会計予算(閣予第1号)	23.1.24	(1.24 財政演説) 1.24 予算	2.28 可決(多)	3.1 可決(多)	(1.24 財政演説) 1.24 予備付託 3. 2 本付託	3.4	3.4 基本的質疑	3.29 否決	3.29 否決	民、国民	自民、公明、 みん、共産、 日改、社民、 無	/	135	3.29 衆へ返付 衆両院協議会請求 両院協議会成案 を得ず 憲法第60条第2 項の規定により 衆の議決が国会 の議決となる	
平成二十三年度特別会計予算(閣予第2号)	23.1.24	(1.24 財政演説) 1.24 予算	2.28 可決(多)	3.1 可決(多)	(1.24 財政演説) 1.24 予備付託 3. 2 本付託		3.7 基本的質疑						/		135
平成二十三年度政府関係機関予算(閣予第3号)	23.1.24	(1.24 財政演説) 1.24 予算	2.28 可決(多)	3.1 可決(多)	(1.24 財政演説) 1.24 予備付託 3. 2 本付託		3.8 一般質疑						/		135
平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第4号)	23.4.28	(4.28 財政演説) 4.28 予算	4.30 可決(全)	4.30 可決(全)	(4.28 財政演説) 4.28 予備付託 4.30 本付託	5.1	3.9 一般質疑	3.29 否決	3.29 否決	民、国民	自民、公明、 みん、共産、 日改、社民、 無	/	138		
平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第5号)	23.4.28	(4.28 財政演説) 4.28 予算	4.30 可決(全)	4.30 可決(全)	(4.28 財政演説) 4.28 予備付託 4.30 本付託		3.10 一般質疑/ 集中審議						/	138	
平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第6号)	23.4.28	(4.28 財政演説) 4.28 予算	4.30 可決(全)	4.30 可決(全)	(4.28 財政演説) 4.28 予備付託 4.30 本付託		3.22 一般質疑						/	138	
平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)(閣予第7号)	23.7.15	(7.15 財政演説) 7.15 予算	7.20 可決(多)	7.20 可決(多)	(7.15 財政演説) 7.15 予備付託 7.20 本付託	7.21	3.23 公聴会	3.29 否決	3.29 否決	民、国民	自民、公明、 みん、共産、 日改、社民、 無	/	139		
平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)(閣予第8号)	23.7.15	(7.15 財政演説) 7.15 予算	7.20 可決(多)	7.20 可決(多)	(7.15 財政演説) 7.15 予備付託 7.20 本付託		3.28 一般質疑						/	139	
							3.29 締めくくり 質疑								

決算委員会

件 名	提出年月日	衆議院			(本会議趣旨説明 付託日)	参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決		委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書	21.11.24 (173回)	— 23.1.24 決算行政	8.10 議決(全)	8.11 議決(多)	(21.11.30 財務大臣の報告聴取・173回) 22.7.30 (175回)	22.1.27 (174回)	1.174回) 2.4 全般質疑 4.5 質疑 4.12 質疑 4.19 質疑 4.26 質疑 5.10 質疑 5.14 質疑 5.17 質疑 (176回) 10.18 締めくくり 総括質疑	23.2.14 是認(多) 内閣に対する警告(全) 措置要求決議(全)	2.16 是認(多)	民主、自民、公明、みんな、日改、国民、無	共産、社民、無	158			
平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書	21.11.24 (173回)	— 23.1.24 決算行政	8.10 是認(全)	8.11 是認(多)	— 22.7.30 (175回)			23.2.14 是認(多)	2.16 是認(多)	民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民、国民、無	共産、社民、無				159
平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書	21.11.24 (173回)	— 23.1.24 決算行政	8.10 是認(全)	8.11 是認(全)	— 22.7.30 (175回)			23.2.14 是認(全)	2.16 是認(全)	民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民、国民、無	—				159
平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	21.11.24 (173回)	— 23.2.16 決算行政	3.25 承諾(全)	3.29 承諾(多)	— 22.12.2 (176回)	23.2.14	2.14	2.14 承諾(多)	2.16 承諾(多)	民主、自民、公明、みんな、日改、国民、無	共産、社民、無	155	第176回国会衆議院において議決		
平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	21.11.24 (173回)	— 23.2.16 決算行政	3.25 承諾(全)	3.29 承諾(多)	— 22.12.2 (176回)			2.14 承諾(多)	2.16 承諾(多)	民主、自民、公明、みんな、日改、社民、国民、無	共産	155	第176回国会衆議院において議決		
平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書	21.11.24 (173回)	— 23.2.16 決算行政	3.25 承諾(全)	3.29 承諾(多)	— 22.12.2 (176回)			2.14 承諾(多)	2.16 承諾(多)	民主、自民、公明、みんな、日改、社民、国民、無	共産	155	第176回国会衆議院において議決		
平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書	22.11.19 (176回)	— 23.1.24 決算行政	継続審査		(23.2.16 財務大臣の報告聴取) 23.2.16	2.16	3.11 全般質疑 4.25 全般質疑 (3.11の残余) 5.16 質疑 5.18 質疑 5.23 質疑 5.27 質疑 5.30 質疑 6.6 質疑 8.5 准総括質疑	継続審査	—	—	159				
平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書	22.11.19 (176回)	— 23.1.24 決算行政	継続審査		— 23.2.16			継続審査	—	—	160				
平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書	22.11.19 (176回)	— 23.1.24 決算行政	継続審査		— 23.2.16			継続審査	—	—	160				
会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(林芳正君外7名発議)(参第7号)	23.6.17	—	—	—	— 8.26	—	—	継続審査	—	—	—	108			
国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(林芳正君外7名発議)(参第8号)	23.6.17	—	—	—	— 8.26	—	—	継続審査	—	—	—	108			

議院運営委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案(議院運営委員長提出)(衆第7号)	23.3.31			3.31 可決(全)	— 3.31 予備付託 3.31 本付託	3.31	—	3.31 可決(全)	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	自民(一部)	3.31 11号	121	

災害対策特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第2号)	23.3.17			3.17 可決(全)	— 3.17 予備付託 3.17 本付託	3.17	—	3.17 可決(全)	3.18 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	3.22 1号	118	
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(閣法第63号)	23.4.26	— 4.29 災害対策	4.30 可決(全)	4.30 可決(全)	— 5.1	5.2	5.2 質疑	5.2 可決(全)	5.2 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	5.2 40号	79	
津波対策の推進に関する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第14号)	23.6.9			6.10 可決(全)	— 6.15	6.15	—	6.15 可決(全)	6.17 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	6.24 77号	126	
災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第20号)	23.7.14			7.14 可決(全)	— 7.14 予備付託 7.14 本付託	7.25	—	7.25 可決(全)	7.25 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	7.29 86号	128	
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第86号)	23.7.15	— 7.19 災害対策	7.20 可決(全)	7.20 可決(全)	— 7.21	7.25	7.25 質疑	7.25 可決(全)	7.25 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	7.29 87号	92	
災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(前川清成君外6名発議)(参第14号)	23.8.3	— 8.4 災害対策予備付託	—	—	— 8.4	—	—	—	—	—	—	—	112	8.9 撤回
東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(前川清成君外6名発議)(参第15号)	23.8.3	— 8.4 災害対策予備付託	—	—	— 8.4	—	—	—	—	—	—	—	112	8.9 撤回
災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(参第19号)	23.8.9	— 8.9 災害対策予備付託 8.10 災害対策本付託	8.23 可決(全)	8.23 可決(全)					8.10 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	8.30 100号	113	
東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案(災害対策特別委員長提出)(参第20号)	23.8.9	— 8.9 災害対策予備付託 8.10 災害対策本付託	8.23 可決(全)	8.23 可決(全)					8.10 可決(全)	民主、自民、 公明、みん、 共産、日改、 社民、国民、 無	—	8.30 103号	114	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(小野次郎君発議)(参第4号)	23.3.16	—	—	—	— 3.17	3.17		審査未了	—	—	—	—	107	
平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第38号)	23.3.16	— 3.16 倫理選挙	3.17 可決(全)	3.17 可決(多)	— 3.17	3.17	3.17 質疑	3.17 可決(多)	3.18 可決(多)	民主、自民、公明、共産、日改、社民、国民、無	みん	3.22 2号	57	
平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第68号)	23.5.10	— 5.12 倫理選挙	5.13 可決(全) 附帯決議	5.17 可決(全)	— 5.17	5.18	5.18 質疑	5.18 可決(全) 附帯決議	5.20 可決(全)	民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民、国民、無	—	5.27 55号	83	
東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)(衆第22号)	23.7.28			7.28 可決(全)	— 7.28 予備付託 7.28 本付託	7.29	7.29 質疑	7.29 可決(全) 附帯決議	8.3 可決(全)	民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民、国民、無	—	8.10 92号	130	

東日本大震災復興特別委員会

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
東日本大震災復興基本法案(東日本大震災復興特別委員長提出)(衆第13号)	23.6.9			6.10 可決(多)	(6.13) 6.13	6.13	6.14 質疑 6.15 質疑 6.16 参考人 6.17 質疑 6.20 質疑	6.20 可決(多)	6.20 可決(多)	民主、自民、公明、日改、社民、国民、無	みん、共産	6.24 76号	124	
地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第7号)	23.6.9	— 6.9 震災復興	6.10 承認(多)	6.10 承認(多)	— 6.13	6.13		6.20 承認(多)	6.20 承認(多)	民主、自民、公明、共産、日改、社民、国民、無	みん		154	
平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案(佐藤正久君外9名発議)(参第9号)	23.6.21	— 7.19 震災復興	7.26 修正(多) 附帯決議	7.28 修正(多)	— 7.7	7.8	7.11 質疑 7.14 質疑	7.14 可決(多)	7.15 可決(多)	自民、公明、みん、日改、社民、無	民主、共産、国民、無	8.5 91号	108	7.28 衆より回付 7.29 参同意
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(片山さつき君外6名発議)(参第12号)	23.7.11	— 8.11 震災復興	継続審査		— 7.26	7.27	7.27 質疑 7.28 質疑	7.28 修正(多)	7.29 修正(多)	自民、公明、みん、共産、日改、社民、無	民主、国民、無	—	110	
原子力損害賠償支援機構法案(閣法第84号)	23.6.14	(7.8) 7.8 震災復興	7.26 修正(多) 附帯決議	7.28 修正(多)	(7.29) 7.29	7.29	8.1 質疑 8.2 質疑	8.2 可決(多) 附帯決議	8.3 可決(多)	民主、自民、公明、日改、国民、無	みん、共産、社民、無	8.10 94号	90	
東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案(東日本大震災復興特別委員長提出)(衆第26号)	23.8.9			8.11 可決(全)	— 8.10 予備付託 8.11 本付託	8.11	8.11 質疑	8.11 可決(全)	8.12 可決(全)	民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民、国民、無	—	8.18 99号	130	

委員会未付託議案
(内閣提出法律案)

件 名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	趣旨説明	委員会 質疑	議決	本会議 議決	賛成会派	反対会派			
政府の政策決定過程における政治主導の確立のための内閣法等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第13号)	22.2.5 (174回)	(22.5.13・174回) 23.1.24 内閣	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95	5.12 内閣撤回 要求 5.12 衆承諾
賃借人の居住の安定を確保するための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案(第174回国会閣法第36号)☆	22.3.2 (174回)	— 23.1.24 国土交通	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	96	第174回国会参 議院において議 決
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第49号)	22.3.12 (174回)	— 23.1.24 経済産業	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	98	
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案(第174回国会閣法第60号)	22.4.6 (174回)	(22.4.16・174回) 23.1.24 厚生労働	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	102	
郵政改革法案(第176回国会閣法第1号)	22.10.13 (176回)	— 23.1.24 総務 4.12 郵政改革に 付託替	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	102	
日本郵政株式会社法案(第176回国会閣法第2号)	22.10.13 (176回)	— 23.1.24 総務 4.12 郵政改革に 付託替	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	103	
郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第176回国会閣法第3号)	22.10.13 (176回)	— 23.1.24 総務 4.12 郵政改革に 付託替	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	103	
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第4号)	22.10.13 (176回)	— 23.1.24 倫理選挙	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	103	
地球温暖化対策基本法案(第176回国会閣法第5号)	22.10.13 (176回)	— 23.1.24 環境	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	103	
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第2号)※	23.1.25	(2.15) 2.15 財務金融	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	27	6.10 衆へ内閣 修正要求 6.10 衆承諾
経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第4号)※	23.1.28	(2.15) 2.15 総務	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	29	6.10 衆へ内閣 修正要求 6.10 衆承諾
平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案(閣法第9号)※	23.1.28	(2.24) 2.24 厚生労働	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31	3.30 内閣撤回 要求 3.31 衆承諾
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第22号)※	23.2.14	— 8.29 厚生労働	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	—	40	4.28 衆へ内閣 修正申入

(本院議員提出法律案)

[illegible]

(条約)

[illegible]

(予備費等承諾を求める件)

[illegible]

1 本会議審議経過

○平成23年 1月24日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**消費者問題に関する特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時5分

再開 午後3時52分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

菅内閣総理大臣は施政方針に関し、前原外務大臣は外交に関し、野田財務大臣は財政に関し、与謝野国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後5時28分

○平成23年 1月27日(木)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

中曽根弘文君、興石東君は、それぞれ質疑

をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後0時12分

○平成23年 1月28日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、川田龍平君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、岩城光英君、広野ただし君、有村治子君、大石尚子君、市田忠義君、藤井孝男君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後4時27分

○平成23年 2月9日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員中曾根弘文君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員中曾根弘文君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

興石東君は、祝辞を述べた。

中曾根弘文君は、謝辞を述べた。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

検査官に森田祐司君を任命することに賛成236、反対1にて同意することに決し、

国家公安委員会委員に前田晃伸君、

労働保険審査会委員に小賀野晶一君、

中央社会保険医療協議会委員に印南一路君、西村万里子君、

社会保険審査会委員長に渡邊等君、同委員に宮城準子君、西島幸夫君を任命することに賛成236、反対1にて同意することに決

し、
宇宙開発委員会委員に服部重彦君を任命することに賛成152、反対85にて同意することに決し、
運輸審議会委員に島村勝巳君を任命することに賛成231、反対6にて同意することに決した。

散会 午前10時18分

○平成23年2月16日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（平成二十一年度決算の概要について）

本件は、野田財務大臣から報告があった後、松野信夫君、佐藤ゆかり君、渡辺孝男君、寺田典城君、井上哲士君、舩添要一君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第173回国会内閣提出、第176回国会衆議院送付）

日程第3 平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第173回国会内閣提出、第176回国会衆議院送付）

日程第4 平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（第173回国会内閣提出、第176回国会衆議院送付）

日程第5 平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十年度政府関係機関決算書

日程第6 平成二十年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第7 平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上6件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成226、反対11にて承諾することに決し、日程第3及び第4は賛成231、反対6にて承諾することに決し、日程第5はまず賛成

226、反対11にて委員長報告のとおり是認することに決し、次いで賛成237、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決し、日程第6は賛成225、反対11にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第7は賛成237、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決した。

菅内閣総理大臣は、本内閣に対する警告について所信を述べた。

散会 午後0時13分

○平成23年3月18日(金)

開会 午前11時1分

東北地方太平洋沖地震による犠牲者の冥福を祈り、黙禱をささげた。

日程第1 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対11にて可決された。

散会 午前11時14分

○平成23年3月25日(金)

開会 午前10時1分

政治資金適正化委員会委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、上田廣一君、小見山満君、日出雄平君、谷口将紀君、牧之内隆久君を指名した。

日程第1 展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第176回国会内閣提出衆議院送付）

日程第2 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（衆議

院提出)

以上両案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成235、反対0にて全会一致をもって修正議決、日程第2は賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時9分

○平成23年3月29日(火)

開会 午後1時1分

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成109、反対132にて否決された。

日程第1 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成240、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成241、反対0にて全会一致をもって可決された。

休憩 午後1時43分

再開 午後2時56分

議長は、衆議院から、平成二十三年度一般会計予算外2案について国会法第85条第1項の規定により、両院協議会を求められた旨報告した。

平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後2時58分

再開 午後4時46分

平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

本件は、協議委員議長林芳正君から両院協議会において成案を得なかった旨の報告があった。

散会 午後4時50分

○平成23年3月31日(木)

開会 午後4時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
情報公開・個人情報保護審査会委員に戸澤和彦君を任命することに賛成226、反対11にて同意することに決し、
情報公開・個人情報保護審査会委員に山田洋君、椿愼美君、
預金保険機構監事に飯田小夜子君、
日本放送協会経営委員会委員に数土文夫君、
公害健康被害補償不服審査会委員に町田和子君を任命することに賛成239、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、
日本銀行政策委員会審議委員に白井早由里君を任命することに賛成226、反対11にて同意することに決した。

日程第1 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案(第2の議案は日程に追加)は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成239、反対0にて全会一致をもって可決、日程追加の第2の議案は賛成229、反対11にて可決された。

日程第2 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 中小企業者等に対する金融の円滑

化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第5 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上4案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2、第3及び第5は賛成234、反対6にて可決、日程第4は賛成239、反対1にて可決された。

日程第6 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（衆議院送付）

以上3件（第3の議案は日程に追加）は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第6及び第7は賛成235、反対6にて可決、日程追加の第3の議案は賛成241、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

**所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件**

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関

する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上5件は、日程に追加し、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、第5の議案に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1、第4及び第5の議案は賛成230、反対11にて承認することに決し、第2及び第3の議案は賛成235、反対6にて承認することに決した。

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成120、反対120で可否同数となり、議長はこれを可と決した。

内閣府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成144、反対96にて可決された。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額減額特例に関する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対1にて可決された。

散会 午後5時21分

○平成23年4月15日（金）

開会 午前10時1分

元議員服部安司君逝去につき哀悼の件

本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることにより決し、議長は弔詞を朗読した。

東日本大震災に対する国際的支援に感謝する

決議案（鈴木政二君外14名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、鈴木政二君から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

菅内閣総理大臣は、本決議について所信を述べた。

日程第1 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案（第176回国会内閣提出衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対21にて修正議決された。

日程第2 特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第3 不正競争防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 森林法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第6 お茶の振興に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 環境影響評価法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出、第176回国会衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第8 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時38分

○平成23年4月20日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第174回国会内閣提出、第176回国会衆議院送付）

日程第2 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成225、反対6にて可決、日程第2は賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案（内閣提出）

日程第4 航空法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第5 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成225、反対6にて可決、日程第4は賛成232、反対0にて全会一致をもって可決、日程第5は賛成221、反対11にて可決された。

日程第6 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案（第176回国会内閣提出衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対11にて可決された。

日程第7 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対10にて可決された。

日程第8 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第9 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第10 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第11 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第12 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）

以上3案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第10は賛成232、反対0にて全会一致をもって可決、日程第11及び第12は賛成226、反対6にて可決された。

散会 午前10時33分

○平成23年4月27日（水）

開会 午前10時1分

元本院副議長小山一平君逝去につき哀悼の件
本件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は弔詞を朗読した。

日程第1 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成228、反対6にて修正議決、日程第2は賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対9にて可決された。

日程第5 非訟事件手続法案（内閣提出）

日程第6 家事事件手続法案（内閣提出）

日程第7 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出）

以上3案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第8 地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対

0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時22分

○平成23年4月28日(木)

開会 午後7時16分

日程第1 国務大臣の演説に関する件

野田財務大臣は、財政について演説をした。
本件に対し、塚田一郎君、荒木清寛君、小
熊慎司君は、それぞれ質疑をした。
議長は、質疑が終了したことを告げた。

株式会社国際協力銀行法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成213、反対21にて可決された。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第174回国会内閣提出、第177回国会衆議院送付)

国と地方の協議の場に関する法律案(第174回国会内閣提出、第177回国会衆議院送付)

地方自治法の一部を改正する法律案(第174回国会内閣提出、第177回国会衆議院送付)

以上3案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対6にて可決された。

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後9時5分

○平成23年5月2日(月)

開会 午後3時11分

日程第1 平成二十三年度一般会計補正予算(第1号)

日程第2 平成二十三年度特別会計補正予算(特第1号)

日程第3 平成二十三年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) 東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、日程に追加し、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後3時58分

○平成23年5月13日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 常任委員長辞任の件

本件は、総務委員長那谷屋正義君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、総務委員長に藤末健三君を指名した。

日程第2 預金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対6にて可決された。

日程第3 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時11分

○平成23年5月18日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成224、反対10にて可決された。

参議院憲法審査会規程案（鈴木政二君外7名発議）（委員会審査省略要求）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、鈴木政二君から趣旨説明があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対11にて可決された。

散会 午前10時58分

○平成23年5月20日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第2は賛成228、反対0にて全会一致をもって承認することに決し、日程第3は賛成222、反対6にて承認することに決した。

日程第4 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時13分

○平成23年5月27日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第176回国会内閣提出、第177回国会衆議院送付）

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の

経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成145、反対86にて承認することに決した。

日程第2 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日程第5 日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

以上両件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって委員長報告のとおり是認することに決した。

散会 午前10時28分

○平成23年6月1日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の報告に関する件（G8ドーヴィル・サミット出席等に関する報告について）

本件は、菅内閣総理大臣から報告があつた後、一川保夫君、石井準一君、石川博崇君、松田公太君がそれぞれ質疑をした。

日程第2 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時51分

○平成23年6月8日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4は賛成227、反対6にて可決、日程第5は賛成227、反対6にて承認することに決した。

散会 午前10時17分

○平成23年6月13日(月)

開会 午後3時1分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る東日本大震災復興特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、情報公開・個人情報保護審査会委員に森田明君、市川玲子君、大橋洋一君、預金保険機構理事に小幡浩之君、公害等調整委員会委員に柴山秀雄君、中央更生保護審査会委員長に安倍嘉人君、日本銀行政策委員会審議委員に石田浩二君、労働保険審査会委員に神尾真知子君、中央社会保険医療協議会委員に森田朗君、石津寿恵君、土地鑑定委員会委員に鎌田薫君、石橋勲君、井出多加子君、緒方瑞穂君、白田佳子君、都築武保君、光多長温君、運輸安全委員会委員に庄司邦昭君、横山鐵男君、根本美奈君を任命することに賛成228、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、預金保険機構理事に井上美昭君、公害等調整委員会委員に高橋滋君を任命することに賛成224、反対4にて同意することに決した。

東日本大震災復興基本法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、衆議院東日本大震災復興特別委員長黄川田徹君から趣旨説明があった後、金子恵美君、佐藤信秋君、竹谷とし子君、小野次郎君がそれぞれ質疑をした。

国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際・地球環境・食糧問題に関する調査会長から報告があった。

国民生活・経済・社会保障に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済・社会保障に関する調査会長から報告があった。

共生社会・地域活性化に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、共生社会・地域活性化に関する調査会長から報告があった。

散会 午後4時42分

○平成23年6月15日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第4 脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上4件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第2は賛成228、反対6にて承認することに決し、日程第3及び第4は賛成235、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第5 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式

投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対10にて可決された。

散会 午前10時15分

○平成23年6月17日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 津波対策の推進に関する法律案（衆議院提出）

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成225、反対11にて可決、日程第3は賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第5 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆議院提出）

日程第6 母体保護法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上3案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第4は賛成224、反対11にて可決、日程第5及び第6は賛成236、反対0にて全会一致

をもって可決された。

日程第7 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第8 スポーツ基本法案（衆議院提出）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時23分

○平成23年6月20日（月）

開会 午後4時1分

日程第1 東日本大震災復興基本法案（衆議院提出）

日程第2 地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、日程第1に対する討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成219、反対17にて可決、日程第2は賛成225、反対11にて承認することに決した。

散会 午後4時26分

○平成23年6月22日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対6にて可決された。

日程第2 現下の厳しい経済状況及び雇用情

勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成230、反対6にて可決、日程第3は賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 総合特別区域法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対10にて可決された。

休憩 午前10時14分

再開するに至らなかった。

○平成23年7月15日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（佐藤正久君外9名発議）

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成123、反対110にて可決された。

日程第2 鉱業法の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第174回国会内閣

提出、第177回国会衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成229、反対0にて全会一致をもって可決された。

休憩 午前10時25分

再開 午後3時21分

日程第4 国務大臣の演説に関する件

野田財務大臣は、財政について演説をした。本件に対し、松村龍二君、松あきら君、柴田巧君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後4時39分

○平成23年7月25日（月）

開会 午後4時1分

検察官適格審査会委員予備委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、谷岡郁子君（森ゆうこ君の予備委員）を指名した。

平成二十三年度一般会計補正予算（第2号）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第2号）

以上両案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対6にて可決された。

日程第1 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

本件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、日程に追加し、災害対策特別

委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対6にて可決された。

散会 午後4時35分

○平成23年7月27日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 歯科口腔保健の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)

本案は、厚生労働委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時10分

○平成23年7月29日(金)

開会 午前10時1分

原子力損害賠償支援機構法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、海江田国務大臣から趣旨説明があった後、小西洋之君、松村祥史君、山本博司君、中西健治君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案(本院提出、衆議院回付)

本案は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成231、反対6にて衆議院の修正に同意することに決した。

日程第2 障害者基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案(第174回国会内閣提出、第176回国会衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対6にて修正議決された。

日程第4 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案(片山さつき君外6名発議)

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成129、反対109にて修正議決された。

散会 午後0時18分

○平成23年8月3日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 原子力損害賠償支援機構法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対21にて可決された。

散会 午前10時30分

○平成23年8月5日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第2 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時9分

○平成23年8月10日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第2 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九百九十四年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第3 理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第

1及び第2は賛成236、反対0にて全会一致をもって承認することに決し、日程第3は賛成232、反対5にて承認することに決した。

日程第4 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

日程第5 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案（災害対策特別委員長提出）

以上両案は、災害対策特別委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時11分

○平成23年8月12日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（衆議院提出）

本案は、東日本大震災復興特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時4分

○平成23年8月22日（月）

開会 午後1時1分

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、野田財務大臣から趣旨説明があった後、中谷智司君、愛知治郎君、秋野公造君、桜内文城君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（橋本聖子君外6名発議）

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成128、反対107にて可決された。

散会 午後3時18分

○平成23年8月24日(水)

開会 午前10時1分

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、海江田経済産業大臣から趣旨説明があった後、友近聡朗君、関口昌一君、魚住裕一郎君、水野賢一君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 運輸事業の振興の助成に関する法律案(衆議院提出)

日程第2 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案(衆議院提出)

以上両案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成221、反対10にて可決、日程第2は賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時52分

○平成23年8月26日(金)

開会 午前11時21分

日程第1 東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案(磯崎陽輔君外5名発議)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案(第2の議案は日程に追加)は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成127、反対110にて可決、日程追加の第2の議案は賛成230、反対5にて可決された。

日程第2 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、

反対6にて可決された。

日程第3 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第3は賛成237、反対0にて全会一致をもって可決、日程第4は賛成230、反対6にて可決された。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案(衆議院提出)

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案は、日程に追加し、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成230、反対6にて可決、第2の議案は賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対19にて可決された。

散会 午後0時8分

○平成23年8月30日(火)

開会 午後1時31分

日程第1 内閣総理大臣の指名

本件は、記名投票の結果(投票総数241、過半数121)、野田佳彦君110票、谷垣禎一君85票、山口那津男君19票、渡辺喜美君11票、志位和夫君6票、福島みずほ君5票、平沼赳夫君3票、舛添要一君2票にて、いずれも投票の過半数を得たものがないので、その最多数を得た野田佳彦君、谷垣禎一君について決選投票を行った結果(投票総数

241)、野田佳彦君110票、谷垣禎一君107票、白票24票にて、衆議院議員野田佳彦君が指名された。

散会 午後2時9分

○平成23年8月31日(水)

開会 午前11時31分

日程第1の請願

法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願外52件の請願

本請願は、総務委員長外5委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、総務委員会の郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案(第176回国会参第4号)並びに外交防衛委員会の防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第21号)及びインド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(第176回国会参第1号)について委員会の審査を閉会中も継続することに決し、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(第176回国会参第3号)

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(参第23号)

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案(参第10号)

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

- 一、国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案(参第8号)

- 一、平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十一年度政府関係機関決算書(第176回国会提出)

- 一、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書(第176回国会提出)

- 一、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書(第176回国会提出)

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

- 一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

- 一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際・地球環境・食糧問題に関する調査会

- 一、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査

国民生活・経済・社会保障に関する調査会

- 一、国民生活・経済・社会保障に関する調査

共生社会・地域活性化に関する調査会

- 一、共生社会・地域活性化に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たりあいさつをした。

休憩 午前11時38分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演説者	月 日	質疑者
23. 1. 24	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	菅内閣総理大臣 前原外務大臣 野田財務大臣 与謝野国務大臣	1. 27	中曽根 弘文君(自民) 興石 東君(民主)
			1. 28	山口 那津男君(公明) 川田 龍平君(みん) 岩城 光英君(自民) 広野 ただし君(民主) 有村 治子君(自民) 大石 尚子君(民主) 市田 忠義君(共産) 藤井 孝男君(日改)
23. 4. 28	財政演説	野田財務大臣	同日	塚田 一郎君(自民) 荒木 清寛君(公明) 小熊 慎司君(みん)
23. 7. 15	財政演説	野田財務大臣	同日	松村 龍二君(自民) 松 あきら君(公明) 柴田 巧君(みん)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
年月日	事 項	報告者	月 日	質疑者
23. 2. 16	平成二十一年度決算の概要について	野田財務大臣	同日	松野 信夫君(民主) 佐藤 ゆかり君(自民) 渡辺 孝男君(公明) 寺田 典城君(みん) 井上 哲士君(共産) 舩添 要一君(日改)
23. 6. 1	G 8 ドーヴィル・サミット出席等に関する報告について	菅内閣総理大臣	同日	一川 保夫君(民主) 石井 準一君(自民) 石川 博崇君(公明) 松田 公太君(みん)

3 決算に対する議決

平成23年 2月16日

平成二十年度決算に対する議決

一、本件決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

- 1 平成二十年度決算検査報告において、指摘金額が2,364億5,000万円と2年連続で過去最悪となっていることや、不当事項等の指摘件数も過去2番目に多い708件に上っていることなど、不適正経理や無駄遣い等の指摘が後を絶たないことは、遺憾である。

政府は、歳出全般にわたって無駄の排除を厳しく求められている中、本院の度重なる警告等にもかかわらず不適正な公費支出が繰り返されている事態を重く受け止め、予算執行の適正化に向けた抜本的な再発防止策を講ずるべきである。

- 2 国等から多額の公費が支出されている公益法人について、内部留保率が30パーセントを超える法人が国費等交付先法人全体の3分の1程度に達していること、所管府省OBが多数天下り、かつOBの在籍人数が多い法人ほど所管府省からの支出額が多くなる傾向があることなど、様々な問題が指摘されていることは、看過できない。

政府は、公益法人に対する国等からの公費支出について、その必要性を絶えず検証するとともに、所管府省OBが在籍する公益法人への支出については、特に透明性の確保に努め、その妥当性に関して説明責任を十分果たすべきである。

- 3 独立行政法人の締結する契約について、随意契約が依然として半分程度を占め、競争契約での一者応札の件数割合が4割以上となっているほか、落札率が99パーセント以上の契約が過半となっているなど、実質的な競争性が確保されにくい状況となっていることが指摘されるとともに、業務運営及び役員人事等についても、国家公務員OBが役員に多数天下りしており、また、関連法人と不透明な契約関係にある法人も見受けられるなど、様々な問題が明らかになったことは、遺憾である。

政府は、独立行政法人に対して、運営費交付金等の多額の財政支出がなされていることにかんがみ、契約の競争性の確保及び役員人事を始めとする適正な業務運営を徹底させるべきである。

- 4 消防庁が、平成21年9月に高度救命処置シミュレーターを大量調達した契約は、一般競争の体裁を取りながら、仕様、入札参加条件、予定価格等の決定及び審査等において、透明性や公平性を欠いていた上、販売者の複数応札があった入札も実態は同一製造者からの調達であるなど、契約の競争性向上や予算節減に対する配慮を著しく怠っており、国民の多大な不信を招いたことは、遺憾である。

政府は、予算の効率的使用を徹底するため、調達に係る審査方法及び審査基準を一層明確化するなどして手続の透明性等の向上を図り、契約の競争性が実質的に確保されるよう努めるべきである。

- 5 平成二十年度決算検査報告において、内閣府を始めとする1府4省の物品購入等に当たり不適正な経理処理が行われ、さらに、農林水産省及び国土交通省所管の国庫補助事業に係る事務費等に関しても、会計検査が行われた地方自治体のすべてにおいて、虚偽の書類を作成するなどして需用費等が支払われていた事態が明らかになったことは、極めて遺憾である。

政府は、全府省を対象に会計法令等の遵守を徹底するなどして内部統制機能を確保するとともに、地方自治体に対しても、国庫補助事業に係る経理の適正化に向けて指導・助言を積極的に行い、公金の使用に対する国民の信頼回復に努めるべきである。

- 6 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、決算検査報告において平成18年度から3年連続で委託費等に関して不当事項として指摘され、また、同機構が21年度に発注した地方委託事業に関して、委託先の12道県の雇用開発協会等において契約に違反する経費や飲食費に支出する等の不適切な経理処理が明らかになったことは、極めて遺憾である。

政府は、同機構の業務運営の適正化に向けて、役員人事の刷新や、これまで実施されてきた業務委託の妥当性の検証に取り組むとともに、23年度以降、同機構が自ら担うこととした現行の地方委託事業について、円滑かつ効率的な実施を徹底させるべきである。

- 7 航空自衛隊が発注したオフィス家具等の調達に関して、航空自衛隊第一補給処の職員がOBの天下り先であるメーカーに対し、それぞれの受注目標を事前に設定するなど、平成17年度から20年度までの4年間に結んだ311件の契約において、官製談合が行われていたことは、極めて遺憾である。

政府は、平成16年度決算に関する本院の警告において、防衛施設庁の官製談合を指摘されたにもかかわらず、再び官製談合が引き起こされた事態を重く受け止め、再発防止に万全を期すべきである。

- 8 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構は、主たる事務所を東京都に置くことが法律で定められているにもかかわらず、本部の実質的機能を他県へ移転し、そのため独立行政法人通則法において毎年度大臣の承認を受けることとされている財務諸表も、平成19年度以降承認されていない不正常的な状況が継続していることは、看過できない。

政府は、同機構に対し、法令違反の疑義ある状態を早急に是正し、業務の効率化を図るよう、指導を徹底すべきである。

4 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議案	鈴木 政二君 外14名	23. 4. 14			23. 4. 15 可決	

可決したもの

平成23年 4 月 15 日

東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議

去る 3 月 11 日に発生した巨大地震と大津波により、東北、関東地方を中心に、多数の尊い人命が失われ、多数の負傷者が生じるとともに、生活・社会基盤の喪失、原子力発電所の損壊など甚大な被害が発生した。

本院は、犠牲となられた方々とその御遺族に対し、衷心より哀悼の誠を捧げるとともに、負傷された方々、被災された方々、今なお不安な避難生活を余儀なくされている方々に対し、心よりお見舞いを申し上げる。

この東日本大震災に際し、世界各国・地域、国際機関及び N G O 等より、いち早く真心の籠もるお見舞いが表明された。また、救助隊の派遣、復旧・医療等に係る支援、救援物資・義援金の提供、原子力災害に対する専門家等による支援など、様々な分野で迅速かつ心温まる支援の手が差し伸べられた。

これら崇高な人類愛に基づく国際的支援は、救援を受けた被災者はもとより、我が国国民にとって、苦難の中で希望のよりどころとなり、復興に立ち向かう勇気を奮い起こし、決意を新たにすること大きな糧となった。

我が国国民は、これらの善意を深く心に刻み、永遠に記憶にとどめ、世界の人々との友情と連帯の重要性を改めて認識する。あわせて、我が国国民は、この度の教訓をいかした速やかな復興に向けて専心努力するとともに、国際社会との協調・協力を更に推進しつつ復興の道を歩むことを銘記する。

ここに本院は、我が国国民を代表し、特に院議をもって、東日本大震災に際し、国際的支援を寄せられた世界各国・地域、国際機関及び N G O 等に対し、深甚なる感謝の意を表明する。

右決議する。

両院協議会の協議概要

平成二十三年一般会計予算外二件両院協議会

(1) 協議概観

平成23年1月24日国会に提出された平成二十三年度総予算3案は、3月1日衆議院で可決されたものの、3月29日参議院で否決された。衆参両議院の議決が異なったため、衆議院から両院協議会を求められ、同日の本会議において、院議を構成した会派である自民、公明、みんな、共産の各会派から協議委員を選任した。

協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、議長に林芳正君を、副議長に岩城光英君を互選した。

両院協議会においては、まず、くじによる抽せんの結果、衆議院側の中井洽協議委員議

長が協議会議長となった。その後、両院における議決の趣旨説明が行われ、その後各協議委員から種々意見が述べられ、最後に、参議院側を代表して岩城光英協議委員から、また、衆議院側を代表して手塚仁雄協議委員から、それぞれ締めくくりの発言が行われたものの、成案を得るに至らず、その旨各議院に報告することとなった。

両院協議会の後、衆参両議院の本会議において両院協議会の経過及び結果について各議院の協議委員議長からそれぞれ報告が行われた。その結果、平成二十三年度総予算3案は、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

(2) 協議経過

○平成23年3月29日（火）（第1回）

○成案を得なかった。

(3) 平成二十三年一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、林芳正が、副議長に岩城光英君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、中井洽君が協議委員議長に、中川正春君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の中井洽君が議長に当選されました。

協議会におきましては、衆議院側から、二十三年度予算は、成長と雇用を重視し、新成長戦略を着実に実施するものであること等の理由で原案どおり可決した旨の説明があり、東北地方太平洋沖地震による被害への対応のため、本予算を速やかに成立させる必要があるとの発言がありました。

次に、本院側から、震災の復旧・復興に巨額の財源が必要となるにもかかわらず、マニフェスト施策の修正・撤回が行われていないこと、雇用拡大や経済成長に資する内容になっていないこと、公共事業を大幅に削減するなど地方を軽視していること等の理由により、否決した旨の説明がありました。

次に、協議に移りましたところ、各協議委員から種々の意見が述べられました。

その後、懇談に入りましたが、平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会は、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。

(4) 協議表

案 件	請求議院	請求の理由	請求日	本 院 協議委員 選挙日	両 院 協議会 開会日	成案の議決		備 考
						参議院	衆議院	
平成二十三年 度一般会計予 算外二件	衆議院	両議院議決 不一致	23. 3. 29	23. 3. 29	23. 3. 29	協議会におい て成案を得な かった		憲法第60条第2項に より衆議院の議決が 国会の議決となった

(5) 協議委員

議 長	林	芳正 (自民)	丸川	珠代 (自民)	水野	賢一 (みん)
副議長	岩城	光英 (自民)	山本	順三 (自民)	井上	哲士 (共産)
	衛藤	晟一 (自民)	加藤	修一 (公明)		
	世耕	弘成 (自民)	長沢	広明 (公明)		

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	松井 孝治（民主）	岡崎 トミ子（民主）	山東 昭子（自民）
理事	相原 久美子（民主）	芝 博一（民主）	中曽根 弘文（自民）
理事	大久保 潔重（民主）	平野 達男（民主）	松村 龍二（自民）
理事	宮沢 洋一（自民）	牧山 ひろえ（民主）	谷合 正明（公明）
理事	山谷 えり子（自民）	蓮 舫（民主）	小野 次郎（みん）
	植松 恵美子（民主）	岩城 光英（自民）	糸数 慶子（無）
	江崎 孝（民主）	岡田 広（自民）	(23. 3. 10 現在)

（1）審議概観

第177回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件（うち本院先議1件）及び衆議院内閣委員長提出1件の合計6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願45種類302件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

内閣府設置法の一部を改正する法律案については、東日本大震災を踏まえた地域自主戦略交付金の配分の在り方、補助金等の一括交付金化の将来像、制度設計及び運用に当たっての地方公共団体の意見の反映、地方交付税交付金との相違等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

総合特別区域法案については、国際戦略総合特区の数を限定する必要性、総合特区制度と復興特区制度との関係、総合特区通訳案内士制度の運用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

民間資金等の活用による公共施設等の

整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案については、公共施設等運営権の導入の意義、民間事業者への公務員の派遣が事実上の「天下り」とならないような運用の必要性、民間資金等活用事業推進会議と民間資金等活用事業推進委員会の関係等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案については、資金洗浄に関する金融活動作業部会对日相互審査結果への対応状況、取引の目的等についての具体的な確認方法、本法律案による振り込み詐欺対策への効果等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案については、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、認定特定非営利活動法人制度の悪用防止策、特定非営利活動法人に係る会計基準の整備、認定事務の地方移管に伴う地方財政措置の在り方等について質疑が行われ、

全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

障害者基本法の一部を改正する法律案は、本法の目的として、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを掲げるとともに、障害者に対する差別の禁止の観点から社会的障壁の除去についての配慮がされるべきことその他の当該社会を実現するための基本原則を定めるほか、障害者の定義、障害者の自立及び社会参加の支援等のための基本的施策等に関する規定の見直し、中央障害者施策推進協議会の障害者政策委員会への改組等を行おうとするものである。なお、衆議院において、精神障害に発達障害が含まれる旨を明記すること、教育について障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重すること、基本的施策に防災及び防犯の規定及び消費者としての障害者の保護の規定を追加すること、附則に法の施行状況等についての検討規定を設けることを主な内容とする修正が行われた。

委員会においては、インクルーシブな教育の実現に向けた政府の取組、障害者政策委員会の委員の公平・中立な人選、条文に「可能な限り」という文言を入れた趣旨等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月10日、内閣官房及び内閣府の基本方針並びに平成23年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について枝野内閣官房長官から、警察行政及び公務員制度改革の

基本方針並びに平成23年度警察庁関係予算について中野国務大臣からそれぞれ所信及び説明を聴取した。また、行政刷新及び食品安全の基本方針について蓮舫内閣府特命担当大臣から、経済財政政策、少子化対策、男女共同参画及び社会保障・税一体改革の基本方針について与謝野国務大臣から、国家戦略、「新しい公共」、科学技術政策及び宇宙開発の基本方針について玄葉国務大臣から、原子力安全委員会の基本方針について松本国務大臣から、地域主権推進及び地域活性化の基本方針について片山国務大臣からそれぞれ所信を聴取した。

3月25日、予算委員会から委嘱された平成23年度内閣予算等の審査を行い、東日本大震災に関する復興計画、中・長期的視点に立った財政政策、社会保障制度の在り方、東日本大震災発生後における環太平洋戦略的経済連携協定の考え方、税と社会保障の一体改革検討のスケジュール、東日本大震災からの復興に向けた国の体制整備、東日本大震災に伴う交通規制の法的根拠、沖縄県保育所入所待機児童対策特別事業基金の延長等の諸問題について質疑を行った。

大臣の所信に対し、**3月31日**、東日本大震災の被災地を復旧・復興させる方策、政府の債務残高及び金融資産を正しく評価する必要性、自衛官の実員増を見送った事業仕分けに対する震災後の評価、復旧・復興に向けたロードマップを国民に示す必要性、サマータイム等の様々な節電対策への見解、震災への対応における第3次男女共同参画基本計画の反映状況等の諸問題について質疑を行った。

4月14日、東京電力福島第一原子力発電所及びその周辺における放射性物質測定への政府の関与、原発事故に係る原子

力損害賠償の支払対象の考え方、原発事故で放出された放射性物質に係る情報提供の在り方、被災者に対する支援金等の速やかな支給の必要性、緊急時における国家公務員の定員の弾力化に関する見解等の諸問題について質疑を行った。

4月21日、東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた政府の取組、個人による寄附の促進に向けた制度の改善、福島原子力発電所事故対策統合本部の設置根拠及び役割、原発事故における原子力安全委員会の対応、成年後見制度に係る政府の体制の在り方、公益事業者への国家公務員の再就職規制の必要性、男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援の現状等の諸問題について質疑を行った。

6月16日、電力問題が日本経済に与える影響、認定特定非営利活動法人の情報公開の促進、排他的経済水域及び領海の根拠となる離島の登記及び命名作業、被災地でのがれきの処理における政府の役割、被災者生活再建支援制度の見直しの必要性、放射能汚染による立入制限区域の利用方法、被災地における女性の悩み・暴力相談の状況、東京電力福島第一原子

力発電所事故への対応と事故収束の見通し等の諸問題について質疑を行った。

7月12日、原発事故の収束及び再発防止、節電啓発等及び食品安全の諸施策について細野国務大臣から説明を聴取した。

これに対し、7月14日、原発に対するストレステスト実施の詳細決定の見通し、東京電力本社内に福島原子力発電所事故対策統合本部を設置した法的根拠、原発事故の収束及び再発防止担当大臣の担当分野、ストレステスト導入に向けた検討の経緯、原発を国が管理することについての大臣の見解、被災地における自殺対策の強化に向けた大臣の決意等の諸問題について質疑を行った。

7月26日、原発事故対応における政府の役割、ストレステスト導入に係る検討の経緯、我が国の進めるべき原子力政策、排他的経済水域の根拠となる離島の命名等の必要性、教育公務員の労働協約締結権、成年後見制度の下での選挙権の検討状況、エネルギーの地産地消による地域活性化の必要性、子ども・子育て新システムの実現に向けた大臣の決意等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年3月10日(木) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成23年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について枝野内閣官房長官から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政及び公務員制度改革の基本方針に関する件及び平成23年度警察庁関係予算に関する件について中野国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 行政刷新及び食品安全の基本方針に関する件

について蓮舫内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。

- 経済財政政策、少子化対策、男女共同参画及び社会保障・税一体改革の基本方針に関する件について与謝野国務大臣から所信を聴いた。
- 国家戦略、「新しい公共」、科学技術政策及び宇宙開発の基本方針に関する件について玄葉国務大臣から所信を聴いた。
- 原子力安全委員会の基本方針に関する件について松本国務大臣から所信を聴いた。
- 地域主権推進及び地域活性化の基本方針に関

する件について片山国務大臣から所信を聴いた。

○平成23年3月25日(金) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(国会所管)について鬼塚衆議院事務総長、橋本参議院事務総長、長尾国立国会図書館長、石川裁判官弾劾裁判所事務局長及び杉若裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

(会計検査院所管)について重松会計検査院長から説明を聴いた後、

(皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管(人事院を除く)及び内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費、消費者委員会関係経費を除く)、国際平和協力本部、日本学术会议、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁))について与謝野国務大臣、玄葉国務大臣、笹木文部科学副大臣、末松内閣府副大臣、園田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

宮沢洋一君(自民)、岡田広君(自民)、谷合正明君(公明)、小野次郎君(みん)、糸数慶子君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成23年3月31日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政及び公務員制度改革の基本方針に関する件、行政刷新及び食品安全の基本方針に関する件、経済財政政策、少子化対策、男女共同参画及び社会保障・税一体改革の基本方針に関する件、国家戦略、「新しい公共」、科学技術政策及び宇宙開発の基本方針に関する件及び地域主権推進及び地域活性化の基本方針に関する件について片山国務大臣、玄葉国務大臣、与謝野国務大臣、蓮舫国務大臣、中野国家公安委員会委員長、

福山内閣官房副長官、東内閣府副大臣、小川法務副大臣、逢坂総務大臣政務官、樋高環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

谷合正明君(公明)、山谷えり子君(自民)、宇都隆史君(自民)、熊谷大君(自民)、小野次郎君(みん)、糸数慶子君(無)

- 内閣府設置法の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について片山内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び櫻井財務副大臣に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

宮沢洋一君(自民)、谷合正明君(公明)、小野次郎君(みん)、糸数慶子君(無)

(閣法第13号)

賛成会派 民主、公明、みん、無

反対会派 自民

なお、附帯決議を行った。

○平成23年4月14日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 福島第一原子力発電所及びその周辺における放射性物質測定に関する件、原発事故に係る原子力損害賠償の支払対象に関する件、原発事故で放出された放射性物質に係る情報提供に関する件、被災者に対する支援金等の速やかな支給に関する件、緊急時における国家公務員の定員の弾力化に関する件等について枝野内閣官房長官、松本国務大臣、松下経済産業副大臣、菊田外務大臣政務官、笠文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小野次郎君(みん)、岡田広君(自民)、山谷えり子君(自民)、谷合正明君(公明)、糸数慶子君(無)

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第43号)について蓮舫内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年4月19日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第43号）について蓮舫内閣府特命担当大臣、東内閣府副大臣、三井国土交通副大臣、市村国土交通大臣政務官、園田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

江崎孝君（民主）、山谷えり子君（自民）、
宮沢洋一君（自民）、谷合正明君（公明）、
小野次郎君（みん）、糸数慶子君（無）

（閣法第43号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年4月21日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向けた政府の取組に関する件、個人による寄附の促進に向けた制度の改善に関する件、福島原子力発電所事故対策統合本部の設置根拠及び役割に関する件、原発事故における原子力安全委員会の対応に関する件、成年後見制度に係る政府の体制に関する件、公益事業者への国家公務員の再就職規制の必要性に関する件、男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援に関する件等について枝野内閣官房長官、蓮舫国務大臣、玄葉内閣府特命担当大臣、松本国務大臣、中野国家公安委員会委員長、鈴木文部科学副大臣、小宮山厚生労働副大臣、東内閣府副大臣、小川法務副大臣、筒井農林水産副大臣、大塚厚生労働副大臣、中山経済産業大臣政務官、尾立財務大臣政務官、笠文部科学大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官、林文部科学大臣政務官、小泉国土交通大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、
宇都隆史君（自民）、岩城光英君（自民）、

谷合正明君（公明）、小野次郎君（みん）、
糸数慶子君（無）

○平成23年4月26日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）について中野国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴き、同委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

植松恵美子君（民主）、松村龍二君（自民）、
谷合正明君（公明）、小野次郎君（みん）、
糸数慶子君（無）

（閣法第39号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、無
反対会派 なし

○平成23年6月14日（火）（第8回）

- 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長荒井聰君から趣旨説明を聴き、衆議院内閣委員長代理岸本周平君、玄葉内閣府特命担当大臣及び逢坂総務大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民主）、岡田広君（自民）、
谷合正明君（公明）

（衆第12号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年6月16日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電力問題が日本経済に与える影響に関する件、認定特定非営利活動法人の情報公開の促進に関する件、排他的経済水域及び領海の根拠となる離島の登記及び命名作業に関する件、被災地でのがれきの処理における政府の役割に関する件、被災者生活再建支援制度の見直しに関する件、放射能汚染による立入制限区域の利用方法に関する件、被災地における女性の悩み・暴力相談に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と事故

収束の見通しに関する件等について与謝野内閣府特命担当大臣、枝野内閣官房長官、中野国務大臣、玄葉国務大臣、松下経済産業副大臣、平野内閣府副大臣、徳永外務大臣政務官、阿久津内閣府大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官、広田防衛大臣政務官、樋高環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮沢洋一君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、山谷えり子君（自民）、熊谷大君（自民）、谷合正明君（公明）、小野次郎君（みん）、糸数慶子君（無）、大久保潔重君（民主）

○総合特別区域法案（閣法第27号）（衆議院送付）について片山国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年6月21日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○総合特別区域法案（閣法第27号）（衆議院送付）について片山国務大臣、松下経済産業副大臣、平野内閣府副大臣、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、宮沢洋一君（自民）、谷合正明君（公明）、小野次郎君（みん）、糸数慶子君（無）

（閣法第27号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、無
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年7月12日（火）（第11回）

○原発事故の収束及び再発防止、節電啓発等及び食品安全の諸施策に関する件について細野国務大臣から発言があった。

○平成23年7月14日（木）（第12回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○原発事故の収束及び再発防止、節電啓発等及び食品安全の諸施策に関する件について細野国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

植松恵美子君（民主）、宮沢洋一君（自民）、

谷合正明君（公明）、小野次郎君（みん）、糸数慶子君（無）

○平成23年7月26日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○原発事故対応における政府の役割に関する件、ストレステスト導入に係る検討の経緯に関する件、我が国の進めるべき原子力政策に関する件、排他的経済水域の根拠となる離島の命名等に関する件、教育公務員の労働協約締結権に関する件、成年後見制度の下での選挙権の検討状況に関する件、エネルギーの地産地消による地域活性化に関する件、子ども・子育て新システムの実現に向けた検討に関する件等について細野国務大臣、枝野国務大臣、片山国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、鈴木文部科学副大臣、山花外務大臣政務官、阿久津内閣府大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民主）、岡田広君（自民）、山谷えり子君（自民）、谷合正明君（公明）、小野次郎君（みん）、糸数慶子君（無）

○障害者基本法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について細野国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員西村智奈美君から説明を聴いた。

○平成23年7月28日（木）（第14回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○障害者基本法の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員西村智奈美君、同高木美智代君、細野国務大臣、鈴木総務副大臣、園田内閣府大臣政務官、笠文部科学大臣政務官、阿久津内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

岡崎トミ子君（民主）、山東昭子君（自民）、衛藤晟一君（自民）、谷合正明君（公明）、桜内文城君（みん）、糸数慶子君（無）、田村智子君（共産、委員外議員）、福島みず

ほ君（社民、委員外議員）

（閣法第59号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年 8 月31日（水）（第15回）

- 請願第293号外301件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

総務委員会

委員一覧（25名）

委員長	那谷屋 正義（民主）	武内 則男（民主）	山崎 力（自民）
理事	加賀谷 健（民主）	友近 聡朗（民主）	山本 順三（自民）
理事	藤末 健三（民主）	難波 奨二（民主）	石川 博崇（公明）
理事	片山 さつき（自民）	吉川 沙織（民主）	寺田 典城（みん）
理事	松下 新平（自民）	磯崎 陽輔（自民）	山下 芳生（共産）
理事	魚住 裕一郎（公明）	岸 宏一（自民）	片山 虎之助（日改）
	石橋 通宏（民主）	世耕 弘成（自民）	又市 征治（社民）
	小西 洋之（民主）	中西 祐介（自民）	
	行田 邦子（民主）	藤川 政人（自民）	

（23.2.9 現在）

（１）審議概観

第177回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案16件（うち本院先議3件、衆議院継続3件）、本院議員提出法律案2件（うち本院継続1件）、衆議院提出法律案3件（うち総務委員長提出2件）、承認案件1件及び日本放送協会（NHK）の決算2件の合計24件であった。

内閣提出法律案16件はいずれも可決した。

本院議員提出法律案2件のうち、**東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案**を可決したが、同法律案は衆議院において、本院継続の1件は引き続き本院において、いずれも継続審査となった。

衆議院提出法律案3件はいずれも可決した。

承認案件1件及びNHK決算2件は、いずれも承認又は是認した。

また、本委員会付託の請願2種類6件のうち、1種類3件を採択した。

〔法律案等の審査〕

東日本大震災対応 地方税法の一部を改正する法律案は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに個人住民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講じようとするものである。委員会においては、本法律案の適用対象、いわゆる「トリガー条項」に対する認識、地方税減免に対する財政措置の在り方等について質疑が行われた。質疑終局後、みんなの党より、東日本大震災により著しい被害を受けた県として総務大臣が指定する県においては、引き続き、いわゆる「トリガー条項」を適用することを内容とする修正案が提出された。採決の結果、修正案は賛成少数によって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決した。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案は、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成23年度分の地方交付税の総額に1,200

億円を加算するとともに、同加算額の全額を特別交付税とする特例を設けようとするものである。委員会においては、特別交付税増額の位置付けと交付対象経費、特別交付税算定における透明性確保等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備が困難となっていることに対処するため、地上アナログ放送局の周波数の使用の期限及び当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を延長する等の電波法の特例を定めるものである。委員会においては、アナログ停波を延期する理由、放送局への支援策と予算措置の在り方、共聴施設改修支援の必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を定めようとするものであり、衆議院において、東日本大震災に係る避難者に対する役務の提供に関する措置を追加する修正が行われた。

東日本大震災における原子力発電所の

事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置並びに不動産取得税、自動車取得税、自動車税等に係る特例措置を講ずることとし、あわせて、これらの措置による減収額を埋めるための地方債の特例措置等を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、政府案が事務処理特例の対象を原発事故に伴う避難者に限定した理由、事務処理の特例に伴い国が講じる財政上の措置、地方税の特例に伴う自治体の減収見込額とその補てん措置等について質疑が行われた後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決した。なお、原発避難者事務処理特例法案に対し、附帯決議が付された。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村の実情に鑑み、当該合併市町村が旧合併特例法第11条の2第1項に規定する合併特例債を起すことができる期間の特例を定めようとするものである。委員会においては、衆議院総務委員長代理坂本哲志君から趣旨説明を聴取し、延長措置の対象合併市町村の拡大と更なる期間延長の必要性、合併市町村における市町村建設計画と復興計画の整合性、被災した合併市町村に対する財政措置の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案は、東日本大震災の被害が甚大であるため、その被害を受けた市町村に対し特別な財政支援が必要であることに鑑み、当分の間の措置として、東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための事業又は事務に要する経費に充てるために市町村に交付する交付金について定めようとするものである。委員会においては、本臨時交付金の復興施策全体における位置付け、交付金総額の積算根拠、所管大臣である総務大臣の広範な裁量権と恣意性の排除等について質疑が行われた。本法律案は予算を伴うものであることから、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

地域の自主性・自立性 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案、国と地方の協議の場に関する法律案及び地方自治法の一部を改正する法律案は、第174回国会において本院で政府原案どおり可決し、衆議院で継続審査中であったが、第177回国会において修正議決の上、本院へ送付されてきたものである。

地域主権改革推進一括法案は、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付けを規定している関係法律の改正等を行おうとするものであり、衆議院において、題名を改めること、「地域主権改革」の用語及び地域主権戦略会議に係る規定を削除すること、地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施に関する規定を追加すること等の修正が行われた。

国と地方の協議の場に関する法律案は、

国と地方の協議の場に関し、その構成及び運営、協議の対象等を定めようとするものであり、衆議院において、地域主権改革推進一括法案の修正に伴い、所要の修正が行われた。

地方自治法一部改正案は、地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、直接請求の制度の適正な実施を確保するために必要な改正等を行おうとするものであり、衆議院において、所要の規定を整理するための修正が行われた。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、法律案修正の理由及び経緯、国と地方の協議の場の協議対象、児童福祉施設の最低基準を条例委任する問題点等について質疑が行われた。質疑終局後、みんなの党より、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し、「地域主権改革」の用語を用いること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案について、両修正案は賛成少数により否決され、両法律案は多数をもって原案どおり可決した。地方自治法一部改正案については多数をもって原案どおり可決した。なお、地域主権改革推進一括法案及び国と地方の協議の場に関する法律案に対し、附帯決議が付された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、都道府県の権限の市町村への移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の措置を講じようとするも

のである。委員会においては、自治体の国等への寄附に係る関与の廃止への懸念、地方債協議制度見直しの意義、国の出先機関改革の具体的見通し等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

地方行政 **地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案**は、地方議会議員年金の財政状況を踏まえて当該年金の制度を廃止するとともに、これに伴う経過措置として、廃止前に共済給付金の給付事由が生じた者等に対する一定の給付措置を講じようとするものである。委員会においては、年金制度の廃止に伴う地方負担の見通し、年金財政の悪化要因、地方議会議員の処遇の在り方等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

地方税財政 **公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案**は、引き続き公害防止対策事業の促進を図るため、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の適用期限を10年間延長するとともに、廃棄物処理施設の設置の事業等について、同法律の対象事業から除くこととしようとするものである。委員会においては、質疑を行った後、全会一致をもって原案どおり可決した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成23年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、普通交付税と特別交付税との割合を改め、あわせて、地方特例交付金制度の改正等を行おうとするものであり、衆議院におい

て、地方交付税総額における特別交付税の割合を6パーセントから4パーセントに引き下げる改正の実施を3年間凍結する等の修正が行われた。委員会においては、大震災が地方財政に与える影響、特別交付税制度の在り方、地方交付税総額の確保と中期財政フレームの見直しの必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案は、平成23年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成23年4月1日の後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する措置を講じようとするものである。委員会においては、衆議院議員石田真敏君から趣旨説明を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図る観点から、寄附金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げ並びに個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限の引上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行おうとするものである。委員会においては、NPO法人に対する支援と寄附金税制の在り方、固定資産評価見直しの必要性、被災自治体の税収見直しと補填措置等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

運輸事業の振興の助成に関する法律案

は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めようとするものである。委員会においては、衆議院総務委員長代理赤澤亮正君から趣旨説明を聴取し、運輸事業振興助成交付金の創設経緯と果たしてきた役割、本法施行後における同交付金の交付の見通し、同交付金基準額の確実な交付を担保する方法等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決した。なお、附帯決議が付された。

情報通信 電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、周波数の再編を迅速に行うことを可能とするため携帯電話等の特定基地局の開設計画の認定に関する所要の措置等を行おうとするものである。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案は、電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和しようとするものである。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、現下の経済情勢を踏まえつつ電気通信基盤の整備の促進を引

き続き行っていくため、電気通信基盤充実臨時措置法の廃止期限を延長するとともに、高度通信施設整備事業を見直すほか、独立行政法人情報通信研究機構が行う利子助成業務を廃止しようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、周波数オークションに対する総務省の立場、N T T東西の機能分離を行うメリット・デメリット、「光の道」構想の目的・効果等について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、電波法改正案は全会一致をもって、事業法及びN T T法改正案及び基盤法改正案はそれぞれ多数をもって、原案どおり可決した。なお、3法律案に対し、附帯決議が付された。

NHK 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（いわゆるNHK平成23年度予算）は、収支予算では、一般勘定事業収支において、収入が6,926億円、支出が6,886億円であり、事業収支差金が40億円となっており、事業計画では、テレビジョン放送の完全デジタル化に向けた万全な対策の実施、テレビジョン放送4波の個性を発揮したサービスの実施、視聴者からの信頼を高めるための組織改革等に取り組むこととしている。委員会においては、不祥事の再発防止策、今般の大震災を受けての被災者に配慮した放送、予算の見直しの可否その他のNHKの対応、公共放送の在り方についての新会長の所信等について質疑が行われた後、全会一致をもって承認した。なお、附帯決議が付された。

日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書及び日本放送協

会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書は、日本放送協会の平成20年度及び21年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成20年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,235億円、負債合計は2,729億円、純資産合計は5,505億円となっている。損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,616億円、経常事業支出は6,288億円となっており、経常事業収支差金は327億円となっている。

平成21年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,533億円、負債合計は2,904億円、純資産合計は5,629億円となっている。損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,655億円、経常事業支出は6,462億円となっており、経常事業収支差金は193億円となっている。

委員会においては、両件を一括して議題とし、平成24年度からの受信料の10パーセント還元の見通し、NHK経営委員会の在り方、NHKの経営の合理化等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって是認した。

〔国政調査等〕

2月10日、横浜市及び横須賀市における情報通信に関する実情調査のため、NHK横浜放送局及び横須賀リサーチパークに視察を行った。

3月10日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について片山総務大臣から、郵政改革の基本施策に関する件について自見国

務大臣から、それぞれ所信を聴取し、平成23年度総務省関係予算に関する件について平岡総務副大臣から、平成23年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について江利川人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

3月24日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の基本施策に関する件及び平成23年度人事院業務概況に関する件について、地方交付税の交付団体が減税を行うことの是非、被災した自治体に対する国の人的支援策、震災に伴いテレビ放送完全デジタル化を延期する可能性、被災地のがれき処理費用を全額国庫負担とする必要性等の質疑を行った。

3月25日、予算委員会から委嘱を受けた、平成23年度内閣所管（人事院）及び総務省所管（公害等調整委員会を除く）の予算の審査を行い、臨時財政対策債の残高減額よりも交付税特別会計借入金の償還を優先した理由、震災で被害を受けた通信インフラの復旧対策、地方自治制度の見直しにおける慎重な検討及び適正な手続の必要性、被災地での雇用創出に向けて緊急地域雇用創出事業を実施する必要性等の質疑を行った。

3月30日、平成23年度地方財政計画に関する件について片山総務大臣から概要説明を聴取した後、鈴木総務副大臣から補足説明を聴取した。

また、平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応及び自立的かつ持続的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。

4月12日、東日本大震災に係る総務省の取組状況に関する件について片山総務大臣から説明を聴取した。

また、行政制度、公務員制度、地方行

財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、統一地方選挙における浦安市の対応、東日本大震災における消防団活動、被災者への生活保護支給、地域防災計画の在り方等について質疑を行った。

5月10日、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、下水道事業の経営状況、国家公務員の制度改革及び給与削減、高齢者部分休業制度の在り方、原子力災害避難区域の自治体に関する地方交付税算定等について質疑を行った。

5月12日、東日本大震災による自治体行政機能、消防、情報通信及び郵政事業の被害状況等に関する実情調査のため宮城県に委員派遣を行った。

5月17日、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

また、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、被災地の要望する一括交付金創設、東日本大震災が被災地の過疎化に与える影響、地方公務員給与の削減、被災者に対する郵政サービスの一体的提供等について質疑を行った。

6月16日、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、社会保障と税の一体改革、地方公務員制度に対する国の関与の在り方、被災地のがれき処理における国の役割、原発事故の被災者及び被災自治体への支援等について質疑を行った。

8月2日、地上デジタル放送への完全移行に関する件について片山総務大臣から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成23年2月9日(水) (第1回)

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。

○平成23年3月10日(木) (第2回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について片山総務大臣から所信を聴いた。
- 郵政改革の基本施策に関する件について自見国務大臣から所信を聴いた。
- 平成23年度総務省関係予算に関する件について平岡総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成23年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について江利川人事院総裁から説明を聴いた。

○平成23年3月24日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件、郵政改革の

基本施策に関する件及び平成23年度人事院業務概況に関する件について片山総務大臣、自見国務大臣、鈴木総務副大臣、平岡総務副大臣、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山崎力君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、寺田典城君(みん)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)

- 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年3月25日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年一般会計予算(衆議院送付) 平成二十三年特別会計予算(衆議院送付) 平成二十三年政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣所管(人事院)及び総務省所管(公害等調整委員会を除く))について片山総務大臣、鈴木総務副大臣、平岡総務副大臣及び逢坂総務大臣政務官に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中西祐介君(自民)、藤川政人君(自民)、石川博崇君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について片山総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)(閣法第6号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民

反対会派 なし

○平成23年3月30日(水)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成23年度地方財政計画に関する件について片山総務大臣から概要説明を聞いた後、鈴木総務副大臣から補足説明を聞いた。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員西博義君から説明を聞き、同坂本哲志君、片山総務大臣、森田総務大臣政務官、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

松下新平君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)(閣法第5号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改、社民

反対会派 共産

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応及び自立的かつ持続的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。

- 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(衆第5号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員石田真敏君から趣旨説明を聞き、討論の後、可決した。(衆第5号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改、社民

反対会派 共産

○平成23年3月31日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第2号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長松本正之君から説明を聞き、同大臣、平岡総務副大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長松本正之君、同協会理事吉国浩二君、同協会理事今井環君、同協会専務理事日向英実君、同協会理事大西典良君、同協会経営委員会委員長職務代行者安田喜憲君、同協会技師長・専務理事永井研二君及び同協会専務理事金田新君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

山本一太君(自民)、石川博崇君(公明)、寺田典城君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、又市征治君(社民)

(閣承認第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、日改、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年4月12日(火)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に係る総務省の取組状況に関する件について片山総務大臣から説明を聴い

た。

- 統一地方選挙における浦安市の対応に関する件、東日本大震災における消防団活動に関する件、東日本大震災に伴う地方交付税措置に関する件、被災者への生活保護支給に関する件、被災者の生業支援に関する件、地域防災計画の在り方に関する件、被災地域における地上テレビ放送の完全デジタル化に関する件、郵政改革に関する件等について片山総務大臣、平岡総務副大臣、逢坂総務大臣政務官、森田総務大臣政務官、中山経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役中城吉郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

難波奨二君（民主）、礪崎陽輔君（自民）、岸宏一君（自民）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年4月19日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第34号）
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第35号）

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第36号）

以上3案について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、平岡総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

世耕弘成君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、小熊慎司君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

（閣法第34号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
日改、社民

反対会派 なし

（閣法第35号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 共産

（閣法第36号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 共産

なお、3案について附帯決議を行った。

○平成23年4月26日（火）（第9回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、鈴木総務副大臣、平岡総務副大臣、松下経済産業副大臣、大塚厚生労働副大臣、逢坂総務大臣政務官、和田内閣府大臣政務官、尾立財務大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

石橋通宏君（民主）、片山さつき君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

（閣法第58号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
日改、社民

反対会派 なし

- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第174回国会閣法第56号）（衆議院送付）

国と地方の協議の場に関する法律案（第174回国会閣法第57号）（衆議院送付）

地方自治法の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第58号）（衆議院送付）

以上3案について片山国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員坂本哲志君から説明を聴いた。

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年4月28日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第174回国会閣法第56

号) (衆議院送付)

国と地方の協議の場に関する法律案 (第174回国会閣法第57号) (衆議院送付)

地方自治法の一部を改正する法律案 (第174回国会閣法第58号) (衆議院送付)

以上3案について修正案提出者衆議院議員坂本哲志君、片山国務大臣、大塚厚生労働副大臣、小宮山厚生労働副大臣、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

小西洋之君 (民主)、磯崎陽輔君 (自民)、石川博崇君 (公明)、寺田典城君 (みん)、山下芳生君 (共産)、片山虎之助君 (日改)、吉田忠智君 (社民)

(第174回国会閣法第56号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 共産

(第174回国会閣法第57号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 共産

(第174回国会閣法第58号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 共産

なお、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (第174回国会閣法第56号) (衆議院送付) 及び国と地方の協議の場に関する法律案 (第174回国会閣法第57号) (衆議院送付) について附帯決議を行った。

○平成23年5月2日(月) (第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案 (閣法第64号) (衆議院送付) について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、近藤藤境副大臣、鈴木総務副大臣、平岡総務副大臣、大塚厚生労働副大臣、森田総務大臣政務官、中山経済産業大臣政務官、林文部科学大臣政務官、逢坂総務大臣政

務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

中西祐介君 (自民)、石川博崇君 (公明)、寺田典城君 (みん)、山下芳生君 (共産)、片山虎之助君 (日改)、吉田忠智君 (社民)

(閣法第64号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 なし

○平成23年5月10日(火) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 被災自治体への人的支援に関する件、下水道事業の経営状況に関する件、被災地の意向を反映した復興の在り方に関する件、国家公務員の制度改革及び給与削減に関する件、被災3県における地上テレビ放送の完全デジタル化延期に関する件、高齢者部分休業制度の在り方に関する件、原発事故に対する東京電力の責任に関する件、被災地における保育の在り方に関する件、被災地におけるボランティア活動支援体制整備に関する件、原子力災害避難区域の自治体に関する地方交付税算定に関する件等について片山総務大臣、鈴木総務副大臣、平岡総務副大臣、笹木文部科学副大臣、松下経済産業副大臣、逢坂総務大臣政務官、森田総務大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

行田邦子君 (民主)、山崎力君 (自民)、藤川政人君 (自民)、魚住裕一郎君 (公明)、寺田典城君 (みん)、山下芳生君 (共産)、片山虎之助君 (日改)、又市征治君 (社民)

- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案 (閣法第41号) (衆議院送付) について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年5月17日(火) (第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金の在り方に関する件、被災地の要望する一括交付金創設に関する件、国家公務員給与の一割削減に関する件、東日本大震災が被災地の過疎化に与える影響に関する件、地方公務員給与の削減に関する件、下水処理場汚泥から検出された放射性物質対策に関する件、被災地のがれき処理に関する件、被災者に対する郵政サービスの一体的提供に関する件等について片山総務大臣、福山内閣官房副長官、近藤環境副大臣、小林厚生労働大臣政務官、樋高環境大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官、尾立財務大臣政務官、江利川人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役斎尾親徳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、山本順三君（自民）、西田昌司君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年5月19日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第41号）（衆議院送付）について片山総務大臣、櫻井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）（閣法第41号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年5月26日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成二十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及び

キャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

日本放送協会平成二十一年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

以上両件について片山総務大臣、参考人日本放送協会会長松本正之君及び会計検査院当局から説明を聴き、片山総務大臣、平岡総務副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長松本正之君、同協会経営委員会委員長敷土文夫君、同協会理事今井環君、同協会理事冷水仁彦君、同協会経営委員会委員井原理代君、同協会経営委員会委員長職務代行安田喜憲君、同協会専務理事金田新君、同協会理事大西典良君、同協会技師長・専務理事永井研二君及び同協会理事吉国浩二君に対し質疑を行った後、いずれも是認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

難波奨二君（民主）、石橋通宏君（民主）、山本一太君（自民）、片山さつき君（自民）、山本順三君（自民）、藤川政人君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）（NHK平成20年度決算）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 なし

（NHK平成21年度決算）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 なし

○平成23年5月31日（火）（第16回）

- 東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年6月7日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る

電波法の特例に関する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について片山総務大臣、平岡総務副大臣、森田総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山崎力君（自民）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）（閣法第69号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年6月16日（木）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障と税の一体改革に関する件、緊急警報放送の普及に関する件、国家公務員制度改革に関する件、国と地方の協議の場の在り方に関する件、地方公務員制度に対する国の関与の在り方に関する件、日本郵政グループにおけるパワーハラスメントに関する件、被災地のがれき処理における国の役割に関する件、原発事故の被災者及び被災自治体への支援に関する件等について片山総務大臣、平岡総務副大臣、近藤環境副大臣、末松内閣府副大臣、大塚厚生労働副大臣、櫻井財務副大臣、内山総務大臣政務官、逢坂総務大臣政務官、江利川人事院総裁、政府参考人、参考人日本放送協会技師長・専務理事永井研二君、日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長齋藤次郎君及び同株式会社専務執行役中城吉郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武内則男君（民主）、礪崎陽輔君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

- 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送

付）について片山総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年6月21日（火）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第83号）（衆議院送付）について片山総務大臣、鈴木総務副大臣、笹木文部科学副大臣、末松内閣府副大臣、逢坂総務大臣政務官、尾立財務大臣政務官、市村国土交通大臣政務官、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

若林健太君（自民）、片山さつき君（自民）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

（閣法第83号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成23年8月2日（火）（第20回）

- 地上デジタル放送への完全移行に関する件について片山総務大臣から説明を聴いた。
- 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上両案について片山総務大臣から趣旨説明を、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員稲見哲男君から

説明を聴いた。

○平成23年8月4日(木) (第21回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）
東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第89号）（衆議院送付）

以上両案について片山総務大臣、五十嵐財務副大臣、鈴木総務副大臣、浜田総務大臣政務官、逢坂総務大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

山崎力君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）（閣法第88号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民、無

反対会派 なし

（閣法第89号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民、無

反対会派 なし

なお、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成23年8月23日(火) (第22回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 運輸事業の振興の助成に関する法律案（衆第27号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長代理赤澤亮正君から趣旨説明を聴き、同赤澤亮正君、同稲見哲男君、片山総務大臣及び池口国土交通副大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

片山さつき君（自民）、石川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）

（衆第27号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案（衆第28号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長代理坂本哲志君から趣旨説明を聴き、同稲見哲男君、片山総務大臣、小泉国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

武内則男君（民主）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

（衆第28号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（参第16号）について発議者参議院議員礒崎陽輔君から趣旨説明を聴いた。

○平成23年8月25日(木) (第23回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に係る災害復旧及び災害からの復興のための臨時の交付金の交付に関する法律案（参第16号）について発議者参議院議員礒崎陽輔君、同中西祐介君、同魚住裕一郎君、同小熊慎司君、同荒井広幸君、片山総務大臣、池田経済産業副大臣、三井国土交通副大臣、小泉国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

武内則男君（民主）、山崎力君（自民）、石

川博崇君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）
（参第16号）

賛成会派 自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 民主、無

なお、附帯決議を行った。

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について片山内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、小宮山厚生労働副大臣、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤川政人君（自民）、中西祐介君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年8月26日（金）（第24回）

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第49号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第49号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民、無

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成23年8月31日（水）（第25回）

- 請願第1437号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1789号外2件を審査した。

- 郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案（第176回国会参第4号）の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年5月12日（木）

- 東日本大震災による自治体行政機能、消防、情報通信及び郵政事業の被害状況等に関する実情調査

〔派遣地〕

宮城県

〔派遣委員〕

藤末健三君（民主）、片山さつき君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、吉川沙織君（民主）、礪崎陽輔君（自民）、世耕弘成君（自民）、山本順三君（自民）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民）

（３）委員会決議

— 平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応

及び自立的かつ持続的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議 —

平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被災した地方公共団体等に対する万全の行財政支援を講ずるとともに、引き続き個性豊かで活力に満ちた分権型社会にふさわしい自立的かつ持続的な地方税財政システムの確立に向けて、政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

- 一、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の復旧・復興については、被災地域の災害対策の強化を図るため、行政機能を大きく喪失した地方公共団体等への職員の派遣等により十全な支援を講ずる

とともに、国と地方公共団体間の連絡・調整・情報共有に配意した支援体制の構築に万全を期すること。

また、平成二十三年度補正予算の編成に当たっては、被災状況を的確に把握し、所要の地方交付税措置をはじめ十分な地方財政措置を講じ、被災地域の地方公共団体に対して万全の対策を講ずるとともに、被災地域の応援等を行った地方公共団体に対する財政措置も講ずること。

二、現下の厳しい経済環境の下において、地方の疲弊が極めて深刻化していることに鑑み、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、税制の抜本的な改革に向けて、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。

三、地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、地方消費税の拡充・強化をはじめ、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。

四、巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。

五、地方債制度及びその運用の在り方については、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性を確保するとともに、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する観点から、見直しを検討すること。

六、地方税財政に係る諸制度の見直しに当たっては、財政基盤の脆弱な市町村に対し、特段の配慮を行うこと。特に、今回、地方交付税の総額に対する特別交付税の割合を引き下げ、普通交付税に移行させるに当たっては、この点に十分留意すること。

七、地域自主戦略交付金については、国と地方の協議を通じ、その運用に地方の意見を十分反映させるとともに、これへの移行を契機とした国庫補助負担金の総額の削減を行わないこと。

八、政策的促進策の下に、多くの市町村合併が行われてから相当の期間が経過している現在、合併当時に予想できなかった社会経済情勢の変動が生じている団体も多いことに鑑み、合併市町村の合併に伴う特例措置の適用状況と行財政運営の現状を分析し、これを踏まえ、合併市町村の今後の行財政運営に不測の支障が生じることがないよう、適切な措置を講ずること。

なお、市町村合併による議員定数の減少、行政改革に伴う議員定数及び報酬の削減等を背景とする地方議会議員年金制度の廃止については、年金受給権者等に対し十分な説明を行う等円滑な廃止に向け最大限の配慮を行うとともに、国民の政治参加や人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度の可能性についても検討を行うこと。

右決議する。

法務委員会

委員一覧（20名）

委員長	浜田	昌良（公明）	小川	敏夫（民主）	山崎	正昭（自民）
理事	中村	哲治（民主）	今野	東（民主）	木庭	健太郎（公明）
理事	前川	清成（民主）	田城	郁（民主）	井上	哲士（共産）
理事	森	まさこ（自民）	平田	健二（民主）	尾辻	秀久（無）
理事	桜内	文城（みん）	金子	原二郎（自民）	西岡	武夫（無）
	有田	芳生（民主）	丸山	和也（自民）	長谷川	大紋（無）
	江田	五月（民主）	溝手	顕正（自民）		（23.2.24 現在）

（１）審議概観

第177回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件（うち本院先議3件）、衆議院提出（法務委員長）1件の合計8件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願17種類77件のうち、1種類10件を採択した。

〔法律案の審査〕

民事関係 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案は、国際的な経済活動に伴う民事紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、国際的な要素を有する財産権上の訴え及び保全命令事件に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものである。委員会においては、多国間条約批准に向けた取組及び二国間条約の必要性、国際裁判管轄の明文化の意義と日本国民の権利保護、財産権上の訴えに限定した理由等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

非訟事件手続法案、家事事件手続法案及び非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、非訟事件及び家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会

に適合した内容のものにするため、当事者等の手続保障に関する制度を拡充するとともに、管轄、代理、不服申立て等の手続の基本的事項に関する規定の整備等を行おうとするものである。委員会においては、3法律案を一括して議題とし、非訟事件の定義と法改正の理由、条文の分かりやすさへの配慮、電話会議システム及びテレビ会議システムの利用と当事者の権利保障、行政手続法との異同、憲法第32条との関係等について質疑が行われ、3法律案はいずれも全会一致をもって可決された。

民法等の一部を改正する法律案は、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設する等の措置を講ずるため、民法の改正を行うとともに、里親委託中等の親権者等がいない児童の親権を児童相談所長が行うこととする等の措置を講ずるため、児童福祉法の改正を行おうとするものである。委員会においては、親権停止制度導入に際しての運用面の課題、施設長等の措置を不当に妨げる事例を示したガイドラインを作成する必要性等について質疑が行われたほか、参考人からの意

見聴取を行った。質疑を終わり、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案は、東日本大震災の被災者である相続人が、生活の混乱の中で、限定承認、相続放棄等を行うことができないまま相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、これらの者が相続の承認又は放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長しようとするものである。委員会においては、衆議院法務委員長代理階猛君より趣旨説明を聴取した後、相続の熟慮期間を一律に延長する理由とその期間の妥当性、救済対象者の範囲と遡及適用すべき期間、被災者に対する周知方法等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

刑事関係 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案は、近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、これらの犯罪に適切に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、罰則及び刑事手続に関する規定等について所要の整備を行おうとするものである。委員会においては、いわゆるウイルス作成罪が憲法の保障する表現の自由等を侵害する危険性、同罪の構成要件の解釈とその周知徹底、いわゆるウイルス提供罪とバグのあるソフトの公開の関係、通信履歴の保全要請と通信の秘密の保障に照らした適切な捜査等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取を行った。質疑を終わり、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付され

た。

このほか、**裁判所職員定員法の一部を改正する法律案**が可決された。

〔国政調査等〕

2月24日、第176回国会閉会後（平成22年12月14日）に行われた視察（東京地方検察庁、最高検察庁及び東京検察審査会事務局）について、視察委員から報告を聴いた。

同日、法務及び司法行政等に関する実情調査のため、東京都児童相談センター及び児童養護施設「錦華学院」の視察を行った。

3月10日、法務行政の基本方針について江田法務大臣から所信を聴取した。

3月24日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、東日本大震災による法務省及び裁判所の被災状況及び業務への影響、被災地におけるがれき処分についての検討状況、福島第一原子力発電所の事故に関する外国への情報提供の在り方、国際的反捕鯨団体による妨害活動に対する取締り、被災者の法律相談等に対応する法テラスに対する予算措置拡充の必要性、被災地における土地の境界等の確定作業の必要性、外国人被災者に対する救済措置の内容、被災地における戸籍データ消失への対応、取調べの可視化についての政府における検討状況、取調べの可視化を導入する場合の新たな捜査手法の導入の必要性、個人通報制度導入についての政府における検討状況等が取り上げられた。

3月25日、予算委員会から委嘱された平成23年度法務省予算等の審査を行い、外国法事務弁護士の資格要件を満たさない者の外国法のアドバイス等に対する指導の必要性、我が国の高齢化に基づく人口減少社会との関係における今後の入国

管理政策、外国人、特に中国人観光客誘致のための入管行政を検討する必要性、震災被害者に対する刑務所物資の提供の更なる取組と被災地に関係ある受刑者への告知の検討について、新たな人権救済機関を創設する法律を制定する場合の人権の定義及び適用対象、法務省所管の登記事務（乙号事務）を受託した会社の登記事項の虚偽、保険料徴収における問題等に対する法務省の対応等が取り上げられた。

4月12日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、東日本大震災直後の被疑者の釈放と治安に与える影響、検察官の人事評価と無罪判決の関係、個人通報制度の法整備について法務大臣の見解、検察の信頼回復に向けての法務大臣の決意、判検交流の位置付けと今後の在り方について法務大臣の見解、特捜部の在り方に関する法務大臣の見解、検察審査会による強制起訴におけるデュープロセスの担保について法務大臣の見解、医療過誤事件に関する公訴時効の取扱いについて、取調べの全過程可視化に当たり警察との連携の必要性、個人通報制度及び人権侵害救済法の導入の必要性、行政機関による人権救済について慎重に行う必要性等が取り上げられた。

5月12日、改正後の国籍法の施行状況に関する件について政府参考人から報告を聴いた。

同日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、時代の変化に伴う事件の質の

変化への対応の必要性についての法務大臣の見解、時代に適合した犯罪規制法制定の在り方についての法務大臣の見解、放射線被ばくについての風評被害に対する法務省の対応、被災者のための関係諸機関の連携強化の必要性、法曹三者震災対策連絡協議会の設置の必要性についての法務大臣及び最高裁の見解、流失した戸籍の再製データの運用開始時期の見通し、改正後の施行状況から見た国籍法の評価、被災地における民事法律扶助の資格要件の緩和及び予算措置の必要性、震災ADRに対する民事法律扶助の活用必要性、検察官倫理規程制定の必要性等が取り上げられた。

6月7日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、布川事件の再審無罪判決についての所見、取調べの可視化の必要性、証拠開示制度の在り方、警察による取調べを適正化する必要性、入国管理業務と難民認定業務の主体を分離する必要性、被災地における相続放棄等の熟慮期間を伸長する必要性、死亡診断書（死体検案書）の記載方法を見直す必要性、中国人観光客に対する査証の発給を拡大する必要性、専門士の称号を付与された専門学校卒業生の上陸許可基準の見直しの進め方、閣議決定の法的位置付け、浜岡原子力発電所の停止要請に係る行政指導等に対する国家賠償法の適用の有無、警察による不適切な取調べ及び証拠の保管についての検察の責任等が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成23年2月24日（木）（第1回）

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

- 法務及び司法行政等に関する件について委員から報告を聴いた。

○平成23年3月10日（木）（第2回）

- 法務行政の基本方針に関する件について江田法務大臣から所信を聴いた。
- 平成23年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について小川法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

○平成23年3月24日(木) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について江田法務大臣、小川法務副大臣、黒岩法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君(自民)、浜田和幸君(自民)、木庭健太郎君(公明)、桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)

○平成23年3月25日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(裁判所所管及び法務省所管)について江田法務大臣、小川法務副大臣、黒岩法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

丸山和也君(自民)、金子原二郎君(自民)、木庭健太郎君(公明)、桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成23年4月12日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災直後の被疑者の釈放に関する件、検察に対する国民の信頼回復及び特捜部の在り方に関する件、行政機関による人権救済及び個人通報制度導入の法整備に関する件、判検交流の位置付けと今後の在り方に関する件、検察審査会による強制起訴におけるデュープロセスの担保に関する件、検察官の使命・役割と倫理に関する件、新たな刑事司法制度の構築に向けた今後の検討に関する件、取調べの全面可視化及び取調べメモの取

扱いについての新たな指針に関する件等について江田法務大臣、黒岩法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

前川清成君(民主)、田城郁君(民主)、丸山和也君(自民)、古川俊治君(自民)、木庭健太郎君(公明)、桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)について江田法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年4月14日(木) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第14号)(衆議院送付)について江田法務大臣、笹文部科学大臣政務官及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

前川清成君(民主)、古川俊治君(自民)、木庭健太郎君(公明)、桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)

(閣法第14号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成23年4月19日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案(第176回国会閣法第8号)について江田法務大臣、鈴木総務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

木庭健太郎君(公明)、桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)

(第176回国会閣法第8号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、無

反対会派 みん

欠席会派 無

- 非訟事件手続法案(閣法第54号)

家事事件手続法案(閣法第55号)

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第56号）

以上3案について江田法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年4月26日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○非訟事件手続法案（閣法第54号）

家事事件手続法案（閣法第55号）

非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第56号）

以上3案について江田法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、森まさこ君（自民）、木庭健太郎君（公明）、桜内文城君（みん）、井上哲士君（共産）

（閣法第54号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
無

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第55号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
無

反対会派 なし

欠席会派 無

（閣法第56号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
無

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成23年5月12日（木）（第9回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○改正後の国籍法の施行状況に関する件について政府参考人から報告を聴いた。

○福島第一原子力発電所における労働実態の諸問題に関する件、時代に適合した犯罪規制法制定の在り方に関する件、原発事故の情報開示と国民の知る権利の関係に関する件、被災

者のための関係諸機関の連携強化の必要性に関する件、流失した戸籍の再製データの運用開始時期に関する件、改正後の施行状況から見た国籍法の評価に関する件、原子力災害への政府対応に対する評価に関する件、被災地における民事法律扶助の活用に関する件、検察官の倫理規程制定の必要性に関する件等について江田法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田城郁君（民主）、有田芳生君（民主）、森まさこ君（自民）、木庭健太郎君（公明）、桜内文城君（みん）、井上哲士君（共産）

○民法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）

（衆議院送付）について江田法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成23年5月17日（火）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○民法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）

（衆議院送付）について江田法務大臣、鈴木総務副大臣、小宮山厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

今野東君（民主）、丸山和也君（自民）、木庭健太郎君（公明）、桜内文城君（みん）、井上哲士君（共産）

○平成23年5月19日（木）（第11回）

○民法等の一部を改正する法律案（閣法第31号）

（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授 中田裕康君

関西学院大学人間福祉学部教授 才村純君
財団法人全国里親会運営委員会委員 青葉絃宇君

〔質疑者〕

田城郁君（民主）、森まさこ君（自民）、木庭健太郎君（公明）、桜内文城君（みん）、井上哲士君（共産）

○平成23年5月24日(火) (第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)
(衆議院送付)について江田法務大臣、小宮山厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

田城郁君(民主)、熊谷大君(自民)、木庭健太郎君(公明)、井上哲士君(共産)

○平成23年5月26日(木) (第13回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 民法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)
(衆議院送付)について江田法務大臣、小宮山厚生労働副大臣、小川法務副大臣、山花外務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

有田芳生君(民主)、森まさこ君(自民)、木庭健太郎君(公明)、桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)

(閣法第31号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
無

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

○平成23年6月7日(火) (第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 布川事件の再審無罪判決に関する件、取調べの可視化に関する件、証拠開示制度の在り方に関する件、警察による取調べの適正化に関する件、被災地における相続放棄等の熟慮期間の伸長に関する件、中国人観光客に対する査証の発給に関する件、専門士の称号を付与された専門学校卒業生の上陸許可基準の見直しに関する件、閣議決定の法的位置付けに関する件、行政指導等に対する国家賠償法の適用に関する件、警察による不適切な取調べ及び証拠の保管についての検察の責任に関する件等について江田法務大臣、黒岩法務大臣政務官、徳永外務大臣政務官、林文部科学大臣

政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

今野東君(民主)、森まさこ君(自民)、金子原二郎君(自民)、木庭健太郎君(公明)、桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)

- 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について江田法務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成23年6月9日(木) (第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について江田法務大臣、小川法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

田城郁君(民主)、丸山和也君(自民)、木庭健太郎君(公明)、桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)

○平成23年6月14日(火) (第16回)

- 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

首都大学東京法科大学院教授 前田雅英君
弁護士

日本弁護士連合会国際刑事立法対策委員会
委員長 山下幸夫君

独立行政法人産業技術総合研究所情報セキュリティ研究センター主任研究員 高木浩光君

[質疑者]

有田芳生君(民主)、渡辺猛之君(自民)、木庭健太郎君(公明)、桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)

○平成23年6月16日(木) (第17回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について江田法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

中村哲治君（民主）、有田芳生君（民主）、
藤川政人君（自民）、木庭健太郎君（公明）、
桜内文城君（みん）、井上哲士君（共産）
（閣法第42号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、無

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

- 東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律案（衆第18号）（衆議院提出）について提出者衆議院法務委員長代理階猛君から趣旨説明を聴き、同辻恵君、同階猛君、江田法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、森まさこ君（自民）、
木庭健太郎君（公明）、桜内文城君（みん）、
井上哲士君（共産）

（衆第18号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産

反対会派 なし

欠席会派 無

○平成23年8月31日（水）（第18回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第707号外9件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第31号外66件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	佐藤 公治 (民主)	小川 勝也 (民主)	島尻 安伊子 (自民)
理事	榛葉 賀津也 (民主)	大野 元裕 (民主)	浜田 和幸 (自民)
理事	谷岡 郁子 (民主)	北澤 俊美 (民主)	山本 一太 (自民)
理事	岸 信夫 (自民)	徳永 久志 (民主)	山口 那津男 (公明)
理事	佐藤 正久 (自民)	広田 一 (民主)	小熊 慎司 (みん)
理事	山本 香苗 (公明)	猪口 邦子 (自民)	舩添 要一 (日改)
	石井 一 (民主)	宇都 隆史 (自民)	山内 徳信 (社民)

(23. 3. 25 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において本委員会に付託された案件は、条約16件（うち本院先議4件、衆議院継続1件）、内閣提出法律案4件（うち本院継続1件）及び本院議員提出法律案1件（本院継続）の合計21件であり、条約16件を承認、内閣提出法律案3件を可決し、内閣提出法律案1件及び本院議員提出法律案1件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願20種類121件のうち、2種類9件を採択した。

〔条約及び法律案の審査〕

在日米軍駐留経費の負担継続 1987年度以降、我が国は、日米地位協定において米側に負担義務がある在日米軍駐留関連経費の一部について、特別協定を締結した上で負担してきている。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、2008年に締結された前回の特別協定の有効期間が本年3月31日までとなっていたことに鑑み、在日米

軍従業員に対する基本給等の支払及び在日米軍が公用のため調達する電気等の支払に要する経費並びに我が国の要請に基づき在日米軍が訓練を移転する場合に追加的に必要となる経費を我が国が負担すること、米国がこれらの経費の節約に一層努めること等について規定するものである。委員会においては、民主党が3年前に現行協定に反対した理由と本協定提出に当たっての総括、駐留経費負担の総額維持の理由、5年間の有効期間と在日米軍再編との関係、米国による経費節約努力の検証、駐留経費負担の今後の在り方、米軍駐留に係る沖縄県民の負担軽減への取組等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

朝鮮王朝儀軌等の引渡し 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定は、日韓併合から100年となる2010年8月の菅総理の日韓関係に関する内閣総理大臣談話において言及された我が国政府が保管している朝鮮王朝儀軌等、附属書に掲げる図書1,205冊を韓国政府に対して引き渡すとともに、両国政府がこれらの図書の引渡しによって両国間の文化交流及び文化協力の一層の発展に努めることを

定めるものである。委員会においては、本協定締結の意義、本協定と日韓基本条約等との関係、2010年8月の日韓関係に関する内閣総理大臣談話と本協定の成立経緯、本協定に基づく図書引渡しの片務性、韓国に所在する我が国由来の図書の引渡しを求める必要性、国際的な文化財返還問題への対応等について質疑が行われたほか、宮内庁書陵部への視察及び参考人からの意見聴取が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

租税における二国間協力の推進 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約は、いずれも現行の租税条約を改正し、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免すること等について定めるものである。委員会においては、租税条約ネットワークの拡大に向けた取組等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約は、いずれも、所得に対する租税に関する二重課税の回避を目的とした課税権の調整を行うとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地課税の限度税率、脱税及び租税回避行為の防止等について定めるものである。脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定及び脱

税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定は、いずれも、国際的な脱税及び租税回避行為を防止するため、租税に関する情報交換を行う枠組みを定めるとともに、退職年金等の特定の個人の所得について課税権の配分等について定めるものである。委員会においては、租税条約の締結や改定に向けた方針、OECDモデル条約を踏まえた租税条約ネットワークの構築、香港との租税協定に相互協議に係る仲裁手続を設けた理由等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

原子力の平和利用・社会保障における二国間協力の推進 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とヨルダンとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的非爆発目的利用等について定めるものである。委員会においては、東電福島第一原発事故を踏まえた今後の原子力政策の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定及び社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定は、いずれも人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、ブラジルとの協定は、両国間で、年金制度の適用の調整を行うこと及び加入期間の通算により年金受給権を確立すること等について、また、スイスとの協定は、年金制度及び医療保険制度の適用の調整を行うこと並びに加入期間の通算により年金受給権を

確立すること等について、それぞれ定めるものである。委員会においては、中国、インド等新興国との社会保障協定の締結方針等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

経済連携の強化 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定は、両国間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、自然人の移動、競争、知的財産等の幅広い分野での枠組みを構築すること等について定めるものである。委員会においては、経済連携に関する基本政策におけるインドとの協定の位置付け、インドとの協定締結が両国の貿易に与える影響等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

防衛協力の推進 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定は、我が国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間で、共同訓練、PKO、災害対処等のために必要な物品・役務を相互に提供するための枠組みについて定めるものである。委員会においては、オーストラリア、米国等との安全保障体制の強化等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

多国間外交、国際機関への協力の推進 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書は、東南アジア友好協力条約の締約国に、欧州連合等の専ら主権国家によって構成される地域機関を加えることについて定めるものである。千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書は、我が国

の譲許表の品目分類を商品の名称及び分類についての統一システム条約の2002年の改正に適合させることを目的とし、我が国の譲許表の修正及び訂正について定めるものである。**理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正**は、国際通貨基金における新興国及び途上国の代表性の拡大等を目的として、理事会の改革を行うための改正について定めるものである。委員会においては、東南アジア友好協力条約への欧州連合の加入の意義、関税実務の更なる負担軽減に向けた経済連携協定の改正、国際通貨基金に対する我が国の人的貢献の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

外交実施体制の整備 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、東南アジア諸国連合日本政府代表部を新設すること、在ジャカルタ日本国総領事館等五つの兼館総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、子女教育手当の支給に関する制度を改正すること等について規定するものである。委員会においては、在外公館の機能発揮のための予算の活用、外務人事審議会の在り方、在外公館の警備体制の見直し等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

防衛施設と周辺地域との調和 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案は、防衛施設周辺地域における生活環境等の整備に係る需要が多様化していること等に鑑み、特定防衛施設及び特定防衛施設関連市町村の指定に当たって特に配慮すべき市町村の事業並びに特定防衛施設周辺整備調整交

付金の交付の対象となる事業として、公共用の施設の整備に加えて、その他の生活環境の改善又は開発の円滑な実施に寄与する事業を規定するものである。委員会においては、拡大される調整交付金対象事業の具体的な内容、調整交付金予算の増額の理由と今後の見通し、東日本大震災被災地への調整交付金等の支給の配慮等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

東日本大震災被災者への旅券発給の特例

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案は、東日本大震災により多数の被災者が一般旅券を紛失し、または焼失したことに対処するため、一般旅券の発給の特例として、地震発生時点で有していた一般旅券の有効期限までの震災特例旅券を発行できること、震災特例旅券の発給に係る国の手数料は徴収しないこと等について定めるものであり、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月25日、予算委員会から委嘱された平成23年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

3月30日、外交の基本方針について松本外務大臣から、国の防衛の基本方針について北澤防衛大臣から、それぞれ所信を聴取し、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

4月12日、東日本大震災による被害及び対策、東電福島第一原発事故への対処、我が国のエネルギー政策、竹島問題、在日米軍軍人・軍属に対する刑事裁判権行使等について質疑を行った。

4月26日、東日本大震災による被害及

び対応、東電福島第一原発事故への対処、尖閣諸島をめぐる問題、普天間飛行場移設問題等について質疑を行った。

5月17日、北方領土問題、東電福島第一原発事故への対処、中東情勢、普天間飛行場移設問題、南西地域の防衛、外国政府等による土地取得、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）、ODA予算等について質疑を行った。

5月31日、普天間飛行場移設問題、G8ドーヴィル・サミット、韓国国会議員の北方領土訪問、環太平洋連携協定（TPP）、対中ODA、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）、東日本大震災による海外における風評被害対策等について質疑を行った。

7月28日、東日本大震災に対する自衛隊の活動等に関する実情調査のため、宮城県及び福島県への委員派遣を行い、陸上自衛隊仙台駐屯地、同郡山駐屯地において説明聴取及び意見交換を行うとともに、東電福島第一原発事故の対処活動の拠点となっているＪヴィレッジにおいて説明聴取及び装備等の視察を行った。

8月4日、上記委員派遣について派遣委員から報告を聴取し、北朝鮮政策、サイバー攻撃への対処、東日本大震災による被害及び対応、日米関係、日米安全保障協議委員会（2＋2）、中国の海洋活動、普天間飛行場移設問題等について質疑を行った。

8月9日、原子力安全、竹島問題、東日本大震災による海外における風評被害対策、在沖縄米軍基地へのMV22配備等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成23年3月25日(金) (第1回)

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)について松本外務大臣及び小川防衛副大臣から説明を聴いた後、同大臣、高橋外務副大臣、小川防衛副大臣、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岸信夫君(自民)、佐藤正久君(自民)、宇都隆史君(自民)、山本香苗君(公明)、小熊慎司君(みん)、山内徳信君(社民)
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成23年3月30日(水) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件について松本外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について北澤防衛大臣から所信を聴いた。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について松本外務大臣、北澤防衛大臣、小川防衛副大臣、高橋外務副大臣、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浜田和幸君(自民)、猪口邦子君(自民)、山本香苗君(公明)、小熊慎司君(みん)、山内徳信君(社民)
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)

以上4件について松本外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年3月31日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)

以上4件について松本外務大臣、小川防衛副大臣、高橋外務副大臣、田嶋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)及び日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第17号)について討論の後、いずれも承認すべ

きものと議決した。

〔質疑者〕

岸信夫君（自民）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

（閣条第14号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改

反対会派 社民

（閣条第15号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

（閣条第16号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

（閣条第17号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改

反対会派 社民

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（予）について松本外務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、北澤防衛大臣、小川防衛副大臣、高橋外務副大臣、松下経済産業副大臣、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について松本外務大臣、北澤防衛大臣、小川防衛副大臣及び広田防衛大臣政務官に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

山本香苗君（公明）、佐藤正久君（自民）、島尻安伊子君（自民）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

（閣条第1号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改

反対会派 社民

○平成23年4月12日（火）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災による被害及び対策に関する件、福島第一原子力発電所事故への対処に関する件、我が国のエネルギー政策に関する件、竹島問題に関する件、在日米軍軍人・軍属に対する刑事裁判権行使に関する件等について松本外務大臣、北澤防衛大臣、高橋外務副大臣、東内閣府副大臣、小川防衛副大臣、田嶋経済産業大臣政務官、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野元裕君（民主）、佐藤正久君（自民）、山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第27号）について北澤防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年4月14日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第27号）について北澤防衛大臣、松本外務大臣、小川防衛副大臣、高橋外務副大臣、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

榛葉賀津也君（民主）、岸信夫君（自民）、島尻安伊子君（自民）、石川博崇君（公明）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

○平成23年4月19日（火）（第6回）

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第27号）を可決した。

(第174回国会閣法第27号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について松本外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、北澤防衛大臣、小川防衛副大臣、徳永外務大臣政務官、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

谷岡郁子君（民主）、宇都隆史君（自民）、
山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、
山内徳信君（社民）

（閣法第11号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

○平成23年4月26日（火）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による被害及び対応に関する件、福島第一原子力発電所事故への対処に関する件、尖閣諸島をめぐる問題に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件等について北澤防衛大臣、松本外務大臣、小川防衛副大臣、高橋外務副大臣、小宮山厚生労働副大臣、三井国土交通副大臣、鈴木総務副大臣、広田防衛大臣政務官、中山経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事金田新君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

谷岡郁子君（民主）、佐藤正久君（自民）、
猪口邦子君（自民）、山本香苗君（公明）、
小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

○平成23年5月17日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北方領土問題に関する件、福島第一原子力発

電所事故への対処に関する件、中東情勢に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件、南西地域の防衛に関する件、外国政府等による土地取得に関する件、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に関する件、ODA予算に関する件等について松本外務大臣、北澤防衛大臣、高橋外務副大臣、小川防衛副大臣、五十嵐財務副大臣、中山経済産業大臣政務官、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野元裕君（民主）、佐藤正久君（自民）、
浜田和幸君（自民）、山本香苗君（公明）、
小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

- 社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）

以上3件について松本外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年5月19日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）（衆議院送付）

社会保障に関する日本国とスイス連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）（衆議院送付）

以上3件について松本外務大臣、北澤防衛大臣、福山内閣官房副長官、筒井農林水産副大臣、徳永外務大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官、小泉国土交通大臣政務官、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

榛葉賀津也君（民主）、宇都隆史君（自民）、
山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、
山内徳信君（社民）

（閣条第5号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

（閣条第6号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

（閣条第18号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

- 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第176回国会閣条第5号）（衆議院送付）について松本外務大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成23年5月24日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第176回国会閣条第5号）（衆議院送付）について松本外務大臣、北澤防衛大臣、福山内閣官房副長官、高橋外務副大臣、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

谷岡郁子君（民主）、岸信夫君（自民）、石川博崇君（公明）、桜内文城君（みん）、山内徳信君（社民）

また、同伴について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成23年5月26日（木）（第11回）

- 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第176回国会閣条第5号）（衆議院送付）について次の参考人から意見聞いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院人文社会系研究科准教授

六反田豊君

拓殖大学教授 下條正男君

〔質疑者〕

榛葉賀津也君（民主）、浜田和幸君（自民）、
山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、
山内徳信君（社民）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（第176回国会閣条第5号）（衆議院送付）について松本外務大臣、北澤防衛大臣、高橋外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

大野元裕君（民主）、佐藤正久君（自民）、
山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、
山内徳信君（社民）

（第176回国会閣条第5号）

賛成会派 民主、公明、みん、日改、社民
反対会派 自民

○平成23年5月31日（火）（第12回）

- 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について松本外務大臣から趣旨説明を聞いた後、可決した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 普天間飛行場移設問題に関する件、G8ドーヴィル・サミットに関する件、韓国国会議員の北方領土訪問に関する件、環太平洋連携協定に関する件、対中ODAに関する件、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約に関する件、東日本大震災による海外における風評被害対策に関する件等について北澤防衛大臣、松本外務大臣、福山内閣官房副長官、高橋外務副大臣、東内閣府副大臣、小川法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井一君（民主）、佐藤正久君（自民）、浜田和幸君（自民）、山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民

共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上4件について松本外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年6月14日（火）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院送付）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）（衆議院送付）

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とケイマン諸島政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（衆議院送付）

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）

以上4件について松本外務大臣、北澤防衛大臣、高橋外務副大臣、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

榛葉賀津也君（民主）、島尻安伊子君（自民）、山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

（閣条第7号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 なし

（閣条第8号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 なし

（閣条第9号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 なし

（閣条第10号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 なし

○平成23年7月22日（金）（第14回）

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年8月4日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○北朝鮮政策に関する件、サイバー攻撃への対処に関する件、東日本大震災による被害及び対応に関する件、日米関係に関する件、日米安全保障協議委員会に関する件、中国の海洋活動に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件等について松本外務大臣、北澤防衛大臣、高橋外務副大臣、東内閣府副大臣、小川防衛副大臣、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野元裕君（民主）、岸信夫君（自民）、猪口邦子君（自民）、山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

- 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）
理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

以上3件について松本外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年8月9日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力安全に関する件、竹島問題に関する件、東日本大震災による海外における風評被害対策に関する件、在沖縄米軍基地へのMV22配備に関する件等について松本外務大臣、北澤防衛大臣、池田経済産業副大臣、阿久津内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人内閣府本府参与・東海大学国際教育センター教授広瀬研吉君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

谷岡郁子君（民主）、佐藤正久君（自民）、山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

- 東南アジアにおける友好協力条約を改正する第三議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）（衆議院送付）

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千九年六月十五日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第12号）（衆議院送付）
理事会の改革に関する国際通貨基金協定の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第13号）（衆議院送付）

以上3件について松本外務大臣、小川防衛副大臣、大塚厚生労働副大臣、広田防衛大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官及び政

府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

島尻安伊子君（自民）、宇都隆史君（自民）、山本香苗君（公明）、小熊慎司君（みん）、山内徳信君（社民）

（閣条第11号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 なし

（閣条第12号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 なし

（閣条第13号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 なし

○平成23年8月31日（水）（第17回）

- 請願第1143号外8件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第62号外111件を審査した。

- 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）

インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案（第176回国会参第1号）

以上両案の継続審査要求書を提出することを決定した。

- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年7月28日（木）

- 東日本大震災に対する自衛隊の活動等に関する実情調査

〔派遣地〕

宮城県、福島県

〔派遣委員〕

佐藤公治君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、

谷岡郁子君（民主）、岸信夫君（自民）、
佐藤正久君（自民）、山本香苗君（公明）、
猪口邦子君（自民）、島尻安伊子君（自民）、
山本順三君（自民）、舛添要一君（日改）

財政金融委員会

委員一覧（25名）

委員長	藤田 幸久（民主）	川上 義博（民主）	林 芳正（自民）
理事	大久保 勉（民主）	櫻井 充（民主）	古川 俊治（自民）
理事	舟山 康江（民主）	田中 直紀（民主）	丸川 珠代（自民）
理事	愛知 治郎（自民）	中谷 智司（民主）	竹谷 とし子（公明）
理事	佐藤 ゆかり（自民）	水戸 将史（民主）	中西 健治（みん）
理事	荒木 清寛（公明）	鴻池 祥肇（自民）	大門 実紀史（共産）
	尾立 源幸（民主）	塚田 一郎（自民）	中山 恭子（日改）
	風間 直樹（民主）	西田 昌司（自民）	
	金子 洋一（民主）	野上 浩太郎（自民）	

（23. 2. 9 現在）

（１）審議概観

第177回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出12件（うち本院先議1件）、衆議院提出1件の合計13件であった。内閣提出12件のうち、11件は可決、1件（先議）は修正議決した。衆議院提出1件は可決した。

また、本委員会付託の請願31種類201件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

つなぎ法・分離法の制定 平成23年度税制改正法案が平成23年3月31日を目前にしてもその成立の見通しが立っていないことに鑑み、国民生活等の混乱を回避するため、同年3月31日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に同年6月30日まで延長する**国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案**（つなぎ法）が提出され、提出者衆議院議員野田毅君から趣旨説明を聴取した後、多数をもって可決された。

平成23年度税制改正法案の取扱いについては、「平成23年度税制改正法案等の処理について」（平成23年6月8日）の3党

合意（民主党・自由民主党・公明党）に基づき、雇用促進税制等政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、期限切れ租税特別措置の延長等の措置を講ずる**現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案**（分離法）が提出された。

委員会では、原発事故を踏まえた地球温暖化対策税の在り方、今後の法人税引下げの方向性、社会保障と税の一体改革における消費税引上げに対する政府の方針等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

なお、平成23年度税制改正法案のうち、個人所得課税の諸控除の見直し、法人税の税率引下げ、相続税の控除・税率の見直し、地球温暖化対策のための税の創設等の措置を講ずる**経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案**については、**所得税法等の一部を改正する法律案**から題名を改めるとともに、雇用促進税制等政策税制の拡充、寄附金税制の拡充、期限切れ租税特別措置の延長等の措置を

削除する内閣修正が行われたが、衆議院で継続審査となった。

東日本大震災関連 東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法その他の国税関係法律の特例を定める**東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案**について、震災税制特例法案の特例を直接被災した企業に限らず幅広く適用する必要性、政府与党がガソリン税等のトリガー条項を適用停止とした理由、復旧・復興に向けた今後の税制上の対応方針等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

また、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期することを内容とする**東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案**について、国の資本参加に関して震災の特例を設ける趣旨、被災企業が抱えるリース債務についての具体的対応策、個人向け私的整理ガイドラインの検討状況等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

補正予算関連・特例公債法 **東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案**（第一次補正予算関連）は、平成23年度において東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般

会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置を定めるものである。本法律案は、**平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案**（財政運営公債特例法案）に盛り込まれていた年金臨時財源（2.5兆円）を東日本大震災に対処するための財源として活用することに伴い、新たな法律案として提出されたものである。

委員会では、震災対策の財源確保策としての子ども手当見直しの必要性、震災対策に転用した年金臨時財源について今年度中に年金財政に繰り入れる必要性、震災対策に当たっての国債発行の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

平成23年度第二次補正予算を編成するに当たり、新たな国債発行に依存しないとの観点から、平成22年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例措置を講ずる**平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案**（第二次補正予算関連）について、日銀が保有する外貨資産の管理の在り方、第二次補正予算の財源として決算上の剰余金を活用する趣旨、東日本大震災からの復興財源として特別会計の積立金等を活用する必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案（当初予算関連）は、平成23年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるものである。本法律案については、上記の財政運営公債特例

法案から題名を改めるほか、基礎年金の国庫負担の追加に係る規定を削除し、施行期日を公布の日とする内閣修正が行われた。また、衆議院において、政府は、子ども手当の支給等の見直しによる歳出の削減について、平成23年度の補正予算において必要な措置を講ずる旨の規定を加える修正が行われた。

委員会では、特例公債法の成立が遅れた責任、子ども手当等の歳出に関する今後の見直しの在り方、震災復興へ向けた今後の取組、今般の円高への対応策等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

金融商品取引法等の改正 **資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案**（本院先議）は、資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、英文開示の対象、銀行等の業務範囲及び特定融資枠契約の借主の範囲をそれぞれ拡大するとともに、投資運用業の規制を緩和するほか、公認会計士に関する制度を見直す等の措置を講ずるものである。

委員会では、無登録業者の未公開株等取引に係る民事ルールについて例外規定を設ける趣旨、待機合格者問題の解決策として公認会計士制度を見直すことの有効性、被災者に対する金融面での住宅再建支援策の在り方等について質疑が行われた。質疑終局の後、自由民主党、みんなの党及びたちあがれ日本・新党改革から、公認会計士法の改正に関する規定の部分进行を削ること等を内容とする修正案が提出され、多数をもって修正議決された。なお、附帯決議が付された。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法に基づき、住専債権の回収等が平成23年12月を目途

として完了するものとされていることを踏まえ、住専債権の回収等の業務を円滑に終了するための措置を講ずるとともに、当該業務の終了に伴い、整理回収機構の機能を見直す等の改正を行う**預金保険法の一部を改正する法律案**について、住専債権に係る二次損失の最終的な処理方法、整理回収機構の機能見直しを行う趣旨、預金保険料に可変保険料率を導入する必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

その他 特恵関税制度及び暫定関税率等の適用期限の延長、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの充実強化等を行う**関税定率法等の一部を改正する法律案**、国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社及び国際開発協会に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなるのに伴い、我が国のこれらの機関への出資額を増額するための措置を講ずる**国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案**、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小企業者の事業活動の円滑な遂行とこれを通じた雇用の安定、住宅資金借入者の生活の安定を引き続き期するため、法律の期限を平成24年3月31日まで1年間延長する**中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。

委員会では、上記3法律案を一括して議題とし、震災被害に関する各種の財政・金融上の措置を充実する必要性、税関の体制整備の必要性、国際金融機関に対する出資手続と損失の発生状況、金融機関のコンサルティング機能を強化する方策等について質疑が行われ、関税定率法等

改正案及び国際通貨基金及び国際復興開発銀行加盟措置法等改正案は多数をもって、中小企業金融円滑化法改正案は全会一致をもって、いずれも可決された。なお、関税定率法等改正案及び中小企業金融円滑化法改正案に対し、附帯決議が付された。

このほか、我が国産業の国際競争力の維持又は向上を図るために重要な海外の案件に対する民間企業の取組をより有効に支援するため、株式会社日本政策金融公庫の部門である国際協力銀行について、その機能を強化し、同公庫から独立した政策金融機関として株式会社国際協力銀行を設立するための措置を講ずる**株式会社国際協力銀行法案**について、国際協力銀行の組織の在り方、原子力発電所等我が国のインフラ輸出に対する取組方針、国際協力銀行の組織を日本政策金融公庫から分離することの是非等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

2月21日～22日、本委員会に付託を予定される平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外2案の審査に資するため、愛知県に委員派遣を行った。

3月10日、財政政策等の基本施策について野田財務大臣から、金融行政に関する件について自見内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。

前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月24日、前記所信聴取に対し、地震再保険特別会計に関する事業仕分け結果を受けた検討状況、日銀による国債引受けの是非、計画停電が我が国の経済成長

に与える影響、政府系金融機関が被災者に弾力的な対応や手続の簡素化を行う必要性等について質疑を行った。

4月12日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**（平成22年6月11日及び平成22年12月10日提出）について、白川日本銀行総裁より説明を聴取し、上記報告書及び金融、証券市場をめぐる諸問題に関する件に関し、就任後3年を経過した日銀総裁の所感、被災地金融機関対象の長めの資金供給オペレーション等を日銀が打ち出した理由、日本経済がハイパーインフレに陥る可能性についての日銀総裁の見解、日銀の基金による国債の購入を増加させる必要性等について質疑を行った。

5月17日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく**破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告**（平成22年12月10日提出）について、自見内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、金融機能強化法の見直しにより経営強化計画に盛り込まれる内容、みずほ銀行のシステム障害の原因を早急に明らかにする必要性、日本振興銀行の最終受皿行選定の進捗状況、二重ローン問題に対する救済措置についての政府の検討状況等について質疑を行った。

5月26日、東日本大震災による被災地域の経済・財政・金融情勢等に関する実情調査のため、宮城県に委員派遣を行った。

6月14日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

8月9日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**（平成23年6月10日提出）について、白川日本銀行総裁より説明を聴取

し、上記報告書に関し、日銀が保有する外貨資産を震災復興の財源とすることに対する日銀総裁の見解、日銀のバランスシートの規模を拡大し長期国債の購入を

増加させる必要性、円高が日本経済に与える影響、為替介入に至った経緯等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年2月9日(水) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年3月10日(木) (第2回)

- 財政政策等の基本施策に関する件について野田財務大臣から所信を聴いた。
- 金融行政に関する件について自見内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成23年3月24日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について野田財務大臣、自見内閣府特命担当大臣、末松内閣府副大臣、園田内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕

佐藤ゆかり君(自民)、古川俊治君(自民)、
荒木清寛君(公明)、中西健治君(みん)、
大門実紀史君(共産)、中山恭子君(日改)

○平成23年3月25日(金) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(金融庁)、財務省所管及び株式会社日本政策金融公庫)について野田財務大臣及び自見内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、野田財務大臣、自見内閣府特命担当大臣、櫻井財務副大臣、笠文部科

学大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西田昌司君(自民)、塚田一郎君(自民)、
竹谷とし子君(公明)、中西健治君(みん)、
大門実紀史君(共産)、中山恭子君(日改)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成23年3月29日(火) (第5回)

- 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

以上両案について野田財務大臣から趣旨説明を聴き、

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)について自見内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年3月30日(水) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第8号)(衆議院送付)

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

以上3案について野田財務大臣、自見内閣府特命担当大臣、櫻井財務副大臣、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

野上浩太郎君（自民）、竹谷とし子君（公明）、中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（日改）

（閣法第7号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改
反対会派 共産

（閣法第8号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改
反対会派 共産

（閣法第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改

反対会派 なし

なお、関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）及び中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）についてそれぞれ附帯決議を行った。

○国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（衆第4号）

（衆議院提出）について発議者衆議院議員野田毅君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第4号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改
反対会派 共産

○平成23年4月12日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁白川方明君から説明を聴いた後、同伴及び金融、証券市場をめぐる諸問題に関する件について自見内閣府特命担当大臣、野田財務大臣、松下経済産業副大臣、小川法務副大臣、五十嵐財務副大臣、和田内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁白川方明君、同銀行副総裁西村清彦君、同銀行理事山本謙三君及び同銀行理事雨宮正佳君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤ゆかり君（自民）、丸川珠代君（自民）、荒木清寛君（公明）、中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（日改）、金子洋一君（民主）、塚田一郎君（自民）

○平成23年4月21日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第44号）について自見内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、野田財務大臣、大塚厚生労働副大臣、櫻井財務副大臣、和田内閣府大臣政務官、津川国土交通大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁白川方明君及び同銀行理事山本謙三君に対し質疑を行った後、修正議決した。

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、古川俊治君（自民）、西田昌司君（自民）、野上浩太郎君（自民）、竹谷とし子君（公明）、中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（日改）

（閣法第44号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成23年4月26日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）について野田財務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、自見内閣府特命担当大臣、櫻井財務副大臣、大塚厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

愛知治郎君（自民）、佐藤ゆかり君（自民）、西田昌司君（自民）、荒木清寛君（公明）、中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（日改）

（閣法第57号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改
反対会派 なし

○株式会社国際協力銀行法案（閣法第28号）（衆議院送付）について野田財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年4月28日（木）（第10回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○株式会社国際協力銀行法案（閣法第28号）（衆議院送付）について野田財務大臣、五十嵐財務副大臣、鈴木総務副大臣、松下経済産業副大臣、中山経済産業大臣政務官、阿久津内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁安居祥策君及び同公庫代表取締役副総裁渡辺博史君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

田中直紀君（民主）、塚田一郎君（自民）、竹谷とし子君（公明）、中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（日改）（閣法第28号）

賛成会派 民主、自民、公明、日改

反対会派 みん、共産

なお、附帯決議を行った。

○預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について自見内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年5月1日（日）（第11回）

○理事の補欠選任を行った。

○東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について野田財務大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法律案について厚生労働委員会及び国土交通委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成23年5月1日（日）

財政金融委員会、厚生労働委員会、国土交通委員会連合審査会（第1回）

○東日本大震災に対処するために必要な財源の

確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について細川厚生労働大臣、野田財務大臣、大島国土交通大臣、池口国土交通副大臣、大塚厚生労働副大臣、櫻井財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤井基之君（自民）、佐藤信秋君（自民）、秋野公造君（公明）、川田龍平君（みん）、田村智子君（共産）、藤井孝男君（日改）、福島みずほ君（社民）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成23年5月2日（月）（第12回）

○理事の補欠選任を行った。

○東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について野田財務大臣、大塚厚生労働副大臣及び櫻井財務副大臣に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

林芳正君（自民）、荒木清寛君（公明）、中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（日改）

（閣法第67号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年5月12日（木）（第13回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）について自見内閣府特命担当大臣、松下経済産業副大臣、和田内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行理事雨宮正佳君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

金子洋一君（民主）、丸川珠代君（自民）、竹谷とし子君（公明）、中西健治君（みん）、

大門実紀史君（共産）、中山恭子君（日改）
（閣法第40号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改
反対会派 共産

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年5月17日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について自見内閣府特命担当大臣から説明を聞いた後、同伴、みずほ銀行のシステム障害に関する件、金融機能強化法の見直しに関する件、二重ローン問題への対応に関する件、震災復興のための財源確保に関する件、東京電力の賠償スキームに関する件等について自見内閣府特命担当大臣、野田財務大臣、東内閣府副大臣、櫻井財務副大臣、和田内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人預金保険機構理事長田邊昌徳君及び日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舟山康江君（民主）、野上浩太郎君（自民）、
西田昌司君（自民）、荒木清寛君（公明）、
中西健治君（みんな）、大門実紀史君（共産）、
中山恭子君（日改）

○平成23年6月14日（火）（第15回）

- 派遣委員から報告を聞いた。
- 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について自見内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成23年6月16日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の

一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）について自見内閣府特命担当大臣、野田財務大臣、福山内閣官房副長官、櫻井財務副大臣、松下経済産業副大臣、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

風間直樹君（民主）、佐藤ゆかり君（自民）、
古川俊治君（自民）、荒木清寛君（公明）、
中西健治君（みんな）、大門実紀史君（共産）、
中山恭子君（日改）

- 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）について野田財務大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成23年6月21日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第82号）（衆議院送付）について野田財務大臣、櫻井財務副大臣、中山経済産業大臣政務官、小泉国土交通大臣政務官、和田内閣府大臣政務官、尾立財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

水戸将史君（民主）、愛知治郎君（自民）、
塚田一郎君（自民）、竹谷とし子君（公明）、
中西健治君（みんな）、大門実紀史君（共産）、
中山恭子君（日改）

（閣法第82号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第73号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年7月25日(月) (第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案(閣法第87号)(衆議院送付)について野田財務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、大塚厚生労働副大臣、和田内閣府大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

大久保勉君(民主)、西田昌司君(自民)、
丸川珠代君(自民)、竹谷とし子君(公明)、
中西健治君(みん)、大門実紀史君(共産)、
中山恭子君(日改)

(閣法第87号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成23年8月9日(火) (第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁白川方明君から説明を聴いた後、野田財務大臣、自見内閣府特命担当大臣、池田経済産業副大臣、和田内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁白川方明君、同銀行副総裁山口廣秀君、同銀行政策委員会審議委員白井さゆり君、同銀行政策委員会審議委員石田浩二君及び同銀行理事雨宮正佳君に対し質疑を行った。

[質疑者]

金子洋一君(民主)、中谷智司君(民主)、
佐藤ゆかり君(自民)、野上浩太郎君(自民)、
荒木清寛君(公明)、中西健治君(みん)、
大門実紀史君(共産)、中山恭子君(日改)

○平成23年8月22日(月) (第20回)

- 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について野田財務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院財務金融委員長石田勝之君から説明を聴いた。

○平成23年8月23日(火) (第21回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について菅内閣総理大臣、野田財務大臣、山口内閣府副大臣、鈴木総務副大臣、小宮山厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

・質疑

[質疑者]

舟山康江君(民主)、林芳正君(自民)、古川俊治君(自民)、塚田一郎君(自民)、
荒木清寛君(公明)、中西健治君(みん)、
大門実紀史君(共産)、中山恭子君(日改)

・質疑(内閣総理大臣出席)

[質疑者]

田中直紀君(民主)、佐藤ゆかり君(自民)、
西田昌司君(自民)、丸川珠代君(自民)、
竹谷とし子君(公明)、中西健治君(みん)、
大門実紀史君(共産)、中山恭子君(日改)

○平成23年8月26日(金) (第22回)

- 平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、日改

反対会派 みん、共産

なお、附帯決議を行った。

○平成23年8月31日(水) (第23回)

- 請願第1号外200件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

委員派遣

○平成23年2月21日(月)、22日(火)

- 地方における経済・財政・金融情勢等に関する実情を調査し、もって本委員会に付託を予定される平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第1号)、所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第2号)及び中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第3号)の審査に資するため

〔派遣地〕

愛知県

〔派遣委員〕

藤田幸久君(民主)、大久保勉君(民主)、
舟山康江君(民主)、愛知治郎君(自民)、
佐藤ゆかり君(自民)、荒木清寛君(公明)、
金子洋一君(民主)、田中直紀君(民主)、
中西健治君(みんな)、大門実紀史君(共産)、
中山恭子君(日改)

○平成23年5月26日(木)

- 東日本大震災による被災地域の経済・財政・金融情勢等に関する実情調査

〔派遣地〕

宮城県

〔派遣委員〕

藤田幸久君(民主)、大久保勉君(民主)、
舟山康江君(民主)、愛知治郎君(自民)、
佐藤ゆかり君(自民)、荒木清寛君(公明)、
金子洋一君(民主)、中谷智司君(民主)、
水戸将史君(民主)、鴻池祥肇君(自民)、
塚田一郎君(自民)、西田昌司君(自民)、
野上浩太郎君(自民)、古川俊治君(自民)、
丸川珠代君(自民)、竹谷とし子君(公明)、
中西健治君(みんな)、大門実紀史君(共産)、
中山恭子君(日改)

文教科学委員会

委員一覧（20名）

委員長	二之湯	智（自民）	鈴木	寛（民主）	熊谷	大（自民）
理事	神本	美恵子（民主）	谷	亮子（民主）	義家	弘介（自民）
理事	藤谷	光信（民主）	林	久美子（民主）	草川	昭三（公明）
理事	橋本	聖子（自民）	水岡	俊一（民主）	西田	実仁（公明）
理事	水落	敏栄（自民）	横峯	良郎（民主）	江口	克彦（みん）
	大島	九州男（民主）	石井	浩郎（自民）	自見	庄三郎（国民）
	斎藤	嘉隆（民主）	上野	通子（自民）		（23. 3. 10 現在）

（１）審議概観

第177回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出 3 件、本院議員提出 1 件、衆議院提出 1 件（文部科学委員長）及び衆議院議員提出 1 件の合計 6 件であり、4 件を可決、1 件を修正議決、1 件を否決した。

また、本委員会付託の請願17種類136件のうち、1 種類 3 件を採択した。

〔法律案の審査〕

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案及び海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案は、委員会において、両法律案を一括して議題とし、両法律案の趣旨、地震等による美術品の損害補償、主権免除法との関係等について質疑が行われた。

質疑終局後、美術品損害補償法案について、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党から施行期日等に関する修正案が提出された。

順次採決の結果、美術品損害補償法案については、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決された。海外美術品公開促進法案は、全会一致をもって

可決された。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、基礎定数により少人数学級を実現することの意義、特別支援教育の充実に向けた加配定数の弾力的活用、被災地の実態に応じた教職員配置の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案は、委員会において、研究費予算の一層の充実、基金化の意義、研究費の不正防止策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案は、委員会において、平成23年度第1次補正予算による私立学校施設の災害復旧の状況、災害復旧事業において公私間格差を是正する必要性、本法律案と私立学校の自主性との関係等について質疑が行われたが、討論の後、賛成少数により否決された。

スポーツ基本法案は、委員会において、スポーツ予算の充実、障害者スポーツへの支援、スポーツ庁設置へ向けての展望等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月10日、第176回国会閉会後の平成23年1月17日から18日までの2日間、京都府及び奈良県で実施した、地方における初等中等教育、文化及び科学技術等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

また、同日、文教科学行政の基本施策について高木文部科学大臣から所信を、平成23年度文部科学省関係予算について鈴木文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月24日、平成23年東北地方太平洋沖地震等による被害について鈴木文部科学副大臣から説明を聴取した。

また、同日、文教科学行政の基本施策に関し、平成23年東北地方太平洋沖地震等による被害状況及び政府の取組、教育分野における復興支援に際し、文部科学省が主導的役割を担う必要性、学校施設耐震化関連予算の十分な確保に向けての文部科学大臣の決意、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による試算結果公開に至る経過、被災した教員に配慮した教員免許更新手続、被災した児童生徒が転校を希望する場合における受入れ態勢、避難所となっている学校に対する人的支援の重要性、原子力行政一元化の必要性、文化財の被災状況、被災地復興支援の財源確保に向け、高校授業料無償化等を見直す必要性等について質疑を行った。

3月25日、予算委員会から委嘱された

平成23年度文部科学省予算の審査を行い、義務教育費国庫負担金に10パーセント削減のシーリングを設けた理由、少人数学級と少人数指導との相違、平成23年度予算で確保した教職員定数を被災地の教育復興のために振り分ける必要性、避難所としての廃校施設の活用、福島第一原発事故による屋内退避指示圏内における新学期以降の児童・生徒への対応策、学校におけるICT活用についての文部科学省の方針等について質疑を行った。

4月19日、東日本大震災に関する件を議題とし、鈴木文部科学副大臣から説明を聴取した後、円満な学校再開のため、仮設住宅を早急に建設する必要性、県外に転校する被災児童生徒への行政手続上の弾力的対応及び就学支援の必要性、地域の防災拠点・避難所としての役割を有する学校施設の中長期的な整備、被災地及び被災児童生徒の転校先における教職員配置の在り方並びに心のケア等のための加配措置の必要性、放射線量に係る安全基準の早期策定・明示及び原発周辺地域の学校への線量計配備の重要性、学校耐震化予算を第1次補正予算に盛り込む見通し、放射線の風評被害に伴う修学旅行自粛等の動きに対し、安全宣言により不安を払拭する必要性、風評被害防止策としての放射線モニタリングの徹底、文教施設復旧に際し災害救助法の適用範囲を拡大する必要性、福島第一原子力発電所における津波に対する認識の甘さ、原子力損害賠償法による賠償責任と事故原因の究明の在り方等について質疑を行った。

5月17日、東日本大震災に関する件について鈴木文部科学副大臣から説明を聴取した。

また、同日、被災地における教職員の

確保・配置のための具体的支援策及び被災した研究機関等の早期復興の重要性、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の運用状況及び大震災直後に所期の機能を果たせなかった原因・経緯、福島県内の学校の校庭等の利用判断における積算線量の暫定的な目安の妥当性、放射能に汚染された校庭の土壌について福島県郡山市の採った措置に対する文部科学大臣の評価、福島県外に避難した児童生徒に対する文部科学省の施策及び原発事故収束に向けての展望等について質疑を行った。

5月31日、東日本大震災に関する件について鈴木文部科学副大臣から説明を聴取した。

また、同日、高速増殖炉「もんじゅ」を廃止すべきとの意見に対する政府の理解、文部科学省委託による放射線業務従事者に係る疫学的調査及び低線量被ばくによる健康への影響、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の運用目的及び震災発生直後に予測結果が公開されなかった理由、原子力損害に係る政府の責任及び損害賠償に関する政府の支援の枠組み、福島県内の学校の校庭等の利用判断における積算線量の暫定

的な目安の妥当性及び線量低減に向けた具体的対策等について質疑を行った。

6月9日、東日本大震災による児童生徒及び学校施設の被災状況等に関する実情調査のため、岩手県に委員を派遣して現地調査を行った。

6月16日、スポーツの基本施策に関する件を議題とし、民間スポーツ施設に対する課税の在り方、利用者の安全確保のための社会体育施設耐震化の必要性、スポーツが医療、観光等に対して果たす役割、総合型地域スポーツクラブの設置見通し及び学校施設を地域のスポーツ施設として活用する必要性、トップアスリート育成によるスポーツ立国戦略等について質疑を行った。

また、同日、平成23年6月9日に岩手県で実施した、東日本大震災による児童生徒及び学校施設の被災状況等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

8月4日、スポーツに関する実情調査のため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（味の素ナショナルトレーニングセンター、国立スポーツ科学センター）を視察した。

（２）委員会経過

○平成23年3月10日（木）（第1回）

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について高木文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成23年度文部科学省関係予算に関する件について鈴木文部科学副大臣から説明を聴いた。

○平成23年3月24日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による被害について鈴木文部科学副大臣から説明を聴いた。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について高木文部科学大臣、鈴木文部科学副大臣、林文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

義家弘介君（自民）、上野通子君（自民）、

熊谷大君（自民）、草川昭三君（公明）、江口克彦君（みん）

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第176回国会閣法第14号）について高木文部科学大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員池坊保子君から説明を聴き、

○海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）について提出者衆議院文部科学委員長田中眞紀子君から趣旨説明を聴き、

○展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第176回国会閣法第14号）

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）

以上両案について衆議院文部科学委員長代理古屋圭司君、高木文部科学大臣、笹木文部科学副大臣及び林文部科学大臣政務官に対し質疑を行った後、展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第176回国会閣法第14号）を修正議決し、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（衆第1号）（衆議院提出）を可決した。

〔質疑者〕

水落敏栄君（自民）

（第176回国会閣法第14号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 なし

欠席会派 国民

（衆第1号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 なし

欠席会派 国民

○平成23年3月25日（金）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十三年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十三年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（文部科学省所管）について高木文部科学大臣、五十嵐財務副大臣、鈴木文部科学副大臣、小林厚生労働大臣政務官及び政府参考

人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

義家弘介君（自民）、西田実仁君（公明）、江口克彦君（みん）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成23年3月31日（木）（第4回）

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について高木文部科学大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員池坊保子君から説明を聴いた。

○平成23年4月12日（火）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員池坊保子君、高木文部科学大臣、鈴木文部科学副大臣、尾立財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君（民主）、大島九州男君（民主）、義家弘介君（自民）、上野通子君（自民）、熊谷大君（自民）、西田実仁君（公明）、小熊慎司君（みん）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成23年4月14日（木）（第6回）

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

二宮町立二宮小学校校長 桑田正明君

鳥取市教育委員会教育長

全国都市教育長協議会会長 中川俊隆君

〔質疑者〕

水岡俊一君（民主）、橋本聖子君（自民）、草川昭三君（公明）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について高木文部科学大臣、鈴木文部科学副大臣、尾立財務大臣政務官、林文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

水落敏栄君（自民）、石井浩郎君（自民）、
義家弘介君（自民）、小熊慎司君（みん）

（閣法第15号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 なし

欠席会派 国民

なお、附帯決議を行った。

○平成23年4月19日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に関する件について鈴木文部科学副大臣から説明を聴いた後、高木文部科学大臣、同副大臣、松下経済産業副大臣、東内閣府副大臣、小宮山厚生労働副大臣、尾立財務大臣政務官、林文部科学大臣政務官、和田内閣府大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

水岡俊一君（民主）、神本美恵子君（民主）、
義家弘介君（自民）、上野通子君（自民）、
熊谷大君（自民）、草川昭三君（公明）、江口克彦君（みん）

- 独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案（閣法第16号）（衆議院送付）について高木文部科学大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、笹木文部科学副大臣、林文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人日本学術振興会理事長小野元之君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

横峯良郎君（民主）、水落敏栄君（自民）、
草川昭三君（公明）、江口克彦君（みん）

（閣法第16号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 なし

欠席会派 国民

なお、附帯決議を行った。

○平成23年5月17日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に関する件について鈴木文部科学副大臣から説明を聴いた。
- 被災地における教職員の確保及び配置のための具体的支援策に関する件、福島県内の学校に係る積算線量の暫定的な目安の妥当性に関する件、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の運用状況に関する件、放射能に汚染された校庭の土壌について福島県郡山市の採った措置に関する件、福島県外に避難した児童生徒に対する文部科学省の施策及び原発事故収束に向けての展望に関する件等について高木文部科学大臣、福山内閣官房副長官、鈴木文部科学副大臣、林文部科学大臣政務官、樋高環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君（民主）、上野通子君（自民）、
西田実仁君（公明）、江口克彦君（みん）

○平成23年5月31日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に関する件について鈴木文部科学副大臣から説明を聴いた。
- 高速増殖炉「もんじゅ」の在り方に関する件、低線量被ばくによる健康への影響に関する件、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の目的及び住民避難のための予測データ公開の必要性に関する件、原子力損害に係る政府の責任及び損害賠償のための支援枠組みに関する件、福島県内の児童生徒が受ける放射線量低減のための具体的方策に関する件等について高木文部科学大臣、福山内閣官房副長官、笹木文部科学副大臣、鈴木文部科学副大臣、林文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人財団法人原子力安全技術センター理事長数土幸夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

横峯良郎君（民主）、古川俊治君（自民）、
上野通子君（自民）、草川昭三君（公明）、
江口克彦君（みん）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年6月16日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- スポーツの基本施策に関する件について高木文部科学大臣、鈴木文部科学副大臣、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大島九州男君（民主）、斎藤嘉隆君（民主）、
橋本聖子君（自民）、西田実仁君（公明）、
江口克彦君（みん）

- 派遣委員から報告を聴いた。

○スポーツ基本法案（衆第11号）（衆議院提出）

について発議者衆議院議員遠藤利明君から趣旨説明を聴き、同奥村展三君、同遠藤利明君、同宮本岳志君、同富田茂之君、同馳浩君、高木文部科学大臣、鈴木文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

谷亮子君（民主）、友近聡朗君（民主）、橋本聖子君（自民）、江口克彦君（みん）

（衆第11号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

欠席会派 みん、国民

○平成23年8月18日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参第21号）について発議者参議院議員橋本聖子君から趣旨説明を聴き、同義家弘介君、同江口克彦君、同草川昭三君、高木文部科学大臣、鈴木文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、否決した。

〔質疑者〕

神本美恵子君（民主）、斎藤嘉隆君（民主）、
大島九州男君（民主）、熊谷大君（自民）、
西田実仁君（公明）、亀井亜紀子君（国民）
（参第21号）

賛成会派 自民、公明、みん

反対会派 民主、国民

○平成23年8月31日（水）（第12回）

- 請願第1195号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第2号外132件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年1月17日（月）、18日（火）

- 地方における初等中等教育、文化及び科学技術等に関する実情調査

〔派遣地〕

京都府、奈良県

〔派遣委員〕

二之湯智君（自民）、神本美恵子君（民主）、
藤谷光信君（民主）、橋本聖子君（自民）、
水落敏栄君（自民）、大島九州男君（民主）、
斎藤嘉隆君（民主）、谷亮子君（民主）、
水岡俊一君（民主）、石井浩郎君（自民）、
江口克彦君（みん）

○平成23年6月9日（木）

- 東日本大震災による児童生徒及び学校施設の被災状況等に関する実情調査

〔派遣地〕

岩手県

〔派遣委員〕

二之湯智君（自民）、神本美恵子君（民主）、
藤谷光信君（民主）、橋本聖子君（自民）、
水落敏栄君（自民）、大島九州男君（民主）、
斎藤嘉隆君（民主）、横峯良郎君（民主）、
石井浩郎君（自民）、上野通子君（自民）、
熊谷大君（自民）、草川昭三君（公明）

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	津田 弥太郎 (民主)	小林 正夫 (民主)	高階 恵美子 (自民)
理事	足立 信也 (民主)	谷 博之 (民主)	中村 博彦 (自民)
理事	長浜 博行 (民主)	辻 泰弘 (民主)	三原 じゅん子 (自民)
理事	石井 準一 (自民)	西村 まさみ (民主)	秋野 公造 (公明)
理事	藤井 基之 (自民)	森 ゆうこ (民主)	川田 龍平 (みん)
理事	山本 博司 (公明)	赤石 清美 (自民)	田村 智子 (共産)
	梅村 聡 (民主)	石井 みどり (自民)	福島 みずほ (社民)
	大塚 耕平 (民主)	衛藤 晟一 (自民)	
	川合 孝典 (民主)	大家 敏志 (自民)	

(23. 3. 10 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出 8 件、本院議員提出 1 件及び衆議院提出 4 件（厚生労働委員長 3 件）の合計13件であり、そのうち内閣提出 8 件及び衆議院提出 4 件を可決し、本院議員提出 1 件を継続審査とした。このほか、本委員会から法律案 1 件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願78種類845件のうち、1 種類10件を採択した。

〔法律案の審査〕

子ども手当 国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（衆第 3 号）は、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律に基づく子ども手当の支給が平成23年 3 月で終わることにより生ずる国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の子ども手当について、暫定的に平成23年 9 月まで支給する措置を講じようとするものである。

委員会においては、発議者衆議院議員西村智奈美君から趣旨説明を聴取した後、

内閣提出の平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案（閣法第 9 号）を撤回した理由、財源を震災からの復興に充てる必要性、平成23年10月以降の制度の在り方等について質疑を行った。質疑を終局した後、みんなの党から、東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域において、厚生労働大臣が指定する県に限り、平成23年 9 月まで子ども手当を支給すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案については可否同数となったため、国会法第50条により、委員長により原案どおり可決すべきものと決定された。

平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（閣法第90号）は、現下の子ども及び子育て家庭をめぐる状況に鑑み、平成24年度からの恒久的な子どものための金銭の給付の制度に円滑に移行できるよう、平成23年10月分から、3 歳未満の子ども及び3 歳以上小学校修了前の第 3 子以降の子どもについては月額 1 万5,000円、それ以外の中学校修了前の子どもについては月額 1 万円を

支給する等、平成23年度における子ども手当の支給等について必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、子どもに対する手当の基本理念、平成24年度以降の手当の在り方、所得制限導入に当たっての対応策、総合的な子育て支援施策の必要性等について質疑を行った。質疑を終局した後、みんなの党から、児童手当法を廃止すること、政府が市町村又は都道府県に対し、児童を養育する者に対する金銭の給付その他の子育て支援のための交付金を交付すること等を内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。

求職者支援 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（閣法第23号）は、非正規労働者や長期失業者が増加する中で、雇用保険の失業等給付を受給できない求職者について早期の就職を支援するため、必要な職業訓練を受講する機会を確保するとともに、訓練を容易に受けられるよう、給付金の支給等を行おうとするものである。衆議院においては、特定求職者の就職に関する支援施策についての検討を行うに当たっては、費用の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする等との修正が行われた。

また、**雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第24号）**は、最近の雇用失業情勢等を踏まえ、労働者の生活の安定、再就職の促進等を図るため、求職者給付及び就職促進給付の見直しを行うとともに、雇用保険率の引下げ等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審議し、求職者支援制度を雇用保険の附帯事業とし、全額国庫負担としなかった理由、求職者支援制度による給付と雇用保険等による給付との関係、求職者支援制度において不正受給を防止するための具体策、今後の雇用保険財政の見通し、東日本大震災の被災者に対する雇用対策等について質疑が行われ、順次採決の結果、両法律案は全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

能開機構廃止 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案（第176回国会閣法第9号）は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止して独立行政法人雇用・能力開発機構を解散し、職業能力開発等に係る業務を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に移管させるとともに、職業能力開発促進センター等を都道府県へ譲渡する際の特例措置等を講じようとするものである。

委員会においては、職業能力開発において国が果たしていくべき役割、雇用・能力開発機構の職員の雇用確保、都道府県に移管される職業訓練施設の機能の維持・拡充、職業能力開発総合大学校の今後の在り方、東日本大震災の被災者に対する雇用確保及び職業能力開発等の重要性等について質疑を行った。質疑を終局した後、みんなの党から、この法律の施行期日を「平成23年4月1日」から「平成23年10月1日」に改めること、この法律の施行の際に独立行政法人雇用・能力開発機構が行っている職業能力開発業務については、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に承継させず、都道府県、民間事業者等において実施させること等

を内容とする修正案が提出された。次に民主党・新緑風会、自由民主党及び公明党の3会派から、この法律の施行期日を「平成23年4月1日」から「平成23年10月1日」に改めること、職業能力開発促進センター等の都道府県への譲渡の特例の期限を「平成25年3月31日まで」から「平成26年3月31日まで」に改めること等を内容とする修正案が提出され、国会法第57条の3の規定に基づき内閣から意見を聴取したところ、みんなの党提出の修正案には反対である旨、3会派共同提出の修正案には異存はない旨の意見が述べられた。討論の後、順次採決の結果、みんなの党提出の修正案は否決され、3会派共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はそれぞれ多数をもって可決され、本法律案は修正議決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

介護保険 **介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）**は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービスの創設、介護保険料の上昇の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護職員によるたんの吸引等の実施などの措置を講じようとするものである。衆議院においては、特別養護老人ホーム等の設置主体に社会医療法人を加える旨の規定を削除する等の修正が行われた。

委員会においては、24時間定期巡回サービスや複合型サービスの在り方、介護サービス情報公表制度の見直しの是非、介護予防・日常生活支援総合事業の創設の考え方、介護職員によるたんの吸引等に関する研修の充実、介護療養病床の今後の在り方、介護職員の処遇改善策等につい

て質疑が行われ、討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

年金 **国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第41号）**は、国民の高齢期における所得の一層の確保を支援するため、国民年金について、徴収時効の過ぎた過去の未納期間についても、納期限から10年以内であれば保険料を納付することを可能とする等の措置を講ずるとともに、確定拠出年金の企業型年金加入者が自ら掛金を拠出できる、いわゆるマッチング拠出の仕組みを導入するなど企業年金制度等の改善の措置を講じようとするものである。衆議院においては、国民年金保険料の納付可能期間の延長を、施行期日から起算して3年を経過する日までの措置とする等の修正が行われた。

委員会においては、保険料の納付可能期間の延長による効果及び施策の周知の必要性、マッチング拠出の導入が及ぼす影響、第3号被保険者の記録不整合問題への対応、年金制度見直しの今後のスケジュール等について質疑が行われた。質疑を終局した後、民主党・新緑風会から、この法律の施行期日を「平成23年4月1日」から「公布の日」に改める等の修正案が提出され、討論の後、順次採決の結果、本法律案は多数をもって修正議決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

予防接種 **予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第54号）**は、先般の我が国における新型インフルエンザ

の発生等に鑑み、今後同様の、感染力は強いが病状の程度はそれ程重くないインフルエンザが発生した場合の対応に万全を期するため、新たな臨時の予防接種の実施方法を定めるなど所要の規定を整備しようとするものである。本法律案は第174回国会において本院に提出され、政府原案どおり可決して衆議院に送付したが継続審査とされた。その後、今国会において衆議院で修正議決され、本院に送付されたものである。衆議院においては、本法律の法律番号及び略称中「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める修正が行われた。

委員会においては、予防接種法の抜本改正に向けた取組、国内におけるワクチンの生産体制の強化、新型インフルエンザワクチンの優先接種の在り方、予防接種による健康被害の防止対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

地域医療 **独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案（衆第15号）**は、現行の社会保険病院、厚生年金病院等の運営を行わせるため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を独立行政法人地域医療機能推進機構に改組することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長牧義夫君から趣旨説明を聴取した後、みんなの党から、改正案の全部を修正し、社会保険病院等の譲渡及び廃止の分類基準を作成の上、その基準に従って、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の解散のときまでに譲渡等の措置を講ずることを内容とする

修正案が提出され、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

障害者虐待防止 **障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆第16号）**は、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資するため、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待に係る通報義務、虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置等を定めようとするものである。

委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって可決された。

その他 **戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第10号）**は、戦傷病者等の妻の置かれている特別の事情に鑑み、平成15年4月2日以後に戦傷病者等の妻になった者等に対し、国債による特別給付金を支給しようとするものである。委員会においては、特別給付金対象者に対する制度の周知方法、時効による失権者に対する救済策の必要性、今後の特別給付金制度の在り方等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。

母体保護法の一部を改正する法律案（衆第17号）は、都道府県の区域を単位として設立された医師会であって、通常的一般社団法人となるものについて、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した

後、採決の結果、全会一致をもって可決された。

〔法律案の提出〕

7月26日、**歯科口腔保健の推進に関する法律案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持、すなわち歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進しようとするものである。

〔国政調査等〕

第176回国会閉会後の**平成22年12月20日～21日**、長野県及び岐阜県における社会保障及び労働問題等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

3月10日、厚生労働行政の基本施策について細川厚生労働大臣から所信を、平成23年度厚生労働省関係予算について小宮山厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月24日、厚生労働行政の基本施策に関し、東日本大震災の避難所における医療スタッフ受入体制の整備を支援する必要性、第3号被保険者の記録不整合問題に対する今後の対処方針、介護施設関係車両の緊急車両としての取扱いを徹底する必要性、厚生労働省出先機関が地域復興のキー・ステーションとなるよう取り組む必要性、福島第一原子力発電所周辺住民のヨウ素剤服用の必要性の有無、イレッサ訴訟における大阪地裁判決及び東京地裁判決に対する厚生労働大臣の見

解、被災地外の病院で被災患者を受け入れる必要性、放射線量の情報提供に当たって内部被ばくによる影響を考慮する必要性等について質疑を行った。

3月25日、予算委員会から委嘱された平成23年度厚生労働省関係予算の審査を行い、被災地における雇用維持の取組を早急に行う必要性、福島第一原子力発電所において緊急作業に従事する作業員への今後の対応、被災者の感染症のり患防止対策及び避難所における衛生管理に係る対応状況、原子力発電所の事故による避難民を雇用保険の特例措置の給付対象とする必要性、震災の影響による非正規労働者の雇止め等を調査する必要性等について質疑を行った。

4月19日、福島第一原子力発電所の周辺住民等の被ばく状況に関する厚生労働省の認識、放射性物質を含む食品に係る出荷制限と摂取制限の違い、東日本大震災での高齢者、障害者等いわゆる災害弱者の被災状況、被災地での復興事業におけるキャッシュ・フォー・ワーク導入に対する厚生労働大臣の見解、避難所の衛生面における改善の必要性、水道水中の放射性物質の検査結果が基準値を超えた場合直ちに摂取制限を実施する必要性等について質疑を行った。

5月10日、東日本大震災で親を失った子供等に対する心のケアの取組状況、被災地において円滑な介護サービスが受給できるための対策の必要性、視覚障害者が利用する音声コードの普及状況、被災地で活動する自衛官及び医療従事者の健康保全対策、原子力発電所作業員の健康管理と雇用確保の必要性、大人と子供の放射線被ばく線量基準が同一であることの問題性等について質疑を行った。

5月19日、厚生労働省が示した「社会

保障制度改革の方向性と具体策」の意義、東日本大震災被災地における呼吸器系障害の防止対策の取組状況、福島第一原子力発電所事故による緊急時避難準備区域内の病院における入院規制に対する厚生労働大臣の見解、原子力発電所作業員の生活及び労働環境の改善に向けた取組、仮設住宅において健康管理に係る総合的サービス拠点を整備する必要性、食品衛生に関して厚生労働省が業者を直接指導できる体制を検討する必要性、外国から提供された放射線被ばく線量計の配付先及び日時等の調査と結果報告の要請等について質疑を行った。

6月7日、子ども手当見直しの方向性、介護職員によるたんの吸引等の在り方、東日本大震災の被災者への義援金配分が遅延している原因分析及び改善に向けた調査の状況、被災地においてドクターヘリを活用する必要性、社会保障改革に関する集中検討会議における議論のプロセスの妥当性、福島第一原子力発電所作業員の健康及び安全管理の在り方並びに外部監査の必要性、文部科学省が児童生徒に対する放射線被ばく線量基準を設定した経緯等について質疑を行った。

6月16日、死因究明制度の確立に向け

た厚生労働大臣の決意、社会保険病院等の民間への売却が進まなかった理由、福島県の妊産婦への支援に対する取組状況、後発医薬品の使用促進のための参照価格制度の導入に対する厚生労働省の見解、医療機関等で障害者虐待を発見した場合の守秘義務と通報義務との関係、福島第一原子力発電所作業員の放射線被ばく線量管理の方法等について質疑を行った。

7月12日、医療法人を福島第一原子力発電所事故の賠償金仮払い対象とする必要性、節電時における熱中症対策、難治性疾患克服研究事業研究奨励分野の今後の展開、イレッサ訴訟和解勧告に係る特定学会の見解に厚生労働省の影響力はないとする結論の問題性、緊急雇用創出基金事業の期間延長及び更なる積み増しの必要性、厚生労働省職員が常駐して福島第一原子力発電所作業員の放射線被ばく対策を監督する必要性等について質疑を行った。

7月26日、歯科口腔保健の推進に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者足立信也君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

(2) 委員会経過

○平成23年3月10日(木) (第1回)

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について細川厚生労働大臣から所信を聴いた。
- 平成23年度厚生労働省関係予算に関する件について小宮山厚生労働副大臣から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成23年3月24日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣、小宮山厚生労働副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
[質疑者]
藤井基之君(自民)、大家敏志君(自民)、中村博彦君(自民)、山本博司君(公明)、秋野公造君(公明)、川田龍平君(みんな)、田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成23年3月25日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(厚生労働省所管)について細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣、小宮山厚生労働副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

赤石清美君(自民)、秋野公造君(公明)、川田龍平君(みんな)、田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成23年3月31日(木) (第4回)

- 国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(衆第3号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員西村智奈美君から趣旨説明を聴き、同城島光力君、同渡辺周君、同郡和子君、同柚木道義君、細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣及び小宮山厚生労働副大臣に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

石井準一君(自民)、三原じゅん子君(自民)、山本博司君(公明)、川田龍平君(みんな)、田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)

(衆第3号)

賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 自民、公明、みんな

○平成23年4月12日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律案(第176回国会閣法第9号)について細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣、小宮山厚生労働副大臣、小林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、修正議決した。

[質疑者]

谷博之君(民主)、石井みどり君(自民)、高階恵美子君(自民)、秋野公造君(公明)、川田龍平君(みんな)、田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)

(第176回国会閣法第9号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 みんな、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

本案の修正について国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴いた。

○平成23年4月19日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 福島第一原子力発電所の周辺住民への被ばく調査と健康管理に関する件、放射性物質を含む食品及び水道水への対応に関する件、東日本大震災における高齢者や障害者などへの支援に関する件、被災地における雇用創出等に関する件、避難所等における医療・衛生確保に関する件等について細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣、小林厚生労働大臣政務官、樋高環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

森ゆうこ君(民主)、藤井基之君(自民)、山本博司君(公明)、川田龍平君(みんな)、田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)

- 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について細川厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、大塚厚生労働副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

大家敏志君(自民)、山本博司君(公明)、川田龍平君(みんな)、田村智子君(共産)、福島みずほ君(社民)

(閣法第10号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、社民

反対会派 なし

○平成23年5月1日(日) (第7回)

- 東日本大震災に対処するために必要な財源の

確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について財政金融委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成23年5月1日（日）

財政金融委員会、厚生労働委員会、国土交通委員会連合審査会（第1回）
（財政金融委員会を参照）

○平成23年5月10日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災で親を失った子供等への対応に関する件、被災地における医療・介護サービスの確保に関する件、視覚障害者のための音声コードの普及に関する件、被災地における医療従事者等の健康保全に関する件、原子力発電所における作業員の被ばく線量管理に関する件、子供の被ばく線量基準の在り方に関する件等について細川厚生労働大臣、小宮山厚生労働副大臣、大塚厚生労働副大臣、小川法務副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

西村まさみ君（民主）、中村博彦君（自民）、秋野公造君（公明）、川田龍平君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

以上両案について細川厚生労働大臣から趣旨説明を、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）の衆議院における修正部分について衆議院厚生労働委員長牧義夫君から説明を聴いた。

○平成23年5月12日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の

支援に関する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第24号）（衆議院送付）

以上両案について細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣、筒井農林水産副大臣、小宮山厚生労働副大臣、鈴木総務副大臣、小林厚生労働大臣政務官、阿久津内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

川合孝典君（民主）、石井みどり君（自民）、赤石清美君（自民）、山本博司君（公明）、秋野公造君（公明）、川田龍平君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第23号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、社民

反対会派 なし

（閣法第24号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、社民

反対会派 なし

なお、両案について附帯決議を行った。

○平成23年5月19日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働省が示した「社会保障制度改革の方向性と具体策」に関する件、東日本大震災の被災者の衛生・健康管理に関する件、福島第一原子力発電所事故による緊急時避難準備区域等における救急医療体制に関する件、原子力発電所における作業員の労働環境・健康管理に関する件、東日本大震災の仮設住宅における総合的なサービス拠点の設置に関する件、食肉の生食による食中毒の再発防止策に関する件、外国から提供された放射線被ばく線量計の配付状況に関する件等について細川厚生労働大臣、小宮山厚生労働副大臣、小林厚生労働大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

長浜博行君（民主）、高階恵美子君（自民）、三原じゅん子君（自民）、山本博司君（公明）、川田龍平君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成23年6月7日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 子ども手当の見直しに関する件、介護職員によるたんの吸引等の在り方に関する件、東日本大震災被災者への義援金の配分の進捗状況に関する件、東日本大震災被災地におけるドクターヘリの活用に関する件、社会保障と税の一体改革に関する件、福島第一原子力発電所作業員の内部被ばくの実態把握に関する件、福島県内の児童生徒が学校等において受ける被ばく線量の管理に関する件等について細川厚生労働大臣、小宮山厚生労働副大臣、大塚厚生労働副大臣、鈴木文部科学副大臣、阿久津内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井準一君（自民）、大家敏志君（自民）、山本博司君（公明）、秋野公造君（公明）、中西健治君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について細川厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院厚生労働委員長牧義夫君から説明を聴いた。

○平成23年6月9日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員柚木道義君、細川厚生労働大臣、小宮山厚生労働副大臣、大塚厚生労働副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

辻泰弘君（民主）、谷博之君（民主）、石井準一君（自民）、石井みどり君（自民）、中

村博彦君（自民）、山本博司君（公明）、寺田典城君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成23年6月14日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣、小林厚生労働大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

三原じゅん子君（自民）、秋野公造君（公明）、川田龍平君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第50号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成23年6月16日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 死因究明制度の検討に関する件、社会保険病院等の譲渡に向けた取組に関する件、離島の妊産婦への支援に関する件、後発医薬品の使用促進に関する件、障害者虐待の防止に関する件、福島第一原子力発電所作業員等の放射線被ばく線量管理に関する件等について細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井みどり君（自民）、衛藤晟一君（自民）、山本博司君（公明）、川田龍平君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案（衆第15号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長牧義夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第15号）

賛成会派 民主、自民（一部）、公明、共産、社民

反対会派 自民（一部）、みんな
なお、附帯決議を行った。

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆第16号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長牧義夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。（衆第16号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、社民

反対会派 なし

- 母体保護法の一部を改正する法律案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長牧義夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。（衆第17号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、社民

反対会派 なし

○平成23年7月12日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 福島第一原子力発電所事故による医療法人への賠償金の仮払いに関する件、節電時の熱中症対策に関する件、患者数が極めて少ない難治性疾患の対策の推進に関する件、イレッサ訴訟問題検証チームの調査内容に関する件、東日本大震災の被災地における雇用対策の充実に関する件、福島第一原子力発電所作業員の放射線被ばく対策に関する件等について細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣、筒井農林水産副大臣、小宮山厚生労働副大臣、中山経済産業大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官、園田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

梅村聡君（民主）、赤石清美君（自民）、秋野公造君（公明）、川田龍平君（みんな）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第54号）（衆議院送付）について細川厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

○平成23年7月14日（木）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第54号）（衆議院送付）について細川厚生労働大臣、小宮山厚生労働副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤井基之君（自民）、山本博司君（公明）、秋野公造君（公明）、川田龍平君（みんな）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）（第174回国会閣法第54号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年7月26日（火）（第17回）

- 歯科口腔保健の推進に関する法律案の草案について提案者足立信也君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第41号）について細川厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院厚生労働委員長牧義夫君から説明を聴いた。

○平成23年7月28日（木）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第41号）について修正案提出者衆議院議員中根康浩君、同加藤勝信君、細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣、岡本厚生労働大臣政務官、笠文部科学大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

い、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕

石井準一君（自民）、田村智子君（共産）、
福島みずほ君（社民）、山本博司君（公明）、
川田龍平君（みん）

（第174回国会閣法第41号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、社民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成23年 8 月25日（木）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法案（閣法第90号）（衆議院送付）について細川厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、大塚厚生労働副大臣、小宮山厚生労働副大臣、尾立財務大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

石井みどり君（自民）、山本博司君（公明）、
秋野公造君（公明）、川田龍平君（みん）、
田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第90号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、社民
反対会派 共産

○平成23年 8 月31日（水）（第20回）

- 請願第1783号外 9 件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第10号外834件を審査した。
- 子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案（第176回国会参第3号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成22年12月20日（月）、21日（火）

- 社会保障及び労働問題等に関する実情調査

〔派遣地〕

長野県、岐阜県

〔派遣委員〕

津田弥太郎君（民主）、長浜博行君（民主）、
石井準一君（自民）、藤井基之君（自民）、
山本博司君（公明）、川合孝典君（民主）、
小林正夫君（民主）、西村まさみ君（民主）、
石井みどり君（自民）、川田龍平君（みん）、
田村智子君（共産）

農林水産委員会

委員一覧（20名）

委員長	主演	了（民主）	郡司	彰（民主）	長谷川	岳（自民）
理事	岩本	司（民主）	外山	斎（民主）	福岡	資麿（自民）
理事	大河原	雅子（民主）	徳永	エリ（民主）	横山	信一（公明）
理事	野村	哲郎（自民）	松浦	大悟（民主）	渡辺	孝男（公明）
理事	山田	俊男（自民）	青木	一彦（自民）	柴田	巧（みん）
	一川	保夫（民主）	加治屋	義人（自民）	紙	智子（共産）
	金子	恵美（民主）	鶴保	庸介（自民）		（23. 3. 10 現在）

（１）審議概観

第177回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案 6 件、本院議員提出法律案 1 件、衆議院提出法律案 2 件（いずれも農林水産委員長）及び承認案件 1 件の合計10件であり、内閣提出法律案、衆議院提出法律案及び承認案件の合計 9 件を可決又は承認し、本院議員提出法律案 1 件を継続審査とした。

また、本委員会付託の請願 9 種類46件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案は、平成22年 4 月の宮崎県における口蹄疫の発生等、最近における家畜の伝染性疾病をめぐる状況にかんがみ、家畜防疫を的確に実施するため、家畜伝染病の発生を早期に発見するための届出制度並びに口蹄疫のまん延を防止するための患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分制度を導入するとともに、海外からの入国時における消毒措置の拡充等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、施行期日の見直し等を主な内容とする修正が行われた。

委員会では、畜産農家における家畜伝

染病の侵入防止措置への支援の必要性、畜産農家による埋却地確保に対する支援策、家畜防疫員の確保に向けた取組、防疫体制強化に向けた関係各国との連携強化の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

森林法の一部を改正する法律案は、森林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、森林所有者等が作成する計画について認定要件を追加するとともに、早急に間伐等を実施する必要がある森林の整備を図るための措置の充実や、森林施業に必要な路網を設置する際の他人の土地への使用権の設定手続の見直し等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において、新たに森林の土地の所有者となった者はその旨を市町村長に届け出ること、地方公共団体は保有する森林所有者等に関する情報について、利用目的以外の目的のために内部で利用することができること等を主な内容とする修正が行われた。

委員会では、森林施業に必要な土地使用権の設定手続及び施業代行制度を見直す必要性、森林所有者等に関する情報に

ついて行政内部での情報共有の促進、外国資本による森林買収への対応、東日本大震災に伴う仮設住宅建設に必要な国産材の供給確保等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、国が担うべき農業経営の改善及び安定や食品安全に関する業務等を総合的に実施する体制を整備するため、農林水産省の地方支分部局の改革再編を行おうとするものである。

また、**地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件**は、農林水産省における地方組織の再編に伴い、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置することについて、国会の承認を求めようとするものである。なお、東日本大震災を踏まえ、災害等が生じた場合に、農林水産大臣が地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができるよう内閣修正が行われた。

委員会では、両案件を一括して議題とし、地方拠点を集約し地域センターを設置する理由及び期待される役割、地方における行政サービスの維持・向上策、事故米穀の不正規流通問題の再発防止策、農林水産技術会議の在り方等について質疑が行われ、討論の後、農林水産省設置法の一部を改正する法律案は多数をもって可決され、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件は多数をもって承認された。なお、農林水産省設置法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付された。

お茶の振興に関する法律案は、茶業及びお茶の文化の振興を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定について定めるとともに、お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進並びにお茶の輸出の促進に関する措置、お茶の伝統に関する知識等の普及の措置等を講じようとするものである。

委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、近年、有明海及び八代海のほか、これらに隣接する海面の海域においても、赤潮等による漁業被害が発生し、地域経済に大きな打撃を与えている状況等に鑑み、有明海及び八代海等の再生対策の一層の充実強化を図るため、法律の対象となる海域に橘湾と熊本県天草市牛深町周辺の海域を加えること、特定の漁港漁場整備事業に対する国庫補助率の嵩上げの期限を10年間延長すること、赤潮等により被害を受けた漁業者等に対する支援及び救済に関する規定を充実させること、有明海・八代海総合調査評価委員会の所掌事務を見直すこと等の措置を講じようとするものである。

委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

東日本大震災関連の法律案として、以下の3件が付託された。

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案は、東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて

行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする特例措置を講じようとするものである。

また、**東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案**は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講じようとするものである。

委員会では、両案を一括して議題とし、被災地域における農林水産業の復旧・復興の在り方、農地・農業用施設の除塩・災害復旧事業等の進め方、農林漁業者への生活・経営支援の必要性等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案に対し附帯決議が付された。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災に自ら被災し、又は、被災者への債権を相当程度有し、今後の財務状況を確実に見通すことが困難と認められる農業協同組合及び漁業協同組合等の信用事業を強化するため、被災農漁協等の自己資本の充実に関する特別の措置を講じようとするものである。

委員会では、支援措置の対象となる農漁協等、被災農漁協等への資本増強が農漁業者に及ぼす影響、農漁業者の二重債務対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月10日、平成23年度の農林水産行政

の基本施策について、鹿野農林水産大臣から所信を聴取し、**3月24日**、これに対し、東日本大震災による農林水産関係被害と復旧・復興対策、被災地への食料の安定供給、福島第一原子力発電所事故に伴う補償の基準、農産物の安全性に関する情報提供の在り方、T P P交渉参加検討の見通し、平成23年産米の生産数量目標の見直し、米の先物取引の試験上場認可申請の取扱い、今期の調査捕鯨を中止した理由、資源管理・漁業所得補償対策等について質疑を行った。

3月25日、農林水産に関する調査を議題とし、政府に対し、**畜産物価格等に関する決議**を行った。

また、予算委員会から委嘱された平成23年度農林水産省予算の審査を行い、東日本大震災による農林水産関係被害と復旧・復興対策、ため池等の緊急点検調査等の実施の必要性、仮設住宅用木材確保の取組、福島第一原子力発電所事故による農林水産業への影響と損失の補償、食料等の安定的な供給についての周知の必要性、食品の残留放射能暫定基準の根拠、資源管理・漁業所得補償対策等について質疑を行った。

4月14日、農林水産に関する調査を議題とし、被災者の意向を尊重した復旧・復興対策の必要性、被災農林漁業者の生活再建支援、原子力損害賠償紛争審査会への適切な情報提供、農林水産物等の放射線検査の実施状況、日本製品に対する諸外国の輸入規制と我が国の対応、T P P交渉への参加検討中止の必要性等について質疑を行った。

4月26日、東日本大震災による農山漁村及び農林水産業の被害状況等に関する実情調査のため、宮城県に委員派遣を行い、**5月2日**、派遣委員から報告を聴取

した。

5月10日、農林水産に関する調査を議題とし、漁場のがれき処理の見通し、平成23年産米の生産数量目標の県間調整の状況、原子力災害損害賠償紛争審査会第一次指針に風評被害が盛り込まれなかった理由、諸外国の輸入規制等による農産物輸出への影響、放射性物質の海洋モニタリング調査ポイント拡大の必要性、食肉の生食による集団食中毒が食肉の流通に及ぼす影響等について質疑を行った。

5月19日、農林水産に関する調査を議題とし、漁港の復旧作業の実施に当たり優先順位をつける必要性、漁業特区・漁業の国営化に対する見解、地域の事情を考慮した復興プラン策定の必要性、二重債務問題、原子力損害について国が仮払いする必要性、福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害賠償の検討状況、諸外国による日本産食品の輸入制限措置、T P P交渉参加についての判断時期、農業用水に対するこれまでの投資への評価、木質バイオマス政策への取組等について質疑を行った。

5月26日、東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件について参考人から意見を聴取した後、参考人に対して農業経営再開に当たっての課題、被災地の農地利用の在り方、除塩を進めるに当たり基本計画等を作成する必要性、諸外国における塩害対策研究の実情、水産業復興特区構想及び漁業の企業化・大規模化に対する見解、漁場のがれき撤去等に対する支援の必要性、チェルノブイリ原子力発電所事故後の農地等の放射性物質汚染に関する調査研究の蓄積、農地等の放射性物質除去のための新技術導入の際の課題等について質疑を行った。

5月31日、農林水産に関する調査を議

題とし、被災農地等の復旧状況、災害復旧事業における査定迅速化の取組、茶及び葉たばこに対する暫定規制値設定の考え方、諸外国による日本産食品の輸入制限の状況、T P P交渉参加についての対応、「食」に関する将来ビジョン等について質疑を行った。

7月26日、農林水産に関する調査を議題とし、牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超える放射性セシウムの検出に関する件について鹿野農林水産大臣から報告を聴取した後、セシウム検出牛肉を国の責任で買い上げる必要性、セシウム検出稲わらが牛に給餌された要因、放射性物質検査機器及び検査体制の充実、米の先物取引の試験上場の妥当性、漁業用燃油価格上昇対策等について質疑を行った。

8月4日、農林水産に関する調査を議題とし、農地集約のため国が被災農地を買い上げることにに対する見解、輸出減少が見込まれる水産物の需給調整の必要性、農地の放射性物質除去実験の進捗状況、米の放射性物質検査の進め方、東京電力への賠償金請求手続の改善の必要性、牛の出荷制限解除の見通しと農家等への支援策、戸別所得補償制度の検証の必要性、米の先物取引の試験上場認可の妥当性、諫早湾干拓事業の潮受堤防開門調査、有明海・八代海再生特措法の評価等について質疑を行った。なお、政府に対し、**原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する決議**を行った。

8月23日、農林水産に関する調査を議題とし、二重債務問題、復興住宅への地域材の活用、国が放射性物質検査の基準を示す必要性、出荷停止に伴う肉牛買上げに対する国の支援、地方自治体による牛肉の放射性物質検査に対する国の支援、米の先物取引の試験上場に関する見解、

遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価、就農支援の現状と新たな支援策の検

討状況、T P P 交渉参加についての今後の対応等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年3月10日(木) (第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成23年度の農林水産行政の基本施策に関する件について鹿野農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成23年3月24日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成23年度の農林水産行政の基本施策に関する件について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、筒井農林水産副大臣、小林厚生労働大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田俊男君(自民)、鶴保庸介君(自民)、横山信一君(公明)、柴田巧君(みん)、紙智子君(共産)

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について鹿野農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員佐々木隆博君から説明を聴いた。

○平成23年3月25日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について鹿野農林水産大臣、筒井農林水産副大臣、田名部農林水産大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

長谷川岳君(自民)、横山信一君(公明)、柴田巧君(みん)、紙智子君(共産)

(閣法第30号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(農林水産省所管)について鹿野農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、篠原農林水産副大臣、末松内閣府副大臣、吉田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青木一彦君(自民)、福岡資麿君(自民)、渡辺孝男君(公明)、柴田巧君(みん)、紙智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成23年4月12日(火) (第4回)

- 森林法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について鹿野農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員佐々木隆博君から説明を聴いた。

○平成23年4月14日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 森林法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員佐々木隆博君、鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

松浦大悟君(民主)、加治屋義人君(自民)、横山信一君(公明)、柴田巧君(みん)、紙智子君(共産)

(閣法第29号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- お茶の振興に関する法律案（衆第6号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長山田正彦君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第6号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産
反対会派 なし

- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、福島第一原子力発電所事故による農林水産業への影響と対策に関する件等について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、笹木文部科学副大臣、田名部農林水産大臣政務官、樋高環境大臣政務官、中山経済産業大臣政務官、吉田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、熊谷大君（自民）、
野村哲郎君（自民）、渡辺孝男君（公明）、
柴田巧君（みんな）、紙智子君（共産）

○平成23年4月15日（金）（第6回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年5月2日（月）（第7回）

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）

以上両案について鹿野農林水産大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、筒井農林水産副大臣、吉田農林水産大臣政務官、和田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、山田俊男君（自民）、
横山信一君（公明）、柴田巧君（みんな）、
紙智子君（共産）

（閣法第65号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産
反対会派 なし

（閣法第66号）

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産
反対会派 なし

なお、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成23年5月10日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故による農林水産業への影響と対策に関する件、食肉の生食による集団食中毒事件に関する件等について鹿野農林水産大臣、福山内閣官房副長官、筒井農林水産副大臣、大塚厚生労働副大臣、吉田農林水産大臣政務官、市村国土交通大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官、林文部科学大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、徳永エリ君（民主）、
長谷川岳君（自民）、福岡資麿君（自民）、
渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みんな）、
紙智子君（共産）

○平成23年5月19日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、諸外国による日本産食品の輸入制限措置に関する件、TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する件、農業水利に関する件、木質バイオマス政策に関する件等について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、平野内閣府副大臣、松下経済産業副大臣、吉田農林水産大臣政務官、林文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大河原雅子君（民主）、青木一彦君（自民）、
横山信一君（公明）、柴田巧君（みんな）、
紙智子君（共産）

○平成23年5月26日（木）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興

対策に関する件について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

有限会社耕谷アグリサービス専務取締役
佐藤富志雄君
鳥取環境大学環境情報学部環境マネジメント学科教授
京都大学名誉教授 三野徹君
東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
八木信行君
独立行政法人農業環境技術研究所理事長
宮下清貴君

〔質疑者〕

岩本司君（民主）、鶴保庸介君（自民）、
渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みん）、
紙智子君（共産）

○平成23年5月31日（火）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、農林水産物の放射性物質汚染に関する件、諸外国による日本産食品の輸入制限措置に関する件、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する件、「食」に関する将来ビジョンに関する件等について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、松下経済産業副大臣、大塚厚生労働副大臣、平野内閣府副大臣、田名部農林水産大臣政務官、徳永外務大臣政務官、逢坂総務大臣政務官、吉田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大河原雅子君（民主）、山田俊男君（自民）、
横山信一君（公明）、柴田巧君（みん）、
紙智子君（共産）

- 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）

以上両案件について鹿野農林水産大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成23年6月7日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）

以上両案件について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、鈴木文部科学副大臣、吉田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）を可決し、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）を承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

松浦大悟君（民主）、長谷川岳君（自民）、
福岡資麿君（自民）、横山信一君（公明）、
柴田巧君（みん）、紙智子君（共産）

（閣法第18号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 共産

（閣承認第1号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 共産

なお、農林水産省設置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成23年7月19日（火）（第13回）

- 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）について鹿野農林水産大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成23年7月26日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第81号）（衆議院送付）

議院送付) について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

一川保夫君（民主）、野村哲郎君（自民）、渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みん）、紙智子君（共産）

（閣法第81号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する件について鹿野農林水産大臣から報告を聴いた。

- 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する件、米の先物取引の試験上場に関する件、漁業用燃油に関する件等について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、田名部農林水産大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岩本司君（民主）、長谷川岳君（自民）、青木一彦君（自民）、横山信一君（公明）、柴田巧君（みん）、紙智子君（共産）

○平成23年8月4日(木)（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、農林水産物の放射性物質汚染に関する件、牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する件、戸別所得補償制度に関する件、諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門調査に係る環境影響評価に関する件等について鹿野農林水産大臣、篠原農林水産副大臣、松下経済産業副大臣、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川崎稔君（民主）、青木一彦君（自民）、山田俊男君（自民）、横山信一君（公明）、柴田巧君（みん）、紙智子君（共産）

- 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長山田正彦君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第21号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

- 原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する決議を行った。

○平成23年8月23日(火)（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による農林水産関係被害と復興対策に関する件、農林水産物の放射性物質汚染に関する件、牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出に関する件、米の先物取引の試験上場に関する件、遺伝子組換え農作物の生物多様性影響評価に関する件、就農支援策に関する件等について鹿野農林水産大臣、筒井農林水産副大臣、小泉国土交通大臣政務官、吉田農林水産大臣政務官、林文部科学大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大河原雅子君（民主）、長谷川岳君（自民）、山田俊男君（自民）、渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みん）、紙智子君（共産）

○平成23年8月25日(木)（第17回）

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案（閣法第51号）（衆議院送付）及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第52号）（衆議院送付）について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成23年8月25日(木)

経済産業委員会、農林水産委員会、環境委員会連合審査会（第1回）

（経済産業委員会を参照）

○平成23年8月31日(水)（第18回）

- 請願第12号外45件を審査した。

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（参第23号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年4月26日（火）

- 東日本大震災による農山漁村及び農林水産業の被害状況等に関する実情調査

〔派遣地〕

宮城県

〔派遣委員〕

主演了君（民主）、岩本司君（民主）、大河原雅子君（民主）、野村哲郎君（自民）、山田俊男君（自民）、横山信一君（公明）、柴田巧君（みん）、紙智子君（共産）

（３）委員会決議

— 畜産物価格等に関する決議 —

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。

こうした中、我が国の畜産・酪農経営は配合飼料価格の高止まりに加え、国際的な穀物需給の逼迫を背景に今後更なる飼料価格の上昇が見込まれる。加えて昨年来の口蹄疫の発生や高病原性鳥インフルエンザの続発など、これまでにない厳しい環境下にある。

また、平成23年度は畜産・酪農経営安定対策等と畜産物価格の決定が、別々に行われるという初めての年度である。

よって政府は、畜産農家を取り巻く現状を踏まえ、畜産物の需要を喚起し、困難に直面する農家が将来を展望できる畜産・酪農政策を確立するため、平成23年度の畜産物価格の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 WTO農業交渉、EPA交渉及びTPPの検討に当たっては、平成18年12月の本委員会の「日豪EPAの交渉開始に関する決議」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。
- 二 酪農は、昨年の猛暑の影響を受け、生乳生産量の低下、乳質及び受胎率の低下など極めて厳しい年であった。

東日本大震災の影響も踏まえ、今回の価格決定に当たっては、現行の生産レベルの維持はもちろん酪農家の経営努力と生産意欲を喚起する上でも、加工限度数量及び補給金単価を適切に決定すること。

- 三 肉用子牛生産者補給金については、今後の飼料価格の再高騰局面を見据えて、保証基準価格及び合理化目標価格を適切に設定すること。
- 四 飼料価格の再高騰局面を十分に踏まえ、指定食肉の牛肉安定価格並びに豚肉安定価格については、現行を基本に適切に決定すること。
- 五 配合飼料価格安定基金については、今後の基金の発動状況等では財源の枯渇が懸念されることから、必要に応じ、国による追加財源の確保等の支援対策を措置すること。

飼料用米、エコフィードの活用推進のための対策を充実させること。また、更なる飼料用米利用促進のため、政府所有のMA米の売渡価格を適切に決定すること。

- 六 国際的な穀物相場の高騰や東日本大震災の影響により、飼料価格は生産者の経営を相当圧迫する事態が想定されることから、必要に応じ、政策価格の期中改定や追加的経営安定対策、並びに配合飼料価格安定基金の借入金の償還の繰り延べ等、肉用牛・養豚・酪農等の経営支援の対策を機動的に措置すること。
- 七 食の安全と消費者の信頼の確保を図るため、加工食品と外食の原料原産地表示の義務対象の拡大を早急に検討するとともに、米国産牛肉の輸入条件については、食品安全委員会による科学的根拠に基づき慎重に対応すること。
- 八 近隣諸国において深刻な状況となっている悪性家畜伝染病の国内侵入防止に係る防疫体制の強化を図ること。
- 九 東日本大震災の影響に伴う燃料不足のため、畜産農家への飼料供給及び家畜等の出荷が困難となっていることから、適切な燃料供給体制を早急に確立し、また、福島第一原子力発電所事故により原乳から放射性物質が検出されたことについては、消費者への適宜適切な情報提供を行うとともに、出荷制限措置に対し原子力損害賠償制度に基づく適切な補償及び出荷・販売の早期再開に向けた万全の措置を図ること。
- 右決議する。

— 原発事故による牛肉からの放射性セシウムの検出に関する決議 —

東京電力株式会社の原発事故により汚染された稲わらが原因で牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている件については、地域的な拡大とともに消費者の食の安心を揺るがす一方、風評被害による枝肉価格の暴落、出荷制限や出荷自粛、牛肉消費の減退等の影響により、肉用牛農家が計り知れない経済的損失と精神的苦痛を被っていることはもちろんのこと、食肉流通業、外食産業等にまで大きな影響を及ぼしている。

他方、畜産業者等の損害賠償請求に対する東京電力株式会社の仮払いは遅滞し、支払額も少額に留まり、本払いの見通しも立っておらず、被害者の早期救済に向けた目途が全く立っていない状況にある。

このような事情の下で、食の安全・安心を確保するとともに、畜産業に携わる方々が安心して経営できる環境を整えるため、政府は、稲わら等の利用制限についての周知徹底が十分でなかったことにより被害が拡大したことを重く受けとめ、また、様々な影響が生じていることにかんがみ、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 消費者の信頼回復に向けた安全管理体制を確立するため、汚染された牛肉を出荷した県については、国の主導により速やかに全頭検査を行い、安全証明書を発行すること。その際、検査基準を明示するとともに、検査機器や検査要員の確保、検査費用等について国による財政支援を行うこと。
- 二 今回の原発事故により被害を受けた生産者、流通業者等の早期救済を図るため、出荷制限以外の牛肉で市場価格の下落等により被害を受けた生産者、流通業者等への被害の賠償につき、適切に指針に位置付けるよう原子力損害賠償紛争審査会に働きかけ、早期の仮払いが実現され、全損害額の賠償が早急かつ適切になされるようにすること。
- 三 二による賠償の支払いに当たっては、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律及び原子力損害賠償支援機構法に基づき、速やかに仮払いを行うこと。
- 四 三に加え、牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されている件については、先般

農林水産省が公表した緊急対策を国による主体的な取組としてさらに充実・強化し、農家等に対して早急に立替払いをすること。特に、出荷遅延対策として立替払いの増額など肉用牛農家等に対する経営支援の一層の充実や、汚染された稲わらを給与された牛の肉については、すべて国の責任によって、市場から隔離すること、加えて、出荷制限の指示が出された県については、出荷適期にある肉用牛についても農家の意向を踏まえ全頭を買い上げること等買上対象の範囲の拡大を図ること。

さらに、汚染された牛肉を出荷したすべての県については、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン)の運用改善を適用するとともに、平成13年のBSE発生時に講じた「BSEマルキン」を参考に、物財費をすべてまかなうことを前提として、生産者の負担を求めず、毎月補てん金を支払うこと。また、出荷制限・出荷自粛について、解除のルールを明確にすること。

五 「稲わら等の緊急供給支援対策」では、稲わらについて、当面の必要数量と供給可能数量及び供給方法を早急に明示し、農家の不安の解消に努めるとともに、今後生産される稲わら等の自給粗飼料について放射性物質の検査を実施し、安全性の確認と万全の流通対策を行うこと。

六 政府は、早急に実態調査を行った上で、金融機関に対して、再度、資金の円滑な融通、既貸付金償還猶予について強く要請を行うとともに、飼料メーカーに対する飼料代の支払い猶予のさらなる要請に加え、その経営に支障を来さないよう、対策を講じること。

また、汚染された牛肉を出荷した県や農協等が、独自に生産者や関連産業に融資を行った場合、国は支援を行うこと。

七 農地土壌の汚染拡大を防止し、食品衛生上問題がない農産物の生産を確保するため、早急に堆肥等の放射性セシウムの基準を設定するとともに、基準を超えるものの取扱いについて、政府全体としての方針を明確にすること。

八 汚染牛肉については、市場隔離を徹底するとともに、早急に処理方法について検討し実行すること。

右決議する。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	柳澤	光美 (民主)	高橋	千秋 (民主)	松山	政司 (自民)
理事	平山	誠 (民主)	直嶋	正行 (民主)	若林	健太 (自民)
理事	広野	ただし (民主)	姫井	由美子 (民主)	松	あきら (公明)
理事	増子	輝彦 (民主)	藤原	正司 (民主)	松田	公太 (みん)
理事	関口	昌一 (自民)	磯崎	仁彦 (自民)	荒井	広幸 (日改)
理事	牧野	たかお (自民)	末松	信介 (自民)	森田	高 (国民)
	加藤	敏幸 (民主)	松村	祥史 (自民)	大江	康弘 (無)

(23. 3. 10 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案6件（うち本院先議2件）、本院議員提出法律案1件及び承認案件1件の合計8件である。内閣提出法律案及び承認案件は、いずれも可決又は承認し、本院議員提出法律案は継続審査とした。また、本委員会付託の請願10種類96件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

新たな技術・産業の創出、知的財産の保護 特許法等の一部を改正する法律案は、我が国の経済成長を支える新たな技術や産業の創出を促進するため、通常実施権の登録対抗制度の見直し、中小企業に係る特許料金の減免制度の拡充、冒認出願等に関する救済措置の整備、無効審判等の紛争処理制度の見直し等、知的財産の適切な保護及び活用を図るための措置を講じようとするものである。

不正競争防止法の一部を改正する法律案は、近年の技術革新の著しい進展や我が国産業の国際競争力の強化を図る必要性の増大等に鑑み、技術的制限手段の保護及び事業者が保有する営業秘密の保護を一層強化するため、技術的制限手段の

保護の対象範囲を拡大し、技術的制限手段の効果を妨げる装置の譲渡等に係る処罰規定を整備するとともに、営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟の審理において、営業秘密の保護を図るための措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、冒認出願等に係る特許権に対して、法がこれまで真の権利者による移転請求を認めてこなかった理由、東日本大震災被災企業等に対する特許行政の対応、技術的制限手段を回避する装置等の水際規制を強化する必要性等について質疑が行われ、両法律案はいずれも全会一致をもって可決された。

国際競争力強化のための事業者の組織再編促進 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、最近における国際経済の構造的な変化に我が国経済が対応するためには我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新が重要であることに鑑み、国際競争力の強化を目指した事業者の迅速かつ機動的な組織再編を促すため、組織再編に係る手続を簡素化するための会社法に係る特例措置、事業者の資金の調達を

円滑にするための支援措置等を講ずるとともに、中小企業者等の商品の生産の効率化等を促進するため、事業者による事業革新新商品生産設備の導入のための支援措置、中小企業における事業の承継を通じた経営資源の活用のための支援措置等を講じようとするものである。

なお、衆議院において、主務大臣は、産業再編に係る計画の認定を行う際に公正取引委員会と行う協議において、事業再構築等関連措置が申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項等について意見を述べることを、また、主務大臣及び公正取引委員会は、当該協議に当たっては、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、所要の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡することを追加する内容の修正が行われた。

委員会においては、今回の改正の背景となった我が国産業の現状、主務大臣と公正取引委員会が協議を行う場合の具体的要件、中小企業事業引継ぎ円滑化支援の実効性を高める方策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

海洋資源等、鉱物資源の安定的な供給確保 鉱業法の一部を改正する等の法律案は、近年、国際的な資源獲得競争が激化していること等に鑑み、鉱物資源の安定的な供給確保を図るため、国内での資源開発がより適切に行われるように、鉱業権の設定に係る許可基準の見直し、国民経済上特に重要な鉱物に係る鉱業権を最適な開発者へ付与する手続制度の創設、鉱物資源の探査に係る許可制度の創設等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、海洋資源の開発における国と民間との連携、メタンハイド

レート、海底熱水鉱床の商業化に向けた見通し、鉱物の探査の許可と違反行為に対する措置等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

再生可能エネルギーの買取りと導入促進

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案は、最近のエネルギーをめぐる内外の経済的社会的環境の変化及びエネルギー源として再生可能エネルギー源を利用することの重要性が増大していることに鑑み、電気事業者に対し、一定の調達期間を超えない範囲内の期間にわたり一定の調達価格により再生可能エネルギー電気を調達する契約を締結する義務を課す等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、調達価格等算定委員会を設置すること、電気を大量に使用する事業者に対する賦課金について軽減措置を講じること等を内容とする修正が行われた。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案は、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した規制の合理化等を図るため、他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合における供給約款の変更のための届出等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、調達価格等の決定の在り方、調達価格等算定委員会の役割、電力多消費産業に対する負担軽減措置の具体的内容、賦課金以外で、事前届出により電気料金改定が可能となる例等について質疑が行われたほか、農林水産委員会及び環境委員会との連合審査会が行われ、両法

律案はいずれも全会一致をもって可決された。

なお、再生可能エネルギー特別措置法案に対し、附帯決議が付された。

北朝鮮に対する経済制裁 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件は、北朝鮮への全ての貨物の輸出及び北朝鮮からの全ての貨物の輸入につき、平成23年4月14日から平成24年4月13日までの間、引き続き、経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、国会の承認を求めるものであり、全会一致をもって承認すべきものと議決された。

〔国政調査等〕

3月10日、経済産業行政の基本施策について海江田経済産業大臣から所信を、平成22年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

3月25日、予算委員会から委嘱された平成23年度経済産業省所管予算等の審査を行い、平成23年度予算の執行に際して震災被害を考慮する必要性、福島第一原子力発電所の事故発生の原因及び被害拡大防止策、計画停電の影響及びその実施の必要性、被災周辺地域へのガソリン供給等の物流問題の改善、被災中小企業に対する今後の支援策等について質疑を行った。

4月12日、経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について調査を行い、福島第一原子力発電所事故の損害賠償についての特別立法の必要性、福島第一原子力発電所事故が原子力発電推進政策に与える影響、東日本大震災による電力不足の対応のため、中小企業及び家庭向けの情報提供、相談窓口の設置及び広報を行う必要性、被災地における中小企業のための信用保証協会の経営基盤強化の必要性等について質疑を行った。

4月26日、東日本大震災に係る原子力安全・保安等に関する件について調査を行い、原子力行政を見直す必要性、福島第一原子力発電所事故の損害賠償に対する考え方を早期に明確にする必要性、東京電力が示した福島第一原子力発電所の工程表に対する国の対応、原子力安全・保安院が3月30日に発した原子力発電所に対する緊急安全対策の実施状況等について質疑を行った。

5月10日、東日本大震災に係る原子力安全・保安等に関する件について調査を行い、原子力発電所建設等に関しあらゆる事項を想定内のものとして取り込みルール化する必要性、長期間の低線量被ばく健康への影響、原子力発電所のリスク管理の在り方に関する見解等について参考人に対する質疑を行った。

6月16日、原子力損害賠償支援の枠組みに関する件、原子力損害賠償の対象範囲と手続の迅速化に関する件、広範に点在する放射線量が高い地区における対応に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年3月10日(木) (第1回)

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件について海江田経済産業大臣から所信を聴いた。
- 平成22年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成23年3月25日(金) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(公正取引委員会)及び経済産業省所管)について池田経済産業副大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同副大臣、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

関口昌一君(自民)、松あきら君(公明)、松田公太君(みん)、荒井広幸君(日改)
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成23年4月12日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について海江田経済産業大臣、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

増子輝彦君(民主)、若林健太君(自民)、磯崎仁彦君(自民)、松あきら君(公明)、荒井広幸君(日改)

- 特許法等の一部を改正する法律案(閣法第45号)

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第46号)

以上両案について海江田経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年4月14日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特許法等の一部を改正する法律案(閣法第45号)

号)

不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第46号)

以上両案について海江田経済産業大臣、田嶋経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

姫井由美子君(民主)、関口昌一君(自民)、松あきら君(公明)、松田公太君(みん)、荒井広幸君(日改)

(閣法第45号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
無

反対会派 なし

欠席会派 国民

(閣法第46号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
無

反対会派 なし

欠席会派 国民

○平成23年4月26日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に係る原子力安全・保安等に関する件について海江田経済産業大臣から報告を聴いた後、同大臣、五十嵐財務副大臣、松下経済産業副大臣、田嶋経済産業大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

末松信介君(自民)、磯崎仁彦君(自民)、若林健太君(自民)、松あきら君(公明)、松田公太君(みん)、荒井広幸君(日改)、広野ただし君(民主)、平山誠君(民主)、藤原正司君(民主)

○平成23年5月10日(火) (第6回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に係る原子力安全・保安等に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

作家

評論家 柳田邦男君

早稲田大学理工学術院先進理工学研究科共同原子力専攻特任教授

東京大学名誉教授 岡芳明君

長崎大学大学院医歯薬学総合研究科長

福島県放射線健康リスク管理アドバイザー

山下俊一君

〔質疑者〕

藤原正司君（民主）、牧野たかお君（自民）、

松あきら君（公明）、松田公太君（みん）、

荒井広幸君（日改）、末松信介君（自民）、

広野ただし君（民主）、松村祥史君（自民）

- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について海江田経済産業大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員橋慶一郎君から説明を聴いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成23年5月12日（木）（第7回）

- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会委員

同委員会競争法部会委員

パナソニック株式会社法務本部東京法務室室長 坂田礼司君

日本商工会議所特別顧問

東京商工会議所特別顧問

愛知産業株式会社代表取締役社長 井上裕之君

東京大学社会科学研究所教授 松村敏弘君

〔質疑者〕

加藤敏幸君（民主）、関口昌一君（自民）、

松あきら君（公明）、上野ひろし君（みん）、

荒井広幸君（日改）、磯崎仁彦君（自民）、

広野ただし君（民主）、増子輝彦君（民主）

○平成23年5月17日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について海江田経済産業大臣、田嶋経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

加藤敏幸君（民主）、姫井由美子君（民主）、

磯崎仁彦君（自民）、牧野たかお君（自民）、

松あきら君（公明）、松田公太君（みん）、

荒井広幸君（日改）

（閣法第25号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
無

反対会派 なし

欠席会派 国民

○平成23年6月16日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力損害賠償支援の枠組みに関する件、原子力損害賠償の対象範囲と手続の迅速化に関する件、広範に点在する放射線量が高い地区における対応に関する件等について海江田経済産業大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林健太君（自民）、牧野たかお君（自民）、

松あきら君（公明）、松田公太君（みん）、

荒井広幸君（日改）

- 鉱業法の一部を改正する等の法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について海江田経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年7月14日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 鉱業法の一部を改正する等の法律案（閣法第53号）（衆議院送付）について海江田経済産業大臣、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

関口昌一君（自民）、松あきら君（公明）、

松田公太君（みん）、荒井広幸君（日改）

(閣法第53号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改、
無

反対会派 なし

欠席会派 国民

なお、附帯決議を行った。

○平成23年7月22日(金)(第11回)

- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第4号)(衆議院送付)について海江田経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

(閣承認第4号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改
反対会派 なし

欠席会派 国民、無

○平成23年8月24日(水)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(閣法第51号)(衆議院送付)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)

以上両案について海江田経済産業大臣から趣旨説明を、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(閣法第51号)(衆議院送付)の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員橘慶一郎君から説明を聴いた後、同佐藤茂樹君、同橘慶一郎君、同西村康稔君、同後藤斎君、海江田経済産業大臣、樋高環境大臣政務官、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

磯崎仁彦君(自民)、若林健太君(自民)、
松あきら君(公明)、松田公太君(みんな)、
荒井広幸君(日改)

また、両案について農林水産委員会及び環境委員会から連合審査会開会の申入れがあつ

た場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○平成23年8月25日(木)

経済産業委員会、農林水産委員会、環境委員会連合審査会(第1回)

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(閣法第51号)(衆議院送付)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)

以上両案について修正案提出者衆議院議員後藤斎君、同橘慶一郎君、同佐藤茂樹君、同西村康稔君、鹿野農林水産大臣、海江田経済産業大臣、筒井農林水産副大臣、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

松浦大悟君(民主)、川口順子君(自民)、
福岡資麿君(自民)、加藤修一君(公明)、
横山信一君(公明)、水野賢一君(みんな)、
紙智子君(共産)、亀井亜紀子君(国民)、
吉田忠智君(社民)

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成23年8月25日(木)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(閣法第51号)(衆議院送付)

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)

以上両案について修正案提出者衆議院議員後藤斎君、同佐藤茂樹君、同西村康稔君、海江田経済産業大臣、山口内閣府副大臣、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者]

姫井由美子君(民主)、藤原正司君(民主)、
松村祥史君(自民)、末松信介君(自民)、

牧野たかお君（自民）、松あきら君（公明）、
松田公太君（みん）、荒井広幸君（日改）
（閣法第51号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改

反対会派 なし

欠席会派 国民、無

（閣法第52号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改

反対会派 なし

欠席会派 国民、無

なお、電気事業者による再生可能エネルギー
電気の調達に関する特別措置法案（閣法第51
号）（衆議院送付）について附帯決議を行っ
た。

○平成23年8月31日（水）（第14回）

○請願第120号外95件を審査した。

○原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法
律案（参第10号）の継続審査要求書を提出す
ることを決定した。

○経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調
査の継続調査要求書を提出することを決定し
た。

○閉会中における委員派遣については委員長に
一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	小泉	昭男 (自民)	輿石	東 (民主)	中原	八一 (自民)
理事	藤本	祐司 (民主)	羽田	雄一郎 (民主)	脇	雅史 (自民)
理事	室井	邦彦 (民主)	平山	幸司 (民主)	渡辺	猛之 (自民)
理事	佐藤	信秋 (自民)	藤原	良信 (民主)	白浜	一良 (公明)
理事	吉田	博美 (自民)	安井	美沙子 (民主)	上野	ひろし (みん)
理事	長沢	広明 (公明)	米長	晴信 (民主)	藤井	孝男 (日改)
	池口	修次 (民主)	岩井	茂樹 (自民)	吉田	忠智 (社民)
	川崎	稔 (民主)	岡田	直樹 (自民)		
	小見山	幸治 (民主)	伊達	忠一 (自民)		

(23. 3. 10 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案9件（うち本院先議2件）、本院議員提出法律案1件及び承認案件1件の合計11件であり、そのうち内閣提出法律案9件及び承認案件1件の合計10件を可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願8種類53件は、いずれも保留とした。

〔法律案等の審査〕

踏切道・鉄道 踏切道改良促進法の一部を改正する法律案は、立体交差化計画等の作成義務廃止と踏切改良の実効性の確保策、鉄道の安全対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案は、整備新幹線の着実な整備の必要性、J R 三島貨物会社に対する支援策の経営改善効果、特例業務勘定の今後の収支の見通し、並行在来線に対する支援の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

港湾・特定船舶 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案は、港湾の国際競争力強化のための総合的施策の必要性、港湾の公益性を担保することの必要性、港湾関係者への配慮の必要性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるとの件は、全会一致をもって承認された。

航空・空港 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案及び航空法の一部を改正する法律案の両案は一括して議題とされ、関西国際空港と大阪国際空港との役割分担の在り方と一体的運営の意義、特定空港運営事業による関西国際空港再生の見通し、航空法改正案提出の背景と特定操縦技能審査制度創設の意義等について質疑が行われ、両案はいずれも全会一致をもって可決された。

都市再生・住宅 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案は、特定都市

再生緊急整備地域の指定要件とその制度の効果、地方都市再生に資する施策の充実、民間都市開発事業に対する金融支援措置の妥当性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案は、サービス付き高齢者向け住宅の概要及び供給促進策、サービス付き高齢者向け住宅において介護や医療との連携を図る必要性、低所得の高齢者に対する居住の安定確保策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案及び東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案の両案は一括して議題とされ、公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行の進め方、地域住民の意向を反映した被災市街地の復興の必要性、被災市街地の建築制限期間延長の理由等について質疑が行われ、両案はいずれも全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月10日、国土交通行政の基本施策について、大畠国土交通大臣から所信を聴取した。

3月24日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、東北地方太平洋沖地震を踏まえた公共事業の在り方及び社会資本整備重点計画の見直し、応急仮設住宅建設に要する建設資材・機材の確保に向けた取組と資材買占めの実態、中小建

設業者に対する資金繰り支援と受注者の状況に応じた施工中公共工事の一時中止、被災県外の宿泊施設及び公営住宅等における被災者の受入れ状況と情報の一元化、阪神・淡路大震災の経験を踏まえた被災者の住宅確保に係る大規模計画の早期策定の必要性、応急仮設住宅について建設用地確保や水道等のインフラ整備に係る課題、仮設住宅の情報提供の重要性、減少を続ける防災関係予算に対する大臣の所見及び被災地以外の地域でも防災対策や関連予算の充実を図る必要性、今回の大震災による観光産業への影響と産業縮小への対策、宿泊施設の避難所としての活用と受入れ費用を全額国庫負担とする必要性、震災被害対策における国交大臣のリーダーシップ発揮の必要性などの諸問題が取り上げられた。

3月25日、予算委員会から委嘱された平成23年度国土交通省予算の審査を行い、大畠国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、平成23年東北地方太平洋沖地震における国交省のこれまでの対応状況と今後の取組に対する大臣の決意、被災地における廃車手続の簡略化及び自動車税等の減免・猶予、原子力災害による観光産業への風評被害を軽減するための海外への正確な情報発信の必要性、今回の震災を踏まえた住宅・建築物や道路等の公共施設の耐震性向上の取組及び社会資本整備重点計画の見直しの方向性、地盤の液状化対策の強化と社会資本整備重点計画に液状化対策を位置づける必要性、防災及び治水の重要性を踏まえたハッ場ダム建設事業の検証の必要性、被災地支援のための建設業界による災害応急復旧対応に係る経費の前払等の必要性、輸送業界の緊急物資輸送費用の国による負担などの諸問題が取り上げられた。

4月12日、質疑を行い、直轄事業維持管理負担金廃止と災害復旧事業の地方負担分存続の整合性、災害救助法の基準を超える応急仮設住宅設置費用の負担の在り方、がれきの処理に係る法律及び国庫補助の枠組み、がれき処理や応急仮設住宅建設を被災地の事業者に発注する必要性、過度な自粛による観光産業への影響を避けるための取組の必要性、東日本大震災による観光産業への影響の調査結果と政府の認識、災害時に備えた通信ネットワークのバックアップ体制を構築する必要性、我が国船舶に対する諸外国の放射線関連の規制強化の状況と政府の対策などの諸問題が取り上げられた。

5月17日、浦安市における液状化等による被害及び復旧状況の実情調査のための視察を行った。

5月19日、質疑を行い、フリーゲージトレインの技術開発の進ちょく状況及びこれまでに投入された予算の総額、九州新幹線長崎ルートの費用対効果及び今後の整備の在り方、仮設住宅建設をめぐる総理の発言とリーダーシップの在り方、国土交通省における東日本大震災への対応及び被災自治体に対する支援の状況、震災への迅速な対応を踏まえた地方整備局及び地方運輸局等の国の出先機関の在

り方、液状化現象による被害の把握状況及び液状化対策の検討状況、ハッ場ダムの検証作業の進ちょく状況及び生活再建事業の着実な実施の必要性、今回の震災による我が国の領海警備への影響、放射性物質を含む下水汚泥の取扱いに従事する労働者の被ばく管理体制構築の現状などの諸問題が取り上げられた。

5月26日、質疑を行い、被災地域における下水処理施設の被害・応急復旧状況、汚水処理機能の早期復旧のため合併浄化槽を活用することについての大臣の所見、震災の教訓を踏まえた多重的な交通網の整備の必要性、整備新幹線の未着工区間の着工認可に向けた大臣の決意、災害復旧に係る地方負担軽減のため「災害臨時交付金」を創設する必要性、災害廃棄物を最終処理するまでに必要となる費用を今後国が支援する必要性、公共土木施設復旧工事代行法の施行状況及び活用必要性、住宅エコポイント事業の終了前倒しの理由及び今後の施策の在り方、放射性物質を含む下水汚泥の取扱い基準及びその副次産物の使用基準を設ける必要性、避難施設を核とした被災地域のまちづくりに関する大臣の所見などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成23年3月10日(木) (第1回)

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について大畠国土交通大臣から所信を聴いた。

○平成23年3月24日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について大畠国土交通大臣、池口国土交通副大臣、三

井国土交通副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉田忠智君(社民)、佐藤信秋君(自民)、渡辺猛之君(自民)、長沢広明君(公明)、上野ひろし君(みん)、藤井孝男君(日改)

○平成23年3月25日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年一般会計予算(衆議院送付)

平成二十三年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国土交通省所管）について大畠国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣、三井国土交通副大臣、池口国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中原八一君（自民）、長沢広明君（公明）、
上野ひろし君（みん）、吉田忠智君（社民）
本委員会における委嘱審査は終了した。

○踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について大畠国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年3月30日（水）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について大畠国土交通大臣、池口国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

渡辺猛之君（自民）、長沢広明君（公明）、
上野ひろし君（みん）、藤井孝男君（日改）、
吉田忠智君（社民）

（閣法第12号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

○港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について大畠国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年3月31日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第17号）（衆議院送付）について大畠国土交通大臣、三井国土交通副大臣、池口国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

中原八一君（自民）、白浜一良君（公明）、

上野ひろし君（みん）、藤井孝男君（日改）、
吉田忠智君（社民）

（閣法第17号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成23年4月12日（火）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○災害復旧事業、応急仮設住宅及びがれき処理に対する国庫負担に関する件、東日本大震災による観光産業への影響と対策に関する件、観光振興のための情報発信の必要性に関する件、災害時の通信・観測におけるバックアップの必要性に関する件、我が国船舶に対する放射能検査等の現状に関する件等について大畠国土交通大臣、篠原農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（自民）、長沢広明君（公明）、
上野ひろし君（みん）、藤井孝男君（日改）、
吉田忠智君（社民）

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案（閣法第47号）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

以上両案について大畠国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年4月14日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案（閣法第47号）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第48号）

以上両案について大畠国土交通大臣、三井国土交通副大臣、市村国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

安井美沙子君（民主）、岩井茂樹君（自民）、
白浜一良君（公明）、上野ひろし君（みん）、
藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）

○平成23年4月19日（火）（第8回）

- 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案（閣法第47号）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第48号）
以上両案をいずれも可決した。

（閣法第47号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

（閣法第48号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について大畠国土交通大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、池口国土交通副大臣、小泉国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

平山幸司君（民主）、渡辺猛之君（自民）、
長沢広明君（公明）、上野ひろし君（みん）、
藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）

（閣法第19号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改

反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

- 平成23年4月26日（火）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について大畠国土交通大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、池口国土交通副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤原良信君（民主）、佐藤信秋君（自民）、
長沢広明君（公明）、上野ひろし君（みん）、
藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）

（閣法第20号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、

社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 平成23年4月28日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案（閣法第61号）（衆議院送付）
- 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）

以上両案について大畠国土交通大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、三井国土交通副大臣、池口国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

藤原良信君（民主）、岩井茂樹君（自民）、
長沢広明君（公明）、上野ひろし君（みん）、
藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）

（閣法第61号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

（閣法第62号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 なし

- 平成23年5月1日（日）（第11回）

- 東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について財政金融委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

- 平成23年5月1日（日）

財政金融委員会、厚生労働委員会、国土交通委員会連合審査会（第1回）
（財政金融委員会を参照）

- 平成23年5月19日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- フリーゲージトレインの開発及び九州新幹線長崎ルートの費用対効果に関する件、国土交通省の震災対応とリーダーシップの在り方に関する件、地盤の液状化対策に関する件、ハッ場ダムの検証作業に関する件、領海警備法制の在り方に関する検討状況に関する件、多量の放射性物質を含む下水汚泥の処理に関する件等について大畠国土交通大臣、東内閣府副大臣、池口国土交通副大臣、津川国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川崎稔君（民主）、吉田博美君（自民）、長沢広明君（公明）、上野ひろし君（みん）、藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）

○平成23年5月26日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 被災地域における下水処理施設の復旧及び合併浄化槽の整備に関する件、震災の教訓を踏まえた多重的な交通網の整備の必要性に関する件、災害廃棄物処理事業等における地方負担の軽減に関する件、住宅エコポイント事業終了後の施策の在り方に関する件、多量の放射性物質を含む下水汚泥の処理に関する件、避難施設を核とした被災地域のまちづくりに関する件等について大畠国土交通大臣、中山経済産業大臣政務官、小泉国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小見山幸治君（民主）、岡田直樹君（自民）、佐藤信秋君（自民）、長沢広明君（公明）、上野ひろし君（みん）、藤井孝男君（日改）

○平成23年5月31日（火）（第14回）

- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について大畠国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年6月7日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第32号）（衆議院送付）について大畠国土交

通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

伊達忠一君（自民）、岡田直樹君（自民）、白浜一良君（公明）、上野ひろし君（みん）、藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）（閣法第32号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年6月16日（木）（第16回）

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）について大畠国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 なし

○平成23年8月31日（水）（第17回）

- 請願第21号外52件を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

環境委員会

委員一覧（20名）

委員長	北川 イッセイ（自民）	白	眞勲（民主）	谷川	秀善（自民）
理事	轟木 利治（民主）	福山	哲郎（民主）	中川	雅治（自民）
理事	山根 隆治（民主）	前田	武志（民主）	加藤	修一（公明）
理事	有村 治子（自民）	松野	信夫（民主）	水野	賢一（みん）
理事	川口 順子（自民）	柳田	稔（民主）	市田	忠義（共産）
	大石 尚子（民主）	小坂	憲次（自民）	亀井	亜紀子（国民）
	ツルネン マルティ（民主）	鈴木	政二（自民）		（23. 3. 10 現在）

（１）審議概観

第177回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出２件及び衆議院提出３件（環境委員長）の合計５件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願16種類77件のうち、１種類21件を採択した。

〔法律案の審査〕

環境影響評価法の一部を改正する法律案は、第174回国会に本院に提出されたものであり、本院で可決し、衆議院に送付したが、第176回国会において衆議院で可決され、本院に送付されて継続審査となっていたものである。その内容は、環境影響評価法の施行後の状況の変化及び同法の施行を通じて明らかになった課題等に対応するため、対象事業の範囲の拡大、計画段階環境配慮書の手続の新設、環境保全措置等の結果の報告・公表の義務づけ等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、東日本大震災の発生を受けて、本法の適用除外となる災害復旧事業における環境保全措置、放射能汚染による環境影響への環境省の関与のあり方、温室効果ガス25％削減目標の見直しの必要性等について質疑が行われた後、日本共産党の市田委員より、目的に

環境影響評価が住民等の参加の下に行われることを明記すること等を内容とする修正案が提出された。順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

本院先議の**水質汚濁防止法の一部を改正する法律案**は、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、有害物質を貯蔵する施設等の構造等の基準を定め、当該基準違反時の命令規定を設けるとともに、構造等についての定期点検等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、環境法令における放射性物質に係る適用除外規定の見直し、放射性物質による水質汚濁等への対応と責任、法律違反の状況と対応、施設の使用廃止後の地下水汚染の未然防止対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

衆議院提出（環境委員長）の**環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案**は、「国連持続可能な開発のための教育の十年」に係る取組や、学校における環境教育の関心の高まり等を踏まえ、学校教

育及び社会教育における環境教育を一層充実させるとともに、国又は地方公共団体及び国民、民間団体等による協働取組の推進を図るため、環境保全に係る各主体間の協定締結を促進するための仕組みの整備、環境教育等支援団体の指定、体験活動の機会の場の認定等の措置を定めようとするものである。

委員会においては、「国連持続可能な開発のための教育の十年」への我が国の取組及び国際的展開の状況、環境保全に係る協定締結の見通し、原子力・エネルギー教育の見直しの必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

衆議院提出（環境委員長）の平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案は、原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が生じていることに鑑み、環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めようとするものである。

委員会においては、本法律案を閣法で提出しなかった理由、放射性廃棄物の処理等における国の責任と自治体の役割、対象地域の土地利用、原子力事業者の費用負担等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

衆議院提出（環境委員長）の石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、特別遺族給付金の支給対象の拡大並びに特別遺族弔慰金等及び

特別遺族給付金の請求期限の延長を行おうとするものである。

委員会においては、労災保険制度の補償水準との格差、救済制度全体の見直しの必要性、災害廃棄物処理に際しての石綿の暴露・飛散防止対策、本法律案の見直し規定等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について、経済産業委員会に対し連合審査会の申し入れを行うことを決定し、経済産業委員会及び農林水産委員会との連合審査を行った。

〔国政調査等〕

3月10日、環境行政の基本施策について松本環境大臣から所信を聴くとともに、平成23年度環境省予算及び環境保全経費等の概要について近藤環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について大内公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴いた。また、第176回国会閉会後の1月19日及び20日の両日に実施した小笠原諸島の世界自然遺産登録に向けた取組状況等に関する実情調査のための委員派遣について派遣委員から報告を聴いた。

3月24日、環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について調査を行い、東日本大震災におけるがれき処理の方針、地域分散型エネルギー供給システムの導入拡大の必要性、被災地における仮設トイレの確保とし尿処理への対応状況、地球温暖化対策税の導入によるCO₂削減効果と経済への影響、環境省における温泉発電の位置付けと地熱資源活用への関わり方等について質疑を行った。

3月25日、予算委員会から委嘱された平成23年度一般会計予算、同特別会計予算及び同政府関係機関予算（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について審査を行い、環境大臣と防災担当大臣との兼務を見直す必要性、災害廃棄物に混入したPCB使用機器の回収方策、被災地でのアスベストの暴露防止対策、大気汚染健康被害者への全国一律の医療費助成制度を検討する必要性、がれき処理費用の公費負担のメッセージを出す必要性等について質疑を行った。

5月24日、5月10日に実施した東日本大震災における災害廃棄物処理への取組状況等に関する実情調査のための委員派遣について派遣委員から報告を聴いた後、

災害廃棄物の処理方針、海域のがれき処理、仮設住宅の浄化槽の再使用、放射性物質による土壌汚染に関する責任体制、放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理責任、自然公園内のがれき処理等について質疑を行った。

7月26日、環境行政の諸施策について江田環境大臣から説明を聴いた。

7月28日、災害廃棄物処理における国の支援体制、再生可能エネルギーの拡大と総合エネルギー政策の在り方、政府による原発に依存しない電気の調達の必要性、放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理責任、再生可能エネルギー拡大に向けた環境省の役割等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成23年3月10日（木）（第1回）

- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件について松本環境大臣から所信を聴いた。
- 平成23年度環境省予算及び環境保全経費の概要に関する件について近藤環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について大内公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成23年3月24日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について近藤環境副大臣、田嶋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中川雅治君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、水野賢一君（みん）、亀井亜紀子君（国民）

○平成23年3月25日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十三年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総務省所管（公害等調整委員会）及び環境省所管）について近藤環境副大臣、樋高環境大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川口順子君（自民）、加藤修一君（公明）、水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、亀井亜紀子君（国民）

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成23年4月14日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境影響評価法の一部を改正する法律案（第174回国会閣法第55号）について松本環境大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、近藤環境副大臣、樋高環境大臣政務官、吉田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、加藤修一君（公明）、
水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、
亀井亜紀子君（国民）
（第174回国会閣法第55号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
国民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年4月28日（木）（第5回）

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年5月24日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 災害廃棄物の処理方針に関する件、海域のがれき処理に関する件、仮設住宅の浄化槽の再使用に関する件、放射性物質による土壌汚染に関する責任体制に関する件、放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理責任に関する件、自然公園内のがれき処理に関する件等について松本環境大臣、近藤環境副大臣、樋高環境大臣政務官、尾立財務大臣政務官、吉田農林水産大臣政務官、政府参考人及び参考人株式会社日本政策金融公庫取締役星文雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

轟木利治君（民主）、谷川秀善君（自民）、
加藤修一君（公明）、水野賢一君（みん）、
市田忠義君（共産）、亀井亜紀子君（国民）

- 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（閣法第37号）について松本環境大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成23年5月26日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水質汚濁防止法の一部を改正する法律案（閣法第37号）について松本環境大臣、近藤環境副大臣、樋高環境大臣政務官、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、加藤修一君（公明）、
水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、

亀井亜紀子君（国民）

（閣法第37号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
国民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年6月7日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長小沢鋭仁君から趣旨説明を聴き、衆議院環境委員長代理江田康幸君、同田島一成君、松本環境大臣、樋高環境大臣政務官、林文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

加藤修一君（公明）、水野賢一君（みん）、
市田忠義君（共産）

（衆第9号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
国民

反対会派 なし

○平成23年7月26日（火）（第9回）

- 環境行政の諸施策に関する件について江田環境大臣から説明を聴いた。

○平成23年7月28日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 災害廃棄物処理における国の支援体制に関する件、再生可能エネルギーの拡大と総合エネルギー政策の在り方に関する件、政府による原発に依存しない電気の調達の必要性に関する件、放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理責任に関する件、再生可能エネルギー拡大に向けた環境省の役割に関する件等について江田環境大臣、近藤環境副大臣、樋高環境大臣政務官、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

中川雅治君（自民）、加藤修一君（公明）、
水野賢一君（みん）、市田忠義君（共産）、
亀井亜紀子君（国民）

○平成23年8月25日(木) (第11回)

- 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案(閣法第51号)(衆議院送付)及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について経済産業委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案(衆第29号)(衆議院提出)について提出者衆議院環境委員長小沢鋭仁君から趣旨説明を聴いた後、衆議院環境委員長代理江田康幸君、同馳浩君、同田島一成君、江田環境大臣、櫻井財務副大臣、笹木文部科学副大臣、大塚厚生労働副大臣、篠原農林水産副大臣、松下経済産業副大臣、三井国土交通副大臣、樋高環境大臣政務官、笠文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

川口順子君(自民)、加藤修一君(公明)、水野賢一君(みんな)、市田忠義君(共産)、亀井亜紀子君(国民)

- 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第30号)(衆議院提出)について提出者衆議院環境委員長小沢鋭仁君から趣旨説明を聴いた後、衆議院環境委員長代理江田康幸君、同佐田玄一郎君、同田島一成君、江田環境大臣、近藤環境副大臣、小林厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

[質疑者]

中川雅治君(自民)、加藤修一君(公明)、水野賢一君(みんな)、市田忠義君(共産)、亀井亜紀子君(国民)

○平成23年8月25日(木)

経済産業委員会、農林水産委員会、環境委員会連合審査会(第1回)

(経済産業委員会を参照)

○平成23年8月26日(金) (第12回)

- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案(衆第29号)(衆議院提出)について討論の後、可決した。

(衆第29号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、国民

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第30号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第30号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産、国民

反対会派 なし

○平成23年8月31日(水) (第13回)

- 請願第90号外20件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第29号外55件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年1月19日(水)、20日(木)

- 小笠原諸島の世界自然遺産登録に向けた取組状況等に関する実情調査

[派遣地]

東京都

[派遣委員]

北川イッセイ君(自民)、轟木利治君(民主)、山根隆治君(民主)、川口順子君(自民)、亀井亜紀子君(国民)

○平成23年5月10日(火)

- 東日本大震災における災害廃棄物処理への取組状況等に関する実情調査

[派遣地]

宮城県

[派遣委員]

北川イッセイ君（自民）、轟木利治君（民主）、山根隆治君（民主）、有村治子君（自民）、川口順子君（自民）、白眞勲君（民主）、松野信夫君（民主）、谷川秀善君（自民）、加藤修一君（公明）、水野賢一君（みん）、亀井亜紀子君（国民）

国家基本政策委員会

委員一覧（20名）

委員長	鴻池	祥肇（自民）	興石	東（民主）	林	芳正（自民）
理事	郡司	彰（民主）	谷岡	郁子（民主）	松下	新平（自民）
理事	辻	泰弘（民主）	羽田	雄一郎（民主）	吉田	博美（自民）
理事	山本	順三（自民）	平田	健二（民主）	木庭	健太郎（公明）
理事	中西	健治（みん）	柳田	稔（民主）	山口	那津男（公明）
	石井	一（民主）	石井	みどり（自民）	亀井	亜紀子（国民）
	岩本	司（民主）	谷川	秀善（自民）		（23. 1. 27 現在）

（１）審議概観

第177回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を3回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、3回開かれ、谷垣禎一君、山口那津男君が発言者となって、菅内閣総理大臣との間で討議が行われた。

2月9日の合同審査会（第1回）では、樽床伸二衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、社会保障と税の一体改革に関するスケジュール、社会保障改革案をまとめられなかった場合の菅総理の責任、税の積算根拠となる社会保障改革案を示す必要性、消費税を含む税制の抜本改革を行う時期、小沢元代表の証人喚問に対する菅総理の認識、民主党のマニフェストにおける年金改革等の実現可能性等について討議が行われた。

2月23日の合同審査会（第2回）では、

鴻池祥肇参議院国家基本政策委員長が会長を務め、ニュージーランド地震に対する我が国の支援体制、小沢元代表をめぐる問題の処理、マニフェストを踏まえた政権運営に対する認識、予算及び関連法案の年度内成立に向けた覚悟の有無、対露・対米を始めとする政府・与党の外交姿勢、普天間飛行場の辺野古沖移転の実現可能性、ニュージーランド地震を踏まえた耐震化推進外交の必要性、米海兵隊の抑止力及び鳩山前総理の「方便」発言に対する認識等について討議が行われた。

6月1日の合同審査会（第3回）では、樽床伸二衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、菅総理の退任意思の有無、法的根拠に基づいた原発問題への対応の必要性、東日本大震災における被災者支援の現状と今後の在り方、第二次補正予算の編成に対する基本認識、政府による震災対応の進捗状況とその妥当性、原発事故に係る損害賠償問題に対する政府の認識と取組等について討議が行われた。

委員会経過

○平成23年1月27日（木）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

○国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。

- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

○平成23年6月1日(水) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。

○平成23年2月9日(水) (合同審査会第1回)

- 国家の基本政策に関する件について谷垣禎一君及び山口那津男君が菅内閣総理大臣と討議を行った。

○平成23年2月23日(水) (合同審査会第2回)

- 国家の基本政策に関する件について谷垣禎一君及び山口那津男君が菅内閣総理大臣と討議を行った。

○平成23年6月1日(水) (合同審査会第3回)

- 国家の基本政策に関する件について谷垣禎一君及び山口那津男君が菅内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	前田 武志（民主）	小見山 幸治（民主）	塚田 一郎（自民）
理事	植松 恵美子（民主）	行田 邦子（民主）	西田 昌司（自民）
理事	川上 義博（民主）	榛葉 賀津也（民主）	長谷川 岳（自民）
理事	水戸 将史（民主）	徳永 エリ（民主）	福岡 資麿（自民）
理事	森 ゆうこ（民主）	友近 聡朗（民主）	丸山 和也（自民）
理事	磯崎 陽輔（自民）	中谷 智司（民主）	山崎 力（自民）
理事	猪口 邦子（自民）	難波 奨二（民主）	山田 俊男（自民）
理事	衛藤 晟一（自民）	西村 まさみ（民主）	山谷 えり子（自民）
理事	加藤 修一（公明）	吉川 沙織（民主）	石川 博崇（公明）
理事	小野 次郎（みん）	米長 晴信（民主）	草川 昭三（公明）
	有田 芳生（民主）	愛知 治郎（自民）	長沢 広明（公明）
	石橋 通宏（民主）	磯崎 仁彦（自民）	桜内 文城（みん）
	一川 保夫（民主）	片山 さつき（自民）	大門 実紀史（共産）
	梅村 聡（民主）	川口 順子（自民）	片山 虎之助（日改）
	金子 恵美（民主）	佐藤 ゆかり（自民）	福島 みずほ（社民）

（23. 1. 28 現在）

（１）審議概観

第177回国会において、本委員会に付託された案件は、平成二十三年度総予算3案、平成二十三年度第1次補正予算3案及び平成二十三年度第2次補正予算2案であった。平成二十三年度総予算3案は否決されたが、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決（可決）が国会の議決となった。また、平成二十三年度第1次補正予算3案及び平成二十三年度第2次補正予算2案はいずれも可決された。なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

平成二十三年度総予算 平成二十三年度総予算3案は、1月24日国会に提出され、3月29日に成立した。

予算委員会では、3月4日、財務大臣より趣旨説明を聴取した後、同日より質疑に入り、東日本大震災による審議の中断を挟みながら10日には社会保障に関す

る集中審議を、23日には公聴会を開催し、また、24日及び25日には関係委員会に審査を委嘱し、29日には締めくくり質疑を行い、討論の後、賛成少数をもって否決した。なお、予備審査中の2月17日及び18日の2日間、大分県及び福岡県に委員を派遣して現地調査を行った。

予算委員会の審議では、当初、社会保障と税の一体改革、ＴＰＰへの取り組み方、manifestoの見直し等について多くの議論が行われたが、3月11日の東日本大震災後は、被災地の支援、復旧・復興への取り組み、震災の経済への影響などを中心に議論が行われた。

まず、東日本大震災について、「巨大地震、大津波、原発事故など未曾有の大災害となったが、被災地の支援、復旧・復興にどう取り組むのか。震災の日本経済への影響はどうか」との質疑があり、これに対し、菅内閣総理大臣及び関係各大

臣より、被災地への対応については、「かつて例のない大災害であり、直ちに激甚災害に指定した。これからも必要な対策を適時適切に打ち出し、財政が制約になって支障を来すことがないように、万全の措置を講じていきたい。原発事故に対しては、国民の健康を第一に、将来のリスク管理に向けて、最大限の緊張感を持って取り組んでいきたい。今後、緊急的な対応と本格的な復興を段階的に実施していくことが必要と考えるが、当面、二十二年度の予備費、そして二十三年度予算が成立すれば、予備費に加え、自衛隊活動費や特別地方交付税等を活用していく。さらに、被害の現状把握に努め、速やかに補正予算の編成、提出を行いたい。日本経済は、全体としては健全性を維持しており、阪神・淡路大震災を例に考えても、それほど大きなマイナス成長にはならないとみている。ただし、今回、電力供給に影響が出ており、電力不足は日本経済にとって深刻な問題になると考えている」旨の答弁があった。

次に、「二十三年度予算の基本的考え方は何か。震災対策をどのように取り込んでいくのか」との質疑があり、これに対し、菅内閣総理大臣及び関係各大臣より、「二十三年度予算は、雇用と成長を一番に念頭に置いて編成を行ったものであり、介護、子育てなど潜在的に需要のある分野で雇用を生み出すことによって、成長を推進することとしている。国民生活が第一との理念から、様々な制約の下、ベストの予算を編成したと思っていたが、震災により状況が変わることとなった。復旧・復興財源の検討に際しては、政策の優先順位をしっかりと見極め、組替えを含めて、与野党の議論を踏まえながら、対応していきたい」旨の答弁があった。

このほか、社会保障と税の一体改革、主婦の年金救済問題、ＴＰＰへの取り組み方、尖閣諸島沖の中国漁船衝突事件、防衛省の事務次官通達問題、政治資金の在り方、中東情勢、在日米軍基地問題、地域自主戦略交付金、雇用対策、高齢者対策、国民健康保険の未納問題、医薬品に対する規制の在り方、がん対策、アスベスト被害者の救済、花粉症対策、農業・林業政策、インフラの輸出、社会資本整備の在り方、住宅対策、地球温暖化対策、コンテンツ産業の振興、連続児童誘拐・殺人事件への対応等について質疑が行われた。

平成二十三年度補正予算 平成二十三年度補正予算３案（第１号、特第１号及び機第１号）は、４月２８日国会に提出され、５月２日に成立した。

予算委員会では、衆議院からの送付の後、５月１日、財務大臣から補正予算３案の趣旨説明を聴取し、同日から質疑が行われ、２日、討論の後、可決された。

主な質疑の内容は以下のとおりである。「東日本大震災からの復旧、復興に向け、今回の補正予算の位置付け、今後の取り組みについて、どう考えているのか。今回、国債を発行しなかった理由は何か。年金臨時財源の補正予算への転用が年金財政に与える影響はどうか」との質疑があり、これに対し、菅内閣総理大臣及び関係各大臣より、「本補正予算は、震災からの早期復旧を基本に考えたもので、特別措置による補助率のかさ上げを行い、災害復旧事業費をはじめ、年度内に支出が見込まれるものを計上した。現在、復興構想会議で、復興に向けての議論が進められており、６月末をめどに結論を得ることとしている。復旧、復興と財政規

律の維持との両立が大切と考えており、今後の復興にはかなりの財政出動が見込まれることから、補正予算の編成に際しては、しっかりとした青写真をつくり、財源問題を含め検討していきたい。年金臨時財源の補正予算への活用については、税制抜本改革により財源を確保することで、年金財政に不安を生じさせることがないよう、その長期的安定を確保していきたい」旨の答弁があった。

このほか、補正予算に関する三党合意の内容、仮設住宅の早期整備、復興ビジョン策定への住民参加、義援金の配分状況、被災者の二重債務問題、復興に向けた法整備と組織の在り方、原発事故への対応と総理のリーダーシップ、原発事故被害の補償問題、食品の出荷及び摂取制限の在り方、学校の年間放射線量基準の見直し、再生可能エネルギー導入の促進等について質疑が行われた。

平成二十三年度第2次補正予算 平成二十三年度第2次補正予算2案（第2号及び特第2号）は、7月15日国会に提出され、25日に成立した。

予算委員会では、衆議院からの送付の後、7月21日、財務大臣から補正予算2案の趣旨説明を聴取し、同日から質疑が行われ、25日、討論の後、可決された。

主な質疑の内容は以下のとおりである。

「今回、補正予算を提出した理由は何か。本格的復興に向けた第3次補正予算の準備状況はどうか。震災を受け、財政運営戦略の見直しにどう取り組むのか」との質疑があり、これに対し、菅内閣総理大臣及び関係各大臣より、「本補正予算は、東日本大震災の復旧に際し、緊急・必要なもののうち、第1次補正予算に間に合わなかった経費を盛り込んだものである。

本格的な復興には大規模な予算が必要であり、第3次補正予算については、復興構想会議の提言を踏まえて、復興の基本方針をまとめ、財源の在り方も含め、精力的に検討していきたい。財政運営戦略に基づく中期財政フレームについては、年央に見直すこととしており、今年は、社会保障と税の一体改革の成案を踏まえ、さらに復興財源の検討の後に、鋭意、取り組んでまいりたい」旨の答弁があった。

質疑は、このほか、脱原発依存発言と今後のエネルギー政策、原発事故被害への損害賠償、原発輸出の在り方、原発の再開問題、牛肉汚染問題への対応、がれき処理への対応とアスベスト対策、仮設住宅の整備状況、被災者の二重債務問題、被災地域の雇用確保策、災害救助への取り組み、被災医療機関への支援、予備費の在り方、北朝鮮拉致問題、政治資金をめぐる諸問題、薬害イレッサ訴訟への政府の対応等について質疑が行われた。

〔国政調査等〕

予算の執行状況に関する調査として、4月18日に東日本大震災に関する集中審議が、4月25日及び5月13日に東日本大震災・原発事故に関する集中審議が、5月20日に東日本大震災・原発事故等に関する集中審議が、5月27日に原発事故等に関する参考人質疑が行われたほか、6月3日、10日、7月7日及び8月11日には懸案事項に関する集中審議が行われた。

質疑では、総理のリーダーシップと危機管理への認識、内閣不信任案をめぐる総理発言の真意、行政権行使の在り方、復興に向けた与野党協力体制の構築、防災担当大臣の兼務問題、前復興担当大臣に対する総理の任命責任、東日本大震災・原発事故に対する政府の体制、復興院の

創設、平成二十三年度第2次補正予算の提出時期、災害援助の自衛隊編成の必要性、各国への情報提供の在り方、被災自治体に対する国の支援策、仮設住宅の早期整備、高齢者・障害者に配慮した仮設住宅の建設、がれき処理への対応、義援金等の配分状況、被災者の二重債務問題、被災した育児世帯への支援、被災孤児への対応、震災関連死の防止、被災地での医療体制の整備、防波堤・港湾整備計画の方針、水道管の復旧と耐震化への取組み、震災時の情報伝達体制、東北地方の高速道路無料化、被災地における水産業等の支援策、東北地方の観光業の現状と支援策、被災地で検案を行う歯科医師への協力体制、原発事故への対応状況、原発事故収束に向けた工程表と長期的見通し、原発事故の国際評価尺度を引き上げた理由、原発事故による避難住民への対

応、原発事故作業員の健康被害、原発事故被害の補償問題、原発事故に対する東京電力の責任、東京電力に対する天下り、学校における放射線量基準の見直し、原発事故周辺住民への内部被ばく検査の必要性、風評被害対策、食料品の放射能汚染問題、放射能汚染のがれき処理問題、浜岡原発停止要請の経緯と根拠、原発の再稼働、今後のエネルギー政策、電気事業者の発送電分離と地域独占撤廃の必要性、社会保障と税の一体改革、外交の在り方、若年者雇用対策と子育て支援、子ども手当の見直し、政治資金をめぐる諸問題、教員の労働組合活動、教科書の記述内容の在り方、領土問題、諫早湾干拓事業に対する政府の対応、国家公務員給与の引き下げ、経済産業省職員への退職勧奨問題、熱中症対策等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成23年1月28日(金) (第1回)

- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 平成二十三年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年3月4日(金) (第2回)

— 基本的質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について野田財務大臣から趣旨説明を聴いた後、菅内閣総理大臣、野田財務大臣、枝野内閣官房長官、細川厚生労働大臣、大畠国土交通大臣、前原外務大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、与謝野国務大臣、鹿野

農林水産大臣、海江田経済産業大臣、玄葉国務大臣、北澤防衛大臣、自見内閣府特命担当大臣、片山内閣府特命担当大臣、藤井内閣官房副長官、橋本参議院事務総長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小坂憲次君(自民)、※山本一太君(自民)、
※林芳正君(自民)、※世耕弘成君(自民)、
※森まさこ君(自民)、※西田昌司君(自民)、平田健二君(民主) ※関連質疑

○平成23年3月7日(月) (第3回)

— 基本的質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

以上3案について菅内閣総理大臣、中野国務

大臣、細川厚生労働大臣、大畠国土交通大臣、野田財務大臣、北澤防衛大臣、与謝野国務大臣、玄葉国務大臣、松本国務大臣、鹿野農林水産大臣、自見国務大臣、高木文部科学大臣、海江田経済産業大臣、枝野内閣官房長官、片山国務大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、福山内閣官房副長官、伴野外務副大臣、松本外務副大臣、櫻井財務副大臣、小林厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁山口廣秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平田健二君（民主）、※一川保夫君（民主）、※植松恵美子君（民主）、※吉川沙織君（民主）、白浜一良君（公明）、※松あきら君（公明）、水野賢一君（みん）、山下芳生君（共産）、片山虎之助君（日改）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

○平成23年3月8日（火）（第4回）

— 一般質疑 —

- 平成二十三年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十三年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣総理大臣、中野国家公安委員会委員長、江田法務大臣、枝野国務大臣、高木文部科学大臣、玄葉国務大臣、海江田経済産業大臣、鹿野農林水産大臣、与謝野国務大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、野田財務大臣、大畠国土交通大臣、細川厚生労働大臣、片山国務大臣、松本環境大臣、北澤防衛大臣、松本外務副大臣、篠原農林水産副大臣、伴野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、※安井美沙子君（民主）、片山さつき君（自民）、※山田俊男君（自民）、山谷えり子君（自民）、加藤修一君（公明）、小野次郎君（みん）、紙智子君（共産）、片山虎之助君（日改）、又市征治君（社民） ※関連質疑

- 平成二十三年度総予算審査のため公聴会開催

承認要求書を提出することを決定した。

○平成23年3月9日（水）（第5回）

— 一般質疑 —

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成二十三年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十三年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について野田財務大臣、大畠国土交通大臣、細川厚生労働大臣、片山総務大臣、北澤防衛大臣、玄葉国務大臣、鹿野農林水産大臣、海江田経済産業大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、高木文部科学大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、松本環境大臣、枝野国務大臣、三井国土交通副大臣、池田経済産業副大臣、松本外務副大臣、伴野外務副大臣、末松内閣府副大臣、小川防衛副大臣、阿久津内閣府大臣政務官、菊田外務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳永エリ君（民主）、※大野元裕君（民主）、礪崎陽輔君（自民）、※宇都隆史君（自民）、長谷川岳君（自民）、長沢広明君（公明）、桜内文城君（みん）、田村智子君（共産）、荒井広幸君（日改）、山内徳信君（社民）

※関連質疑

○平成23年3月10日（木）（第6回）

— 一般質疑・集中審議（社会保障） —

- 平成二十三年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十三年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣総理大臣、海江田経済産業大臣、玄葉国務大臣、野田財務大臣、大畠国土交通大臣、細川厚生労働大臣、与謝野国務大臣、枝野内閣官房長官、松本環境大臣、片山総務大臣、小宮山厚生労働副大臣、大塚厚生労働副大臣、林文部科学大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・一般質疑

〔質疑者〕

西村まさみ君（民主）、※小見山幸治君（民主） ※関連質疑

・集中審議（社会保障）

〔質疑者〕

川合孝典君（民主）、世耕弘成君（自民）、
※宮沢洋一君（自民）、草川昭三君（公明）、
川田龍平君（みん）、田村智子君（共産）、
片山虎之助君（日改）、吉田忠智君（社民）

※関連質疑

○平成23年3月22日（火）（第7回）

― 一般質疑 ―

- 平成二十三年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十三年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について松本外務大臣、野田財務大臣、細川厚生労働大臣、大畠国土交通大臣、高木文部科学大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、大塚厚生労働副大臣、筒井農林水産副大臣、鈴木総務副大臣、東内閣府副大臣、池口国土交通副大臣、三井国土交通副大臣、笹木文部科学副大臣、中山経済産業大臣政務官、樋高環境大臣政務官、広田防衛大臣政務官、森田総務大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

以上3案について沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会及び消費者問題に関する特別委員会については3月24日午前の半日間、内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については3月25日の1日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

〔質疑者〕

岩城光英君（自民）、※佐藤正久君（自民）、森まさこ君（自民）、※熊谷大君（自民）、高階恵美子君（自民）、※佐藤信秋君（自民）、渡辺孝男君（公明）、※浜田昌良君（公明）、中西健治君（みん）、紙智子君（共産）、

中山恭子君（日改）、福島みずほ君（社民）

※関連質疑

○平成23年3月23日（水）（第8回）

- 平成二十三年度総予算審査のための公聴会開
会変更承認要求書を提出することを決定した。

○平成23年3月23日（水）（公聴会 第1回）

- 平成二十三年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十三年度特別会計予算（衆議院送付）
平成二十三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

日本金融財政研究所所長 菊池英博君
京都大学教授 藤井聡君
東北福祉大学教授 岩淵勝好君
元外務省国際情報局長・元防衛大学校教授 孫崎享君
拓殖大学海外事情研究所長・同大学院教授 森本敏君
東京外国語大学大学院総合国際学教授 酒井啓子君

- ・公述人（菊池英博君、藤井聡君、岩淵勝好君）
に対する質疑（経済・財政・社会保障）

〔質疑者〕

川上義博君（民主）、福岡資麿君（自民）、加藤修一君（公明）、桜内文城君（みん）、大門実紀史君（共産）、片山虎之助君（日改）、吉田忠智君（社民）

- ・公述人（孫崎享君、森本敏君、酒井啓子君）
に対する質疑（外交・安全保障）

〔質疑者〕

森ゆうこ君（民主）、塚田一郎君（自民）、石川博崇君（公明）、小野次郎君（みん）、井上哲士君（共産）、片山虎之助君（日改）、山内徳信君（社民）

○平成23年3月28日（月）（第9回）

― 一般質疑 ―

- 各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算（衆議院送付）
平成二十三年度特別会計予算（衆議院送付）

平成二十三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について野田財務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、高木文部科学大臣、細川厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、玄葉国務大臣、池田経済産業副大臣、高橋外務副大臣、筒井農林水産副大臣、東内閣府副大臣、大塚厚生労働副大臣、末松内閣府副大臣、鈴木総務副大臣、池口国土交通副大臣、樋高環境大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官、和田内閣府大臣政務官、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、塚田一郎君（自民）、佐藤ゆかり君（自民）、※磯崎仁彦君（自民）、長沢広明君（公明）、※横山信一君（公明）、小熊慎司君（みん）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（日改）、福島みずほ君（社民）

※関連質疑

○平成23年3月29日（火）（第10回）

— 締めくくり質疑 —

- 平成二十三年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成二十三年度特別会計予算（衆議院送付）
- 平成二十三年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について菅内閣総理大臣、海江田経済産業大臣、片山総務大臣、松本内閣府特命担当大臣、細川厚生労働大臣、野田財務大臣、枝野内閣官房長官、高木文部科学大臣、中野国家公安委員会委員長、自見内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも否決した。

〔質疑者〕

磯崎陽輔君（自民）、加藤修一君（公明）、小野次郎君（みん）、大門実紀史君（共産）、片山虎之助君（日改）、福島みずほ君（社民）

（平成二十三年度総予算）

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明、みん、共産、日改、社民

○平成23年4月18日（月）（第11回）

— 集中審議（東日本大震災） —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、東日本大震災に関する件について菅内閣総理大臣、松本国務大臣、片山総務大臣、大島国土交通大臣、鹿野農林水産大臣、細川厚生労働大臣、海江田国務大臣、枝野内閣官房長官、高木文部科学大臣、松本外務大臣、北澤防衛大臣、野田財務大臣、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役社長清水正孝君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤原良信君（民主）、※武内則男君（民主）、脇雅史君（自民）、※岩城光英君（自民）、※愛知治郎君（自民）、加藤修一君（公明）、小野次郎君（みん）、大門実紀史君（共産）、片山虎之助君（日改）、福島みずほ君（社民）

※関連質疑

○平成23年4月25日（月）（第12回）

— 集中審議（東日本大震災・原発事故） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、東日本大震災・原発事故に関する件について菅内閣総理大臣、海江田国務大臣、大島国土交通大臣、松本外務大臣、松本国務大臣、細川厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、高木文部科学大臣、福山内閣官房副長官、大塚厚生労働副大臣、参考人東京電力株式会社取締役社長清水正孝君及びIAAC上級原子力コンサルタント佐藤暁君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

増子輝彦君（民主）、猪口邦子君（自民）、※佐藤信秋君（自民）、※福岡資麿君（自民）、浜田昌良君（公明）、小熊慎司君（みん）、田村智子君（共産）、舩添要一君（日改）、吉田忠智君（社民）

※関連質疑

○平成23年5月1日（日）（第13回）

— 総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十三年度一般会計補正予算（第1号）

（衆議院送付）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第1号）

（衆議院送付）

平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について野田財務大臣から趣旨説明を聴いた後、菅内閣総理大臣、大島国土交通大臣、自見内閣府特命担当大臣、海江田経済産業大臣、鹿野農林水産大臣、玄葉国務大臣、野田財務大臣、細川厚生労働大臣、枝野内閣官房長官、与謝野国務大臣、高木文部科学大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、松本国務大臣、片山総務大臣、中野国家公安委員会委員長、北澤防衛大臣、福山内閣官房副長官、櫻井財務副大臣、大塚厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役社長清水正孝君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

野村哲郎君（自民）、※藤井基之君（自民）、※島尻安伊子君（自民）、森ゆうこ君（民主）、※川上義博君（民主）、木庭健太郎君（公明）、小野次郎君（みん）、紙智子君（共産）、片山虎之助君（日改）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

○平成23年5月2日（月）（第14回）

— 締めくくり質疑 —

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十三年度一般会計補正予算（第1号）

（衆議院送付）

平成二十三年度特別会計補正予算（特第1号）

（衆議院送付）

平成二十三年度政府関係機関補正予算（機第1号）（衆議院送付）

以上3案について菅内閣総理大臣、鹿野農林水産大臣、野田財務大臣、海江田経済産業大臣、枝野内閣官房長官、高木文部科学大臣、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役社長清水正孝君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

林芳正君（自民）、長沢広明君（公明）、桜

内文城君（みん）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（日改）、福島みずほ君（社民）（平成二十三年度補正予算）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 なし

○平成23年5月13日（金）（第15回）

— 集中審議（東日本大震災・原発事故） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 予算の執行状況に関する調査のうち、東日本大震災・原発事故に関する件について菅内閣総理大臣、海江田経済産業大臣、枝野内閣官房長官、大島国土交通大臣、北澤防衛大臣、高木文部科学大臣、野田財務大臣、松本国務大臣、細川厚生労働大臣、片山総務大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、政府参考人、参考人東京電力株式会社取締役社長清水正孝君及び株式会社独立総合研究所代表取締役社長・原子力委員会・専門委員青山繁晴君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

今野東君（民主）、山本順三君（自民）、※衛藤晟一君（自民）、※川口順子君（自民）、山本博司君（公明）、中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、藤井孝男君（日改）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

○平成23年5月20日（金）（第16回）

— 集中審議（東日本大震災・原発事故等） —

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 予算の執行状況に関する調査のうち、東日本大震災・原発事故等に関する件について菅内閣総理大臣、大島国土交通大臣、細川厚生労働大臣、片山総務大臣、野田財務大臣、鹿野農林水産大臣、高木文部科学大臣、海江田国務大臣、中野国家公安委員会委員長、松本国務大臣、参考人中部電力株式会社代表取締役社長社長執行役員水野明久君及び東京電力株式会社取締役副社長武藤栄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平山幸司君（民主）、牧野たかお君（自民）、※佐藤正久君（自民）、※石井みどり君（自

民)、魚住裕一郎君(公明)、水野賢一君(みんな)、田村智子君(共産)、片山虎之助君(日改)、吉田忠智君(社民) ※関連質疑

○平成23年5月27日(金)(第17回)

― 参考人に対する質疑 ―

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、原発事故等に関する件について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

琉球大学名誉教授 矢ヶ崎克馬君
一般社団法人日本原子力技術協会最高顧問 石川迪夫君
長崎大学特任教授 柴田義貞君
京都医療科学大学教授 大野和子君

[質疑者]

米長晴信君(民主)、長谷川岳君(自民)、加藤修一君(公明)、小野次郎君(みんな)、山下芳生君(共産)、片山虎之助君(日改)、福島みずほ君(社民)

○平成23年6月3日(金)(第18回)

― 集中審議(懸案事項) ―

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、懸案事項に関する件について菅内閣総理大臣、海江田経済産業大臣、枝野内閣官房長官、高木文部科学大臣、野田財務大臣、蓮舫国務大臣、松本内閣府特命担当大臣、細川厚生労働大臣、片山総務大臣、鹿野農林水産大臣、鈴木総務副大臣、三井国土交通副大臣、東内閣府副大臣、樋高環境大臣政務官、政府参考人、参考人財団法人原子力安全技術センター理事長数土幸夫君及び日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

舟山康江君(民主)、山本一太君(自民)、※森まさこ君(自民)、※西田昌司君(自民)、谷合正明君(公明)、小野次郎君(みんな)、紙智子君(共産)、荒井広幸君(日改)、福島みずほ君(社民) ※関連質疑

○平成23年6月10日(金)(第19回)

― 集中審議(懸案事項) ―

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 予算の執行状況に関する調査のうち、懸案事項に関する件について菅内閣総理大臣、野田財務大臣、鹿野農林水産大臣、松本環境大臣、細川厚生労働大臣、海江田経済産業大臣、高木文部科学大臣、枝野内閣官房長官、片山総務大臣、江田法務大臣、自見内閣府特命担当大臣、大塚厚生労働副大臣、末松内閣府副大臣、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役副社長武藤栄君に対し質疑を行った。

[質疑者]

長浜博行君(民主)、林芳正君(自民)、※義家弘介君(自民)、※丸川珠代君(自民)、山本香苗君(公明)、※横山信一君(公明)、桜内文城君(みんな)、※小野次郎君(みんな)、大門実紀史君(共産)、片山虎之助君(日改)、福島みずほ君(社民) ※関連質疑

○平成23年7月7日(木)(第20回)

― 集中審議(懸案事項) ―

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、懸案事項に関する件について菅内閣総理大臣、海江田経済産業大臣、鹿野農林水産大臣、細野国務大臣、高木文部科学大臣、片山総務大臣、江田国務大臣、野田財務大臣、細川厚生労働大臣、大畠国土交通大臣、枝野内閣官房長官、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役会長勝俣恒久君に対し質疑を行った。

[質疑者]

轟木利治君(民主)、※大久保潔重君(民主)、磯崎陽輔君(自民)、※片山さつき君(自民)、※金子原二郎君(自民)、※佐藤ゆかり君(自民)、荒木清寛君(公明)、※秋野公造君(公明)、水野賢一君(みんな)、井上哲士君(共産)、片山虎之助君(日改)、福島みずほ君(社民) ※関連質疑

○平成23年7月21日(木)(第21回)

― 総括質疑 ―

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計補正予算(第2号)(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号)

(衆議院送付)

以上両案について野田財務大臣から趣旨説明を聴いた後、菅内閣総理大臣、大畠国土交通大臣、鹿野農林水産大臣、野田財務大臣、海江田経済産業大臣、細野国務大臣、中野国務大臣、江田国務大臣、枝野国務大臣、細川厚生労働大臣、平野内閣府特命担当大臣、北澤防衛大臣、玄葉国務大臣、高木文部科学大臣、片山総務大臣、櫻井財務副大臣、伴野外務副大臣、政府参考人及び参考人北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局長増元照明君に対し質疑を行った。

[質疑者]

林芳正君(自民)、※山谷えり子君(自民)、
※岸信夫君(自民)、※塚田一郎君(自民)、
水戸将史君(民主)、※室井邦彦君(民主)

※関連質疑

○平成23年7月22日(金)(第22回)

— 総括質疑 —

○平成二十三年度一般会計補正予算(第2号) (衆議院送付)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号) (衆議院送付)

以上両案について菅内閣総理大臣、海江田経済産業大臣、高木文部科学大臣、鹿野農林水産大臣、細川厚生労働大臣、大畠国土交通大臣、平野国務大臣、野田財務大臣、枝野内閣官房長官、片山総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

渡辺孝男君(公明)、※石川博崇君(公明)、
小野次郎君(みんな)、山下芳生君(共産)、
片山虎之助君(日改)、吉田忠智君(社民)

※関連質疑

○平成23年7月25日(月)(第23回)

— 締めくくり質疑 —

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十三年度一般会計補正予算(第2号) (衆議院送付)

平成二十三年度特別会計補正予算(特第2号) (衆議院送付)

以上両案について菅内閣総理大臣、片山総務

大臣、自見国務大臣、鹿野農林水産大臣、細野国務大臣、平野国務大臣、枝野内閣府特命担当大臣、海江田経済産業大臣、細川厚生労働大臣、野田財務大臣、松本外務大臣、高木文部科学大臣、玄葉国務大臣、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役副社長山崎雅男君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者]

植松恵美子君(民主)、山田俊男君(自民)、
※福岡資麿君(自民)、加藤修一君(公明)、
川田龍平君(みんな)、田村智子君(共産)、
荒井広幸君(日改)、福島みずほ君(社民)

※関連質疑

(平成二十三年度第2次補正予算)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、日改、
社民

反対会派 共産

○平成23年8月11日(木)(第24回)

— 集中審議(懸案事項) —

- 予算の執行状況に関する調査のうち、懸案事項に関する件について菅内閣総理大臣、枝野国務大臣、玄葉国務大臣、平野国務大臣、野田財務大臣、海江田経済産業大臣、細川厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、高木文部科学大臣、細野国務大臣、江田法務大臣、松本外務大臣、北澤防衛大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、平岡総務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

大島九州男君(民主)、※平山誠君(民主)、
小坂憲次君(自民)、※有村治子君(自民)、
※西田昌司君(自民)、加藤修一君(公明)、
川田龍平君(みんな)、田村智子君(共産)、
中山恭子君(日改)、福島みずほ君(社民)

※関連質疑

○平成23年8月31日(水)(第25回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年2月17日(木)、18日(金)

○平成二十三年度総予算の審査に資するため

〔派遣地〕

大分県、福岡県

〔派遣委員〕

前田武志君(民主)、植松恵美子君(民主)、
川上義博君(民主)、水戸将史君(民主)、
森ゆうこ君(民主)、磯崎陽輔君(自民)、
猪口邦子君(自民)、衛藤晟一君(自民)、
加藤修一君(公明)、小野次郎君(みん)、
小見山幸治君(民主)、福岡資麿君(自民)、
大門実紀史君(共産)、片山虎之助君(日
改)、福島みずほ君(社民)

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	鶴保 庸介 (自民)	大久保 勉 (民主)	熊谷 大 (自民)
理事	姫井 由美子 (民主)	小西 洋之 (民主)	野村 哲郎 (自民)
理事	松浦 大悟 (民主)	斎藤 嘉隆 (民主)	藤井 基之 (自民)
理事	松野 信夫 (民主)	田城 郁 (民主)	藤川 政人 (自民)
理事	岡田 直樹 (自民)	藤末 健三 (民主)	若林 健太 (自民)
理事	野上 浩太郎 (自民)	藤本 祐司 (民主)	木庭 健太郎 (公明)
理事	渡辺 孝男 (公明)	前川 清成 (民主)	柴田 巧 (みん)
	相原 久美子 (民主)	青木 一彦 (自民)	井上 哲士 (共産)
	江崎 孝 (民主)	石井 浩郎 (自民)	荒井 広幸 (日改)
	大河原 雅子 (民主)	磯崎 仁彦 (自民)	又市 征治 (社民)

(23. 2. 14 現在)

(1) 審議概観

第177回国会における本委員会付託案件は、平成二十年度決算外2件（第173回国会提出）、平成二十年度予備費関係2件及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（いずれも第173回国会提出、第176回国会衆議院送付・本院継続審査）、平成二十一年度決算外2件（第176回国会提出）並びに本院議員提出法律案2件である。

審査の結果、平成二十年度決算外2件はいずれも是認すべきものと決し、平成二十年度予備費関係2件及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書はいずれも承諾を与えるべきものとした。また、平成二十一年度決算外2件及び本院議員提出法律案2件はいずれも審査継続とした。

〔平成二十年度決算の審査〕

平成二十年度決算外2件は、第173回国会の平成21年11月24日に提出され、本委員会に付託された後、審査を継続し、第176回国会に質疑を終局した。

今国会においては、2月14日、まず、

委員長より「1. 本件決算は、これを是認する。2. 内閣に対し、次のとおり警告する。内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。（以下8項目＜略＞）」旨の議決案が示され、併せて、5項目からなる平成20年度決算審査措置要求決議案が示された。

続いて討論に入り、日本共産党より、平成二十年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成、国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成する旨の意見が述べられた。次に、民主党・新緑風会より、平成二十年度決算外2件は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、社会民主党・護憲連合より、平成二十年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書は是認することに反対、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成、国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成する旨の意見が述べられた。次に、自由民主党より、平成

二十年度決算外２件は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、みんなの党より、平成二十年度決算外２件は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。次に、たちあがれ日本・新党改革より、平成二十年度決算外２件は是認することに賛成、内閣に対する警告案及び措置要求決議案は賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終局し、採決の結果、平成二十年度決算は賛成多数により是認すべきものと決し、内閣に対する警告は、全会一致をもって議決した。内閣に対し警告する事項は、①平成20年度決算検査報告における過去最悪の指摘金額等、②公益法人に対する国等からの公費支出の必要性の検証等、③独立行政法人の会計経理及び業務運営等における不適切な事態、④高度救命処置シミュレーターに係る消防庁の不透明な調達、⑤国及び地方自治体における不適正な会計経理、⑥独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地方委託事業に係る不適切な経理等、⑦航空自衛隊の調達における官製談合、⑧独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における不正常的な状況、である。

次に、平成20年度決算審査措置要求決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①国が公益法人に発注している調査研究事業の見直し、②独立行政法人等における法定外福利厚生費の適正化、③在外公館における会計経理等の見直し、④公共事業における需要予測の改善、⑤会計検査院の懲戒処分要求への対応、である。

次に、平成二十年度国有財産増減及び

現在額総計算書は賛成多数により是認すべきものと決定し、平成二十年度国有財産無償貸付状況総計算書は全会一致をもって是認すべきものと決定した。

また、同月14日、平成二十年度決算外２件の審査を受けて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した項目は、①国土交通省及び独立行政法人水資源機構が整備する大規模な治水事業の実施、②特別会計改革の実施状況等、の２項目である。

〔平成二十年度予備費及び平成二十年度決算調整資金の審査〕

平成二十年度予備費関係２件及び平成二十年度決算調整資金は、第173回国会の平成21年11月24日に提出、第176回国会平成22年11月16日に衆議院から送付され、同年12月２日に本委員会に付託された後、継続審査となった。

今国会においては、２月14日、３件を一括して野田財務大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。

同日、質疑を終局し、討論に入ったところ、日本共産党より、平成二十年度予備費関係２件及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書の３件について、いずれもその承諾に反対する旨の意見が述べられた。続いて、民主党・新緑風会より、平成二十年度予備費関係二件及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書の３件について、いずれもその承諾に賛成する旨の意見が述べられた。そして、社会民主党・護憲連合より、平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書は承諾に反対、平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増

額調書は承諾に賛成、平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書は承諾に賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成二十年度予備費関係2件及び平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書の3件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔平成二十一年度決算の審査〕

平成二十一年度決算外2件は、第176回国会の平成22年11月19日に提出された。

今国会においては、2月16日、本会議において平成二十一年度決算の概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、委員会において、同日に野田財務大臣から概要説明を聴取し、3月11日及び4月25日に全般質疑を行った。その後、省庁別審査計6回、野田財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑を行った。また、8月11日、財務省会計セ

ンター、財務本省（主計局）及び会計検査院の視察を行った。

平成二十一年度決算審査における質疑の主な項目は、平成21年度決算検査報告における過去最悪の指摘金額等、福島第一原子力発電所の事故により露呈した安全対策の不備等、中央防災無線網整備事業に対する会計検査における検査の妨害、高速増殖原型炉もんじゅにおけるトラブルの続発と通報の遅れ、バイオマスの利活用に関する政策の非効率な実施状況、などである。

〔国政調査〕

2月16日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について西村会計検査院長から説明を聴いた。

（2）委員会経過

○平成23年2月14日（月）（第1回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第173回国会提出）
平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第173回国会提出）
平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書（第173回国会提出）

以上3件について野田財務大臣から説明を聴き、同大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、片山総務大臣、江田法務大臣、松本内閣府特命担当大臣、大畠国土交通大臣、北澤防衛大臣、枝野内閣官房長官、前原外務大臣、西村会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行い、

討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

若林健太君（自民）、柴田巧君（みん）、井上哲士君（共産）、荒井広幸君（日改）、又市征治君（社民）

（平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第173回国会提出））

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改
反対会派 共産、社民

（平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第173回国会提出））

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 共産

(平成二十年度決算調整資金からの歳入組入
れに関する調書(第173回国会提出))

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改、
社民

反対会派 共産

- 平成二十年度決算外2件について討論の後、
平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成二
十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十年
度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十
年度政府関係機関決算書を議決し、平成二十
年度決算審査措置要求決議を行い、
平成二十年度国有財産増減及び現在額総計
算書及び平成二十年度国有財産無償貸付状
況総計算書をいずれも是認すべきものと議決
した後、

野田財務大臣、片山総務大臣、前原外務大臣、
細川厚生労働大臣、大畠国土交通大臣、北澤
防衛大臣及び蓮舫国務大臣から発言があつた。

(平成二十年度一般会計歳入歳出決算、平成
二十年度特別会計歳入歳出決算、平成二十
年度国税収納金整理資金受払計算書、平成
二十年度政府関係機関決算書)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改
反対会派 共産、社民

(内閣に対する警告)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改、社民

反対会派 なし

(平成二十年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改、社民

反対会派 なし

(平成二十年度国有財産増減及び現在額総計
算書)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、日改
反対会派 共産、社民

(平成二十年度国有財産無償貸付状況総計
算書)

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改、社民

反対会派 なし

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する
調査のため、会計検査及びその結果の報告を
求めることを決定した。

○平成23年2月16日(水)(第2回)

- 平成二十一年度一般会計歳入歳出決算、平成
二十一年度特別会計歳入歳出決算、平成二十
一年度国税収納金整理資金受払計算書、平成
二十一年度政府関係機関決算書

平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計
算書

平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計
算書

以上3件について野田財務大臣から説明を聴
いた後、会計検査院の検査報告について西村
会計検査院長から説明を聴いた。

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する
調査のうち、国会法第105条の規定に基づく
本委員会からの会計検査の要請に対する結果
報告に関する件及び会計検査院法第30条の2
の規定に基づく報告に関する件について西村
会計検査院長から説明を聴いた。

○平成23年3月11日(金)(第3回)

— 全般質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十一年度決算外二件の審査並びに国家
財政の経理及び国有財産の管理に関する調
査のため政府関係機関等の役職員を必要に
応じ参考人として出席を求めることを決定
した。

- 平成二十一年度決算外2件について菅内閣総
理大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、野田財
務大臣、北澤防衛大臣、高木文部科学大臣、
松本内閣府特命担当大臣、細川厚生労働大
臣、鹿野農林水産大臣、大畠国土交通大臣、
片山総務大臣、江田法務大臣、松本外務大
臣、枝野内閣官房長官、与謝野国務大臣、
平岡総務副大臣及び政府参考人に対し質疑
を行った。

[質疑者]

藤谷光信君(民主)、※外山斎君(民主)、
※加賀谷健君(民主)、野上浩太郎君(自
民)、※岡田直樹君(自民)、※岡田広君(自

民)

※関連質疑

○平成23年4月25日(月) (第4回)

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 平成二十一年度決算外2件について菅内閣総理大臣、海江田国土大臣、松本内閣府特命担当大臣、大島国土交通大臣、自見内閣府特命担当大臣、野田財務大臣、片山総務大臣、細川厚生労働大臣、北澤防衛大臣、高木文部科学大臣、松本外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君 (自民)、渡辺孝男君 (公明)、柴田巧君 (みん)、井上哲士君 (共産)、荒井広幸君 (日改)、又市征治君 (社民)

○平成23年5月16日(月) (第5回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十一年度決算外2件中、国会、会計検査院、法務省、警察庁及び裁判所関係について江田法務大臣、中野国家公安委員会委員長、櫻井財務副大臣、高橋外務副大臣、笠文部科学大臣政務官、逢坂総務大臣政務官、橋本参議院事務総長、長尾国立国会図書館長、重松会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

前川清成君 (民主)、松野信夫君 (民主)、森まさこ君 (自民)、藤川政人君 (自民)、渡辺孝男君 (公明)、桜内文城君 (みん)、井上哲士君 (共産)、荒井広幸君 (日改)、又市征治君 (社民)

○平成23年5月18日(水) (第6回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十一年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について松本外務大臣、北澤防衛大臣、櫻井財務副大臣、山花外務大臣政務官、広田防衛大臣政務官、徳永外務大臣政務官、重松会計検査院長、政府参考人、参考人独立行政法人国際協力機構理事粗信仁君及び同機構副理事長大島賢三君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

斎藤嘉隆君 (民主)、小西洋之君 (民主)、前川清成君 (民主)、佐藤正久君 (自民)、島尻安伊子君 (自民)、秋野公造君 (公明)、柴田巧君 (みん)、井上哲士君 (共産)、荒井広幸君 (日改)、山内徳信君 (社民)

○平成23年5月23日(月) (第7回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十一年度決算外2件中、文部科学省及び厚生労働省関係について細川厚生労働大臣、高木文部科学大臣、大塚厚生労働副大臣、櫻井財務副大臣、笠文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長鈴木篤之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

田城郁君 (民主)、小西洋之君 (民主)、平山誠君 (民主)、藤井基之君 (自民)、熊谷大君 (自民)、森まさこ君 (自民)、秋野公造君 (公明)、柴田巧君 (みん)、井上哲士君 (共産)、荒井広幸君 (日改)、又市征治君 (社民)

○平成23年5月27日(金) (第8回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十一年度決算外2件中、財務省、国土交通省、金融庁及び株式会社日本政策金融公庫関係について大島国土交通大臣、野田財務大臣、自見内閣府特命担当大臣、小宮山厚生労働副大臣、松下経済産業副大臣、池口国土交通副大臣、樋高環境大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官、和田内閣府大臣政務官、重松会計検査院長、政府参考人、参考人株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁安居祥策君及び同公庫専務取締役板東一彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大河原雅子君 (民主)、大久保勉君 (民主)、田城郁君 (民主)、愛知治郎君 (自民)、中原八一君 (自民)、岩井茂樹君 (自民)、渡辺猛之君 (自民)、渡辺孝男君 (公明)、中西健治君 (みん)、大門実紀史君 (共産)、荒井広幸君 (日改)

○平成23年5月30日(月) (第9回)

— 省庁別審査 —

- 平成二十一年度決算外2件中、農林水産省、経済産業省及び環境省関係について海江田経済産業大臣、鹿野農林水産大臣、松本環境大臣、福山内閣官房副長官、篠原農林水産副大臣、筒井農林水産副大臣、田嶋経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江崎孝君（民主）、松浦大悟君（民主）、田城郁君（民主）、青木一彦君（自民）、若林健太君（自民）、渡辺孝男君（公明）、柴田巧君（みん）、井上哲士君（共産）、荒井広幸君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年6月6日（月）（第10回）

― 省庁別審査 ―

- 平成二十一年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、総務省、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について玄葉内閣府特命担当大臣、片山総務大臣、蓮舫国務大臣、枝野国務大臣、松本内閣府特命担当大臣、櫻井財務副大臣、東内閣府副大臣、高橋外務副大臣、鈴木総務副大臣、小泉国土交通大臣政務官、園田内閣府大臣政務官、森田総務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長足立盛二郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

相原久美子君（民主）、姫井由美子君（民主）、江崎孝君（民主）、山谷えり子君（自民）、丸川珠代君（自民）、秋野公造君（公明）、寺田典城君（みん）、紙智子君（共産）、荒井広幸君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年8月5日（金）（第11回）

― 准総括質疑 ―

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十一年度決算外2件について海江田経

済産業大臣、高木文部科学大臣、大畠国土交通大臣、野田財務大臣、細川厚生労働大臣、自見内閣府特命担当大臣、鹿野農林水産大臣、枝野国務大臣、平野国務大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、玄葉国務大臣、松本外務大臣、江田環境大臣、片山総務大臣、大塚厚生労働副大臣、筒井農林水産副大臣、逢坂総務大臣政務官、園田内閣府大臣政務官、尾立財務大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人年金積立金管理運用独立行政法人理事長三谷隆博君、株式会社東京穀物商品取引所代表取締役社長渡辺好明君及び東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、大河原雅子君（民主）、大久保勉君（民主）、前川清成君（民主）、野村哲郎君（自民）、山田俊男君（自民）、中西祐介君（自民）、渡辺孝男君（公明）、秋野公造君（公明）、柴田巧君（みん）、井上哲士君（共産）、荒井広幸君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年8月31日（水）（第12回）

- 平成二十一年度決算外2件、会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（参第7号）及び国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（参第8号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）委員会決議

― 平成20年度決算審査措置要求決議 ―

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 国が公益法人に発注している調査研究事業の見直しについて

各府省所管公益法人を契約相手方とする国発注の調査研究事業は、平成19年度の1年間で3,498件、1,260億円に上っている。しかし、これらの事業に関しては、随意契約が件数割合で72.6%と大部分を占め、競争契約でも一者応札の件数割合が58.3%に達するなど、競争性が確保されているとはいえない状況にあること、再委託が行われている契約の件数割合が全体の13.4%あり、その中には再委託率が50%を上回っているものも見受けられること、成果物を公表している調査研究の件数割合が39.9%で、このうちインターネットによる公表は14.3%にとどまっていることなど、多くの課題が本委員会の検査要請に基づく会計検査報告において指摘されている。

政府は、調査研究事業を所管公益法人に発注する必要性について、個別に再点検すべきである。また、今後継続して所管公益法人に調査研究事業を発注する場合においては、契約の競争性及び透明性の更なる向上を図るとともに、当該調査研究事業の成果が広く国民に公表されるよう努めるべきである。

2 独立行政法人等における法定外福利厚生費の適正化について

独立行政法人における法定外福利厚生費の支出について、総務省の調査によれば、平成13年度から21年度までの9年間で、計742億円に上っている。国におけるレクリエーション経費の見直しを契機として、独立行政法人においても法定外支出を廃止する見直しが行われている状況の下で、職員の会費により運営されるべき互助組織に対する費用、昼食代の食券交付や現金給付等の給食費補助事業等、様々な法定外支出が依然として継続されている実態が明らかとなった。また、政府関係機関においても、法定外福利厚生費に関して、同様の支出が確認されている。

政府は、独立行政法人及び政府関係機関の法定外福利厚生費について、その実態把握に努めるとともに、事業の公共性等にかんがみ、社会一般の通念に適合しない互助組織費用等への支出を廃止するなど、その見直しに向けて早急に措置を講じさせるべきである。

3 在外公館における会計経理等の見直しについて

本委員会の要請に基づき、会計検査院が検査を行った大使館や総領事館など51の在外公館においては、そのうち土地、建物等が長期間利用されていないものや用途を廃止したが未処分のままとなっているものが、11公館で16件簿価22億5,630万円に上ること、ワイン等酒類の在庫が平成21年度末に計5万3,167本あり、そのうち経済協力開発機構代表部では年間消費量の30倍に当たる7,896本のワインを保有する一方で、オーストラリア大使館など4公館では酒類の品質が劣化したとして20・21両年度の2年間で計1,044本の酒類を廃棄処分していること、15公館に多額の経費で購入又はリースしている危機管理用テレビ会議システムが、この2年間に危機管理目的での使用実績はなく、それ以外でもほとんど使用されていないことなど、不適切な事態が指摘されている。

政府は、すべての在外公館において適切な会計経理が行われているか詳細に点検し、その実態把握に努めるべきである。また、在外公館において内部統制が十分機能するよう努めるとともに、不要な国有財産の早期処分や酒類の在庫管理等が適切かつ効率的に行われるよう、会計事務の体制を早急に見直すべきである。

4 公共事業における需要予測の改善について

国土交通省は、空港の新設や拡張等に関する需要予測を公益法人等に委託するなどして行っている。しかし、国内線の乗降客数に関する需要予測との対照が可能な68空港について、直近の需要予測と20年度の利用実績を比較すると、実績が予測を上回ったのは9空港にとどまり、残り59空港は実績が予測を下回っている。また、過去に委託した需要予測と利用実績に大きな乖離がみられたにもかかわらず、繰り返し同じ委託先に発注していた事態も見受けられた。そのほか、総務省の行政評価・監視結果においても、道路や港湾等の整備事業に関する需要予測について、適切でない数値

等を使用して実施していたり、早期の見直しを怠っていたりするなどの事例が指摘されている。

政府は、公共事業には多額の国費が費やされることを踏まえ、これまで行われてきた公共事業における需要予測の実態を検証して総括するとともに、調査手法や委託先の選定を見直すなどして、需要予測の精度向上及び透明性の確保に努めるべきである。

5 会計検査院の懲戒処分要求への対応について

会計検査院は、国が21億8,000万円の和解金を支払うこととなった防衛省沖縄防衛局締結の地質調査等に係る業務委託契約において、必要な支出負担行為を行わないまま受託会社に追加業務を実施させる等、会計法令違反の重大な過失があったとして、平成21年12月、57年振りとなる懲戒処分要求を防衛省に対して行ったが、本件に関する政府の一連の対応は、大きな問題を残したと指摘せざるを得ない。

政府は、会計検査院法第31条等に規定される懲戒処分要求が行われた場合、爾後、指摘内容を真摯に受け止め、適切な措置を講ずるべきである。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

委員長	末松	信介 (自民)	加賀谷	健 (民主)	高階	恵美子 (自民)
理事	大島	九州男 (民主)	神本	美恵子 (民主)	中西	祐介 (自民)
理事	風間	直樹 (民主)	武内	則男 (民主)	浜田	和幸 (自民)
理事	川合	孝典 (民主)	難波	奨二 (民主)	宮沢	洋一 (自民)
理事	藤原	良信 (民主)	室井	邦彦 (民主)	谷合	正明 (公明)
理事	松村	龍二 (自民)	山根	隆治 (民主)	横山	信一 (公明)
理事	寺田	典城 (みん)	赤石	清美 (自民)	田村	智子 (共産)
	足立	信也 (民主)	岩井	茂樹 (自民)	山下	芳生 (共産)
	石橋	通宏 (民主)	宇都	隆史 (自民)	中山	恭子 (日改)
	大久保	潔重 (民主)	岸	信夫 (自民)	森田	高 (国民)

(23. 1. 27 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において、本委員会は、行政の活動状況に関する調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

〔国政調査等〕

2月14日及び15日、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する実情調査のため、大阪府及び兵庫県に委員派遣を行った。

4月18日、検察不祥事と行政監視システムの在り方に関する件について参考人元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長村木厚子君から意見を聴いた後、同参考人、江田法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、検察による情報漏えいを検証する必要性、国民に対する誠実な情報提供を確保する仕組み、録音・録画を取調べの全過程に導入する可視化の必要性、供述調書に過度に依存した捜査・公判の見直し、取調べ過程に弁護士を関与させ

ることの重要性、閉鎖的な検察を改革するための組織・人事の在り方、検察官の適格性を定期的に審査する制度を作る必要性、検察が自ら作った筋書きによる供述調書の作成、海外留学の拡大等検察官の研修・教育の改革、捜査権限を有し自己完結型となっている特捜部の組織上の問題点、劣悪な状態にある拘置所の環境改善の重要性、検察の捜査対象となった議員の名誉回復の方法、検事総長が国会に対し説明責任を果たすべき理由などが取り上げられた。

5月9日、検察の組織・人事の在り方に関する実情調査のため、最高検察庁の視察を行った。

5月16日、行政の活動状況に関する件について片山総務大臣、細川厚生労働大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、小川法務副大臣、高橋外務副大臣、五十嵐財務副大臣、平岡総務副大臣、池口国土交通副大臣、小宮山厚生労働副大臣、松下経済産業副大臣、中山経済産業大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官、内山総務大臣政務官及び政

府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、法務・警察行政に対する総務省行政評価局の関わり方、総務省の行政監視機能を国会に移管すべき提案、検事総長の国会出席に関する法解釈の在り方、福島原発で緊急作業に従事する者の長期的な健康管理、外国政府が不動産を取得する際の効果的な規制の在り方、内閣総理大臣による浜岡原発の運転停止要請と法律の誠実な執行、「福島原発事故についての緊急建言」の重大性の認識、検事総長の国会出席と国会法第104条の関係、生肉食中毒事件をめぐる政府の対応、ビート黒糖の表示問題、東日本大震災による地上デジタル化の取組の見直し、高速道路の料金設定の在り方、社会保険庁廃止に伴う職員の分限免職と年金記録訂正事務の処理能力の低下、福島原子力発電所事故対策統合本部の法律上の位置付けなどが取り上げられた。

5月23日、原発事故と行政監視システムの在り方に関する件について参考人京都大学原子炉実験所助教小出裕章君、芝浦工業大学非常勤講師後藤政志君、神戸大学名誉教授石橋克彦君及びソフトバンク株式会社代表取締役社長孫正義君から意見を聴いた後、各参考人及び田嶋経済産業大臣政務官に対し質疑を行った。

質疑では、主権在民に立脚した原子力政策の在り方、原子力安全委員会及びそれを監視する総務省行政評価局の機能不全、原発事故により放出された放射性物質の量と避難区域設定の妥当性、原発事故を検証するための機関を国会に置く場合の留意点、新たなエネルギー政策に加え更なる省エネルギー政策推進の重要性、原子力行政における適切な情報公開、地震学的見地から見た浜岡原発の問題点、原発事故収束の見通し、原発事故におけ

る政府及び東京電力の初動対応の妥当性、若狭湾に立地する原子力発電所の地震・津波等のリスク、原子力規制組織の構造的問題と組織変革の在り方、内部被ばくを考慮した放射線量の計測・公表の必要性、休耕田にソーラーパネルを設置する「電田プロジェクト」が描く社会の姿、原発について「制御された安全」でなく「本質的安全」を確保する必要性などが取り上げられた。

5月30日、行政監視システムの在り方に関する件について参考人元人事院総裁中島忠能君、名城大学教授・総務省顧問郷原信郎君及び特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス理事長三木由希子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

質疑では、行政機関としての検察及び警察組織に対する行政監察の在り方、原発事故調査委員会の調査権限と国会に設置することの是非、行政による行政文書の破棄・隠蔽を防止する方策、行政情報の公開の判断の際に考慮すべき国益と市民の権利との関係、行政監視委員会等での議論を予算へ反映させるための方策、行政組織が重視すべき「社会の要請への適合」の意味、公務員の情実人事を排し全体の奉仕者性を担保するための中立機関の必要性、事業仕分けに対する評価、総務省行政評価局の要否と第三者性確保の必要性、原発事故調査委員会の組織・人事上の問題点、行政監視院を国会に附置することについての見解、全体の奉仕者と身分保障の関係、会計検査院の国会移管と憲法上の問題点、人事院勧告を経ず労使交渉により国家公務員給与を決定することの適法性、検察庁に対する国政調査権の行使の在り方、検察官の事務に関する法務大臣の権限、取調べの全面可

視化のメリット・デメリットなどが取り上げられた。

8月3日、行政の活動状況に関する件について江田法務大臣、中野国家公安委員会委員長、片山総務大臣、細川厚生労働大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、細野国務大臣、鹿野農林水産大臣、枝野国務大臣、平野国務大臣、松下経済産業副大臣、逢坂総務大臣政務官、林文部科学大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官、園田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、取調べ可視化に向けての政府の取組状況、原発問題の参考人質疑等を通じて認識された国会が国民の視点に立って議論することの重要性、連続幼児殺人事件解決に向けた国家公安委員会委員長の決意、検察の捜査への積極的な関与の必要性和証拠物を遺族に返還する考

えの有無、内部被ばく線量を含めた放射線量の実測による避難地域再設定の必要性、総務省の行政評価・監視の対象分野の決定に立法府が関与する方策、児童虐待件数の増加と政府の早急な対応の必要性、大震災後の自殺件数の動向と関連状況の分析、食品の放射能汚染に関し消費者庁が果たすべき役割、政府による情報提供を重視する情報公開法改正案の理念と原発事故に関する情報の公表状況のかい離、原子力規制行政の見直しに求められる規制組織の独立と専門性の確保、行政刷新会議における復興関連予算の精査と徹底した情報公開の必要性、総務省行政評価局の機能の再検討と参議院への移管、障害者に係る労災認定の在り方、福島原発事故の海水注入をめぐる政府の対応の問題点などが取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成23年1月27日(木) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年4月18日(月) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 検察不祥事と行政監視システムの在り方に関する件について参考人元厚生労働省雇用均等・児童家庭局長村木厚子君から意見を聴いた後、同参考人、江田法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

末松信介君(自民)、川合孝典君(民主)、岸信夫君(自民)、谷合正明君(公明)、寺田典城君(みん)、山下芳生君(共産)、中

山恭子君(日改)、藤原良信君(民主)、赤石清美君(自民)、加賀谷健君(民主)、松村龍二君(自民)、中村哲治君(民主)、大島九州男君(民主)

○平成23年5月16日(月) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政の活動状況に関する件について片山総務大臣、細川厚生労働大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、小川法務副大臣、高橋外務副大臣、五十嵐財務副大臣、平岡総務副大臣、池口国土交通副大臣、小宮山厚生労働副大臣、松下経済産業副大臣、中山経済産業大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官、内山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

風間直樹君(民主)、石橋通宏君(民主)、浜田和幸君(自民)、岩井茂樹君(自民)、横山信一君(公明)、寺田典城君(みん)、

山下芳生君（共産）、中山恭子君（日改）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成23年5月23日（月）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原発事故と行政監視システムの在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人及び田嶋経済産業大臣政務官に対し質疑を行った。

〔参考人〕

京都大学原子炉実験所助教 小出裕章君
芝浦工業大学非常勤講師 後藤政志君
神戸大学名誉教授 石橋克彦君
ソフトバンク株式会社代表取締役社長 孫正義君

〔質疑者〕

藤原良信君（民主）、赤石清美君（自民）、
谷合正明君（公明）、寺田典城君（みん）、
田村智子君（共産）、中山恭子君（日改）、
大島九州男君（民主）、松村龍二君（自民）、
風間直樹君（民主）、横山信一君（公明）、
山下芳生君（共産）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成23年5月30日（月）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について片山総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。
- 行政監視システムの在り方に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

元人事院総裁 中島忠能君
名城大学教授
総務省顧問 郷原信郎君
特定非営利活動法人情報公開クリアリング
ハウス理事長 三木由希子君

〔質疑者〕

風間直樹君（民主）、宇都隆史君（自民）、
横山信一君（公明）、寺田典城君（みん）、
山下芳生君（共産）、中山恭子君（日改）、

武内則男君（民主）

○平成23年8月3日（水）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について片山総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。
- 行政の活動状況に関する件について江田法務大臣、中野国家公安委員会委員長、片山総務大臣、細川厚生労働大臣、与謝野内閣府特命担当大臣、細野国務大臣、鹿野農林水産大臣、枝野国務大臣、平野国務大臣、松下経済産業副大臣、逢坂総務大臣政務官、林文部科学大臣政務官、小林厚生労働大臣政務官、園田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大島九州男君（民主）、風間直樹君（民主）、
高階恵美子君（自民）、岩井茂樹君（自民）、
谷合正明君（公明）、寺田典城君（みん）、
田村智子君（共産）、中山恭子君（日改）

○平成23年8月31日（水）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年2月14日（月）、15日（火）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する実情調査

〔派遣地〕

大阪府、兵庫県

〔派遣委員〕

末松信介君（自民）、大島九州男君（民主）、
風間直樹君（民主）、川合孝典君（民主）、
藤原良信君（民主）、松村龍二君（自民）、
寺田典城君（みん）、大久保潔重君（民主）、
難波奨二君（民主）、赤石清美君（自民）、

岩井茂樹君（自民）、岸信夫君（自民）、
高階恵美子君（自民）、谷合正明君（公明）、
横山信一君（公明）、田村智子君（共産）、
中山恭子君（日改）

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	鈴木	政二 (自民)	轟木	利治 (民主)	上野	通子 (自民)
理事	加藤	敏幸 (民主)	西村	まさみ (民主)	大家	敏志 (自民)
理事	川崎	稔 (民主)	平山	幸司 (民主)	中原	八一 (自民)
理事	水岡	俊一 (民主)	平山	誠 (民主)	松山	政司 (自民)
理事	伊達	忠一 (自民)	藤谷	光信 (民主)	三原	じゅん子 (自民)
理事	義家	弘介 (自民)	舟山	康江 (民主)	渡辺	猛之 (自民)
理事	西田	実仁 (公明)	牧山	ひろえ (民主)	竹谷	とし子 (公明)
理事	水野	賢一 (みん)	横峯	良郎 (民主)		
	谷	博之 (民主)	石井	浩郎 (自民)		

(23. 1. 24 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	松山	政司 (自民)	舟山	康江 (民主)	大家	敏志 (自民)
	加藤	敏幸 (民主)	牧山	ひろえ (民主)	伊達	忠一 (自民)
	川崎	稔 (民主)	水岡	俊一 (民主)	義家	弘介 (自民)
	平山	幸司 (民主)	石井	浩郎 (自民)	西田	実仁 (公明)
	平山	誠 (民主)	上野	通子 (自民)	水野	賢一 (みん)

(召集日 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	谷	博之 (民主)	水岡	俊一 (民主)	三原	じゅん子 (自民)
	加藤	敏幸 (民主)	横峯	良郎 (民主)	義家	弘介 (自民)
	川崎	稔 (民主)	石井	浩郎 (自民)	渡辺	猛之 (自民)
	轟木	利治 (民主)	伊達	忠一 (自民)	西田	実仁 (公明)
	藤谷	光信 (民主)	中原	八一 (自民)	水野	賢一 (みん)

(召集日 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願10種類45件は、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に關

する法律案は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波等による災害の現状に鑑み、被災者の生活の早期の再建、被災地域の産業の早期の復興その他の被災地域の復旧復興に資するため、国会議員の歳費の月額に関する減額の特例を定めるものである。

本法律案は、3月31日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成23年 1月21日(金) (第176回国会閉会後第1回)

- 参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成23年度予算経費要求に関する件について決定した。

○平成23年 1月24日(月) (第1回)

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会及び消費者問題に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

民主党・新緑風会 9人、自由民主党 7人、公明党 2人、みんなの党及び日本共産党各 1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会 8人、自由民主党 7人、公明党 2人、みんなの党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各 1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

民主党・新緑風会16人、自由民主党12人、公明党 3人、みんなの党 2人、日本共産党及びたちあがれ日本・新党改革各 1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

民主党・新緑風会 9人、自由民主党 6人、公明党、みんなの党及びたちあがれ日本・新党改革各 1人、国民新党 2人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

民主党・新緑風会14人、自由民主党11人、公明党 2人、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革及び社会民主党・護憲連合各 1人 計30人

消費者問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会11人、自由民主党 9人、公明党 2人、みんなの党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各 1人 計25人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書

館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

民主党・新緑風会 7人、自由民主党 6人、公明党及びみんなの党各 1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本会議における内閣総理大臣外 3 国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月27日及び28日

ロ、時 間 民主党・新緑風会60分、自由民主党85分、公明党30分、みんなの党20分、日本共産党及びたちあがれ日本・新党改革各10分

ハ、人 数 民主党・新緑風会 3人、自由民主党 3人、公明党、みんなの党、日本共産党及びたちあがれ日本・新党改革各 1人

ニ、順 序 1 自由民主党 2 民主党・新緑風会 3 公明党 4 みんなの党 5 自由民主党 6 民主党・新緑風会 7 自由民主党 8 民主党・新緑風会 9 日本共産党 10 たちあがれ日本・新党改革

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 1月27日(木) (第2回)

一、委員派遣を行うことを決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、検査官の任命同意に関する件について参考人検査官候補者・公認会計士・公認情報システム監査人・有限会社監査法人トーマツパートナー森田祐司君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

○平成23年 1月28日(金) (第3回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 2月9日(水) (第4回)

一、次の件について福山内閣官房副長官、東内閣府副大臣、笹木文部科学副大臣、大塚厚生労働副大臣及び三井国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ハ、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件

ニ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ホ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

ヘ、社会保険審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ト、運輸審議会委員の任命同意に関する件

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員中曽根弘文君を院議をもって表彰することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年2月16日(水) (第5回)

一、本会議における平成二十一年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党各10分、日本共産党及びたちあがれ日本・新党改革各5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年3月18日(金) (第6回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年3月25日(金) (第7回)

一、政治資金適正化委員会委員の指名について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年3月29日(火) (第8回)

一、事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。

一、平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員を選任することとし、その会

派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党6人、公明党2人、みんなの党及び日本共産党各1人 計10人

一、事務総長から平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会の結果の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年3月31日(木) (第9回)

一、国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、次の件について平野内閣府副大臣、平岡総務副大臣、福山内閣官房副長官及び近藤環境副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ロ、預金保険機構監事の任命同意に関する件

ハ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ニ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

ホ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の減額特例に関する法律案(衆第7号)(衆議院提出)について提出者衆議院議院運営委員長川端達夫君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第7号)

賛成会派 民主、自民、公明、みん

反対会派 なし

一、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 4 月15日(金) (第10回)

- 一、元議員故服部安司君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
- 一、東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議案（鈴木政二君外14名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 4 月20日(水) (第11回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 4 月27日(水) (第12回)

- 一、元本院副議長故小山一平君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 4 月28日(木) (第13回)

- 一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、日取り 4月28日
 - ロ、時 間 自由民主党15分、公明党及びみんなの党各10分
 - ハ、人 数 各派1人
 - ニ、順 序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 5 月 2 日(月) (第14回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 5 月13日(金) (第15回)

- 一、総務委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 5 月18日(水) (第16回)

- 一、参議院憲法審査会規程案（鈴木政二君外7名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

- 一、図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成23年 5 月20日(金) (第17回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 5 月27日(金) (第18回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 6 月 1 日(水) (第19回)

- 一、本会議における内閣総理大臣のG 8 ドーヴィル・サミット出席等に関する報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会10分、自由民主党15分、公明党及びみんなの党各10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 6 月 8 日(水) (第20回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 6 月13日(月) (第21回)

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、次の件について末松内閣府副大臣、鈴木総務副大臣、小川法務副大臣、福山内閣官房副長官、大塚厚生労働副大臣及び三井国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。
 - イ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件
 - ロ、預金保険機構理事の任命同意に関する件
 - ハ、公害等調整委員会委員の任命同意に関する件
 - ニ、中央更生保護審査会委員長の任命同意に関する件
 - ホ、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件

へ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ト、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

チ、土地鑑定委員会委員の任命同意に関する件

リ、運輸安全委員会委員の任命同意に関する件

一、東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会17人、自由民主党14人、公明党3人、みんなの党2人、日本共産党、たちあがれ日本・新党改革、社会民主党・護憲連合及び国民新党各1人 計40人

一、東日本大震災復興基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本会議において国際・地球環境・食糧問題に関する調査会、国民生活・経済・社会保障に関する調査会及び共生社会・地域活性化に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年6月15日(水) (第22回)

一、国立国会図書館組織規程の一部改正を承認することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年6月17日(金) (第23回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年6月20日(月) (第24回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年6月22日(水) (第25回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年7月15日(金) (第26回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、本会議における財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 7月15日

ロ、時 間 自由民主党15分、公明党及びみんなの党各10分

ハ、人 数 各派1人

ニ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年7月25日(月) (第27回)

一、検察官適格審査会委員予備委員の選任について決定した。

一、地方制度調査会委員の推薦について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年7月27日(水) (第28回)

一、日本の未来を創造する会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年7月29日(金) (第29回)

一、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案の衆議院回付案に同意することに決定した。

一、原子力損害賠償支援機構法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会10分、自由民主党15分、公明党及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年8月3日(水) (第30回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 8 月 5 日(金) (第31回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 8 月10日(水) (第32回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 8 月12日(金) (第33回)

- 一、東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 8 月22日(月) (第34回)

- 一、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会10分、自由民主党15分、公明党及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 8 月24日(水) (第35回)

- 一、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案及び電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会10分、自由民主党15分、公明党及びみんなの党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 8 月26日(金) (第36回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 8 月30日(火) (第37回)

- 一、事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成23年 8 月31日(水) (第38回)

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

- 一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○平成23年 1 月21日(金) (第176回国会閉会後第1回)

- 参議院の平成23年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

■ 図書館運営小委員会

○平成23年 1 月21日(金) (第176回国会閉会後第1回)

- 国立国会図書館の平成23年度予定経費要求に関する件について協議決定した。

委員派遣

○平成23年 2 月24日(木)、25日(金)

- 国立国会図書館関西館の活動状況等に関する実情調査

〔派遣地〕

京都府

〔派遣委員〕

鈴木政二君(自民)、加藤敏幸君(民主)、川崎稔君(民主)、水岡俊一君(民主)、伊達忠一君(自民)、義家弘介君(自民)、西田実仁君(公明)、金子洋一君(民主)、谷博之君(民主)、藤谷光信君(民主)、舟山康江君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、石井浩郎君(自民)、上野通子君(自民)、中原八一君(自民)、三原じゅん子君(自民)、渡辺猛之君(自民)

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	大石	尚子（民主）	長浜	博行（民主）	白浜	一良（公明）
理事	岡崎	トミ子（民主）	広野	ただし（民主）	江口	克彦（みん）
理事	山東	昭子（自民）	中曽根	弘文（自民）		
	直嶋	正行（民主）	山崎	正昭（自民）		（23.2.16 現在）

委員会経過

○平成23年2月16日（水）（第1回）

○理事の補欠選任を行った。

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	ツルネン マルティ（民主）	高橋	千秋（民主）	佐藤	正久（自民）
理事	友近 聡朗（民主）	轟木	利治（民主）	若林	健太（自民）
理事	平山 幸司（民主）	平山	誠（民主）	秋野	公造（公明）
理事	加治屋 義人（自民）	吉川	沙織（民主）	山本	博司（公明）
理事	佐藤 信秋（自民）	青木	一彦（自民）	上野	ひろし（みん）
	相原 久美子（民主）	金子	原二郎（自民）	山下	芳生（共産）
	加賀谷 健（民主）	岸	宏一（自民）		（23. 1. 24 現在）

（１）審議概観

第177回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出 2 件、本院議員提出 2 件（すべて撤回）及び衆議院提出 3 件の合計 7 件（うち 2 件撤回）であり、そのうち内閣提出 2 件及び衆議院提出 3 件の合計 5 件を可決したほか、本委員会から法律案 2 件を提出することを決定した。

また、本特別委員会付託の請願 2 種類 7 件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地震防災対策 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案は、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

財特法 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案は、本法での原子力発電所事故被害への対応、瓦れき処理における地方負担及び今後の予算措置、風評被害に対する支援措置の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案は、被災者生活再建支援制度の対象の拡大、国の負担率の増加の

必要性、支援金の支給に必要となる財源の確保についての見通し、大規模災害に備えた被災者生活再建支援制度の抜本的見直しの必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

津波対策 津波対策の推進に関する法律案は、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

災害弔慰金 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案は、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔法律案の提出〕

8 月 9 日、災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案及び東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案について、いずれも本委員会提出の法律案（災害対策特別委員長提出）として提出することを決定した。

〔国政調査〕

第176回国会閉会後の平成22年12月9日、鹿児島県奄美地方における大雨によ

る被害状況及び復旧状況等の実情調査のため、鹿児島県に委員派遣を行った。

4月6日、東日本大震災に関する件について東内閣府副大臣から報告を聴いた後、質疑を行い、東北自動車道の全面無料化及び災害復興一括交付金制度の創設の必要性、東日本大震災及び最近の防災関係予算についての東内閣府副大臣の認識、被災した港湾及び漁港の今後の復旧・復興の見通し、原子力被災者支援チームの所掌内容及び現地の対応窓口、風評被害防止のための流通分野や消費者への政府一体での安全PR活動の重要性、災害救助・復旧や被災者生活再建支援金に関し国が特別措置を行う必要性、仮設住宅提供のための迅速な対応策及び震災復興リフォームポイント制度の創設、緊急被ばく医療体制の強化についての文部科学省の見解、被災した中小企業の立て直し及び地域金融機関支援のための特別なスキームをつくる必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月13日、東日本大震災に関する件について質疑を行い、被災した防災行政無線設備の国費による復旧促進、原子力発電所事故における情報公開の在り方、風評被害防止のため放送局及び新聞社等に適正な報道について指導することの必要性、東日本大震災の定義及び対象地域、被災者生活再建支援金の増額や適用条件の緩和の必要性、仮設住宅の建設促進に向けた政府の取組状況、放射能の拡散により被害を受けた農家に対する早期補償実現に向けた取組、地元住民の意見を反映した復興計画策定の必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月20日、東日本大震災に関する件について質疑を行い、住家の被害認定基準に液状化による被害を考慮する必要性及

び検討状況、政府が実施している避難所生活に関するアンケートの結果を活用した避難所の生活改善策、現地対策本部の体制強化の必要性、原子力損害賠償紛争審査会において早急に農家への損害賠償の指針を決定する必要性、福島県内の学校の利用判断の目安となる放射線量を年間20ミリシーベルトとした根拠、緊急被ばく医療体制の再構築に向けた政府の取組の在り方、国際会議等の中止が我が国観光業界・地方経済に与える影響を軽減するための政府の取組、今後の観光需要の見通し及び民間の観光キャンペーン等の支援を通じた観光振興策、復興計画の策定に当たり被災地住民の意見を反映させる必要性などの諸問題が取り上げられた。

4月25日、東日本大震災による被害状況等の実情調査のため、宮城県に委員派遣を行った。

5月2日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

5月18日、東日本大震災に関する件について質疑を行い、災害緊急時における被災者に対する医療機関の病床数の確保のため運用基準を弾力化することの必要性、企業等の再建を促進するために港湾区域の災害廃棄物処理を優先する必要性、災害復旧事業等における地方負担分の特別交付税措置の必要性、災害復旧及び災害等廃棄物処理事業等に係る起債の元利償還金についての交付税措置の問題点、被災下水道施設の合併浄化槽による復旧と合併浄化槽の設置費補助率引上げの必要性、聴覚障害者への津波警報伝達など災害時における障害者への情報伝達対策、「想定外」の発想に基づく危機管理対策の構築の盲点などの諸問題が取り上げられた。

5月25日、東日本大震災に関する件について質疑を行い、現在停止中の原子炉を再稼働する場合の安全基準の明確化の必要性、震災復興が長期化する中での自治体への国の人的支援の必要性、瓦れき処理の経費を全額国庫補助対象化することの必要性、被災者の居住確保策としての民間賃貸住宅借上げの活用の意義、被災農地の除塩対策の在り方、被災者生活再建支援金の早期支給の必要性とそのための方策、被災者生活再建支援金に対する国の負担割合の引上げ及び予算拡充の必要性、原発事故に伴う個人被ばくを低減するための方策を実施する必要性、原発の稼働に際しての立地自治体及び周辺自治体の合意を必要とする立法措置の必要性などの諸問題が取り上げられた。

6月8日、質疑を行い、政府等における原子力発電関係機関の在り方、高速増殖炉もんじゅの廃炉の必要性、原子力発電施設の事故災害における情報公開の在り方、地震・火山の予測の現状及び予測

精度向上に向けた研究の促進、南九州における火山観測体制の充実・強化、災害公営住宅建設の現状及び今後の見通し、独立行政法人における東日本大震災の復旧・復興への取組状況、避難区域外における漁業関係者に対する原発事故賠償の仮払いの必要性などの諸問題が取り上げられた。

8月9日、災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に関する件及び東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案に関する件を議題とし、両法律案の草案について、提案者前川清成君から説明を聴いた後、いずれも委員会提出の法律案として提出することを決定した。

なお、災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに東日本大震災関連義援金の差押え禁止等に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年1月24日(月)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年3月17日(木)(第2回)

- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第2号)(衆議院提出)について提出者衆議院災害対策特別委員長吉田おさむ君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、みんな、共産
反対会派 なし

- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成23年4月6日(水)(第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 東日本大震災に関する件について東内閣府副大臣から報告を聴いた後、同副大臣、三井国土交通副大臣、大塚厚生労働副大臣、小宮山厚生労働副大臣、田名部農林水産大臣政務官、林文部科学大臣政務官、田嶋経済産業大臣政務官、園田内閣府大臣政務官、和田内閣府大臣政務官、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

平山幸司君(民主)、藤原良信君(民主)、
佐藤正久君(自民)、佐藤信秋君(自民)、
秋野公造君(公明)、上野ひろし君(みんな)、
大門実紀史君(共産)

○平成23年4月13日(水)(第4回)

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に関する件について松本内閣府特命担当大臣、福山内閣官房副長官、池口国土交通副大臣、筒井農林水産副大臣、田嶋経済産業大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、平山誠君（民主）、青木一彦君（自民）、若林健太君（自民）、山本博司君（公明）、上野ひろし君（みん）、大門実紀史君（共産）

○平成23年4月20日（水）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に関する件について松本内閣府特命担当大臣、福山内閣官房副長官、池口国土交通副大臣、松下経済産業副大臣、笹木文部科学副大臣、小宮山厚生労働副大臣、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加賀谷健君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、佐藤正久君（自民）、秋野公造君（公明）、上野ひろし君（みん）、山下芳生君（共産）

- 東日本大震災による被害状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成23年5月2日（月）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案（閣法第63号）（衆議院送付）について松本内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、福山内閣官房副長官、松下経済産業副大臣、樋高環境大臣政務官、広田防衛大臣政務官、小泉国土交通大臣政務官、内山総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、山本博司君（公明）、上野ひろし君（みん）、田村智子君（共産）（閣法第63号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

○平成23年5月18日（水）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に関する件について松本内閣府特命担当大臣、東内閣府副大臣、岡本厚生労働大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

増子輝彦君（民主）、轟木利治君（民主）、佐藤信秋君（自民）、秋野公造君（公明）、川田龍平君（みん）、山下芳生君（共産）

○平成23年5月25日（水）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に関する件について松本内閣府特命担当大臣、松下経済産業副大臣、筒井農林水産副大臣、小宮山厚生労働副大臣、小林厚生労働大臣政務官、逢坂総務大臣政務官、市村国土交通大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官、林文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

友近聡朗君（民主）、相原久美子君（民主）、金子原二郎君（自民）、山本博司君（公明）、川田龍平君（みん）、山下芳生君（共産）

○平成23年6月8日（水）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力発電関係機関の在り方に関する件、原子力発電施設の事故災害における情報管理の在り方に関する件、南九州における火山観測体制の強化に関する件、災害公営住宅建設の推進に関する件、独立行政法人の東日本大震災への取組状況に関する件、避難区域外における漁業関係者に対する原発事故賠償の仮払いに関する件等について松本内閣府特命担当大臣、福山内閣官房副長官、笹木文部科学副大臣、筒井農林水産副大臣、松下経済産業副大臣、東内閣府副大臣、鈴木総務副大臣、篠原農林水産副大臣、岡本厚生労働大臣政務官、林文部科学大臣政務官、中山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平山誠君（民主）、佐藤正久君（自民）、加治屋義人君（自民）、秋野公造君（公明）、小熊慎司君（みん）、山下芳生君（共産）

○平成23年 6月15日（水）（第10回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○津波対策の推進に関する法律案（衆第14号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長吉田おさむ君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第14号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

○平成23年 7月25日（月）（第11回）

○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第20号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長吉田おさむ君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第20号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第86号）（衆議院送付）について平野内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、篠原農林水産副大臣、東内閣府副大臣、三井国土交通副大臣、逢坂総務大臣政務官、樋高環境大臣政務官、阿久津内閣府大臣政務官、岡本厚生労働大臣政務官、林文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤信秋君（自民）、山本博司君（公明）、上野ひろし君（みん）、山下芳生君（共産）

（閣法第86号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産
反対会派 なし

○平成23年 8月9日（火）（第12回）

○災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者

生活再建支援法の一部を改正する法律案の草案及び東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律案の草案について提案者前川清成君から説明を聴いた後、いずれも委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに東日本大震災関連義援金の差押え禁止等に関する決議を行った。

○平成23年 8月31日（水）（第13回）

○請願第246号外 6件を審査した。

○災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成22年12月9日（木）

○鹿児島県奄美地方における大雨による被害状況及び復旧状況等の実情調査

〔派遣地〕

鹿児島県

〔派遣委員〕

ツルネンマルテイ君（民主）、友近聡朗君（民主）、平山幸司君（民主）、加治屋義人君（自民）、佐藤信秋君（自民）、秋野公造君（公明）、上野ひろし君（みん）

○平成23年 4月25日（月）

○東日本大震災による被害状況等の実情調査

〔派遣地〕

宮城県

〔派遣委員〕

ツルネンマルテイ君（民主）、友近聡朗君（民主）、平山幸司君（民主）、加治屋義人君（自民）、岡崎トミ子君（民主）、加賀谷健君（民主）、轟木利治君（民主）、平山誠君（民主）、吉川沙織君（民主）、愛知治郎君（自民）、青木一彦君（自民）、金子原二郎君（自民）、熊谷大君（自民）、佐藤正久君（自民）、若林健太君（自民）、秋野公造君（公明）、山本博司君（公明）、寺田典城君（みん）、山下芳生君（共産）

(3) 委員会決議

— 災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに 東日本大震災関連義援金の差押え禁止等に関する決議 —

政府は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律及び東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律の施行に当たり、次の点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

強制執行に当たり差押えが禁止された金銭であることを特定・識別することが可能となるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに東日本大震災関連義援金について都道府県及び市町村等が発行する証明書類等の実情を調査した上で裁判所と情報の共有を図るなど、本法の適切な運用がなされるよう努めること。

右決議する。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	中川	雅治 (自民)	金子	恵美 (民主)	橋本	聖子 (自民)
理事	行田	邦子 (民主)	田城	郁 (民主)	木庭	健太郎 (公明)
理事	今野	東 (民主)	外山	斎 (民主)	横山	信一 (公明)
理事	島尻	安伊子 (自民)	山根	隆治 (民主)	江口	克彦 (みん)
理事	古川	俊治 (自民)	猪口	邦子 (自民)	紙	智子 (共産)
	石橋	通宏 (民主)	宇都	隆史 (自民)	山内	徳信 (社民)
	岩本	司 (民主)	長谷川	岳 (自民)		(23. 1. 24 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

【国政調査等】

3月11日、沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について、枝野内閣府特命担当大臣及び松本外務大臣から所信を聴いた。また同日、第176回国会閉会後の12月21日及び22日に実施した北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員より報告を聴いた。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成23年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）予算等の審査を行い、新たな沖縄振興特別措置法制定に関する進捗状況と今後のタイムスケジュール、駐留軍用地跡地の円滑な有効利用のための新たな法整備の必要性、普天間飛行場の県外移設を求める沖縄県民の心情を踏まえた問題解決の必要性、東日本大震災支援に向けた沖縄担当部局と沖縄県との連携強化、若年層に対する北方領土問題及び返還運動への啓発・参画の方策、北海道内の単科大学

とロシア・極東の大学双方による人材及び技術交流の必要性、北方四島周辺海域における安全操業の確保についての政府の対応方策、北方領土の返還を見据えた新たな日ロ経済交流の枠組み構築の必要性、東日本大震災で被災した北方領土隣接地域等における水産被害及び再建支援策などについて質疑を行った。

5月11日、沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件を議題とし、沖縄の鉄軌道導入に関する調査の現状及び実現に向けた沖縄北方担当大臣の決意、現行の軍転法にかわる新たな法制定についての沖縄北方担当大臣の認識、普天間基地返還後の跡地利用の見通し及び返還前の基地内立入調査等の必要性、ウィキリークスにより明らかにされた普天間基地移設問題に関する米外交公電内容についての事実確認の有無、東日本大震災を受けて新たに求められる沖縄振興における国と地方の関係性についての認識、外務大臣による北方領土訪問と領土問題解決のための具体的方策、地震による津波や液状化の可能性もありうる泡瀬干潟の埋立事業を従来どおり進める理由、沖縄振興の財源として自由度の高い一括交付金制度導入の可能性などについて質疑を行った。

8月10日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、沖縄振興後の次期法制を含めた新たな沖縄振興策の在り方、沖縄県民の生活の向上と新たな振興策との関連性、駐留軍用地跡地利用のため自治体の土地先行取得に対する国の支援の必要性、駐留軍用地跡地利用推進のための新たな法整備作業の進捗状況、尖閣諸島周辺領海内における我が国巡視船と中国漁船との衝突事件後これまでに講じた対応策、沖縄県が主体となり次期振興計画を策定する仕組みについて

の考え方、沖縄総合事務局の事務・権限の沖縄県への移譲に対する認識と方向性、沖縄北方担当大臣及び外務大臣が北方領土訪問を行う意思、北方四島元居住者が四島に残した財産に対する具体的な補償策の必要性、北方四島との経済交流の内容及びその内容に1市4町の意見が反映される必要性、沖縄の児童福祉関係基盤の整備を沖縄振興の一環として行っていく必要性、沖縄における鉄軌道の導入に関する今後の見通しなどについて質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年1月24日(月)(第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年3月11日(金)(第2回)

- 沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について枝野内閣府特命担当大臣及び松本外務大臣から所信を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成23年3月24日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)、北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について園田内閣府大臣政務官から説明を聴いた後、同大臣政務官、徳永外務大臣政務官、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

島尻安伊子君(自民)、長谷川岳君(自民)、横山信一君(公明)、江口克彦君(みん)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成23年5月11日(水)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 沖縄及び北方問題に関しての施策に関する件について枝野内閣府特命担当大臣、松本外務大臣、広田防衛大臣政務官、園田内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

田城郁君(民主)、島尻安伊子君(自民)、宇都隆史君(自民)、木庭健太郎君(公明)、江口克彦君(みん)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)

○平成23年8月10日(水)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新たな沖縄振興の在り方に関する件、沖縄における駐留軍用地跡地利用推進のための新たな法整備に関する件、沖縄振興一括交付金に関する件、尖閣諸島周辺領海内における我が国巡視船と中国漁船との接触事案に関する件、北方領土問題及び隣接地域対策に関する件、沖縄の児童福祉関係基盤の整備に関する件、沖縄における鉄軌道の導入に関する件等について枝野内閣府特命担当大臣、松本外務大臣、福山内閣官房副長官、小川法務副大臣、広田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石橋通宏君(民主)、島尻安伊子君(自民)、宇都隆史君(自民)、木庭健太郎君(公明)、

江口克彦君（みん）、紙智子君（共産）、山内徳信君（社民）

○平成23年8月31日(水)（第6回）

- 沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成22年12月21日(火)、22日(水)

- 北方領土及び隣接地域の諸問題等に関する実情調査

〔派遣地〕

北海道

〔派遣委員〕

中川雅治君（自民）、行田邦子君（民主）、
今野東君（民主）、島尻安伊子君（自民）、
木庭健太郎君（公明）、江口克彦君（みん）、
紙智子君（共産）、山内徳信君（社民）

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	田中	直紀 (民主)	中村	哲治 (民主)	岡田	直樹 (自民)
理事	足立	信也 (民主)	長浜	博行 (民主)	佐藤	ゆかり (自民)
理事	松野	信夫 (民主)	藤末	健三 (民主)	藤川	政人 (自民)
理事	吉川	沙織 (民主)	藤本	祐司 (民主)	宮沢	洋一 (自民)
理事	岡田	広 (自民)	舟山	康江 (民主)	吉田	博美 (自民)
理事	西山	昌司 (自民)	松井	孝治 (民主)	長沢	広明 (公明)
理事	丸山	和也 (自民)	松浦	大悟 (民主)	西田	実仁 (公明)
理事	荒木	清寛 (公明)	柳田	稔 (民主)	小野	次郎 (みん)
	植松	恵美子 (民主)	愛知	治郎 (自民)	桜内	文城 (みん)
	大河原	雅子 (民主)	石井	準一 (自民)	井上	哲士 (共産)
	小見山	幸治 (民主)	磯崎	仁彦 (自民)	藤井	孝男 (日改)
	辻	泰弘 (民主)	岩井	茂樹 (自民)		(23. 1. 24 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件、本院議員提出1件及び衆議院提出1件（政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出）の合計4件であり、そのうち内閣提出2件及び衆議院提出1件の合計3件を可決した。

また、本特別委員会付託の請願3種類23件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

東日本大震災対応 平成23年3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受け、選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する地域について、平成23年4月に予定されている統一地方選挙の期日を2月を超え6月を超えない範囲内において政令で定める日に延期する等の措置を講じようとする平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第38号）が衆議院に提出され、

本院に送付された。

本院では、みんなの党より、統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長の選挙等の選挙期日を延期して新たに統一地方選挙を実施する等の措置を講じようとする**地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（参第4号）**が提出された。

委員会においては、両案を一括して議題とし、被災者の投票を確保するための方策、選挙期日を延期する対象地域、選挙期日を地域を限定して延期することと全国一律に延期することとの対比、選挙期日の決定時期等について質疑が行われた。閣法第38号について質疑を終局し、討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、参第4号は審査未了となった。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案は、統一地方選挙の

対象とならない平成23年6月11日以降に任期満了を迎える地方公共団体で、東日本大震災により著しい被害を受けたものについて、公職選挙法の規定により行われる選挙の期日を延期する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、地方選挙延期と国政選挙実施の関係、被災地における選挙実施が困難な理由、被災地における早期の選挙執行に向けた支援策、選挙期日の決定に係る該当自治体の意見の聴取方法、早期の選挙執行のための被災自治体の住民基本台帳の整備状況等について質疑が行われた。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例

に関する法律の一部を改正する法律案は、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を平成23年12月31日まで延期するとともに、特例選挙期日の告示日について、現行法に規定する告示日以前の日とすることができるようにするものである。委員会においては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長松崎公昭君から趣旨説明を聴取した後、被災地における選挙の再延期が必要な理由、早期の選挙執行に向けた支援策、避難住民の居住実態と選挙権行使の在り方、選挙管理委員会ホームページへの選挙公報の掲載等について質疑が行われた。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

(2) 委員会経過

○平成23年1月24日(月)(第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年3月17日(木)(第2回)

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)について発議者参議院議員小野次郎君から趣旨説明を聴き、

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)

以上両案について発議者参議院議員小野次郎

君及び片山総務大臣に対し質疑を行い、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第38号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

[質疑者]

岡田広君(自民)、荒木清寛君(公明)、
桜内文城君(みん)、井上哲士君(共産)
(閣法第38号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、日改
反対会派 みん

○平成23年5月18日(水)(第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)について片山総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、逢坂総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

吉川沙織君（民主）、西田昌司君（自民）、
長沢広明君（公明）、小野次郎君（みん）、
井上哲士君（共産）

（閣法第68号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年7月29日（金）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長松崎公昭君から趣旨説明を聴き、同君、片山総務大臣及び鈴木総務副大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

丸山和也君（自民）、荒木清寛君（公明）、
桜内文城君（みん）、井上哲士君（共産）

（衆第22号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、
日改

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成23年8月31日（水）（第5回）

- 請願第161号外22件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	白 眞勲（民主）	川上 義博（民主）	山谷 えり子（自民）
理事	広野 ただし（民主）	榛葉 賀津也（民主）	浜田 昌良（公明）
理事	横峯 良郎（民主）	西村 まさみ（民主）	柴田 巧（みん）
理事	塚田 一郎（自民）	増子 輝彦（民主）	中山 恭子（日改）
理事	丸川 珠代（自民）	衛藤 晟一（自民）	亀井 亜紀子（国民）
	有田 芳生（民主）	関口 昌一（自民）	森田 高（国民）
	川合 孝典（民主）	三原 じゅん子（自民）	（23. 1. 24 現在）

（１）審議概観

第177回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

菅内閣総理大臣の施政方針演説では、拉致問題について、国の責任において、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現すべく、全力を尽くすことが表明された。

4月20日、北朝鮮をめぐる最近の状況について松本外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について中野国務大臣からそれぞれ説明を聴いた後、北朝鮮情勢、政府の拉致問題対応方針、北朝鮮に対する経済制裁、拉致問題の啓発・広報、六者会合の再開と日米韓連携、日朝交渉、朝鮮学校への高校無償化適用、拉致被害者の認定等について質疑を行った。

（２）委員会経過

○平成23年1月24日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年4月20日（水）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について松本外務大臣から説明を聴き、拉致問題に関する現状に関する件について中野国務大臣から説明を聴いた後、北朝鮮情勢に関する件、政府の拉致問題対応方針に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件、拉致問題の啓発・広報に関する件、六者会合の再開と日米韓連携に関する件、日朝交渉に関する件、朝鮮学校への高校無償化適用に関する件、拉致被害者の認定に関する件等について中野国務

大臣、松本外務大臣、園田内閣府大臣政務官、徳永外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

広野ただし君（民主）、川合孝典君（民主）、丸川珠代君（自民）、山谷えり子君（自民）、浜田昌良君（公明）、柴田巧君（みん）、中山恭子君（日改）、亀井亜紀子君（国民）

○平成23年8月31日（水）（第3回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

委員長	中村 博彦 (自民)	風間 直樹 (民主)	岩城 光英 (自民)
理事	中谷 智司 (民主)	神本 美恵子 (民主)	大家 敏志 (自民)
理事	藤原 良信 (民主)	小西 洋之 (民主)	川口 順子 (自民)
理事	牧山 ひろえ (民主)	武内 則男 (民主)	野上 浩太郎 (自民)
理事	福岡 資麿 (自民)	那谷屋 正義 (民主)	浜田 和幸 (自民)
理事	松山 政司 (自民)	姫井 由美子 (民主)	水落 敏栄 (自民)
理事	魚住 裕一郎 (公明)	藤谷 光信 (民主)	竹谷 とし子 (公明)
	大久保 潔重 (民主)	藤原 正司 (民主)	小熊 慎司 (みん)
	大島 九州男 (民主)	赤石 清美 (自民)	荒井 広幸 (日改)
	岡崎 トミ子 (民主)	有村 治子 (自民)	吉田 忠智 (社民)

(23. 1. 24 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

なお、政府開発援助の持続的な推進を求める決議を行った。

〔国政調査等〕

2月16日、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、平成22年度政府開発援助調査派遣団（第1班～第4班）の参加議員からの意見表明を踏まえ、途上国における日本のODAのプレゼンス低下に係る認識とその対応策、ODA予算の拡充の必要性、本委員会や参議院ODA調査派遣議員からの提言等への外務省の対応等について意見交換を行った。

2月21日及び22日の2日間、独立行政法人国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊事業及び研修員受入れ事業等に関する実情調査のため、長野県及び愛知県に委員派遣を行った。

3月24日、予算委員会から委嘱された平成23年度政府開発援助関係経費の審査を行い、青年海外協力隊事業予算を確保する必要性、ODA案件（役務提供型業

務）に係る一般競争入札への移行状況、東北地方太平洋沖地震災害を受けた中でもODA予算を確保する必要性等について質疑を行った。

5月25日、我が国ODAの効率的・効果的な実施に向けた取組状況に関する件について参考人・社団法人海外コンサルティング企業協会会長・システム科学コンサルティング株式会社代表取締役社長・草野干夫君、社団法人海外コンサルティング企業協会専務理事・高梨寿君から意見を聴いた後、ODA事業案件実施における官民連携の課題、東日本大震災の復興に向けた海外コンサルティング企業協会の緊急提言、海外コンサルティング業界への人材参入、同業界における人材育成等について質疑を行った。

7月27日、政府開発援助の持続的な推進を求める決議を行った。

なお、6月30日、アレイニコフ国連難民副高等弁務官一行の訪問を受け、委員長、理事等との間で意見交換を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年 1月24日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年 2月16日(水) (第2回)

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。

○平成23年 3月24日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(政府開発援助関係経費)について松本外務大臣から説明を聴いた後、同大臣、高橋外務副大臣、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長緒方貞子君に対し質疑を行った。

[質疑者]

福岡資麿君(自民)、竹谷とし子君(公明)、
小熊慎司君(みん)、荒井広幸君(日改)、
吉田忠智君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成23年 5月25日(水) (第4回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 我が国ODAの効率的・効果的な実施に向けた取組状況に関する件について参考人社団法人海外コンサルティング企業協会会長・システム科学コンサルタンツ株式会社代表取締役社長草野干夫君及び社団法人海外コンサルティング企業協会専務理事高梨寿君から意見を聴いた後、両参考人、参考人社団法人海外コンサルティング企業協会副会長・日本工営株

式会社代表取締役社長廣瀬典昭君及び独立行政法人国際協力機構理事粗信仁君に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤原良信君(民主)、大家敏志君(自民)、
魚住裕一郎君(公明)、岡崎トミ子君(民主)、
水落敏栄君(自民)、武内則男君(民主)、
赤石清美君(自民)、竹谷とし子君(公明)、
浜田和幸君(自民)、小熊慎司君(みん)、
小西洋之君(民主)

○平成23年 7月27日(水) (第5回)

- 政府開発援助の持続的な推進を求める決議を行った。

○平成23年 8月31日(水) (第6回)

- 政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年 2月21日(月)、22日(火)

- 独立行政法人国際協力機構(JICA)の青年海外協力隊事業及び研修員受入れ事業等に関する実情調査

[派遣地]

長野県、愛知県

[派遣委員]

中村博彦君(自民)、中谷智司君(民主)、
藤原良信君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、
福岡資麿君(自民)、松山政司君(自民)、
大島九州男君(民主)、岡崎トミ子君(民主)、
那谷屋正義君(民主)、姫井由美子君(民主)、
藤原正司君(民主)、水落敏栄君(自民)、
竹谷とし子君(公明)、小熊慎司君(みん)、
荒井広幸君(日改)

(3) 委員会決議

— 政府開発援助の持続的な推進を求める決議 —

我が国は、厳しい経済・財政状況の中、ミレニアム開発目標（MDGs）等の達成に向けて、戦略的かつ効果的・効率的な政府開発援助（ODA）の推進に努めている。

本特別委員会は、本院ODA調査派遣団からの意見聴取、国際協力機構（JICA）の駒ヶ根青年海外協力隊訓練所や中部国際センターでの調査、海外コンサルティング企業協会関係者からの意見聴取等を踏まえ、国民の理解と支持に基づくODAの役割を確認するとともに、我が国社会の活性化につながる援助人材の育成・活用や、我が国の成長戦略におけるODAの活用に関連する施策の充実が急務であるとの認識を深めた。

政府においては、東日本大震災に際し開発途上国・地域から寄せられた支援を踏まえ、特に次の事項について適切な措置を講じつつ、戦略的かつメリハリの効いた形でのODAの持続的な推進に努めるべきである。

- 一、MDGsの達成に向けた保健・教育分野における支援強化や第四回アフリカ開発会議（TICAD IV）で表明した対アフリカ支援倍増等のODAに係る国際的な約束の着実な実施に努めること。
- 二、青年海外協力隊派遣事業について、教育・訓練の拡充や隊員への支援の充実等により、事業の成果を更に高めるとともに、隊員のキャリア形成支援や経験・能力の活用を促進するため、官民による就職支援の拡充、帰国後の起業や現職復帰につながる派遣先・分野の選定、帰国隊員間のネットワークの強化等の具体的施策の速やかな充実を図ること。
- 三、我が国の成長戦略におけるODAの活用を進めるため、ODA案件に関する腐敗防止、コンプライアンスの強化、開発コンサルタントを始めとするODA関連事業者の業務環境の整備・改善に配意しつつ、官民連携の推進、東南アジア諸国等における経済社会基盤の整備・技術協力等相手国の実情に応じた支援の推進、研修員受入れ事業や民間連携推進事業における地方・中小企業を含む国内各地域の事業基盤・技術の活用、ODA案件実施の迅速化、ODA事業の質の確保に資する事業者選定方法の採用、ODA事業実施に係る相手国による免税措置の確保、ODA関係者の安全確保等の具体的施策の速やかな充実を図ること。

右決議する。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	谷合	正明 (公明)	今野	東 (民主)	藤井	基之 (自民)
理事	金子	洋一 (民主)	斎藤	嘉隆 (民主)	牧野	たかお (自民)
理事	前川	清成 (民主)	谷	博之 (民主)	森	まさこ (自民)
理事	石井	みどり (自民)	谷	亮子 (民主)	山田	俊男 (自民)
理事	松村	祥史 (自民)	難波	奨二 (民主)	松田	公太 (みんな)
理事	山本	香苗 (公明)	安井	美沙子 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	江崎	孝 (民主)	上野	通子 (自民)	福島	みずほ (社民)
	大久保	勉 (民主)	片山	さつき (自民)		
	大久保	潔重 (民主)	中西	祐介 (自民)		

(23. 1. 24 現在)

(1) 審議概観

第177回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

3月24日、消費者行政の基本施策について蓮舫内閣府特命担当大臣から所信を聴取した。

同日、予算委員会から委嘱された平成23年度内閣府（内閣本府（消費者委員会関係経費）、消費者庁）予算の審査を行い、東日本大震災における消費者庁の役割、黒砂糖と黒糖の表示の在り方、放射性物質が測定された食品に関する政府の情報提供の在り方、食品安全に係る対応を消費者庁においてワンストップで行う必要性、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する農産物の風評被害に対する賠償、国民生活センターの必要性等の諸問題について質疑を行った。

同日、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果について末松内閣府副大臣から説明を聴取した。

大臣の所信及び消費者事故等に関する

説明に対し、4月15日、原発事故による風評被害防止のための情報提供の在り方、風評被害による損害賠償に関する方針、東日本大震災を受けての食品表示の緩和と安全性への配慮、被災地において漢方薬の郵送販売を可能とする柔軟な対応の必要性、小売業者等による自発的な食品等の放射性物質の検査に対する見解、合板を買占め及び売り惜しみ防止法の対象とする必要性、被災地における消費生活相談の拡充等の諸問題について質疑を行った。

8月10日、消費者庁の研究会に事業者代表が参加している理由、消費生活専門相談員の処遇改善、東京電力福島第一原子力発電所事故による食品の安全性低下に対する消費者庁の取組、国民生活センターの消費者庁への一元化に関する検討の在り方、地方消費者行政の支援の在り方、消費者教育推進における消費者庁の取組、被災地への専門家派遣事業の周知徹底と活用の促進、放射性物質の情報の積極的な発信の必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成23年 1月24日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成23年 3月24日(木) (第2回)

- 消費者行政の基本施策に関する件について蓮舫内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年度一般会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度特別会計予算(衆議院送付)
平成二十三年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(内閣本府(消費者委員会関係経費)、消費者庁))について蓮舫内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、末松内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山田俊男君(自民)、山本香苗君(公明)、
桜内文城君(みん)、大門実紀史君(共産)、
福島みずほ君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について末松内閣府副大臣から説明を聴いた。

○平成23年 4月15日(金) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費者行政の基本施策に関する件及び消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について蓮舫内閣府特命担当大臣、末松内閣府副大臣、大塚厚生労働副大臣、田名部農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

森まさこ君(自民)、金子洋一君(民主)、
山本香苗君(公明)、松田公太君(みん)、
大門実紀史君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成23年 8月10日(水) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 消費者庁の研究会への事業者代表の参加に関する件、消費者生活専門相談員の処遇改善に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故による食品の安全性低下に対する消費者庁の取組に関する件、国民生活センターの消費者庁への一元化に関する件、地方消費者行政の支援の在り方に関する件、消費者教育推進における消費者庁の取組に関する件、被災地への専門家派遣事業に関する件、放射性物質の情報の積極的な発信に関する件等について細野内閣府特命担当大臣、東内閣府副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

前川清成君(民主)、江崎孝君(民主)、難波樊二君(民主)、福島みずほ君(社民)、
石井みどり君(自民)、山本香苗君(公明)、
松田公太君(みん)、大門実紀史君(共産)

○平成23年 8月31日(水) (第5回)

- 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	柳田 稔（民主）	今野 東（民主）	高階 恵美子（自民）
理事	岡崎 トミ子（民主）	主濱 了（民主）	長谷川 岳（自民）
理事	金子 恵美（民主）	平山 幸司（民主）	牧野 たかお（自民）
理事	小西 洋之（民主）	藤田 幸久（民主）	山田 俊男（自民）
理事	藤原 良信（民主）	舟山 康江（民主）	竹谷 とし子（公明）
理事	岩城 光英（自民）	増子 輝彦（民主）	横山 信一（公明）
理事	佐藤 信秋（自民）	山根 隆治（民主）	小熊 慎司（みん）
理事	森 まさこ（自民）	愛知 治郎（自民）	松田 公太（みん）
理事	長沢 広明（公明）	赤石 清美（自民）	山下 芳生（共産）
	岩本 司（民主）	上野 通子（自民）	藤井 孝男（日改）
	江崎 孝（民主）	岡田 広（自民）	吉田 忠智（社民）
	加賀谷 健（民主）	川口 順子（自民）	亀井 亜紀子（国民）
	神本 美恵子（民主）	熊谷 大（自民）	
	郡司 彰（民主）	佐藤 正久（自民）	

（23. 6. 13 現在）

（１）審議概観

第177回国会において、本特別委員会に付託された議案は、内閣提出法律案 1 件、本院議員提出法律案 2 件、衆議院提出法律案（東日本大震災復興特別委員長提出）2 件及び承認案件 1 件の合計 6 件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本特別委員会付託の請願 1 種類 2 件は、いずれも保留となった。

〔法律案等の審査〕

衆議院において、政府から東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（政府案）、内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（当初承認案件）が、自由民主党から東日本大震災復興再生基本法案（自民党案）が提出されたが、与野党間での協議を経て、衆議院本会議で、政府案及び当初承認案件の撤回が承諾、衆議院東日本大震

災復興特別委員会において自民党案の撤回が許可された。また、同特別委員会において、民主党、自由民主党及び公明党から共同で、東日本大震災復興基本法案起草案が提出され、多数をもってこれを委員会提出法律案とすることが決定された。なお、政府からは改めて地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（再提出承認案件）が衆議院に提出され、多数をもって承認された。

衆議院本会議において、東日本大震災復興基本法案（復興基本法案）は多数をもって可決、再提出承認案件については多数をもって承認され、本院に送付された。

復興基本法案及び再提出承認案件については、委員会において一括して議題とし、復興基本法案について、提出者衆議院東日本大震災復興特別委員長より、再提出承認案件について、内閣官房長官よ

りそれぞれ趣旨説明を聴取した後、東日本大震災の被災状況と復興策、東京電力福島第一原子力発電所事故への対応、復興基本法案の意義、復興庁設置のための法案の提出時期及び復興庁と他府省との関係、復興特区制度の特例措置、対象地域及び実施時期、復興財源の確保のための方策等について質疑が行われ、6名の参考人から意見を聴取し、討論、採決の結果、復興基本法案は多数をもって可決、再提出承認案件については、多数をもって承認された。

平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案は、委員会において、被害者の早期救済の必要性、東京電力による仮払補償金の支払状況、本法律案における国と東京電力の役割分担、原子力被害応急対策基金設立の理由、本法律案に関する修正協議の論点及びその経過の概要等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

本院議員から、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、被災地域においてその事業の再生を図ろうとするものに対し、当該事業者に対して金融機関等が有する債権の買取りその他の業務を通じて債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする法人として、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設立しようとする**株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案**が提出された。

委員会においては、発議者片山さつき君から趣旨説明を聴取した後、震災に伴い発生した二重債務の規模、二重債務問題解決に向けた更なる取組の必要性、政府の方針による債権買取り等を行う機構の仕組みとの相違点、本法律案に基づく

債権買取り価格決定の考え方等について質疑が行われた。質疑終局の後、自由民主党、公明党、みんなの党及びたちあがれ日本・新党改革から、債権の買取り価格、債権の管理及び処分についての修正案が提出され、多数をもって修正議決された。

原子力損害賠償支援機構法案は、原子力損害の賠償に関する法律の規定により原子力事業者が賠償の責めに任ずべき額が同法の賠償措置額を超える原子力損害が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ることを目的とする法人として、原子力損害賠償支援機構を設立しようとするものである。

なお、衆議院において、これまで原子力政策を推進してきた国の社会的責任を明記し、国は、機構がその目的を達することができるよう万全の措置を講ずるものとする、機構は、特別事業計画を作成しようとするときは、当該原子力事業者の資産に対する厳正かつ客観的な評価及び経営内容の徹底した見直しに加え、当該原子力事業者による関係者に対する協力の要請が適切かつ十分なものであるかどうかを確認しなければならないとすること、政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、原子力損害の賠償に係る制度における国の責任の在り方等について、これを明確にする観点から検討を加え、原子力損害の賠償に関する法律の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずること等を内容とする修正が行われた。

委員会においては、被害者への迅速かつ適切な賠償の実施と具体的な賠償方法、衆議院における修正によって国の社会的責任を明文化した意義とその具体的内容、立法過程における議論を踏まえた原子力損害の賠償に関する法律の見直しの必要性、東京電力による仮払いの現状と政府による評価、本法律案と仮払い法との関係及び仮払い法の施行に向けた準備状況等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

衆議院提出（東日本大震災復興特別委

員長）の東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め、あわせて、国が講ずべきその他の措置について定めようとするものである。

委員会においては、災害廃棄物の処理施設等の整備に対する国庫補助の方針、広域処理における国の果たすべき役割と責任等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

（２）委員会経過

○平成23年6月13日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 東日本大震災復興基本法案（衆第13号）（衆議院提出）について提出者衆議院東日本大震災復興特別委員長黄川田徹君から趣旨説明を聴き、

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第7号）（衆議院送付）について枝野内閣官房長官から趣旨説明を聞いた。

○平成23年6月14日（火）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東日本大震災復興基本法案（衆第13号）（衆議院提出）

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第7号）（衆議院送付）

以上両案件について提出者衆議院東日本大震災復興特別委員長黄川田徹君、衆議院東日本大震災復興特別委員長代理後藤祐一君、同加藤勝信君、同石田祝稔君、同谷公一君、同山口壯君、菅内閣総理大臣、細川厚生労働大臣、枝野内閣官房長官、大畠国土交通大臣、鹿野農林水産大臣、海江田国務大臣、

片山総務大臣、高木文部科学大臣、玄葉国務大臣、松本内閣府特命担当大臣、蓮舫内閣府特命担当大臣、与謝野国務大臣、野田財務大臣、自見内閣府特命担当大臣、松本外務大臣、大塚厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役社長清水正孝君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡崎トミ子君（民主）、※主濱了君（民主）、岩城光英君（自民）、※山田俊男君（自民）、※丸山和也君（自民）、長沢広明君（公明）、※竹谷とし子君（公明）、松田公太君（みん）、※小熊慎司君（みん）、山下芳生君（共産）、藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）、亀井亜紀子君（国民） ※関連質疑また、両案件について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成23年6月15日（水）（第3回）

- 東日本大震災復興基本法案（衆第13号）（衆議院提出）

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第7号）（衆議院送付）

以上両案件について提出者衆議院東日本大震災復興特別委員長黄川田徹君、衆議院東日本

大震災復興特別委員長代理石田祝稔君、同谷公一君、同後藤祐一君、海江田国土大臣、高木文部科学大臣、大島国土交通大臣、松本国土大臣、枝野内閣官房長官、細川厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、片山総務大臣、野田財務大臣、仙谷内閣官房副長官、鈴木総務副大臣、櫻井財務副大臣、大塚厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、郡司彰君（民主）、牧野たかお君（自民）、熊谷大君（自民）、佐藤正久君（自民）、秋野公造君（公明）、横山信一君（公明）、松田公太君（みん）、小熊慎司君（みん）、大門実紀史君（共産）、藤井孝男君（日改）、又市征治君（社民）

○平成23年6月16日（木）（第4回）

○東日本大震災復興基本法案（衆第13号）（衆議院提出）

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第7号）（衆議院送付）

以上両案件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役 藻谷浩介君
相馬市長 立谷秀清君
法政大学大学院政策創造研究科教授 小峰隆夫君
東日本大震災支援全国ネットワーク代表世話人 栗田暢之君
京都大学教授 藤井聡君
特定非営利活動法人難民を助ける会理事長 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授 長有紀枝君

- ・参考人（藻谷浩介君、立谷秀清君、小峰隆夫君）に対する質疑（復興ビジョン、特区）
〔質疑者〕

小西洋之君（民主）、高階恵美子君（自民）、横山信一君（公明）、小熊慎司君（みん）、大門実紀史君（共産）、藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）

- ・参考人（栗田暢之君、藤井聡君、長有紀枝君）

に対する質疑（自由）

〔質疑者〕

今野東君（民主）、赤石清美君（自民）、竹谷とし子君（公明）、小熊慎司君（みん）、田村智子君（共産）、藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）

○平成23年6月17日（金）（第5回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災復興基本法案（衆第13号）（衆議院提出）

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第7号）（衆議院送付）

以上両案件について提出者衆議院東日本大震災復興特別委員長黄川田徹君、衆議院東日本大震災復興特別委員長代理後藤祐一君、同加藤勝信君、同谷公一君、同山口壯君、菅内閣総理大臣、枝野内閣官房長官、海江田経済産業大臣、鹿野農林水産大臣、松本環境大臣、大島国土交通大臣、野田財務大臣、高木文部科学大臣、細川厚生労働大臣、池田経済産業副大臣、政府参考人及び参考人財団法人原子力安全技術センター理事長数土幸夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤原良信君（民主）、※増子輝彦君（民主）、川口順子君（自民）、※愛知治郎君（自民）、※森まさこ君（自民）、西田実仁君（公明）、小熊慎司君（みん）※松田公太君（みん）、紙智子君（共産）、舩添要一君（日改）、福島みずほ君（社民） ※関連質疑

○平成23年6月20日（月）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○東日本大震災復興基本法案（衆第13号）（衆議院提出）

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第7号）（衆議院送付）

以上両案件について提出者衆議院東日本大震災復興特別委員長代理後藤祐一君、同石田祝稔君、菅内閣総理大臣、枝野国土大臣、高木文部科学大臣、中野国土大臣、細川厚生労働

大臣、大畠国土交通大臣、野田財務大臣及び参考人東京電力株式会社取締役社長清水正孝君に対し質疑を行い、討論の後、東日本大震災復興基本法案（衆第13号）（衆議院提出）を可決し、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第7号）（衆議院送付）を承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

小西洋之君（民主）、岡田広君（自民）、上野通子君（自民）、長谷川岳君（自民）、長沢広明君（公明）、松田公太君（みん）、山下芳生君（共産）、藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）、亀井亜紀子君（国民）（衆第13号）

賛成会派 民主、自民、公明、日改、社民、国民

反対会派 みん、共産

（閣承認第7号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、日改、社民、国民

反対会派 みん

○平成23年7月8日（金）（第7回）

- 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参第9号）について発議者参議院議員佐藤正久君から趣旨説明を聴いた。

○平成23年7月11日（月）（第8回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参第9号）について発議者参議院議員佐藤正久君、同浜田昌良君、同小熊慎司君、同荒井広幸君、同磯崎陽輔君、福山内閣官房副長官、笹木文部科学副大臣、山口内閣府副大臣、松下経済産業副大臣、和田内閣府大臣政務官及び参考人東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

谷岡郁子君（民主）、小西洋之君（民主）、高階恵美子君（自民）、渡辺孝男君（公明）、松田公太君（みん）、山下芳生君（共産）、

藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）、亀井亜紀子君（国民）

○平成23年7月14日（木）（第9回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律案（参第9号）について発議者参議院議員浜田昌良君、同小熊慎司君、同佐藤正久君、同荒井広幸君、同磯崎陽輔君、福山内閣官房副長官、笹木文部科学副大臣、篠原農林水産副大臣、中山経済産業大臣政務官、和田内閣府大臣政務官及び参考人東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

小西洋之君（民主）、山本博司君（公明）、松田公太君（みん）、山下芳生君（共産）、藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）、亀井亜紀子君（国民）

（参第9号）

賛成会派 自民、公明、みん、日改、社民

反対会派 民主、共産、国民

○平成23年7月27日（水）（第10回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参第12号）について発議者参議院議員片山さつき君から趣旨説明を聴いた後、同片山さつき君、同西田実仁君、同荒井広幸君、松下経済産業副大臣、山口内閣府副大臣、和田内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人多賀城・セー浜商工会会長安住政之君及び日本弁護士連合会副会長・弁護士新里宏二君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、熊谷大君（自民）、荒木清寛君（公明）、松田公太君（みん）、大門実紀史君（共産）、藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）、亀井亜紀子君（国民）

○平成23年7月28日（木）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案（参第12号）について発議者参議院議員片山さつき君、同山田俊男君、同渡辺孝男君、同西田実仁君、同荒井広幸君、松下経済産業副大臣、櫻井財務副大臣、逢坂総務大臣政務官、和田内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人全国農業協同組合中央会常務理事五十嵐信夫君及び全国漁業協同組合連合会専務理事古関和則君に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、修正議決した。

〔質疑者〕

加賀谷健君（民主）、赤石清美君（自民）、竹谷とし子君（公明）、桜内文城君（みん）、大門実紀史君（共産）、藤井孝男君（日改）、吉田忠智君（社民）、亀井亜紀子君（国民）（参第12号）

賛成会派 自民、公明、みん、共産、日改、社民

反対会派 民主、国民

○平成23年7月29日（金）（第12回）

○原子力損害賠償支援機構法案（閣法第84号）（衆議院送付）について海江田国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員後藤斎君から説明を聴いた。

○平成23年8月1日（月）（第13回）

○参考人の出席を求めることを決定した。
○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○原子力損害賠償支援機構法案（閣法第84号）

（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員佐藤茂樹君、同西村康稔君、菅内閣総理大臣、細野国務大臣、海江田国務大臣、江田環境大臣、鹿野農林水産大臣、高木文部科学大臣、平野国務大臣、片山総務大臣、細川厚生労働大臣、野田財務大臣、大畠国土交通大臣、玄葉国務大臣、大塚厚生労働副大臣及び参考人東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、※郡司彰君（民主）、橋本聖子君（自民）、※水落敏栄君（自民）、

※古川俊治君（自民）、浜田昌良君（公明）、松田公太君（みん）、※小熊慎司君（みん）、紙智子君（共産）、片山虎之助君（日改）、福島みずほ君（社民）、亀井亜紀子君（国民） ※関連質疑

○平成23年8月2日（火）（第14回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○原子力損害賠償支援機構法案（閣法第84号）

（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員西村康稔君、同佐藤茂樹君、菅内閣総理大臣、海江田国務大臣、高木文部科学大臣、細野国務大臣、鈴木総務副大臣及び参考人東京電力株式会社取締役社長西澤俊夫君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

牧野たかお君（自民）、佐藤信秋君（自民）、若林健太君（自民）、長沢広明君（公明）、小熊慎司君（みん）、山下芳生君（共産）、藤井孝男君（日改）、又市征治君（社民）（閣法第84号）

賛成会派 民主、自民、公明、日改、国民
反対会派 みん、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成23年8月11日（木）（第15回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案（衆第26号）（衆議院提出）について提出者衆議院東日本大震災復興特別委員長黄川田徹君から趣旨説明を聴き、衆議院東日本大震災復興特別委員長代理谷公一君、江田環境大臣及び樋高環境大臣政務官に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

山下芳生君（共産）、吉田忠智君（社民）（衆第26号）

賛成会派 民主、自民、公明、みん、共産、日改、社民、国民

反対会派 なし

○平成23年8月31日（水）（第16回）

○請願第1642号外1件を審査した。
○東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定し

た。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

2 調査会審議経過

国際・地球環境・食糧問題に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	藤原 正司（民主）	田城 郁（民主）	野村 哲郎（自民）
理 事	外山 斎（民主）	田中 直紀（民主）	橋本 聖子（自民）
理 事	米長 晴信（民主）	谷岡 郁子（民主）	浜田 和幸（自民）
理 事	島尻 安伊子（自民）	白 眞勲（民主）	水落 敏栄（自民）
理 事	山田 俊男（自民）	水戸 将史（民主）	石川 博崇（公明）
理 事	加藤 修一（公明）	室井 邦彦（民主）	紙 智子（共産）
理 事	松田 公太（みん）	有村 治子（自民）	中山 恭子（日改）
	大野 元裕（民主）	岸 信夫（自民）	
主 賓	了（民主）	熊谷 大（自民）	

（23. 2. 16 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第176回国会の平成22年11月12日に設置された。

今国会においては、水問題について、「水問題の現状」、「水問題への取組」、「水問題における取組」、「水問題への取組の課題」及び「水問題への取組の在り方」を取り上げ、調査を行ったほか、平成23年2月8日に「水問題に関する実情調査」のため、独立行政法人国立環境研究所及び独立行政法人産業技術総合研究所（つくばセンター中央）の視察を行った。

2月16日には、「水問題の現状」について、沖大幹（東京大学生産技術研究所教授）、渡邊紹裕（総合地球環境学研究所教授）及び池上清子（国連人口基金東京事務所長）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月23日には、「水問題への取組」について、中山幹康（東京大学大学院新領域創成科学研究科教授）、竹村公太郎（特定

非営利活動法人日本水フォーラム事務局長）及び吉村和就（グローバルウォータ・ジャパン代表、国連テクニカルアドバイザー、麻布大学客員教授）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月27日には、「水問題における取組」について、伊藤真実（有限責任事業組合海外水循環システム協議会運営委員長）、本郷尚（株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行特命審議役環境ビジネス支援室長）及び江島真也（独立行政法人国際協力機構地球環境部部長）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

5月18日には、「水問題への取組の課題」について、星正治（広島大学原爆放射線医科学研究所教授）及び鈴木元（国際医療福祉大学クリニック院長、同大学大学院教授）の両参考人から意見を聴取し、質疑を行ったほか、経済産業省、国土交通省、外務省及び厚生労働省から説明を聴取し、質疑を行った。さらに、「水問題への取組の在り方」について、委員間の意見交換を行った。

6月8日には、1年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

また、8月31日、調査会長から、理事会での協議の結果、今期の調査テーマを「世界の水問題と日本の対外戦略」とし、2年目にアジアの水問題を取り上げる旨報告がなされた。

〔調査の概要〕

2月16日の調査会では、「水問題の現状」について参考人から、水、食料、エネルギーの三位一体化の必要性、食料・農業に関わる水問題への取組と課題、国益と地球益が接する包括的政策の必要性等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、水問題に向けた日本の対応、水と食料の自給率向上のための課題、日本の水ビジネス展開の可能性、人口増加が及ぼす水問題への影響と解決策、日本での水ファンド創設における政府の役割、雨水利用の推進及び法制化の重要性、国際河川の管理についての支援の必要性、耐用年数を迎える農業水利施設への対応等について質疑を行った。

2月23日の調査会では、「水問題への取組」について参考人から、国際河川の水資源問題に対する日本の貢献の在り方、日本の経験と叡智による水問題への国際貢献、拡大する世界の水ビジネス市場と日本企業の現状等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、世界の水問題への国際的取組の課題、日本の取組姿勢、政府開発援助（ODA）及びビジネスを通じた取組の課題、日本自身の水問題への取組の在り方等について質疑を行った。

4月27日の調査会では、「水問題における取組」について参考人から、日本企業による海外水ビジネス展開における今後

の課題、日本企業の海外水インフラ事業展開に対するJ B I Cの取組、水ビジネスの海外展開支援に向けたJ I C Aの取組等について意見を聴取した。続いて参考人に対し、水処理技術の国際標準化の動向と可能性、海外の水ビジネスにおける日本企業成功の可能性、海外での水道事業展開におけるリスク管理等について質疑を行った。

5月18日の調査会では、「水問題への取組の課題」について参考人から、福島第一原子力発電所事故に伴う放射能汚染問題に関し、水への放射能汚染の現状と放射線健康リスク評価の在り方等について意見を聴取した。続いて、政府から、我が国の水関連産業が抱える課題、海外での水の利水・防災の推進、我が国の水・衛生分野における援助実績と支援方針、海外での水道整備支援の取組の現状等について説明を聴取した。その後、放射能による汚染水対策の在り方、土壌、地下水及び海洋の放射能汚染など水の安全性、震災の水ビジネスへの影響、水問題に関する省庁体制の一元化、水問題への取組における官民連携、水道事業の海外展開の意義と課題等について質疑を行った。

また、「水問題への取組の在り方」について委員間の意見交換を行い、委員から、水問題への取組を通じた国際競争力の強化、雨水の利用促進や水ビジネス等水問題への取組推進、放射能物質や塩による汚染の処理、水と密接な関連のある食料問題解決等について意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成23年2月16日(水) (第1回)

- 国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 水問題の現状について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学生産技術研究所教授 沖大幹君
総合地球環境学研究所教授 渡邊紹裕君
国連人口基金東京事務所長 池上清子君

〔質疑者〕

米長晴信君 (民主)、浜田和幸君 (自民)、
紙智子君 (共産)、加藤修一君 (公明)、中
山恭子君 (日改)、松田公太君 (みん)、谷
岡郁子君 (民主)、有村治子君 (自民)、田
城郁君 (民主)、野村哲郎君 (自民)

○平成23年2月23日(水) (第2回)

- 水問題への取組について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
中山幹康君
特定非営利活動法人日本水フォーラム事務
局長 竹村公太郎君
グローバルウォータ・ジャパン代表
国連テクニカルアドバイザー
麻布大学客員教授 吉村和就君

〔質疑者〕

外山斎君 (民主)、島尻安伊子君 (自民)、
加藤修一君 (公明)、松田公太君 (みん)、
紙智子君 (共産)、中山恭子君 (日改)、大
野元裕君 (民主)、有村治子君 (自民)、谷
岡郁子君 (民主)、浜田和幸君 (自民)、主
濱了君 (民主)、水落敏栄君 (自民)

○平成23年4月27日(水) (第3回)

- 水問題における取組について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

有限責任事業組合海外水循環システム協議
会運営委員長 伊藤真実君

株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行特
命審議役環境ビジネス支援室長 本郷尚君
独立行政法人国際協力機構地球環境部部長
江島真也君

〔質疑者〕

島尻安伊子君 (自民)、加藤修一君 (公明)、
松田公太君 (みん)、米長晴信君 (民主)、
紙智子君 (共産)、中山恭子君 (日改)、田
中直紀君 (民主)、熊谷大君 (自民)、主濱
了君 (民主)、山田俊男君 (自民)、大野元
裕君 (民主)

○平成23年5月18日(水) (第4回)

- 水問題への取組の課題について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

広島大学原爆放射線医科学研究所教授 星
正治君
国際医療福祉大学クリニック院長
同大学大学院教授 鈴木元君

〔質疑者〕

田中直紀君 (民主)、山田俊男君 (自民)、
加藤修一君 (公明)、松田公太君 (みん)、
紙智子君 (共産)、中山恭子君 (日改)、水
落敏栄君 (自民)、谷岡郁子君 (民主)、石
川博崇君 (公明)、白眞勲君 (民主)、浜田
和幸君 (自民)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 水問題への取組の課題について政府参考人から説明を聴いた後、政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

米長晴信君 (民主)、山田俊男君 (自民)、
有村治子君 (自民)、松田公太君 (みん)、
加藤修一君 (公明)、紙智子君 (共産)、中
山恭子君 (日改)、石川博崇君 (公明)、島
尻安伊子君 (自民)

- 水問題への取組の在り方について意見の交換を行った。

○平成23年6月8日(水) (第5回)

- 国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。
- 国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成23年8月31日(水) (第6回)

- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

(3) 調査会報告要旨

国際・地球環境・食糧問題に関する調査報告(中間報告)

【要旨】

本調査会は、国際問題、地球環境問題及び食糧問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成22年11月12日に設置された。1年目は、まず水問題を切り口に調査を進めることとし、有識者等の参考人及び政府から意見又は説明を聴取し質疑を行ったほか、委員間の意見交換及び関連研究機関の視察を行った。平成23年6月8日、1年目の調査を取りまとめた調査報告書(中間報告)を議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

一 水問題の現状

「地球は水の惑星」であるという言葉に示されるとおり、地球上に水は豊富にあるが、人類が利用可能な水は限りがある。特に、新興国を中心に水需給のひっ迫や水質汚染が指摘され、水問題に対する関心が世界的に高まっている。こうした問題に対処するため、国際社会は、例えば、ミレニアム開発目標で2015年までに安全な飲料水と基礎的な衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する国際目標を設定したが、その達成は困難視されている。調査会においては、参考人から水・食料・エネルギーの三位一体化の必要性、水分野における途上国での日本の取組の必要性等について指摘がなされた。質疑においては、水と食料の自給率向上のための課題、水ビジネスの可能性や水ファンド創設における政府の役割、雨水利用の推進及び法制化の重要性、国際河川管理の支援の必要性等について論議が行われ、水、食料、エネルギーの間には密接な関係があることなどが明らかとなった。

二 水問題への取組

水問題は人口、食料、エネルギー、環境等にも密接に関係し、分野横断的な性格を有している。そのため水問題の解決には包括的かつ多様な取組が求められるが、我が国は、「世界水フォーラム」を始めとする国際会議への参加のほか、水に関する高度な技術やノウハウを活用して、総合的な水資源管理、安全な飲料水の供給、環境に優しい下水処理施設の整備や、水ビジネス市場における事業を通じた取組なども行っている。調査会においては、参考人から日本の経験と叡智による水問題解決への国際貢献、国際河川の水資源問題に対する日本の貢献の在り方、拡大する世界の水ビジネス市場と日本企業の現状や課題等について指摘がなされた。質疑においては、世界の水問題への国際的取組の課題、政府開発援助(ODA)及びビジネスを通じた取組の課題等について論議が行われ、日本の取組における様々な課題が明らかになった。

三 水問題における取組

新興国や東南アジアなどにおいて水需要が急速に高まっており、海外の水ビジネス市場が注目されている。我が国には多くの水関連企業があるが、海外で部品・機器等の製造、設計・施工、管理・運営について横断的に事業展開している企業は少ない。このため、上下水道事業の管理・運営に関する経験・知見を有する地方自治体と水処理に関する高い技術力を持つ企業との連携のほか、海外投資のノウハウを持つ政府関係機関との連携強化などが重要となっている。調査会においては、参考人から海外水ビジネス展開における今後の課題、海外水インフラ事業展開に対する国際協力銀行の取組、海外水ビジネス展開支援に向けた国際協力機構の取組等について指摘がなされた。質疑においては、コスト削減策、国際標準化の動向と可能性、日本企業成功の可能性、海外での水道事業展開におけるリスク管理等について論議が行われ、海外水ビジネス展開及び国際協力事業における課題や今後取り組むべき施策等が明らかになった。

四 水問題への取組の課題

我が国が優れた知見や経験をいかして水の安全性の確保を含め水問題の解決に向けて取り組むことは、国際社会の安定に寄与するだけでなく、我が国の繁栄にもつながるものである。調査会においては、参考人から水の放射能汚染と放射線健康リスク評価の在り方について、また政府から水問題解決に向けた取組の現状と課題等について指摘がなされた。質疑においては、汚染水対策の在り方、土壌、地下水及び海洋の放射能汚染など水の安全性について、また震災の水ビジネスへの影響、水問題に関する省庁体制の一元化、水問題への取組における官民連携、水道事業の海外展開の意義と課題等について論議が行われ、水の安全性確保と今後の水ビジネス展開の課題が明らかになった。

五 水問題への取組の在り方

今後、国際社会が深刻な水問題に直面する中で、我が国がリーダーシップを発揮していくためには、ODAや水ビジネスの海外展開、官民連携の手法の活用などを通じて水問題への解決に真摯に取り組むことが課題となる。そのためには、我が国の利点を最大限にいかし、足りない部分を補うよう努めることが求められる。また、水事業が持つ公共性などから生じる様々なリスク管理にも留意する必要がある。委員間の意見交換においては、水問題への取組を通じた国際競争力の強化、雨水利用促進や水ビジネス等の取組推進、放射性物質や塩による汚染の処理、水と密接な関連のある食料問題解決などの必要性が示された。

国民生活・経済・社会保障に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	山崎 力 (自民)	佐藤 公治 (民主)	岸 宏一 (自民)
理事	梅村 聡 (民主)	谷 亮子 (民主)	中原 八一 (自民)
理事	舟山 康江 (民主)	津田 弥太郎 (民主)	牧野 たかお (自民)
理事	関口 昌一 (自民)	平山 誠 (民主)	松村 祥史 (自民)
理事	古川 俊治 (自民)	藤田 幸久 (民主)	三原 じゅん子 (自民)
理事	山本 博司 (公明)	増子 輝彦 (民主)	竹谷 とし子 (公明)
理事	寺田 典城 (みん)	松井 孝治 (民主)	荒井 広幸 (日改)
	石橋 通宏 (民主)	柳澤 光美 (民主)	
	郡司 彰 (民主)	石井 準一 (自民)	(23.2.2 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済・社会保障に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成22年11月12日（第176回国会）に設置され、同年12月に調査項目を「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」と決定した。

今国会においては、平成23年2月2日に、調査項目を「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」とした経緯等について理事から説明を行った後、調査項目について、委員間の意見交換を行った。

次に、「社会保障の現状と課題」について、2月9日には厚生労働省、文部科学省及び経済産業省から、2月16日には内閣官房、内閣府、財務省及び総務省から説明を聴取し、質疑を行った。

さらに、2月23日には、「ライフサイクルからみた課題」について、国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長阿部彩君、九州大学大学院医学研究院教授尾形裕也君及び国際医療福祉大学大学院教授大熊由紀子君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月13日には、「セーフティネットと生

活・就労支援の課題」について、日本女子大学人間社会学部教授岩田正美君、独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員周燕飛君及び鶴岡手をつなぐ親の会会長橋本廣美君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月27日には、「地域からみた社会保障と雇用の課題」について、慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授田中滋君、株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長小室淑恵君及び株式会社パソナグループ代表取締役グループ代表南部靖之君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

5月11日には、「持続可能な社会保障（給付と負担の在り方）」について、一橋大学経済研究所准教授小黒一正君、東京大学社会科学研究所教授大沢真理君及び慶應義塾大学経済学部教授土居丈朗君の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

その後、5月18日に、初年度の中間報告を取りまとめるに当たっての委員間の意見交換を行った。

6月8日、初年度の調査を踏まえ、社会保障を中心とする18項目の提言を含む

中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

2月2日の調査会では、調査項目選定の経緯等について理事から説明を行った後、委員間の意見交換が行われ、長期的、総合的な課題について、掘り下げて議論することが調査会のミッションであること、日本の歴史や国民性を踏まえ、財源論を含め、議論をすべきこと、社会保障の支え手としての女性、高齢者等の就労の促進を図るべきこと、年金、医療、介護のどこに重点を置くのか、合理化できるところは何かを検討し、今までにない施策を打ち出していく必要があること、調査会では中長期的な課題について調査するところではあるが、スピード感を持って制度改正や予算編成に反映させることも必要であること等の意見が述べられた。

2月9日の調査会では、「社会保障の現状と課題」について、大塚厚生労働副大臣、鈴木文部科学副大臣及び池田経済産業副大臣からそれぞれ説明を聴いた後、社会保障の持続可能性を確保するために必要な「給付と負担のバランス」について、どのような水準で両者の均衡を図ろうとしているのか、大学、大学院のカリキュラムにも実践的な職業教育を盛り込む必要があるのではないか、「官から民へ」ではなく「官から公へ」という助け合い、支え合いの心と呼び覚ます必要があるのではないか等の質疑が行われた。

2月16日の調査会では、「社会保障の現状と課題」について、平野内閣府副大臣、末松内閣府副大臣、櫻井財務副大臣及び鈴木総務副大臣からそれぞれ説明を聴いた後、新成長戦略に社会保障を位置づける政府は、「社会保障は成長戦略にはなり得ない」という見解に対して、どのよう

に反論するのか、「強い経済」を実現するためには、人材の育成、特に幼児教育の充実が大事ではないか、内閣府の「経済財政の中長期試算」には、地震等の天災の発生とその被害を織り込んでいるのか等の質疑が行われた。

2月23日の調査会では、参考人から、子どもや若者への社会支出は、長期的な収支を考慮すれば、財政的にもプラスになること、現在の医療政策の論点として、選択と集中、機能分化を進めていくと、医療・介護費用が増大する可能性が高く、その財源確保が大きな問題となること、年金よりも医療、福祉に関心を持つ必要性等について意見が述べられた。その後、子どもの貧困について、絶対的貧困と相対的貧困では、政策対応がどのように異なるか、医療問題の中で、健康な人づくりや健康医学、体を鍛えることがこれからの時代のキーワードになると思うが、見解を問う、デンマークにおける介護人材の資質、資格取得の手续や学校、試験のレベル等を問う等の質疑が行われた。

4月13日の調査会では、参考人から、日本の生活保護の特徴とその役割の変化、母子家庭がワーキングプアから抜け出すための有効な政策として、母親の正社員への就業促進、養育費の徴収強化、税や社会保障を通じて母子世帯へ所得を移転し貧困度合いを軽減することの必要性、障害者に対するケアマネジメントの制度化や健康診査の義務化の必要性等の意見が述べられた。その後、生活保護がナショナル・ミニマムであれば、その財源は国が全額負担すべきではないか、シングルマザーの正社員就労を制約する要因について、見解を問う、給付付き税額控除は稼働能力を高める上では有効であるが、それだけでは生活保護の代替にはならな

いのではないか等の質疑が行われた。

4月27日の調査会では、参考人から、地域包括ケアシステムという哲学の下に介護保険制度を活用していくことの重要性、働きながら子育てをすることができる制度の整備と男性を含めた働き方の見直しの必要性、企業・組織依存型社会から個人を強くする個人自立型社会への転換の必要性等の意見が述べられた。その後、介護保険制度について、発足当初の理念と現実との齟齬はどのようなところにあるのか、労働時間の規制には、適している業種と適していない業種があるのではないか、いわゆる非正規やフリーターを念頭に個人に力を付けさせるために必要なことは何か等の質疑が行われた。

5月11日の調査会では、参考人から、膨張する社会保障の財源を経済成長の増収効果によって賄うのは難しいこと、日本の再分配の特徴は、軽い税負担と重い社会保障負担で社会保険料負担には逆進性があること、増大する社会保障給付のために、しかるべき時期にきちんと増税を求める必要性等の意見が述べられた。その後、将来の社会保障の安定的な財源として、社会保険料と税のあるべき姿を問う、社会保障の財源を消費税で対応した場合、消費税率は何パーセントぐらい必要か、過剰貯蓄を保有する高齢者に消

費を促し経済成長に結びつけるという考え方を実現するために、税制ではどのようなことが考えられるか等の質疑が行われた。

5月18日の調査会では、委員間の意見の交換が行われ、社会保障の在り方のポイントとしては、人的資源が持続可能なエネルギーになるという表現をしたい、団塊の世代が75歳になる2025年の超高齢化社会を考えたとき、今から医療、介護、福祉等の事業が迅速に連携する使いやすいうサービスを構築することが必要になってくる、我が国の社会制度を支えてきた経済成長にも大変陰りが見えてきている現状で、少子高齢化が進展する中、安定的な社会保障制度をはじめとする様々な制度の見直しをしていかなければならないと認識している、幻想のような低負担で高福祉ということはあり得ないということを確認しながら、その妥当な福祉水準というのを模索していく必要があるのではないか等の意見が述べられた。

6月8日、初年度の活動を踏まえ、今後の社会保障改革の進め方、国と地方の役割分担、所得再分配の在り方、医療・介護・福祉分野における雇用創出等についての18項目の提言を含む中間報告を取りまとめ、議長に提出した。

(2) 調査会経過

○平成23年2月2日(水) (第1回)

- 国民生活・経済・社会保障に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」について意見の交換を行った。

○平成23年2月9日(水) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、社会保障の現状と課題について大塚厚生労働副大臣、鈴木文部科学副大臣及び池田経済産業副大臣から説明を聴いた後、大塚厚生労働副大臣、鈴木文部科学副大臣、池田経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山崎力君（自民）、平山誠君（民主）、古川俊治君（自民）、山本博司君（公明）、寺田典城君（みん）、荒井広幸君（日改）、藤田幸久君（民主）、竹谷とし子君（公明）、舟山康江君（民主）、関口昌一君（自民）

○平成23年2月16日（水）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、社会保障の現状と課題について平野内閣府副大臣、末松内閣府副大臣、櫻井財務副大臣及び鈴木総務副大臣から説明を聴いた後、平野内閣府副大臣、櫻井財務副大臣、鈴木総務副大臣、末松内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山崎力君（自民）、松井孝治君（民主）、石井準一君（自民）、竹谷とし子君（公明）、寺田典城君（みん）、三原じゅん子君（自民）、荒井広幸君（日改）、山本博司君（公明）

○平成23年2月23日（水）（第4回）

- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、ライフサイクルからみた課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長 阿部彩君
九州大学大学院医学研究院教授 尾形裕也君
国際医療福祉大学大学院教授 大熊由紀子君

〔質疑者〕

谷亮子君（民主）、中原八一君（自民）、山本博司君（公明）、寺田典城君（みん）、三原じゅん子君（自民）、関口昌一君（自民）

○平成23年4月13日（水）（第5回）

- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、セーフティネットと生活・就労支援の課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本女子大学人間社会学部教授 岩田正美

君

独立行政法人労働政策研究・研修機構主任研究員 周燕飛君

鶴岡手をつなぐ親の会会長 橋本廣美君

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、関口昌一君（自民）、竹谷とし子君（公明）、寺田典城君（みん）、舟山康江君（民主）、三原じゅん子君（自民）、山本博司君（公明）、金子洋一君（民主）

○平成23年4月27日（水）（第6回）

- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、地域からみた社会保障と雇用の課題について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授 田中滋君
株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長 小室淑恵君
株式会社パソナグループ代表取締役グループ代表 南部靖之君

〔質疑者〕

郡司彰君（民主）、古川俊治君（自民）、山本博司君（公明）、寺田典城君（みん）、佐藤公治君（民主）、牧野たかお君（自民）、山崎力君（自民）

○平成23年5月11日（水）（第7回）

- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」のうち、持続可能な社会保障（給付と負担の在り方）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一橋大学経済研究所准教授 小黒一正君
東京大学社会科学研究所教授 大沢真理君
慶應義塾大学経済学部教授 土居丈朗君

〔質疑者〕

松井孝治君（民主）、関口昌一君（自民）、竹谷とし子君（公明）、寺田典城君（みん）、梅村聡君（民主）

○平成23年5月18日（水）（第8回）

- 「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」について意見の交換を行った。

○平成23年6月8日(水) (第9回)

- 国民生活・経済・社会保障に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。
- 国民生活・経済・社会保障に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成23年8月31日(水) (第10回)

- 国民生活・経済・社会保障に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済・社会保障に関する調査報告(中間報告)

【要 旨】

本調査会は、第176回国会において、調査項目を「持続可能な経済社会と社会保障の在り方」と決定し、初年度は社会保障を中心に調査を行うこととした。

第177回国会においては、まず、調査項目について、委員間の意見交換を行った。次いで、社会保障の現状と課題について、政府から説明を聴取し、質疑を行うとともに、ライフサイクルからみた課題、セーフティネットと生活・就労支援の課題、地域からみた社会保障と雇用の課題及び持続可能な社会保障(給付と負担の在り方)のそれぞれについて、参考人から意見を聴取し、質疑を行った。続いて、委員間の意見交換を行った後、これまでの調査を調査報告書(中間報告)として取りまとめ、6月8日、議長に提出した。

同報告書では、国民一人ひとりが給付と負担の両面にわたる当事者であるとの意識を共有することが持続可能な社会保障制度の礎であり、給付と負担の在り方については、国民の政策選択に資する論議を総合的に行っていかなければならないとの認識の下に、今後の社会保障改革の進め方、国と地方の役割分担、所得再分配の在り方、医療・介護・福祉分野における雇用創出等について、18項目の提言を行っている。

共生社会・地域活性化に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	直嶋 正行 (民主)	徳永 エリ (民主)	高階 恵美子 (自民)
理事	金子 恵美 (民主)	中村 哲治 (民主)	松下 新平 (自民)
理事	武内 則男 (民主)	難波 奨二 (民主)	渡辺 猛之 (自民)
理事	岩城 光英 (自民)	平山 幸司 (民主)	浜田 昌良 (公明)
理事	岡田 広 (自民)	藤谷 光信 (民主)	田村 智子 (共産)
理事	横山 信一 (公明)	前川 清成 (民主)	福島 みずほ (社民)
理事	上野 ひろし (みん)	石井 浩郎 (自民)	亀井 亜紀子 (国民)
	加賀谷 健 (民主)	岩井 茂樹 (自民)	
	神本 美恵子 (民主)	加治屋 義人 (自民)	

(23. 1. 28 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、共生社会・地域活性化に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第176回国会の平成22年11月12日に設置された。3年間の調査テーマを「地域活力の向上と共生社会の実現」とし、1年目は「元気で活力ある地域の構築」について調査を行った。

今国会においては、平成23年2月9日、地域の活性化のための視点について、参考人千葉商科大学学長島田晴雄君、株式会社ちばぎん総合研究所顧問額賀信君及び群馬県みなかみ町長岸良昌君から、2月16日、産業の振興による地域の活性化について、参考人中央大学大学院公共政策研究科教授細野助博君、農事組合法人と郷園代表理事木内博一君及び高松丸亀町商店街振興組合理事長古川康造君から、2月23日、文化・伝統産業による地域の活性化について、参考人劇作家・演出家・大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授平田オリザ君、同志社大学経済学部教授河島伸子君、愛媛県内子町長稲本隆壽君及び株式会社黒壁代表取締役常務伊藤光男君から、それぞれ意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

また、5月18日、東日本大震災による被害への対応について、末松内閣府副大臣、鈴木総務副大臣、筒井農林水産副大臣、市村国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行うとともに、元気で活力ある地域の構築について、筒井農林水産副大臣、鈴木総務副大臣、市村国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

これらの調査を踏まえ、5月18日、中間報告の取りまとめに向けた委員間の意見交換を行った。

参考人からの意見聴取及び質疑、政府に対する質疑、実情調査、委員間の意見交換等を踏まえ、6月8日、5つの柱から成る13項目の「元気で活力ある地域の構築についての提言」を含む調査報告書（中間報告）を議長に提出することを決定した。

なお、共生社会・地域活性化に関する実情調査のため、2月21日及び22日の2日間、兵庫県及び岡山県に委員派遣を行った。

〔調査の概要〕

2月9日の調査会では、参考人から地

域の活性化のための視点について、①移住・交流の促進により、地方を活性化させる余地は大きく、大都市から地方への移住によって、地方は活性化する、②人口減少社会では、人の訪れる地域は活性化し、人の訪れない地域は確実に衰退するため、観光は、地域の人々にとって必要な基幹産業としての性格を強めている、③地域づくりには住民参加が重要であり、観光についても同様であるなどの意見を聴取し、委員との間で活発な質疑が行われた。

2月16日の調査会では、参考人から産業の振興による地域の活性化について、①首都圏一極集中是正のためには、地域への人口定着が必要であり、事業所誘致等による職の創設、そのための行政の支援が重要となる、②農業の産業力を強化し、海外へ展開できる成長事業になることができる、③土地の所有と利用、居住人口の減少という2つの問題を解決しない限り、商店街の再生は不可能であると判断し、その解決に取り組んできたなどの意見を聴取し、委員との間で活発な質疑が行われた。

2月23日の調査会では、参考人から文化・伝統産業による地域の活性化については、①我が国においても、ヨーロッパにおけるホームレスプロジェクトのような文化による社会包摂が重要であり、弱者と社会の接点を持続させる政策が求められ、そのためには文化活動やスポーツ活動等が重要な役割を果たす、②未来に向かって自分たちの社会をどのように組み立てるかという地域ガバナンスのための切り口の一つとして、文化は有効な道具であると期待される、③自分たちの未来は自分たちで築き、元気な町を次世代につなげていくためにも、歴史や文化を

踏まえた地域のアイデンティティが重要である、④外から褒められることにより、町の人々が元気になる自信が付き、何か新しいことをやってみようと思える者が増えてきているなどの意見を聴取し、委員との間で活発な質疑が行われた。

5月18日の調査会では、東日本大震災による被害への対応について、①選挙の実施が困難である市町村に対する方策等について検討の必要性、②被災者の生活の再建、原子力発電所事故に伴う政府による補償の検討、中小企業の事業の再開に向けた対策等の国の対応、③避難所等の生活環境の改善、被災者に対する心のケア、障害者や高齢者等の災害弱者に対する対策、④復興に際しての共生社会に配慮された町・コミュニティづくり等について政府に対する質疑が行われた。

加えて、同日、元気で活力ある地域の構築について、これまでの参考人からの意見聴取等を踏まえ、①地域活性化のための省庁間が連携した制度、団塊世代の活用、人材育成への取組等の重要性、②地方の活性化における移住・交流の重要性、③農業の産業力を強化にする取組や農地保全管理体制の確立、鳥獣被害への対策等の必要性、④被災地の復興において、祭り等の伝統文化を支援することで被災者が活力を持つようにすることの重要性、⑤観光の振興のため外国からの観光客誘致、正確な情報発信、安心・安全のイメージ回復を行うことの必要性、⑥東北の潜在的な自然エネルギーの利活用に関する総合的な観点から検討の必要性等について政府に対する質疑が行われた。

5月18日の調査会では、中間報告書の取りまとめに向けて、地域再生と住民、移住・交流の促進、農業の活性化、文化による地域活性化、地域固有の産業の振

興、弱者に優しいまちづくり、再生可能エネルギー産業による地域活性化等の意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成23年1月28日(金) (第1回)

- 委員派遣を行うことを決定した。
- 共生社会・地域活性化に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成23年2月9日(水) (第2回)

- 「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、元気で活力ある地域の構築（地域の活性化のための視点）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

千葉商科大学学長 島田晴雄君
株式会社ちばぎん総合研究所顧問 額賀信君
群馬県みなかみ町長 岸良昌君

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、岡田広君（自民）、横山信一君（公明）、上野ひろし君（みんな）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）、亀井亜紀子君（国民）、加賀谷健君（民主）、高階恵美子君（自民）、神本美恵子君（民主）、岩井茂樹君（自民）、徳永エリ君（民主）、渡辺猛之君（自民）

○平成23年2月16日(水) (第3回)

- 「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、元気で活力ある地域の構築（産業の振興による地域の活性化）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

中央大学大学院公共政策研究科教授 細野助博君
農事組合法人と郷園代表理事 木内博一君
高松丸亀町商店街振興組合理事長 古川康造君

〔質疑者〕

武内則男君（民主）、石井浩郎君（自民）、

浜田昌良君（公明）、上野ひろし君（みんな）、田村智子君（共産）、亀井亜紀子君（国民）、徳永エリ君（民主）、加治屋義人君（自民）、難波奨二君（民主）

○平成23年2月23日(水) (第4回)

- 「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、元気で活力ある地域の構築（文化・伝統産業による地域の活性化）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

劇作家
演出家
大阪大学コミュニケーションデザイン・センター教授 平田オリザ君
同志社大学経済学部教授 河島伸子君
愛媛県内子町長 稲本隆壽君
株式会社黒壁代表取締役常務 伊藤光男君

〔質疑者〕

亀井亜紀子君（国民）、藤谷光信君（民主）、松下新平君（自民）、横山信一君（公明）、上野ひろし君（みんな）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）、渡辺猛之君（自民）

○平成23年5月18日(水) (第5回)

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、元気で活力ある地域の構築（東日本大震災による被害への対応）について末松内閣府副大臣、鈴木総務副大臣、筒井農林水産副大臣、市村国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

金子恵美君（民主）、高階恵美子君（自民）、浜田昌良君（公明）、小熊慎司君（みんな）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）、亀井亜紀子君（国民）

- 「地域活力の向上と共生社会の実現」のうち、

元気で活力ある地域の構築について筒井農林水産副大臣、鈴木総務副大臣、市村国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔質疑者〕

難波樊二君（民主）、松下新平君（自民）、横山信一君（公明）、小熊慎司君（みん）、田村智子君（共産）、福島みずほ君（社民）、亀井亜紀子君（国民）、徳永エリ君（民主）、渡辺猛之君（自民）

○平成23年 6 月 8 日（水）（第 6 回）

○理事の補欠選任を行った。

○共生社会・地域活性化に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

○共生社会・地域活性化に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。

○平成23年 8 月31日（水）（第 7 回）

○共生社会・地域活性化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成23年 2 月21日（月）、22日（火）

○共生社会・地域活性化に関する実情調査

〔派遣地〕

兵庫県、岡山県

〔派遣委員〕

直嶋正行君（民主）、金子恵美君（民主）、武内則男君（民主）、岩城光英君（自民）、岡田広君（自民）、横山信一君（公明）、上野ひろし君（みん）、加賀谷健君（民主）、神本美恵子君（民主）、徳永エリ君（民主）、難波樊二君（民主）、藤谷光信君（民主）、石井浩郎君（自民）、岩井茂樹君（自民）、渡辺猛之君（自民）、浜田昌良君（公明）、田村智子君（共産）、亀井亜紀子君（国民）

（３）調査会報告要旨

共生社会・地域活性化に関する調査報告（中間報告）

【要 旨】

本調査会は、共生社会・地域活性化に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第176回国会の平成22年11月に設置された。

本調査会は、理事懇談会等における協議を経て、「地域活力の向上と共生社会の実現」を調査テーマとし、調査の1年目においては、「元気で活力ある地域の構築」を調査事項として取り上げることとした。

参考人からの意見聴取及び政府に対する質疑並びに委員間の意見交換等を通じて調査を進めてきた結果、「元気で活力ある地域の構築についての提言」を含めた調査報告書（中間報告）を取りまとめ、6月8日、議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の主な内容は、次のとおりである。

一 地域活性化と住民

1 住民の参加・協力

地域活性化のための住民参加の必要性、地域を自分たちで守る住民の意識・協力

2 地域のアイデンティティの確立

まちづくり等への文化的視点の取り込み、住民の地域への自信・誇りの形成、学校における地域文化の体験・尊重

3 人材の育成・活用

企画力、創造力を持つ人材の必要性、若者に対する年配者の支援・世代間協働、流出人材への地域内における活躍の場の提供、団塊の世代の活用・若者の指導育成、女性の活躍の場づく

り

二 移住・交流・観光

1 地方への移住

移住先の情報提供・事前の生活体験・公共交通サービスの充実等移住の条件整備

2 交流人口の増加

食泊分離、交泊分離等による個別ニーズ対応の観光への転換・リピーター増加、体験型ツーリズム等地域資源をいかした交流、国・地方自治体による民間への支援

3 観光立国

訪日外国人数目標の大幅増、官民挙げた外国人観光客誘致活動、異文化理解の深化、トラブルへの対応強化、大学と連携した通訳等の人材育成

三 産業による地域活性化

1 地域資源をいかした産業創造

地域の産業創造による新たな需要喚起、再生可能エネルギー産業育成の検討

2 農業の産業力強化

農地集積等の規模拡大体制づくり、地域特性をいかしたブランド商品開発、農業従事者の農業経営者化教育、多額の資金調達の仕組みづくり

3 商店街の活性化

生活利便性向上による商店街居住人口の回復、コミュニティが一体となった取組、特区等の国の新たな支援制度の検討

四 文化による地域活性化

1 文化の経済的側面

産業振興・地域活性化等への文化の創造性の活用、地域の主体的取組の支援、国のブランドイメージを文化により支える外交文化戦略の確立

2 文化の地域間格差の是正

地域の文化資源の価値判断・活用能力の幼少時からのかん養、文化・芸術活動の地方における機会拡充

3 社会包摂による地域社会の再生

文化活動を通じた弱者と社会との接点の持続の検討

五 被災地域の再生

安心・安全な地域づくり、女性、子ども、高齢者、障害者等人に優しい共生のまちづくり、伝統文化再生による被災地の活力向上、省庁間・地方自治体の連携による支援

3 憲法審査会

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)による国会法の一部改正により、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会が設けられた。また、憲法改正原案に関し、合同審査会の開催が可能であり、衆参各審査会への勧告機能が付与されている。

改正された国会法は、第167回国会召集の日から施行された。今国会において、憲法審査会の組織、運営等に関する事項を規定した参議院憲法審査会規程が平成23年5月18日の本会議で議決された。委員の選任は行われなかった。

4 政治倫理審査会

委員一覧(15名)

会 長	平田 健二 (民主)	羽田 雄一郎 (民主)	山本 一太 (自民)
幹 事	郡司 彰 (民主)	水岡 俊一 (民主)	山本 順三 (自民)
幹 事	広野 ただし (民主)	森 ゆうこ (民主)	脇 雅史 (自民)
幹 事	世耕 弘成 (自民)	小坂 憲次 (自民)	松 あきら (公明)
	興石 東 (民主)	丸川 珠代 (自民)	川田 龍平 (みん)
			(23. 4. 15 現在)

審査会経過

○平成23年4月15日(金)(第2回)

○幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、2,037件（269種類）であり、このうち件数の多かったものは、「障害者権利条約の理念に合致した障害者基本法の改正に関する請願」118件、「小規模作業所等成人期障害者施策に関する請願」118件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」81件、「子ども・子育て新システムを導入しないことに関する請願」55件、「保育・幼児教育・児童保育などの拡充に関する請願」55件、「難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患の総合対策に関する請願」54件などであった。

各委員会の付託件数は、内閣302件、総務6件、法務77件、外交防衛121件、財政金融201件、文教科学136件、厚生労働845件、農林水産46件、経済産業96件、国土交通53件、環境77件、議院運営45件、災害対策7件、倫理選挙23件、震災復興2件であった。

請願者の総数は1,044万9,987人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、当初、6月10日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同月15日までと決定されたが、同月22日の衆・本会議において70日

間の会期延長が議決されたため、同月23日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、8月18日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同月24日までと決定された。

8月31日、各委員会において請願の審査が行われ、6委員会において56件（7種類）の請願が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において「視覚障害者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビへの移行に関する請願」外55件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は2.7%であり、種類別による採択率は（採択数／付託数）は2.6%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	302	0	0	302	0	
総 務	6	3	0	3	3	
法 務	77	10	0	67	10	
外 交 防 衛	121	9	0	112	9	
財 政 金 融	201	0	0	201	0	
文 教 科 学	136	3	0	133	3	
厚 生 労 働	845	10	0	835	10	
農 林 水 産	46	0	0	46	0	
経 済 産 業	96	0	0	96	0	
国 土 交 通	53	0	0	53	0	
環 境	77	21	0	56	21	
議 院 運 営	45	0	0	45	0	
災 害 対 策	7	0	0	7	0	
倫 理 選 挙	23	0	0	23	0	
震 災 復 興	2	0	0	2	0	
計	2,037	56	0	1,981	56	提出総数 2,037件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 総務委員会 3件
視覚障害者からテレビを遠ざけない地上デジタルテレビへの移行に関する請願（第1437号外2件）
- 法務委員会 10件
法務局、更生保護官署、入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願（第707号外9件）
- 外交防衛委員会 9件
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願（第1143号外5件）
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めることに関する請願（第1664号外2件）
- 文教科学委員会 3件
放射性物質の汚染の海水モニタリングの全国実施を求めることに関する請願（第1195号外2件）
- 厚生労働委員会 10件
肝硬変・肝がん患者等の療養支援などに関する請願（第1783号外9件）
- 環境委員会 21件
容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進するための仕組みの検討を求めることに関する請願（第90号外20件）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

第177回国会（常会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
1	脱北者の本邦入国に関する質問主意書	浜田 和幸君	23. 1. 24	23. 1. 26	23. 2. 1	23. 2. 9 第4号
2	脱北者の定着支援に関する質問主意書	浜田 和幸君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
3	朝鮮半島及び近隣国の有事における自衛隊派遣に関する質問主意書	浜田 和幸君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
4	国際的な子の奪取の民事面に関する条約に関する質問主意書	浜田 和幸君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
5	住民投票条例に基づく外国人の投票権に関する質問主意書	浜田 和幸君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
6	温室効果ガス削減の枠組みに関する質問主意書	浜田 和幸君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
7	裁判員制度に関する質問主意書	浜田 和幸君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
8	地方税法第四百八条に基づく尖閣諸島への上陸調査に関する質問主意書	浜田 和幸君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
9	個人事業者の税制に関する質問主意書	浜田 和幸君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
10	アメリカ地名委員会による竹島及び北方領土に係る記載に関する質問主意書	浜田 和幸君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
11	国費外国人留学生制度に関する質問主意書	浜田 和幸君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
12	予算と法律との不一致に関する質問主意書	林 芳正君 外1名	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
13	たばこ税、たばこ法制に関する質問主意書	上野 通子君	23. 1. 24	23. 1. 26	23. 2. 1	23. 2. 9 第4号
14	コンピュータ・カレッジに関する質問主意書	秋野 公造君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
15	米海軍による訓練区域外での爆撃訓練に関する質問主意書	糸数 慶子君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
16	法務省による東京拘置所の刑場公開に関する質問主意書	福島 みずほ君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
17	禁煙促進に関する質問主意書	田村 智子君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
18	結核の感染を防ぐための日本人援助要員に対するクオンティフェロン検査に関する質問主意書	浜田 昌良君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
19	晩婚化・晩産化に伴う育児休業給付の受給要件の弾力化に関する質問主意書	浜田 昌良君	1. 24	1. 26	2. 1	2. 9 第4号
20	外国人技能実習制度の見直しに関する質問主意書	岩城 光英君	1. 25	1. 31	2. 4	2. 9 第4号
21	建設現場の足場からの墜落事故に関する質問主意書	岩城 光英君	1. 25	1. 31	2. 4	2. 9 第4号
22	朝鮮学校無償化審査の手続き停止に関する質問主意書	山谷 えり子君	1. 26	1. 31	2. 4	2. 9 第4号
23	閣僚の国会答弁に関する質問主意書	山谷 えり子君	1. 26	1. 31	2. 4	2. 9 第4号
24	朝鮮学校無償化手続き停止の法的根拠などに関する質問主意書	義家 弘介君	1. 27	1. 31	2. 4	2. 9 第4号
25	朝鮮学校無償化手続き停止の理由に関する質問主意書	義家 弘介君	1. 27	1. 31	2. 4	2. 9 第4号

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
26	北朝鮮による韓国砲撃事件と朝鮮総連及び朝鮮学校の関係に関する質問主意書	義家 弘介君	23. 1. 27	23. 1. 31	23. 2. 4	23. 2. 9 第4号
27	朝鮮学校無償化手続き再開の条件に関する質問主意書	義家 弘介君	1. 27	1. 31	2. 4	2. 9 第4号
28	緊急避妊剤（モーニングアフターピル）に関する質問主意書	山谷 えり子君	1. 27	1. 31	2. 4	2. 9 第4号
29	電磁波に関する質問主意書	山谷 えり子君	1. 27	1. 31	2. 4	2. 9 第4号
30	盲ろう児の教育に関する質問主意書	上野 通子君	1. 28	2. 2	2. 8	2. 9 第4号
31	平成二十三年度以降に係る防衛計画の大綱に関する質問主意書	宇都 隆史君	1. 31	2. 2	2. 8	2. 9 第4号
32	諫早湾干拓事業訴訟の上訴放棄に関する質問主意書	秋野 公造君	1. 31	2. 2	2. 8	2. 9 第4号
33	子ども手当における地方負担をめぐる混乱に関する質問主意書	浜田 昌良君	1. 31	2. 2	2. 8	2. 9 第4号
34	児童福祉施設最低基準の見直しに関する質問主意書	浜田 昌良君	1. 31	2. 2	2. 8	2. 9 第4号
35	菅直人総理大臣の答弁に関する質問主意書	宇都 隆史君	1. 31	2. 2	2. 8	2. 9 第4号
36	菅首相の施政方針演説に関する質問主意書	山谷 えり子君	1. 31	2. 2	2. 8	2. 9 第4号
37	勲章受章者の官民格差是正に向けた取組に関する質問主意書	加藤 修一君	1. 31	2. 2	2. 8	2. 9 第4号
38	自衛隊情報保全隊の監視活動に関する質問主意書	佐藤 正久君	1. 31	2. 2	2. 8	2. 9 第4号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
39	事業仕分けの意義に関する質問主意書	加藤 修一君	23. 2. 2	23. 2. 7	23. 2. 10	23. 2. 16 第5号
40	公的年金給付と児童扶養手当の併給調整についての検討の後退に関する質問主意書	浜田 昌良君	2. 3	2. 7	2. 10	2. 16 第5号
41	高等学校における特別支援教育の制度的拡充に関する質問主意書	浜田 昌良君	2. 3	2. 7	2. 10	2. 16 第5号
42	政治主導の破綻による再生・細胞医療に対する規制改革の後退に関する質問主意書	浜田 昌良君	2. 3	2. 7	2. 10	2. 16 第5号
43	基礎年金の恒久的財源の確保に関する質問主意書	横山 信一君	2. 3	2. 7	2. 10	2. 16 第5号
44	中国における国防動員法に関する質問主意書	山谷 えり子君	2. 3	2. 7	2. 10	2. 16 第5号
45	中国における海島保護法に関する質問主意書	山谷 えり子君	2. 3	2. 7	2. 10	2. 16 第5号
46	日米間における規制改革要望及び年次改革要望書の扱いに関する質問主意書	山田 俊男君	2. 4	2. 9	2. 15	2. 16 第5号
47	いわゆる高校無償化に伴う私立高等学校の授業料等値上げに関する質問主意書	上野 通子君	2. 7	2. 9	2. 15	2. 16 第5号
48	尖閣諸島への上陸及び実効支配に関する質問主意書	山谷 えり子君	2. 7	2. 9	2. 15	2. 16 第5号
49	T P P と日米二国間協定の比較に関する質問主意書	上野 通子君	2. 8	2. 14	2. 18	3. 18 第6号
50	障害基礎年金の認定基準の改正に関する質問主意書	山本 博司君	2. 8	2. 14	2. 18	3. 18 第6号
51	竹島問題に関する質問主意書	亀井 亜紀子君	2. 9	2. 14	2. 18	3. 18 第6号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
52	盲ろうの法的位置づけに関する質問主意書	上野 通子君	23. 2. 9	23. 2. 14	23. 2. 18	23. 3. 18 第6号
53	新型インフルエンザワクチンの流通等に関する質問主意書	藤井 基之君	2. 9	2. 14	2. 18	3. 18 第6号
54	菅直人内閣総理大臣とジョージ・ソロス氏との会談に関する質問主意書	浜田 和幸君	2. 9	2. 14	2. 18	3. 18 第6号
55	メドベージェフ露大統領の北方領土訪問等への対応に関する質問主意書	佐藤 正久君	2. 10	2. 14	2. 18	3. 18 第6号
56	胃がんとヘリコバクターピロリとの関連を踏まえたがん対策に関する質問主意書	秋野 公造君	2. 10	2. 14	2. 18	3. 18 第6号
57	カンガルーケアの実施に関する質問主意書	秋野 公造君	2. 10	2. 14	2. 18	3. 18 第6号
58	特定扶養控除見直しに伴い負担増となる生徒に対する経済的支援に関する質問主意書	浜田 昌良君	2. 10	2. 14	2. 18	3. 18 第6号
59	ブラジル及びペルーとの年金保険料二重負担解消に向けた社会保障協定に関する質問主意書	浜田 昌良君	2. 10	2. 14	2. 18	3. 18 第6号
60	石垣市による尖閣諸島への上陸に関する質問主意書	島尻 安伊子君	2. 10	2. 14	2. 18	3. 18 第6号
61	E P A ・ W T O ・ T P P における農業の取扱いに係る我が国の主張に関する質問主意書	山田 俊男君	2. 14	2. 16	2. 22	3. 18 第6号
62	地上デジタル放送の難視聴地域における「地デジ難民」の回避に向けた対策の強化・拡充に関する質問主意書	加藤 修一君	2. 15	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
63	年金の「運用三号」に関する質問主意書	加藤 修一君	2. 15	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
64	中国系団体ないし中国軍による尖閣諸島への上陸計画に関する質問主意書	浜田 和幸君	2. 16	2. 21	2. 25	3. 18 第6号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
65	尖閣諸島の防衛に関する質問主意書	浜田 和幸君	23. 2. 16	23. 2. 21	23. 2. 25	23. 3. 18 第6号
66	韓国企業によるロシアの北方領土開発プロジェクトへの参加に関する質問主意書	浜田 和幸君	2. 16	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
67	米軍北部訓練場のヘリパッド移設工事に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 16	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
68	「規制仕分け」実施に関する質問主意書	山本 香苗君	2. 16	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
69	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の運用に関する質問主意書	山本 香苗君	2. 16	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
70	鳩山由紀夫前内閣総理大臣による「抑止力は方便」発言に関する質問主意書	佐藤 正久君	2. 16	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
71	「黒糖」表示に関する質問主意書	横山 信一君	2. 16	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
72	介護保険料の特別徴収及び社会保険料控除の在り方に関する質問主意書	横山 信一君	2. 17	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
73	環太平洋戦略的経済連携協定と為替に関する質問主意書	浜田 和幸君	2. 17	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
74	環太平洋戦略的経済連携協定への参加検討に関する質問主意書	浜田 和幸君	2. 17	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
75	環太平洋戦略的経済連携協定の医療への影響に関する質問主意書	浜田 和幸君	2. 17	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
76	「外国漁船被害等救済マニュアル」に関する質問主意書	片山 さつき君	2. 17	2. 21	2. 25	3. 18 第6号
77	鳥獣被害防止総合対策交付金に関する質問主意書	秋野 公造君	2. 17	2. 21	2. 25	3. 18 第6号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
78	中央省庁の公務員の海外ポスト数に関する質問主意書	中西 健治君	23. 2. 18	23. 2. 23	23. 3. 1	23. 3. 18 第6号
79	菅内閣総理大臣の衆議院予算委員会答弁に関する質問主意書	佐藤 正久君	2. 18	2. 23	3. 1	3. 18 第6号
80	尖閣諸島沖漁船衝突事件への対応と民主党代表選挙に関する質問主意書	佐藤 正久君	2. 18	2. 23	3. 1	3. 18 第6号
81	平成二十三年度税制改正に関する質問主意書	若林 健太君	2. 18	2. 23	3. 1	3. 18 第6号
82	相続税の最高税率引上げに関する質問主意書	若林 健太君	2. 18	2. 23	3. 1	3. 18 第6号
83	所得税の扶養控除等に関する質問主意書	若林 健太君	2. 18	2. 23	3. 1	3. 18 第6号
84	原爆症の認定に関する質問主意書	糸数 慶子君	2. 21	2. 23	3. 1	3. 18 第6号
85	ゲーツ米国防長官の米国議会下院軍事委員会公聴会における発言に関する質問主意書	佐藤 正久君	2. 21	2. 23	3. 1	3. 18 第6号
86	エジプトからの邦人救出に関する質問主意書	山谷 えり子君	2. 22	2. 28	3. 4	3. 18 第6号
87	国立国会図書館における調査依頼内容漏えいに関する質問主意書	山谷 えり子君	2. 22	2. 28	3. 4	3. 18 第6号
88	地上デジタル放送への完全移行に向けた対策に関する質問主意書	加藤 修一君	2. 23	2. 28	3. 4	3. 18 第6号
89	郵政における非正規社員の雇用に関する質問主意書	又市 征治君	2. 23	2. 28	3. 4	3. 18 第6号
90	公私間格差を拡大する高校授業料無償化制度の廃止と私学助成の拡充に関する質問主意書	上野 通子君	2. 24	2. 28	3. 4	3. 18 第6号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
91	国連子どもの権利委員会に対する通報制度に関する新たな選択議定書に関する質問主意書	福島 みずほ君	23. 2. 24	23. 2. 28	23. 3. 4	23. 3. 18 第6号
92	晩婚化・晩産化に伴う育児休業給付の受給要件の弾力化に関する再質問主意書	浜田 昌良君	2. 24	2. 28	3. 4	3. 18 第6号
93	行政刷新会議における規制・制度改革及び規制仕分けに関する質問主意書	山田 俊男君	2. 24	2. 28	3. 4	3. 18 第6号
94	日本郵政グループの運営に関する質問主意書	中西 健治君	2. 28	3. 2	3. 8	3. 18 第6号
95	応神陵古墳への立ち入り調査に関する質問主意書	山谷 えり子君	3. 1	3. 7	3. 11	3. 18 第6号
96	日韓、日露外相会談に関する質問主意書	山谷 えり子君	3. 1	3. 7	3. 11	3. 18 第6号
97	菅首相の施政方針演説に関する再質問主意書	山谷 えり子君	3. 1	3. 7	3. 11	3. 18 第6号
98	国立大学法人練習船の整備に関する質問主意書	横山 信一君	3. 1	3. 7	3. 11	3. 18 第6号
99	高速道路の透光板の長寿命化対策に関する質問主意書	秋野 公造君	3. 2	3. 7	3. 11	3. 18 第6号
100	電磁波に関する再質問主意書	山谷 えり子君	3. 2	3. 7	3. 11	3. 18 第6号
101	ニュージーランド地震被災者家族等の政府専用機同乗に関する質問主意書	佐藤 正久君	3. 3	3. 7	3. 11	3. 18 第6号
102	マレーシアのパハン・スランゴール導水事業に関する質問主意書	福島 みずほ君	3. 3	3. 7	3. 11	3. 18 第6号
103	青年海外協力隊員等の帰国後の就職支援策に関する質問主意書	荒井 広幸君	3. 3	3. 7	3. 11	3. 18 第6号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
104	デイジー教科書の普及に関する質問主意書	山本 香苗君	23. 3. 4	23. 3. 9	23. 3. 15	23. 3. 18 第6号
105	国際連合人口基金及び国際家族計画連盟への拠出の削減に関する質問主意書	島尻 安伊子君	3. 7	3. 9	3. 15	3. 18 第6号
106	青年海外協力隊員等の帰国後の就職対策に関する質問主意書	松下 新平君	3. 7	3. 9	3. 15	3. 18 第6号
107	年金の「運用三号」に関する再質問主意書	加藤 修一君	3. 8	3. 14	3. 25	3. 29 第8号
108	自殺防止に向けた支援に関する質問主意書	上野 通子君	3. 8	3. 14	3. 18	3. 25 第7号
109	地域生活定着支援センターと救護施設の役割等に関する質問主意書	上野 通子君	3. 8	3. 14	3. 18	3. 25 第7号
110	酒類の不当廉売等に対する規制に関する質問主意書	渡辺 猛之君	3. 8	3. 14	3. 18	3. 25 第7号
111	抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通・使用等に関する質問主意書	藤井 基之君	3. 9	3. 14	3. 25	3. 29 第8号
112	輸入新型インフルエンザワクチン等の流通等に関する質問主意書	藤井 基之君	3. 9	3. 14	3. 25	3. 29 第8号
113	中小水力発電開発事業の推進に関する質問主意書	横山 信一君	3. 9	3. 14	4. 15	4. 20 第11号
114	環太平洋戦略的経済連携協定と開国フォーラムに関する質問主意書	浜田 和幸君	3. 9	3. 14	3. 18	3. 25 第7号
115	高速増殖炉もんじゅに関する質問主意書	平山 誠君	3. 10	3. 14	5. 20	5. 27 第18号
116	子宮頸がん予防に向けたワクチン接種に関する質問主意書	山東 昭子君	3. 10	3. 14	3. 25	3. 29 第8号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
117	やむを得ず税を滞納した中小企業に対する金融機関の融資判断弾力化に関する質問主意書	浜田 昌良君	23. 3. 10	23. 3. 14	23. 3. 25	23. 3. 29 第8号
118	公的年金給付と児童扶養手当の併給調整についての検討の後退に関する再質問主意書	浜田 昌良君	3. 10	3. 14	3. 25	3. 29 第8号
119	特定扶養控除見直しに伴い負担増となる生徒に対する経済的支援の「ごまかし」に関する質問主意書	浜田 昌良君	3. 10	3. 14	3. 18	3. 25 第7号
120	日米経済調和対話に関する質問主意書	浜田 和幸君	3. 15	3. 23	3. 29	3. 31 第9号
121	専業主婦等に係る年金救済制度に関する質問主意書	浜田 和幸君	3. 15	3. 23	3. 29	3. 31 第9号
122	公教育における「原子力ポスターコンクール」への参加に関する質問主意書	福島 みずほ君	3. 24	3. 28	4. 1	4. 15 第10号
123	合衆国軍隊構成員等の自動車運転過失致死罪に関する質問主意書	糸数 慶子君	4. 1	4. 6	4. 12	4. 15 第10号
124	二酸化炭素回収・貯留（ＣＣＳ）に関する質問主意書	横山 信一君	4. 12	4. 18	4. 22	4. 27 第12号
125	災害廃棄物処理事業に関する松本環境大臣の答弁に関する質問主意書	愛知 治郎君	4. 25	4. 27	5. 2	5. 13 第15号
126	防衛計画の大綱にある「最適化された給与等の処遇」に関する質問主意書	宇都 隆史君	4. 25	4. 27	5. 2	5. 13 第15号
127	防衛計画の大綱にある「早期退職制度等」に関する質問主意書	宇都 隆史君	4. 25	4. 27	5. 2	5. 13 第15号
128	国家公務員制度改革に関する質問主意書	山谷 えり子君	4. 25	4. 27	5. 2	5. 13 第15号
129	教科書及び学習指導要領における「五十音図」の取扱いに関する質問主意書	山谷 えり子君	4. 25	4. 27	5. 2	5. 13 第15号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
130	国際連合人口基金及び国際家族計画連盟への拠出の削減に関する再質問主意書	島尻 安伊子君	23. 4. 25	23. 4. 27	23. 5. 2	23. 5. 13 第15号
131	柔道整復師養成施設などへの学割・通学定期券の適用に関する質問主意書	中原 八一君	4. 26	5. 6	5. 10	5. 13 第15号
132	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEED I」に関する質問主意書	上野 通子君	4. 26	5. 6	5. 10	5. 13 第15号
133	枝野官房長官の福島視察に関する質問主意書	山谷 えり子君	4. 27	5. 6	5. 10	5. 13 第15号
134	災害ボランティア活動担当の辻元補佐官の活動に関する質問主意書	山谷 えり子君	4. 27	5. 6	5. 10	5. 13 第15号
135	平成二十三年度税制改正案に関する質問主意書	長谷川 岳君	4. 27	5. 6	5. 10	5. 13 第15号
136	六ヶ所村再処理工場及び原子力政策に関する質問主意書	平山 誠君	5. 1	5. 9	5. 13	5. 18 第16号
137	建設現場の足場からの墜落事故に関する再質問主意書	岩城 光英君	5. 2	5. 9	5. 13	5. 18 第16号
138	洋上風力発電に関する質問主意書	浜田 和幸君	5. 2	5. 9	5. 13	5. 18 第16号
139	温室効果ガス排出量の削減目標と原子力発電のコストに関する質問主意書	浜田 和幸君	5. 2	5. 9	5. 13	5. 18 第16号
140	浜岡原子力発電所の耐震性及び運転計画に関する質問主意書	浜田 和幸君	5. 2	5. 9	5. 13	5. 18 第16号
141	環太平洋戦略的経済連携協定への参加検討に関する再質問主意書	浜田 和幸君	5. 2	5. 9	5. 13	5. 18 第16号
142	権哲賢駐日韓国大使による松本外務大臣表敬に関する質問主意書	宇都 隆史君	5. 2	5. 9	5. 13	5. 18 第16号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
143	福島第一原発の状況及び放射能放出量に関する質問 主意書	丸川 珠代君	23. 5. 2	23. 5. 9	23. 5. 13	23. 5. 18 第16号
144	福島原発事故に係るモニタリングに関する質問主意 書	熊谷 大君	5. 9	5. 11	5. 17	5. 18 第16号
145	東日本大震災によって被災した校舎の応急措置に関 する質問主意書	熊谷 大君	5. 9	5. 11	5. 17	5. 18 第16号
146	米国国防総省のトモダチ作戦の経費負担に関する質 問主意書	熊谷 大君	5. 9	5. 11	5. 17	5. 18 第16号
147	東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関す る質問主意書	磯崎 陽輔君	5. 10	5. 16	5. 24	5. 27 第18号
148	薬物乱用防止についての普及啓発活動に関する質問 主意書	加藤 修一君	5. 10	5. 16	5. 20	5. 27 第18号
149	観光施策の見直しに関する質問主意書	加藤 修一君	5. 10	5. 16	5. 20	5. 27 第18号
150	米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舎建設事業 再開に関する質問主意書	又市 征治君	5. 11	5. 16	5. 20	5. 27 第18号
151	福島第一原発事故に係る警戒区域内に取り残された ペットの問題に関する質問主意書	熊谷 大君	5. 17	5. 23	5. 27	6. 1 第19号
152	被災した建築物の解体工事に係る費用の国庫負担に 関する質問主意書	熊谷 大君	5. 17	5. 23	5. 27	6. 1 第19号
153	東日本大震災において滅失・損壊した自動車の買換 えに対する支援に関する質問主意書	熊谷 大君	5. 17	5. 23	5. 27	6. 1 第19号
154	第三次嘉手納爆音訴訟及び嘉手納統合案に関する質 問主意書	糸数 慶子君	5. 19	5. 23	5. 27	6. 1 第19号
155	普天間飛行場へのオスプレイ配備に関する質問主意 書	糸数 慶子君	5. 19	5. 23	5. 27	6. 1 第19号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答書 受領 月日	掲載 会議録
156	与那国島への陸上自衛隊部隊の配備に関する質問主意書	糸数 慶子君	23. 5. 19	23. 5. 23	23. 5. 27	23. 6. 1 第19号
157	「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」に関する質問主意書	中西 健治君	5. 19	5. 23	5. 27	6. 1 第19号
158	国家公務員の指定職及び特別職の俸給に関する質問主意書	磯崎 陽輔君	5. 20	5. 25	5. 31	6. 1 第19号
159	外国人による土地取得の制限と国際協定に関する質問主意書	浜田 和幸君	5. 23	5. 25	5. 31	6. 1 第19号
160	輸入小麦の確保と食糧安全保障戦略に関する質問主意書	浜田 和幸君	5. 23	5. 25	5. 31	6. 1 第19号
161	脱北者の本邦入国に関する再質問主意書	浜田 和幸君	5. 25	5. 30	6. 3	6. 8 第20号
162	福島第一原発一号機への海水注入作業に関する質問主意書	丸川 珠代君	5. 25	5. 30	6. 3	6. 8 第20号
163	法務省による東京拘置所の刑場公開に関する再質問主意書	福島 みずほ君	5. 26	5. 30	6. 3	6. 8 第20号
164	ハーグ条約の締結に向けた準備に関する質問主意書	山谷 えり子君	5. 27	6. 1	6. 7	6. 8 第20号
165	原子力発電所の安全基準に関する質問主意書	山谷 えり子君	5. 27	6. 1	6. 7	6. 8 第20号
166	東日本大震災による死者に関する質問主意書	森 まさこ君	5. 27	6. 1	6. 7	6. 8 第20号
167	災害ボランティア活動担当の内閣総理大臣補佐官としての機能に関する質問主意書	熊谷 大君	5. 27	6. 1	6. 7	6. 8 第20号
168	東日本巨大地震・津波災害における予備自衛官等の災害招集に関する質問主意書	熊谷 大君	5. 27	6. 1	6. 7	6. 8 第20号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
169	東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する再質問主意書	磯崎 陽輔君	23. 5. 30	23. 6. 1	23. 6. 7	23. 6. 8 第20号
170	歪んだ政治主導による「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」と賦課金負担軽減策に関する質問主意書	浜田 昌良君	5. 30	6. 1	6. 7	6. 8 第20号
171	東京穀物商品取引所及びコメ先物取引試験上場に関する質問主意書	山田 俊男君	5. 31	6. 6	6. 10	6. 13 第21号
172	東京電力株式会社への金融機関融資をめぐる政府の対応等に関する質問主意書	片山 さつき君	5. 31	6. 6	6. 10	6. 13 第21号
173	東日本大震災におけるがれき処理に関する仙谷由人内閣官房副長官の発言に関する質問主意書	熊谷 大君	5. 31	6. 6	6. 10	6. 13 第21号
174	福島第一原子力発電所から海洋に放出された汚染水についての米軍の追跡調査に関する質問主意書	熊谷 大君	5. 31	6. 6	6. 10	6. 13 第21号
175	平成二十三年五月二十六日の日米首脳会談における菅直人総理の発言に関する質問主意書	宇都 隆史君	6. 2	6. 6	6. 10	6. 13 第21号
176	学校の校庭等の表土除去費用の助成に関する質問主意書	上野 通子君	6. 2	6. 6	6. 10	6. 13 第21号
177	学校等における放射線量の測定方法等に関する質問主意書	上野 通子君	6. 2	6. 6	6. 10	6. 13 第21号
178	福島第一原発事故についての情報伝達に関する質問主意書	丸川 珠代君	6. 2	6. 6	6. 10	6. 13 第21号
179	重要医薬品供給確保事業に関する質問主意書	藤井 基之君	6. 2	6. 6	6. 10	6. 13 第21号
180	新型インフルエンザワクチンに関する質問主意書	藤井 基之君	6. 2	6. 6	6. 10	6. 13 第21号
181	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI」の情報開示に関する質問主意書	森 まさこ君	6. 2	6. 6	6. 10	6. 13 第21号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
182	緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム「SPEEDI」についてのマニュアルに関する質問主意書	森 まさこ君	23. 6. 2	23. 6. 6	23. 6. 10	23. 6. 13 第21号
183	オフサイトセンター（福島県原子力災害対策センター）の機能停止に関する質問主意書	森 まさこ君	6. 2	6. 6	6. 10	6. 13 第21号
184	障害年金の受給要件の緩和に関する質問主意書	浜田 昌良君	6. 6	6. 8	6. 14	6. 15 第22号
185	「東京電力福島第一原子力発電所」の表記に関する菅総理の「心ない」対応に関する質問主意書	浜田 昌良君	6. 6	6. 8	6. 14	6. 15 第22号
186	日本政府が保有している線量計等放射線検出器の活用状況に関する質問主意書	田村 智子君	6. 6	6. 8	6. 14	6. 15 第22号
187	中国系団体による尖閣諸島周辺の領海侵犯計画に関する質問主意書	藤井 孝男君	6. 8	6. 13	6. 17	6. 20 第24号
188	尖閣諸島周辺の領海警備に関する質問主意書	藤井 孝男君	6. 8	6. 13	6. 17	6. 20 第24号
189	インドネシアの排他的経済水域における中国公船の活動に関する質問主意書	藤井 孝男君	6. 8	6. 13	6. 17	6. 20 第24号
190	我が国の離島等に外国の武装勢力が上陸した場合の対応に関する質問主意書	藤井 孝男君	6. 8	6. 13	6. 17	6. 20 第24号
191	東京電力福島第一原発三号機の安全対策に関する質問主意書	福島 みずほ君	6. 8	6. 13	6. 17	6. 20 第24号
192	シーシェパードによる日本の調査捕鯨船への妨害行為に関する質問主意書	林 芳正君 外1名	6. 8	6. 13	6. 17	6. 20 第24号
193	外国人による土地取得の制限と国際協定に関する再質問主意書	浜田 和幸君	6. 8	6. 13	6. 17	6. 20 第24号
194	東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する第三回質問主意書	磯崎 陽輔君	6. 9	6. 13	6. 17	6. 20 第24号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
195	地上デジタル放送への完全移行の時期に関する質問 主意書	上野 通子君	23. 6. 9	23. 6. 13	23. 6. 17	23. 6. 20 第24号
196	特定健康診査等の実施率に関する質問主意書	横山 信一君	6. 10	6. 15	6. 21	6. 22 第25号
197	災害医療のあり方を検討する会議に関する質問主意 書	川田 龍平君	6. 14	6. 20	6. 24	7. 15 第26号
198	中国艦艇の我が国周辺での航行に関する質問主意書	浜田 和幸君	6. 15	6. 20	6. 24	7. 15 第26号
199	内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一 項との関係に関する質問主意書	熊谷 大君	6. 15	6. 20	6. 24	7. 15 第26号
200	アメリカ国債の保有と売却に関する質問主意書	浜田 和幸君	6. 17	6. 22	6. 28	7. 15 第26号
201	東日本大震災により生じたがれきの処理に関する質 問主意書	浜田 和幸君	6. 17	6. 22	6. 28	7. 15 第26号
202	有害物質のリスク管理と施設廃止後の地下水汚染の 未然防止対策に関する質問主意書	加藤 修一君	6. 20	6. 22	6. 28	7. 15 第26号
203	改正水質汚濁防止法施行に伴う事業者の取組に対す る支援措置と定期点検の在り方に関する質問主意書	加藤 修一君	6. 20	6. 22	6. 28	7. 15 第26号
204	病院向け自家発電設備の整備に関する質問主意書	上野 通子君	6. 20	6. 22	6. 28	7. 15 第26号
205	東北地方を中心とする高速道路無料化に関する質問 主意書	上野 通子君	6. 20	6. 22	6. 28	7. 15 第26号
206	日本政府が保有している線量計等放射線検出器の活 用状況に関する再質問主意書	田村 智子君	6. 22	6. 27	7. 1	7. 15 第26号
207	今後のエネルギー政策及び原子力発電所についての 方針に関する質問主意書	若林 健太君	6. 22	6. 27	7. 1	7. 15 第26号

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
208	「君が代」に関する質問主意書	山谷 えり子君	23. 6. 22	23. 6. 27	23. 7. 1	23. 7. 15 第26号
209	検定通過の中学校用教科書の記述に関する質問主意書	山谷 えり子君	6. 22	6. 27	7. 1	7. 15 第26号
210	再生可能エネルギーの買取り制度に関する質問主意書	水野 賢一君	6. 23	6. 27	7. 1	7. 15 第26号
211	「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく国会報告等に関する質問主意書	浜田 昌良君	6. 27	6. 29	7. 5	7. 15 第26号
212	新エネルギーの導入目標に関する質問主意書	水野 賢一君	6. 27	6. 29	7. 5	7. 15 第26号
213	原子力発電などの電源比率引上げ目標に関する質問主意書	水野 賢一君	6. 27	6. 29	7. 5	7. 15 第26号
214	青少年の健全な育成に向けた法整備に関する質問主意書	上野 通子君	6. 27	6. 29	7. 5	7. 15 第26号
215	地下水汚染の未然防止対策に関する質問主意書	加藤 修一君	6. 29	7. 4	7. 8	7. 15 第26号
216	平成二十三年度国際協力重点方針に関する質問主意書	川田 龍平君	6. 30	7. 4	7. 8	7. 15 第26号
217	福島県内の放射性物質に汚染された災害廃棄物の処理に関する質問主意書	川田 龍平君	7. 1	7. 6	7. 12	7. 15 第26号
218	東日本大震災によって被害を受けた家屋等の公費による解体に関する質問主意書	小熊 慎司君	7. 4	7. 6	7. 12	7. 15 第26号
219	「再生可能エネルギー法案」に伴う補助金等削減に関する質問主意書	浜田 昌良君	7. 4	7. 6	7. 12	7. 15 第26号
220	米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舍建設事業再開に関する再質問主意書	又市 征治君	7. 5	7. 11	7. 15	7. 26 第27号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
221	在日米軍の射爆撃場に関する質問主意書	糸数 慶子君	23. 7. 6	23. 7. 11	23. 7. 15	23. 7. 26 第27号
222	グアム移転協定に関する質問主意書	糸数 慶子君	7. 6	7. 11	7. 15	7. 26 第27号
223	在日米軍軍人軍属の刑事事件に係る裁判権と檢察審査会の議決の効力に関する質問主意書	井上 哲士君	7. 6	7. 11	7. 15	7. 26 第27号
224	放射性物質で汚染されたがれき・下水汚泥等の処理処分等に係る新法の必要性に関する質問主意書	川口 順子君	7. 6	7. 11	7. 15	7. 26 第27号
225	携帯電話の電磁波対策に関する質問主意書	山谷 えり子君	7. 7	7. 11	7. 15	7. 26 第27号
226	特別支援教育を担当できる教員を増やす方策に関する質問主意書	上野 通子君	7. 8	7. 13	7. 19	7. 26 第27号
227	東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する質問主意書	江口 克彦君	7. 11	7. 13	7. 19	7. 26 第27号
228	電力小売の自由化の実態に関する質問主意書	水野 賢一君	7. 11	7. 13	7. 19	7. 26 第27号
229	空き家対策に関する質問主意書	横山 信一君	7. 13	7. 20	7. 26	7. 27 第28号
230	内閣総理大臣の選出と国民主権、憲法第十五条第一項との関係に関する再質問主意書	熊谷 大君	7. 14	7. 20	7. 26	7. 27 第28号
231	東日本大震災の被災地において大量発生している害虫の対策に関する質問主意書	熊谷 大君	7. 19	7. 25	7. 29	8. 3 第30号
232	建設現場の足場からの墜落事故に関する第三回質問主意書	岩城 光英君	7. 19	7. 25	7. 29	8. 3 第30号
233	東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する質問主意書	小熊 慎司君	7. 20	7. 25	7. 29	8. 3 第30号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答書 受領 月日	掲載 会議録
234	東日本大震災における台湾の支援に対する総理メッセージ及び被災した台湾留学生への支援に関する再質問主意書	江口 克彦君	23. 7. 20	23. 7. 25	23. 7. 29	23. 8. 3 第30号
235	介護職員等によるインスリン注射等の実施に関する質問主意書	横山 信一君	7. 21	7. 25	7. 29	8. 3 第30号
236	原発のストレステストに関する質問主意書	佐藤 正久君	7. 21	7. 25	7. 29	8. 3 第30号
237	北方領土問題に対する政府の認識に関する質問主意書	江口 克彦君	7. 26	8. 1	8. 5	8. 10 第32号
238	医薬部外品及び化粧品に係る副作用報告に関する質問主意書	川田 龍平君	8. 2	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
239	東日本大震災の被災地における浄水機能の復旧等の災害復旧事業のあり方に関する質問主意書	秋野 公造君	8. 2	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
240	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う児童生徒へのフィルムバッジの配布に関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
241	東京電力福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域内で生存する家畜に関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
242	東日本大震災の被災地における洪水被害の防止に関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
243	東日本大震災に伴う災害廃棄物に関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
244	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償の対象となる業者の範囲に関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
245	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う緊急時避難準備区域についての物流業界に対する情報伝達に関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
246	東日本大震災の被災地の事業所の取扱いに関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
247	東日本大震災の被災地の仮設住宅の取扱いに関する質問主意書	森 まさこ君	23. 8. 3	23. 8. 8	23. 8. 12	23. 8. 22 第34号
248	東日本大震災の被災地における雇用調整助成金の取扱いに関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
249	東日本大震災の被災地における国民健康保険等の取扱いに関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
250	東日本大震災の被災地における雇用保険の失業給付の取扱いに関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
251	東京電力福島第一原子力発電所事故被害からの農業の再生に関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
252	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う賠償の対象範囲に関する質問主意書	森 まさこ君	8. 3	8. 8	8. 12	8. 22 第34号
253	使用済み核燃料の最終処分に関する質問主意書	水野 賢一君	8. 8	8. 10	8. 15	8. 22 第34号
254	放射性廃棄物の海洋投棄に関する質問主意書	水野 賢一君	8. 8	8. 10	8. 15	8. 22 第34号
255	放射性物質を含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の処理に関する質問主意書	上野 通子君	8. 9	8. 15	8. 19	8. 22 第34号
256	戸籍における台湾出身者の国籍表記に関する質問主意書	大江 康弘君	8. 9	8. 15	8. 19	8. 22 第34号
257	福島県の高校新卒者に対する求職者支援制度の弾力的な運用に関する質問主意書	浜田 昌良君	8. 12	8. 17	8. 23	8. 24 第35号
258	医薬品の配置販売業における講習及び業務の実態と指導強化の必要性に関する質問主意書	又市 征治君	8. 15	8. 17	8. 23	8. 24 第35号
259	サハリン（旧樺太）少数民族戦没者の戦後補償に関する質問主意書	紙 智子君	8. 15	8. 17	8. 23	8. 24 第35号

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
260	枯れ葉剤に関する質問主意書	糸数 慶子君	23. 8. 16	23. 8. 22	23. 8. 26	23. 8. 30 第37号
261	東日本大震災により発生したがれき撤去に係る補助金の交付手続に関する質問主意書	熊谷 大君	8. 17	8. 22	8. 26	8. 30 第37号
262	学校の屋外プールに係る放射線量の基準に関する質問主意書	熊谷 大君	8. 17	8. 22	8. 26	8. 30 第37号
263	東日本大震災により被災した土地の買取りに関する質問主意書	熊谷 大君	8. 17	8. 22	8. 26	8. 30 第37号
264	浜田和幸総務大臣政務官に関する質問主意書	山本 一太君	8. 18	8. 22	8. 26	8. 30 第37号
265	核兵器廃絶に向けた我が国の取組に関する質問主意書	加藤 修一君	8. 22	8. 24	8. 30	8. 31 第38号
266	東日本大震災の被災者を対象とした生活支援ハンドブック等に関する質問主意書	浜田 昌良君	8. 22	8. 24	8. 30	8. 31 第38号
267	農林水産物の放射性物質汚染への対処法に関する質問主意書	上野 通子君	8. 24	8. 29	9. 2	9. 9 追 録
268	核拡散防止条約（N P T）再検討会議の日本招致と日本の役割の發揮に関する質問主意書	加藤 修一君	8. 24	8. 29	9. 2	9. 9 追 録
269	福島県会津地方集中豪雨の際のダムの放水操作に関する質問主意書	森 まさこ君	8. 24	8. 29	9. 2	9. 9 追 録
270	国民年金第三号被保険者の障害年金の受給権に関する質問主意書	田村 智子君	8. 25	8. 29	9. 2	9. 9 追 録
271	医療用麻薬製剤に関する質問主意書	藤井 基之君	8. 25	8. 29	9. 2	9. 9 追 録
272	東日本大震災の被災地における浄水機能の復旧等の災害復旧事業のあり方に関する再質問主意書	秋野 公造君	8. 25	8. 29	9. 2	9. 9 追 録

番 号	件 名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領日	掲載 会議録
273	国境離島の保全に関する質問主意書	山谷 えり子君	23. 8. 25	23. 8. 29	23. 9. 2	23. 9. 9 追 録
274	原子力発電の減少とその影響に関する質問主意書	草川 昭三君	8. 26	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
275	国連人権諸条約の個人通報制度に関する質問主意書	福島 みずほ君	8. 26	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
276	福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の除染に関する質問主意書	川田 龍平君	8. 26	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
277	入院施設を有する矯正施設の病室におけるクーラーの設置状況に関する質問主意書	田村 智子君	8. 26	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
278	国営農地再編整備事業の推進に関する質問主意書	横山 信一君	8. 26	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
279	東京電力福島第一原子力発電所の周辺住民への健康手帳の配付等に関する質問主意書	上野 通子君	8. 26	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
280	小児甲状腺簡易測定調査に関する質問主意書	上野 通子君	8. 26	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
281	診療報酬改定における復興特例加算新設に関する質問主意書	川田 龍平君	8. 29	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
282	後発医薬品の薬価基準収載、販売名等に関する質問主意書	藤井 基之君	8. 29	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
283	朝鮮学校の高校授業料無償化の審査再開に関する質問主意書	山谷 えり子君	8. 30	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
284	内閣府「経済財政の中長期試算（平成二十三年八月十二日）」に関する質問主意書	中西 健治君	8. 30	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
285	東日本大震災からの復興に向けた政府の対応に関する質問主意書	小熊 慎司君	8. 30	8. 31	9. 6	9. 9 追 録

番 号	件 名	提出者	提出 月 日	転送 月 日	答 書 受 領 日	掲載 会議録
286	諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に係る環境アセスメント結果素案に関する質問主意書	秋野 公造君	23. 8. 30	23. 8. 31	23. 9. 6	23. 9. 9 追 録
287	福島県の子ども達の内部被曝検査結果に関する質問主意書	森 まさこ君	8. 30	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
288	歯科医療の適切な提供、歯科検診の受診状況に関する質問主意書	田村 智子君	8. 30	8. 31	9. 6	9. 9 追 録
289	再生可能エネルギーの適切な推進に関する質問主意書	紙 智子君	8. 31	8. 31	9. 9	9. 9 追 録

選挙制度改革に関する検討会

名 簿（10名）

議 長	西岡	武夫（無）	白浜	一良（公明）	又市	征治（社民）
副議長	尾辻	秀久（無）	水野	賢一（みん）	亀井	亜紀子（国民）
	興石	東（民主）	市田	忠義（共産）		
	中曽根	弘文（自民）	藤井	孝男（日改）		（22.10.5 現在）

（１）検討の経緯

平成22年5月21日の参議院改革協議会報告書を受け、平成25年の通常選挙に向けた選挙制度の見直しについて早急に協議を始めるため、10月5日に各会派代表者懇談会が開かれ、各会派の代表者をメンバーとする選挙制度改革に関する検討会を設置することが合意された。

第176回国会閉会後及び第177回国会において、本検討会は4回開かれた。

まず、平成22年12月22日に検討会（第1回）が開かれ、議長から、定数較差是正について、「参議院選挙制度の見直しについて（たたき台）」の提案があり、各会派から意見が述べられた。

次に、平成23年4月15日に検討会（第2回）が開かれ、各会派から選挙制度改革に関する検討状況及び意見が述べられた後、議長から、個人の候補者の立候補及び総定数の削減について、「参議院選挙制度の見直しについて（たたき台）」の改訂案が提示された。

次に、6月17日に検討会（第3回）が開かれ、各会派から選挙制度改革に関する検討状況及び意見が述べられた後、意見交換が行われた。

次に、8月26日に検討会（第4回）が開かれ、各会派から選挙制度改革に関する案が提示され、検討状況及び意見が述べられた後、意見交換が行われた。

（２）検討会経過

○平成22年12月22日（水）（第1回）

議長から参議院選挙制度の見直しについて（たたき台）の提案があった。

○平成23年4月15日（金）（第2回）

各会派における検討状況等について発言があった。

議長から参議院選挙制度の見直しについて（たたき台）の改訂案の提案があった。

○平成23年6月17日（金）（第3回）

選挙制度改革について協議を行った。

○平成23年8月26日（金）（第4回）

選挙制度改革について協議を行った。

1 国会会期一覧

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第163回 (特別会)	17. 9. 21(水)	17. 9. 26(月)	17. 11. 1(火)	42	—	42
第164回 (常 会)	18. 1. 20(金)	18. 1. 20(金)	18. 6. 18(日)	150	—	150
第165回 (臨時会)	18. 9. 26(火)	18. 9. 28(木)	18. 12. 19(火)	81	4	85
第166回 (常 会)	19. 1. 25(木)	19. 1. 26(金)	19. 7. 5(木)	150	12	162
第167回 (臨時会)	19. 8. 7(火)	19. 8. 7(火)	19. 8. 10(金)	4	—	4
第168回 (臨時会)	19. 9. 10(月)	19. 9. 10(月)	20. 1. 15(火)	62	66	128
第169回 (常 会)	20. 1. 18(金)	20. 1. 18(金)	20. 6. 21(土)	150	6	156
第170回 (臨時会)	20. 9. 24(水)	20. 9. 29(月)	20. 12. 25(木)	68	25	93
第171回 (常 会)	21. 1. 5(月)	21. 1. 5(月)	21. 7. 21(火) 衆議院解散	150	48	198
第172回 (特別会)	21. 9. 16(水)	21. 9. 18(金)	21. 9. 19(土)	4	—	4
第173回 (臨時会)	21. 10. 26(月)	21. 10. 26(月)	21. 12. 4(金)	36	4	40
第174回 (常 会)	22. 1. 18(月)	22. 1. 18(月)	22. 6. 16(水)	150	—	150
第175回 (臨時会)	22. 7. 30(金)	22. 7. 30(金)	22. 8. 6(金)	8	—	8
第176回 (臨時会)	22. 10. 1(金)	22. 10. 1(金)	22. 12. 3(金)	64	—	64
第177回 (常 会)	23. 1. 24(月)	23. 1. 24(月)	23. 8. 31(水)	150	70	220

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回 次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会 回 次	召集日
第 1 回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第 1 回 (特別会)	22. 5. 20(火)
第 2 回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第 8 回 (臨時会)	25. 7. 12(水)
第 3 回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第 16 回 (特別会)	28. 5. 18(月)
第 4 回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第 25 回 (臨時会)	31. 11. 12(月)
第 5 回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第 32 回 (臨時会)	34. 6. 22(月)
第 6 回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第 41 回 (臨時会)	37. 8. 4(土)
第 7 回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第 49 回 (臨時会)	40. 7. 22(木)
第 8 回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第 59 回 (臨時会)	43. 8. 1(木)
第 9 回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第 66 回 (臨時会)	46. 7. 14(水)
第 10 回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第 73 回 (臨時会)	49. 7. 24(水)
第 11 回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第 81 回 (臨時会)	52. 7. 27(水)
第 12 回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第 92 回 (特別会)	55. 7. 17(木)
第 13 回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第 99 回 (臨時会)	58. 7. 18(月)
第 14 回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第 106 回 (特別会)	61. 7. 22(火)
第 15 回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第 115 回 (臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第 16 回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第 124 回 (臨時会)	4. 8. 7(金)
第 17 回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第 133 回 (臨時会)	7. 8. 4(金)
第 18 回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第 143 回 (臨時会)	10. 7. 30(木)
第 19 回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第 152 回 (臨時会)	13. 8. 7(火)
第 20 回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第 160 回 (臨時会)	16. 7. 30(金)
第 21 回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第 167 回 (臨時会)	19. 8. 7(火)
第 22 回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第 175 回 (臨時会)	22. 7. 30(金)

※任期 3 年議員（第 1 回通常選挙のみ）の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成23年8月10日現在)

菅第二次改造内閣国務大臣

内閣総理大臣

菅 直人 (衆・民主)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (地域主権推進))

片山 善博

法務大臣

環境大臣

江田 五月 (参・民主) ※

外務大臣

松本 剛明 (衆・民主) ※

財務大臣

野田 佳彦 (衆・民主)

文部科学大臣

高木 義明 (衆・民主)

厚生労働大臣

細川 律夫 (衆・民主)

農林水産大臣

鹿野 道彦 (衆・民主)

経済産業大臣

海江田 万里 (衆・民主)

国土交通大臣

大畠 章宏 (衆・民主)

防衛大臣

北澤 俊美 (参・民主)

国務大臣 (内閣官房長官)

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、行政刷新))

枝野 幸男 (衆・民主)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

中野 寛成 (衆・民主)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (「新しい公共」、科学技術政策))

玄葉 光一郎 (衆・民主)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

自見 庄三郎 (参・国民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策、少子化対策、男女共同参画))

与謝野 馨 (衆・民主)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、原子力損害賠償支援機構))

細野 豪志 (衆・民主) ※

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (防災))

平野 達男 (参・民主) ※

※ 23. 3. 7 外務大臣前原誠司辞任、3. 9 外務大臣松本剛明就任

23. 6. 27 環境大臣松本龍辞任、同日 江田五月就任

23. 6. 27 国務大臣蓮舫辞任、同日 細野豪志就任

23. 7. 5 国務大臣松本龍辞任、同日 平野達男就任

内閣官房副長官

福山 哲郎 (参・民主)

仙谷 由人 (衆・民主) ※

瀧野 欣彌

※ 23. 3. 17 藤井裕久辞任、同日 仙谷由人就任

副大臣

内閣府副大臣

東 祥三 (衆・民主)
末松 義規 (衆・民主)
山口 壯 (衆・民主)※

総務副大臣

鈴木 克昌 (衆・民主)
平岡 秀夫 (衆・民主)

法務副大臣

小川 敏夫 (参・民主)

外務副大臣

伴野 豊 (衆・民主)
高橋 千秋 (参・民主)※

財務副大臣

五十嵐 文彦 (衆・民主)
櫻井 充 (参・民主)

文部科学副大臣

鈴木 寛 (参・民主)
笹木 竜三 (衆・民主)

厚生労働副大臣

小宮山 洋子 (衆・民主)
大塚 耕平 (参・民主)

農林水産副大臣

篠原 孝 (衆・民主)
筒井 信隆 (衆・民主)

経済産業副大臣

松下 忠洋 (衆・国民)
池田 元久 (衆・民主)

国土交通副大臣

三井 辨雄 (衆・民主)
池口 修次 (参・民主)

環境副大臣

近藤 昭一 (衆・民主)

防衛副大臣

小川 勝也 (参・民主)

※ 23. 3. 10 外務副大臣高橋千秋就任

23. 7. 5 内閣府副大臣山口壯就任

大臣政務官

内閣府大臣政務官

阿久津 幸彦 (衆・民主)
園田 康博 (衆・民主)
和田 隆志 (衆・民主)

総務大臣政務官

逢坂 誠二 (衆・民主)
森田 高 (参・国民)
浜田 和幸 (参・無)※

法務大臣政務官

黒岩 宇洋 (衆・民主)

外務大臣政務官

徳永 久志 (参・民主)
菊田 真紀子 (衆・民主)
山花 郁夫 (衆・民主)

財務大臣政務官

吉田 泉 (衆・民主)
尾立 源幸 (参・民主)

文部科学大臣政務官

笠 浩史 (衆・民主)
林 久美子 (参・民主)

厚生労働大臣政務官

岡本 充功 (衆・民主)
小林 正夫 (参・民主)

農林水産大臣政務官

田名部 匡代 (衆・民主)
吉田 公一 (衆・民主)※

経済産業大臣政務官

田嶋 要 (衆・民主)
中山 義活 (衆・民主)

国土交通大臣政務官

津川 祥吾 (衆・民主)
市村 浩一郎 (衆・民主)
小泉 俊明 (衆・民主)

環境大臣政務官

樋高 剛 (衆・民主)

防衛大臣政務官

松本 大輔 (衆・民主)
広田 一 (参・民主)

※ 23. 2. 25 農林水産大臣政務官松木けんこう辞任、同日 吉田公一就任

23. 6. 27 総務大臣政務官内山晃辞任、同日 浜田和幸就任

政府特別補佐人

人事院総裁

江利川 毅

公正取引委員会委員長 竹島 一彦

公害等調整委員会委員長

大内 捷司

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回 次	総 計 (人)	内 訳	
			本 会 議	委 員 会 等
平成 13年	151 (常 会)	4,788	1,351	3,437
	152 (臨時会)	122	78	44
	153 (臨時会)	3,041	913	2,128
14年	154 (常 会)	7,202	2,438	4,764
	155 (臨時会)	2,374	788	1,586
15年	156 (常 会)	7,374	1,814	5,560
	157 (臨時会)	489	295	194
	158 (特別会)	264	40	224
16年	159 (常 会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
	161 (臨時会)	1,675	436	1,239
17年	162 (常 会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,474	515	959
18年	164 (常 会)	7,147	2,263	4,884
	165 (臨時会)	3,681	1,127	2,554
19年	166 (常 会)	6,439	2,274	4,165
	167 (臨時会)	119	119	0
	168 (臨時会)	2,747	779	1,968
20年	169 (常 会)	4,573	1,823	2,750
	170 (臨時会)	1,368	663	705
21年	171 (常 会)	5,906	2,129	3,777
	172 (特別会)	173	172	1
	173 (臨時会)	1,447	723	724
22年	174 (常 会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常 会)	4,323	1,484	2,839

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件 数	総 計 (人)	参 観 内 訳					特別参観 (人)
			一 般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 8 年	5,777	177,443	32,185	93,720	45,952	2,668	2,918	55
9 年	5,350	180,875	41,617	92,382	42,366	2,287	2,223	10
10年	5,888	190,272	35,709	93,500	57,964	1,515	1,584	5
11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	9,461	123,164	35,019	65,304	17,866	3,814	1,161	402

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。
平成23年の数は、第177回国会終了日(8月31日)現在。

6 参议院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	(団体内訳)		
			小学校	中学校	その他
平成15年度	33,371	494	354	132	8
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度	55,539	832	636	159	37
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度 4月	3,097	60	12	43	5
5月	6,434	104	35	68	1
6月	8,481	118	85	27	6
7月	2,936	42	27	8	7
8月	902	41	4	2	35
9月	3,212	45	35	8	2
10月	8,383	120	116	3	1
11月	15,899	201	196	5	0
12月	13,691	187	183	3	1
1月	12,915	168	166	0	2
2月	14,839	205	200	3	2
3月	4,698	64	61	1	2
(平成22年度計)	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度 4月	42	2	1	1	0
5月	3,126	50	38	10	2
6月	7,528	89	79	8	2
7月	1,599	23	18	3	2
8月	586	26	0	2	24
(年度途中計)	12,881	190	136	24	30

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

— **ANALYSIS OF VARIANCE** —

[illegible]

8 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ハイチ共和国、ドミニカ共和国及びエルサルバドル共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (22. 10. 8 議長決定)	米国 ドミニカ エルサルバドル	22. 12. 4 ～12. 15	松山 政司君(自民) 姫井 由美子君(民主) 水戸 将史君(民主) 関口 昌一君(自民)	23. 4. 15 議院運営委員会 に報告書提出
セルビア共和国及びボスニア・ヘルツェゴビナに対する我が国の政府開発援助並びにオーストリア共和国における海外援助の制度と動向に関する調査 (22. 11. 12 議長決定)	オーストリア セルビア ボスニア・ヘルツェゴビナ	22. 12. 5 ～12. 10	大久保 勉君(民主) 小西 洋之君(民主) 北川 イッセイ君(自民)	23. 4. 15 議院運営委員会 に報告書提出
ガーナ共和国、ルワンダ共和国及びチュニジア共和国に対する我が国の政府開発援助並びにアフリカ開発銀行の活動状況等に関する調査 (22. 10. 26 議長決定)	ガーナ ルワンダ チュニジア	22. 12. 6 ～12. 18	柳澤 光美君(民主) 米長 晴信君(民主) 佐藤 正久君(自民)	23. 4. 15 議院運営委員会 に報告書提出
ベトナム社会主義共和国、ラオス人民民主共和国及びカンボジア王国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (22. 10. 28 議長決定)	ベトナム ラオス カンボジア	22. 12. 7 ～12. 15	大久保 潔重君(民主) 西田 昌司君(自民) 小熊 慎司君(みん) 紙 智子君(共産)	23. 4. 15 議院運営委員会 に報告書提出

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
気候変動枠組条約第16回締約国会議（C O P 16）の際の議員会議 (22. 11. 11 議長決定)	メキシコ	22. 12. 4 ～ 12. 9	轟木 利治君(民主) 川口 順子君(自民)	23. 4. 15 議院運営委員会 に報告書提出
第19回アジア・太平洋議員フォーラム（A P P F）総会出席 (22. 12. 15 議長決定)	モンゴル	23. 1. 23 ～ 1. 28	金子 洋一君(民主) 柴田 巧君(みん)	23. 4. 15 議院運営委員会 に報告書提出
第124回 I P U（列国議会同盟）会議出席 (23. 4. 5 議長決定)	パナマ	23. 4. 14 ～ 4. 23	小見山 幸治君(民主)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
G 20国会議長会議出席 (23. 4. 21 議長決定)	大韓民国	23. 5. 18 ～ 5. 20	広野 ただし君(民主) 山東 昭子君(自民)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

9 我が国で開催された国際会議

会議名	第32回日本・EU議員会議	
開催地	東京	
期 間	平成23年 5月19日、20日	
出席議員	日本国会代表团 団長 衆議院議員 鳩山 由紀夫君 副団長 参議院議員 藤田 幸久君 参議院議員 相原久美子君、江崎孝君、大石尚子君、大野元裕君、谷岡郁子君、猪口邦子君、川口順子君、岸信夫君、林芳正君、谷合正明君、中西健治君 衆議院議員 江端貴子君、大谷信盛君、後藤斎君、首藤信彦君、中川正春君、中林美恵子君、西村智奈美君、初鹿明博君、浜本宏君、福島伸享君、藤田一枝君、森本哲生君、森山浩行君、吉田統彦君、渡辺周君、北村誠吾君、後藤田正純君、菅原一秀君、西村康稔君、平井たくや君、保利耕輔君、佐藤茂樹君、笠井亮君	欧州議会代表团 団長 ヨハネス・コルネリス・ファン・パーレン君 (オランダ) 第1副団長 サンドラ・カリニエテ君 (ラトビア) 第2副団長 アルトゥル・ザサダ君 (ポーランド) マルコム・ハーバー君 (英国) ヨアン・ミルチャ・パシुक君 (ルーマニア) ブルーノ・ゴルニッシュ君 (フランス) フリーダ・ブレボルス君 (ベルギー) クサバ・ソゴー君 (ルーマニア) ラモナ・ニコレ・マネスク君 (ルーマニア)

10 国会に対する報告等 (22.12.4~23.8.31)

第176回国会閉会後から第177回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報 告 等 の 名 称
平成22年	
12. 7(火)	○平成22年度第2・四半期予算使用の状況 ○平成22年度第2・四半期国庫の状況
8(水)	○会計検査院法第30条の2の規定に基づく「都道府県及び政令指定都市における国庫補助事業に係る事務費等の不適正な経理処理等の事態、発生の背景及び再発防止策について」の報告(平成22年12月)
10(金)	○スーダン住民投票監視国際平和協力業務実施計画(平成22年12月) ○破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成22年12月) ○通貨及び金融の調節に関する報告書(平成22年12月)
17(金)	○広島平和記念都市建設事業進捗状況報告書 ○長崎国際文化都市建設事業進捗状況報告書 ○旧軍港市転換事業進捗状況報告書 ○別府国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○伊東国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○熱海国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○横浜国際港都建設事業進捗状況報告書 ○神戸国際港都建設事業進捗状況報告書 ○奈良国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 ○京都国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 ○松江国際文化観光都市建設事業進捗状況報告書 ○芦屋国際文化住宅都市建設事業進捗状況報告書 ○松山国際観光温泉文化都市建設事業進捗状況報告書 ○軽井沢国際親善文化観光都市建設事業進捗状況報告書
平成23年	
1. 25(火)	○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告(平成23年1月)
28(金)	○平成21年度特別会計財務書類 ○ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成23年1月) ○ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成23年1月) ○国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成22年7月1日から同年12月31日まで) ○平成23年度地方団体の歳入歳出総額の見込額 ○平成21年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告 ○平成21年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
2. 1(火)	○行政組織の新設改廃状況報告書(平成22年10月1日から平成23年1月23日まで)
4(金)	○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成22年)
25(金)	○消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告(平成23年2月)
3. 8(火)	○平成22年度第3・四半期予算使用の状況 ○平成22年度第3・四半期国庫の状況
15(火)	○平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震緊急災害現地対策本部の設置の報告 ○地方財政の状況(平成23年3月)
18(金)	○平成23年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告

23(水)	○平成22年官民人事交流に関する年次報告
4. 1(金)	○平成22年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告 ○平成22年防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告
8(金)	○東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更(平成23年4月) ○東ティモール国際平和協力業務の実施の状況(平成23年4月) ○ネパール国際平和協力業務の実施の結果(平成23年4月) ○スーダン住民投票監視国際平和協力業務の実施の結果(平成23年4月)
12(火)	○日本放送協会平成21年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書
15(金)	○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告(平成22年1月1日から同年12月31日まで) ○平成22年団体規制状況の年次報告
26(火)	○「平成22年度森林及び林業の動向」及び「平成23年度森林及び林業施策」
5. 24(火)	○平成22年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成23年度交通安全施策に関する計画」
27(金)	○平成22年度食育推進施策 ○「平成22年度水産の動向」及び「平成23年度水産施策」
31(火)	○「平成22年度食料・農業・農村の動向」及び「平成23年度食料・農業・農村施策」
6. 3(金)	○平成22年度犯罪被害者等施策 ○平成22年度公害等調整委員会年次報告
7(火)	○「平成22年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」及び「平成23年度高齢社会対策」 ○平成22年度子ども・若者の状況及び子ども・若者育成支援施策の実施状況 ○「平成22年度環境の状況」及び「平成23年度環境の保全に関する施策」 ○「平成22年度循環型社会の形成の状況」及び「平成23年度循環型社会の形成に関する施策」 ○「平成22年度生物の多様性の状況」及び「平成23年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」
10(金)	○平成22年度障害者施策の概況 ○平成22年度我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況 ○通貨及び金融の調節に関する報告書(平成23年6月)
14(火)	○2010年の国際労働機関第99回総会において採択された勧告に関する報告書 ○「防災に関してとった措置の概況」及び「平成23年度の防災に関する計画」 ○平成22年度首都圏整備に関する年次報告 ○「平成22年度土地に関する動向」及び「平成23年度土地に関する基本的施策」 ○「平成22年度観光の状況」及び「平成23年度観光施策」
17(金)	○消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告(平成23年6月) ○平成22年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況 ○破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成23年6月) ○平成22年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告 ○平成22年度人権教育及び人権啓発施策 ○平成22年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告 ○平成22年度人事院の業務状況報告書
21(火)	○「平成22年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成23年度男女共同参画社会の形成の促進施策」
24(金)	○スーダン国際平和協力業務実施計画の変更(平成23年6月) ○スーダン国際平和協力業務の実施の状況(平成23年6月) ○平成22年度第1・四半期予算使用の状況(出納整理期間を含まず。)

	○平成22年度第1・四半期国庫の状況
7. 1(金)	○「平成22年度中小企業の動向」及び「平成23年度中小企業施策」
8(金)	○海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動について(平成23年7月)
12(火)	○平成22年度科学技術の振興に関する年次報告
26(火)	○森林・林業基本計画(平成23年7月)
	○国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成23年1月1日から同年6月30日まで)
	○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告(平成23年7月)
27(水)	○国と地方の協議の場 (平成23年度第1回)における協議の概要に関する報告書
29(金)	○ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成23年7月)
	○ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成23年7月)
8. 29(月)	○国と地方の協議の場(平成23年度第1回臨時会合)における協議の概要に関する報告書
30(火)	○平成22年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告
	○平成22年度国立国会図書館年報

11 国会関係日誌（22.12.4～23.8.31）

年月日	事 項
【第176回国会(臨時会)閉会後】	
平成22年	
12. 4(土)	○ 議会開設百二十年記念国会特別参観(～5日)
8(水)	○ 島津尚純元衆議院議員逝去 ○ 和田一仁元衆議院議員逝去
13(月)	○ ウズベキスタン共和国最高会議上院議長一行、西岡議長訪問
14(火)	○ 大村秀章衆議院議員、自由民主党・無所属の会を退会
16(木)	○ 井上喜一元衆議院議員(元防災担当相)逝去
22(水)	○ 選挙制度の改革に関する検討会(第1回)
23(木)	○ 渡部通子元参議院議員(元衆議院議員)逝去
25(土)	○ 谷口是巨元衆議院議員逝去
26(日)	○ 宮崎県知事選、河野俊嗣氏当選
平成23年	
1. 11(火)	○ 石田芳弘衆議院議員、議員辞職
13(木)	○ 与謝野馨衆議院議員、たちあがれ日本を退会
14(金)	○ 菅第2次改造内閣発足 ○ 常会召集を閣議決定 ○ 大村秀章衆議院議員、辞職許可
17(月)	○ 亀長友義元参議院議員逝去
18(火)	○ ウクライナ共和国大統領一行、西岡議長訪問 ○ 与謝野馨衆議院議員、民主党・無所属クラブに所属
19(水)	○ ブルキナファソ国民議会議長一行、西岡議長訪問
【第177回国会(常会)】	
24(月)	○ 参・本会議(6特別委員会設置、政府4演説) ○ 衆・本会議(決算行監委員長選挙、8特別委員会設置、政府4演説) ○ 開会式 ○ ボツワナ共和国国民議会議長一行(参議院招待)、西岡議長訪問 ○ 衆議院東海選挙区、望月義夫君繰上補充当選(大村秀章君の補欠)、自由民主党・無所属の会に所属
25(火)	○ ブルガリア共和国首相一行、西岡議長訪問
26(水)	○ 衆・本会議(代表質問1日目)
27(木)	○ 参・本会議(代表質問1日目) ○ 衆・本会議(代表質問2日目) ○ 宮田早苗元衆議院議員逝去
28(金)	○ 参・本会議(代表質問2日目) ○ 衆・予算委(平成23年度総予算提案理由説明) ○ 菅総理、スイス訪問(ダボス会議出席、～30日)
30(日)	○ 山梨県知事選、横内正明氏再選
31(月)	○ 衆・予算委(平成23年度総予算基本的質疑)
2. 1(火)	○ 衆・予算委(平成23年度総予算基本的質疑)
2(水)	○ 衆・予算委(平成23年度総予算基本的質疑)

- 3(木) ○ 衆・予算委(平成23年度総予算基本的質疑)
- 4(金) ○ 衆・予算委
- 6(日) ○ 愛知県知事選、大村秀章氏当選
- 7(月) ○ 衆・予算委
- 8(火) ○ 衆・予算委(集中審議「社会保障などマニフェストの財源問題等」)
- 9(水) ○ 参・本会議
○ 衆・予算委
○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
- 10(木) ○ 衆・予算委
○ ウズベキスタン共和国大統領一行、西岡議長訪問
- 14(月) ○ 参・決算委(平成20年度決算議決、措置要求議決)
- 15(火) ○ 衆・予算委
○ 衆・本会議(平成23年度公債発行特例法案、所得税法案趣旨説明・質疑、地方税法案、地方交付税法案、公害防止特措法案趣旨説明・質疑)
○ 益田洋介元参議院議員逝去
- 16(水) ○ 参・本会議(平成21年度決算の概要報告・質疑、平成20年度決算議決)
○ 参・決算委(平成21年度決算概要説明)
○ 衆・予算委(集中審議「外交、安保等」)
- 17(木) ○ 衆・予算委
- 18(金) ○ 衆・予算委
- 21(月) ○ 衆・予算委(集中審議「政治とカネ」)
- 22(火) ○ 衆・予算委公聴会
- 23(水) ○ 衆・予算委(集中審議「菅内閣の政治姿勢」)
○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
○ 網岡雄元衆議院議員逝去
- 24(木) ○ 衆・予算委
○ 衆・本会議(平成23年度子ども手当法案趣旨説明・質疑)
- 25(金) ○ 衆・予算委分科会
- 28(月) ○ 衆・予算委(集中審議「菅内閣の基本姿勢」、締めくり質疑、平成23年度総予算可決)
○ 衆・本会議(予算委員長解任決議案否決)
- 3. 1(火) ○ 衆・本会議(平成23年度総予算可決)
○ 瀬野栄次郎元衆議院議員逝去
- 4(金) ○ 参・予算委(平成23年度総予算趣旨説明、基本的質疑)
- 7(月) ○ 参・予算委(平成23年度総予算基本的質疑)
- 8(火) ○ 参・予算委
- 9(水) ○ 参・予算委
○ 服部安司元参議院議員(元郵政相、元衆議院議員)逝去
- 10(木) ○ 参・予算委(集中審議「社会保障」)
○ 衆・本会議
- 11(金) ○ 参・決算委(平成21年度決算全般質疑)
○ 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震発生
- 15(火) ○ 土肥隆一衆議院議員、民主党・無所属クラブを退会
- 17(木) ○ 衆・本会議
- 18(金) ○ 参・本会議
- 20(日) ○ 井上敦元衆議院議員逝去
- 22(火) ○ 参・予算委
○ 衆・本会議
- 23(水) ○ 参・予算委公聴会
- 24(木) ○ 参・予算委委嘱審査(特別委)
○ 常任委員長懇談会(東北地方太平洋沖地震の被害状況及びその対応等)
- 25(金) ○ 参・本会議
○ 参・予算委委嘱審査(常任委)
○ 衆・本会議

- 28(月) ○ 参・予算委
- 29(火) ○ 参・予算委(平成23年度総予算締めくり質疑、平成23年度総予算否決)
- 参・本会議(平成23年度総予算否決)
- 衆・本会議
- 平成23年度一般会計予算外2件両院協議会(成案を得ず)、平成23年度総予算成立
- 31(木) ○ 衆・本会議
- 参・本会議
- 藤田スミ元衆議院議員逝去
- 4. 2(土) ○ 小山一平元参議院議員(元副議長)逝去
- 4(月) ○ 笠岡喬元衆議院議員逝去
- 10(日) ○ 北海道知事選で高橋はるみ氏3選、東京都知事選で石原慎太郎氏4選、神奈川県知事選で黒岩祐治氏当選、福井県知事選で西川一誠氏3選、三重県知事選で鈴木英敬氏当選、奈良県知事選で荒井正吾氏再選、鳥取県知事選で平井伸治氏再選、島根県知事選で溝口善兵衛氏再選、徳島県知事選で飯泉嘉門氏3選、福岡県知事選で小川洋氏当選、佐賀県知事選で古川康氏3選、大分県知事選で広瀬勝貞氏3選
- 12(火) ○ 衆・本会議(郵政改革特別委員会設置)
- 14(木) ○ 白沢三郎元衆議院議員逝去
- 15(金) ○ 参・本会議(東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議)
- 衆・本会議
- 選挙制度の改革に関する検討会(第2回)
- 18(月) ○ 参・予算委(集中審議「東日本大震災」)
- 20(水) ○ 参・本会議
- 22(金) ○ 衆・本会議(東日本大震災に関する決議、東日本大震災への国際的支援に対する感謝決議、日独交流百五十周年に当たり日独友好関係の増進に関する決議)
- 中村太郎元参議院議員(元労相)逝去
- 23(土) ○ 森井忠良元衆議院議員(元厚相)逝去
- 24(日) ○ 衆議院愛知6区補選、丹羽秀樹君当選
- 25(月) ○ 参・決算委(平成21年度決算全般質疑)
- 参・予算委(集中審議「東日本大震災・原発事故」)
- 25(月) ○ 参・外交防衛委員派遣(宮城県・福島県)
- 参・災害対策特別委員長派遣(宮城県)
- 丹羽秀樹衆議院議員、自由民主党・無所属の会に所属
- 26(火) ○ 衆・予算委(集中審議「東日本大震災関連」)
- 参・農林水産委員長派遣(宮城県)
- 27(水) ○ 参・本会議
- 28(木) ○ 衆・予算委(平成23年度補正予算提案理由説明)
- 衆・本会議(財政演説(平成23年度補正予算))
- 参・本会議(財政演説(平成23年度補正予算)・質疑)
- 29(金) ○ 衆・予算委(平成23年度補正予算基本的質疑)
- 30(土) ○ 衆・予算委(平成23年度補正予算締めくり質疑、平成23年度補正予算可決)
- 衆・本会議(平成23年度補正予算可決)
- 5. 1(日) ○ 参・予算委(平成23年度補正予算趣旨説明、総括質疑)
- 2(月) ○ 参・予算委(平成23年度補正予算締めくり質疑、平成23年度補正予算可決)
- 参・本会議(平成23年度補正予算可決)
- 10(火) ○ 参・環境委員長派遣(宮城県)
- 12(木) ○ 衆・本会議
- 12(木) ○ 参・総務委員長派遣(宮城県)
- 13(金) ○ 参・本会議(総務委員長辞任・選挙)
- 参・予算委(集中審議「東日本大震災・原発事故」)
- 15(日) ○ 庄司幸助元衆議院議員逝去
- 16(月) ○ 衆・予算委(集中審議「東日本大震災対策並びに原発問題等」)
- 参・決算委
- オーストラリア連邦下院議長、西岡議長訪問
- 17(火) ○ 衆・本会議
- 18(水) ○ 参・本会議(参議院憲法審査会規程案可決)

	○ 参・決算委 ○ 欧州議会代表团、西岡議長訪問 ○ 佐藤ゆうこ衆議院議員、民主党・無所属クラブを退会 ○ 佐藤孝行元衆議院議員(元総務庁長官)逝去
19(木)	○ 衆・本会議(震災復興特別委員会設置、震災復興基本法案(閣法)、内閣法及び内閣府設置法案、東日本大震災復興再生基本法案趣旨説明・質疑) ○ 第32回日本・EU議員会議(～20日)
20(金)	○ 参・本会議 ○ 衆・震災復興特別委(東日本大震災復興基本法案(閣法)案等提案理由説明) ○ 参・予算委(集中審議「東日本大震災・原発事故等」)
22(日)	○ 第4回日中韓サミット(東京)
23(月)	○ 衆・震災復興特別委
24(火)	○ 参・決算委 ○ 衆・震災復興特別委 ○ 衆・本会議
25(水)	○ 衆・震災復興特別委 ○ 菅総理、欧州訪問(G8(仏・ドーヴィル)出席、～28日)
26(木)	○ 衆・本会議 ○ 参・財政金融委委員派遣(宮城県)
27(金)	○ 参・本会議 ○ 参・決算委 ○ 参・予算委(参考人意見陳述・質疑「原発事故等」) ○ 塩崎潤元衆議院議員(元総務庁長官)逝去
30(月)	○ 衆・震災復興特別委 ○ 参・決算委
31(火)	○ 衆・震災復興特別委 ○ 衆・本会議
6. 1(水)	○ 参・本会議(G8ドーヴィル・サミット報告・質疑) ○ 国家基本政策委合同審査会(党首討論)
2(木)	○ 衆・本会議(菅内閣不信任決議案否決)
3(金)	○ 参・予算委(集中審議「懸案事項」) ○ 松木けんこう衆議院議員・横糸勝仁衆議院議員、民主党・無所属クラブを退会
5(日)	○ 伊藤昌弘元衆議院議員逝去 ○ 青森県知事選、三村申吾氏3選
6(月)	○ 参・決算委 ○ 清水達雄元参議院議員逝去
7(火)	○ メキシコ合衆国下院議長、西岡議長訪問
8(水)	○ 参・本会議
9(木)	○ 衆・震災復興特別委(東日本大震災復興基本法案(衆法)起草) ○ 衆・本会議 ○ 参・文教科学委委員派遣(岩手県)
10(金)	○ 参・予算委(集中審議「懸案事項」) ○ 衆・震災復興特別委 ○ 衆・本会議(東日本大震災復興基本法案(衆法)可決)
13(月)	○ 参・本会議(震災復興特別委員会設置、東日本大震災復興基本法案趣旨説明・質疑、3調査会中間報告) ○ 参・震災復興特別委(東日本大震災復興基本法案趣旨説明)
14(火)	○ 参・震災復興特別委(東日本大震災復興基本法案質疑) ○ 衆・本会議
15(水)	○ 参・本会議 ○ 参・震災復興特別委(東日本大震災復興基本法案質疑)
16(木)	○ 参・震災復興特別委(東日本大震災復興基本法案参考人質疑) ○ 衆・本会議
17(金)	○ 参・本会議

	○ 参・震災復興特別委(東日本大震災復興基本法案質疑「原発問題等」) ○ 選挙制度の改革に関する検討会(第3回)
20(月)	○ 参・震災復興特別委(東日本大震災復興基本法案質疑、東日本大震災復興基本法案可決) ○ 参・本会議(東日本大震災復興基本法案可決)
22(水)	○ 参・本会議 ○ 衆・本会議(会期を8月31日まで70日間延長を議決)
23(木)	○ 沖縄全戦没者追悼式(西岡議長出席)
7. 3(日)	○ 群馬県知事選、大澤正明氏再選
5(火)	○ 中国全人代常務委員会副委員長兼秘書長、西岡議長訪問 ○ 浜田和幸参議院議員、自由民主党を退会
6(水)	○ 衆・予算委(集中審議「延長国会における諸課題」)
7(木)	○ 参・予算委(集中審議「懸案事項」)
8(金)	○ 参・震災復興特別委 ○ 衆・本会議(原子力損害賠償支援機構法案趣旨説明・質疑) ○ 衆・震災復興特別委(原子力損害賠償支援機構法案提案理由説明)
9(土)	○ 石原登元衆議院議員逝去
11(月)	○ 参・震災復興特別委 ○ 衆・震災復興特別委
12(火)	○ 衆・震災復興特別委
13(水)	○ 衆・震災復興特別委
14(木)	○ 衆・本会議(再生可能エネルギー法案等趣旨説明・質疑) ○ 参・震災復興特別委 ○ 衆・震災復興特別委
15(金)	○ 衆・本会議(財政演説(平成23年度第2次補正予算)・質疑) ○ 参・本会議(財政演説(平成23年度第2次補正予算)・質疑) ○ 衆・予算委(平成23年度第2次補正予算提案理由説明)
19(火)	○ 衆・予算委(平成23年度第2次補正予算基本的質疑)
20(水)	○ 衆・予算委(平成23年度第2次補正予算基本的質疑・締めくり質疑、平成23年度第2次補正予算可決) ○ 衆・本会議(平成23年度第2次補正予算可決) ○ 衆・震災復興特別委
21(木)	○ 参・予算委(平成23年度第2次補正予算趣旨説明、総括質疑)
22(金)	○ 参・予算委(平成23年度第2次補正予算総括質疑)
24(日)	○ 増岡博之元衆議院議員(元厚相)逝去
25(月)	○ 参・予算委(平成23年度第2次補正予算締めくり質疑、平成23年度第2次補正予算可決) ○ 参・本会議(平成23年度第2次補正予算可決) ○ 衆・震災復興特別委
26(火)	○ 衆・震災復興特別委(原子力損害賠償支援機構法案修正議決)
27(水)	○ 参・震災復興特別委
28(木)	○ 参・震災復興特別委 ○ 衆・本会議(原子力損害賠償支援機構法案修正議決) ○ 参・外交防衛委委員派遣(宮城県・福島県)
29(金)	○ 衆・震災復興特別委 ○ 参・本会議(原子力損害賠償支援機構法案趣旨説明・質疑) ○ 参・震災復興特別委(原子力損害賠償支援機構法案趣旨説明)
31(日)	○ 埼玉県知事選、上田清司氏3選
8. 1(月)	○ 参・震災復興特別委(原子力損害賠償支援機構法案質疑)
2(火)	○ 参・震災復興特別委(原子力損害賠償支援機構法案質疑、原子力損害賠償支援機構法案可決) ○ 衆・本会議 ○ 衆・震災復興特別委
3(水)	○ 参・本会議(原子力損害賠償支援機構法案可決)
4(木)	○ 衆・本会議
5(金)	○ 参・決算委(平成21年度決算准総括質疑)

	○ 参・本会議
6(土)	○ 広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式(西岡議長出席)
8(月)	○ 衆・予算委(集中審議「外交・安保等」)
9(火)	○ 衆・震災復興特別委
	○ 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典(西岡議長出席)
10(水)	○ 参・本会議
11(木)	○ 参・予算委(集中審議「懸案事項」)
	○ 衆・本会議(平成20年度決算議決)
	○ 参・震災復興特別委
12(金)	○ 参・本会議
15(月)	○ 全国戦没者追悼式(尾辻副議長出席)
22(月)	○ 参・本会議(平成23年度公債発行特例法案趣旨説明・質疑)
	○ 参・財政金融委(平成23年度公債発行特例法案趣旨説明)
23(火)	○ 参・財政金融委(平成23年度公債発行特例法案質疑)
	○ 衆・本会議(再生可能エネルギー法案等可決)
	○ 三浦隆元衆議院議員逝去
24(水)	○ 参・本会議(再生可能エネルギー法案等趣旨説明・質疑)
	○ 参・経済産業委(再生可能エネルギー法案等趣旨説明・質疑)
25(木)	○ 参・経済産業、農林水産、環境連合審査会(再生可能エネルギー法案等質疑)
	○ 参・経済産業委(再生可能エネルギー法案等質疑、再生可能エネルギー法案等可決)
	○ 衆・震災復興特別委
26(金)	○ 参・財政金融委(平成23年度公債発行特例法案趣旨説明可決)
	○ 参・本会議(再生可能エネルギー法案等可決、平成23年度公債発行特例法案可決)
	○ 選挙制度の改革に関する検討会(第4回)
29(月)	○ 民主党代表選、野田佳彦君を選出
30(火)	○ 菅内閣総辞職
	○ 衆・本会議(内閣総理大臣に野田佳彦君を指名)
	○ 参・本会議(内閣総理大臣に野田佳彦君を指名)
31(水)	○ 参・本会議
	○ 衆・本会議